

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和5年3月

地域福祉課

目 次

重点事項

第1	生活困窮者自立支援制度の推進等について	1
第2	地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について	6
第3	ひきこもり支援について	8
第4	成年後見制度の利用促進について	11
第5-1	地域福祉(支援)計画について	14
第5-2	民生委員・児童委員について	15

連絡事項

第1	生活困窮者自立支援制度の推進等について	18
第2	地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について	46
第3	ひきこもり支援について	60
第4	成年後見制度の利用促進について	64
第5	地域福祉の推進等について	74
第6	地方改善事業等について	88
第7	消費生活協同組合の指導・監督について	93

参考資料

1	生活困窮者自立支援制度関連	102
2	地域共生社会関連	114
3	ひきこもり支援関連	119
4	成年後見制度の利用促進関連	126
5	地域福祉の推進等関連	135
6	地方改善事業等関連	144
7	消費生活協同組合関連	148
8	令和5年度予算案(地域福祉課)の概要	151

重点事項

第1 生活困窮者自立支援制度の推進等について

(1) 現状・課題

- これまで、緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金等の重層的なセーフティネットによる支援を行ってきたが、緊急小口資金等の特例貸付は昨年9月末、生活困窮者自立支援金は昨年12月末で申請期限を終了した。また、住居確保給付金の特例措置については、申請期限を本年3月末までとし、一部の特例については恒久化するなどの見直しを行う予定である。
- 特に、緊急小口資金等の特例貸付については、本年1月から償還を開始しているところ、償還免除の承認を受けた方や、償還が困難で猶予された方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対し、生活再建に向けた重点的な支援が求められる。
- また、生活困窮者自立支援制度の見直しについては、昨年12月、社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会において「中間まとめ」を公表した。支援会議の設置の努力義務化、就労準備支援事業・家計改善支援事業の必須事業化、シェルター事業又は地域居住支援事業の少なくとも一方の実施の努力義務化等について検討していくことが必要とされた。

(2) 令和5年度の取組

- 令和4年度第二次補正予算及び令和5年度当初予算案において、生活困窮者に対する切れ目のない支援を行い、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図るための予算を計上。
 - 令和4年度第二次補正予算において、特例貸付の借受人、自立支援金の受給終了者等へのフォローアップ支援を行うため、自立相談支援事業、家計改善支援事業等の支援員の加配やアウトリーチ支援を行うための支援員の配置などの体制強化を図るほか、安定的な住まいの確保に向けた自治体の取組を支援する事業を実施することとしている。
 - 令和5年度当初予算案において、地域居住支援事業の運用改善や就労体験・訓練先の確保に向けたモデル事業を実施するほか、子どもの学習・生活支援事業におけるヤングケアラー等の個別の課題に対応した支援強化等を図ることとしている。
- 制度見直しについては、中間まとめで示された対応の方向性を踏まえ、順次取組を進めていくとともに、今後、国からの必要な支援等について検討するため、任意事業等の実施状況等に関する調査を行うことなどにより、自治体の状況等の把握を行う。

(3) 依頼・連絡事項

- 令和4年度第二次補正予算の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金や令和5年当初予算案を活用し、引き続き生活困窮者の自立支援に向けた積極的な取組をお願いしたい。
- 特に、緊急小口資金等の特例貸付の償還が困難な方に対しては、社会福祉協議会と連携の上、**相談の呼びかけを行い、積極的に償還免除や償還猶予等に結びつけることにより、生活再建に向けた支援**をお願いしたい。また、借受人等へのフォローアップ支援のため、**①自立相談支援機関の支援体制の整備、②家計改善支援事業の実施・充実、③関係機関との連携**をお願いしたい。参考資料において、**償還猶予の相談等、フォローアップ支援に係る取組の好事例を掲載している**ので参考とされたい。
- 中間まとめで示された対応の方向性を踏まえ、**上記調査に御協力いただくとともに、任意事業の未実施の自治体においては、その実施について積極的に御検討いただきたい。また、中間まとめにおいて、生活困窮者自立支援制度が十分に知られていないなどといった指摘があったことを踏まえ、積極的な広報をお願いしたい。**
- 住居確保給付金については、**本年4月からコロナ特例の一部恒久化などの見直しを予定している**ので、御了知の上、円滑な給付をお願いしたい。

生活困窮者自立支援制度の概要

H31年度予算:438億円 R2年度予算:487億円
R3年度予算:555億円 R4年度予算:594億円
R5年度予算案:545億円 + R4二次補正予算60億円(※)
※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等

包括的な相談支援

◆**自立相談支援事業**
(全国906福祉事務所設置自治体で1,388機関
(令和4年4月1日時点) **国費3/4**

- (対個人)
・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成
- (対地域)
・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆**福祉事務所未設置町村による相談の実施**
・希望する町村において、一次的な相談等を実施 **国費3/4**

◇**アウトリーチ等の充実**
ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 **国費3/4**

◆**都道府県による市町村支援事業** **国費1/2**
・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施 **国費10/10**

◇**都道府県等による企業開拓・マッチング支援事業**
・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング・定着までの一貫した支援
※ 農業分野との連携等地域の実情に応じた取組の促進



※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

生活困窮者自立支援の機能強化事業

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数
(令和4年度第二次補正予算)

【要旨】

○ コロナ禍での物価高騰への対応や、特例貸付の借受人、自立支援金の終了者等へのプッシュ型によるフォローアップ支援を強化するため、柔軟な相談支援を行うための体制強化等を行い、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
906自治体)

事業内容

各自治体において、コロナ禍における物価高騰への対応や、生活困窮者自立支援金の受給者を含む特例貸付の借受人へのプッシュ型によるフォローアップ支援を強化するため、柔軟な相談支援体制を整備する等、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行うための以下の事業を実施する。

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)の強化
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ④ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- ⑤ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑥ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- ⑦ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑧ 生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備
 - ・ 地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォームの設置
 - ・ 支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援(1団体50万円上限)
- ⑨ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

補助の流れ

厚生労働省 → 交付金 → 都道府県 → (906自治体) → 市・区等 → 自立相談支援機関等

補助率

①～⑦、⑨ 国 3/4
⑧ 国 10/10

【○自治体、NPO等による生活困窮者支援・自殺対策の取組等への支援】

施策名: 居住生活支援加速化事業

令和4年度第二次補正予算 1.0億円

① 施策の目的

不安定居住者等の居住支援ニーズが高まっている状況を踏まえ、自治体の居住支援の取組を加速化させることで、住居を失うおそれが生じている生活困窮者の安定した住まいの確保を図る。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

住居を失うおそれが生じている生活困窮者の安定的な住まいを確保するため、居住後も継続的にきめ細かな支援を行う先進自治体の取組を支援し、全国にその取組を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体) ※社会福祉法人、居住支援法人、NPO法人等へ委託可

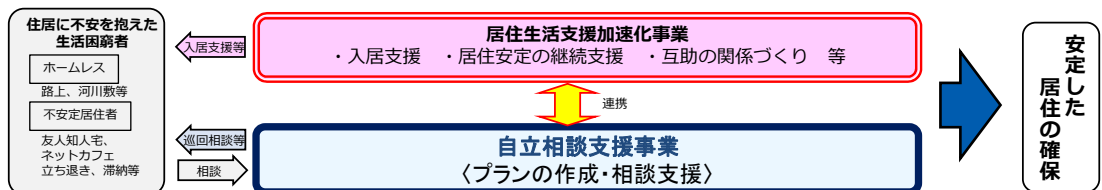
【補助率】 10/10(国庫補助基準額の上限あり)

【支援対象者】 住居を失うおそれが生じている生活困窮者

【事業内容】 以下①～⑤の取組のうち、①及び②は必須とし、住まいの相談員を配置すること。また、取組にあたっては、自立相談支援機関と連携すること。

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 入居支援 ② 居住安定の継続支援 ③ 互助の関係づくり ④ 地域づくり関連業務 ⑤ その他 | <p>相談、不動産業者への同行、物件や家賃債務保証業者の斡旋の依頼、入居契約等の手続き支援</p> <p>訪問等による見守りや生活支援、相談内容に応じて関係機関やインフォーマルサービス等への繋ぎ(ハローワーク、生活援助サービス等)</p> <p>地域住民とのつながりの構築支援(サロンやリビング、空き家を活用した交流施設 等)</p> <p>関係機関と連携した社会資源(公営住宅、空き家、他施設等)や担い手の開拓</p> <p>地域の居住支援ニーズの把握、住宅部局・福祉部局等の関係機関による共通アセスメントシートの作成など、</p> <p>①～④の取組に資する業務</p> |
|---|---|

【事業スキーム】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮し、住居を失うおそれが生じている生活困窮者のセーフティネットを強化する。

令和5年度当初予算案 545億円の内数 (594億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 住まいを失うおそれのある生活困窮者に対して、就労の基盤となる住まいを確保することで就労自立を支援する。
- コロナ禍における特例的な対応を一部恒久化するとともに、自立支援機能の強化等が図られるよう見直しを行う。

2 事業の概要・スキーム

支給対象者

- ① 離職・廃業後2年以内の者
- ② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

収入要件

世帯収入の月額が均等割非課税額(年額)の
1/12+住宅扶助額以下
※別途資産要件(最大100万円以下)あり

支給額

家賃額(住宅扶助額が上限)
※収入に応じた額を支給
※原則3か月、最大9か月まで

コロナ特例の見直し

- 職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例を恒久化
- 求職活動要件について、自治体の無料職業紹介の窓口への求職申込でも可能とする特例を恒久化
- 本則による再支給(最大9か月)について、解雇された者だけでなく、新たにシフト減等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状態にある者も対象とし、コロナ特例による再支給(3か月)は終了
※ 就労自立の意欲を阻害しないよう、再支給までの期間を1年以上空けることとする

その他の見直し

- 児童扶養手当、児童手当等の特定の目的のために支給されている手当等を収入算定から除外
- 求職活動要件について、自営業者等の場合は、一定期間、ハローワークへの求職活動に代え、事業再生のための活動でも可とする
- 「離職・廃業後2年以内」という支給要件について、疾病、負傷等のやむを得ない事情がある場合、当該事情により求職活動が困難な期間を考慮できる取扱いとする(最長4年)

3 実施主体等

- 福祉事務所設置自治体

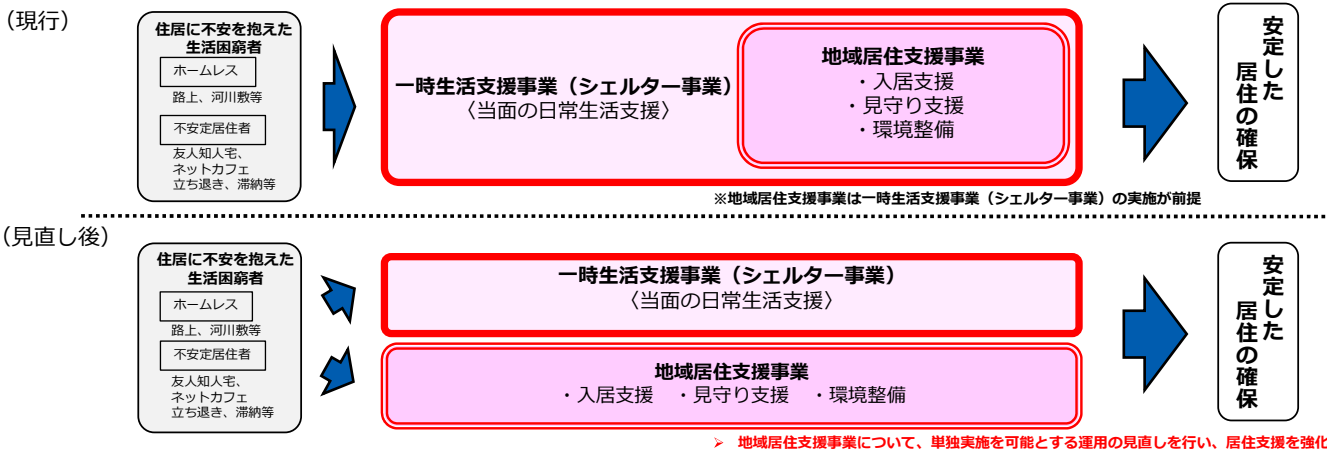
拡充 居住支援の強化(地域居住支援事業)

令和5年度当初予算案 545億円の内数 (594億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 福祉事務所設置自治体においては、住居喪失者に対して一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供する一時生活支援事業を実施しているほか、シェルター退所者や不安定居住者が地域の中で安定して生活することができるよう、入居支援や見守り支援を行う地域居住支援事業を実施している。
- コロナ禍において、年代・性別・地域を問わず、住まいの確保に困難を抱えている人が多く、居住支援のニーズが顕在化していることから、一時生活支援事業の実施を前提とした地域居住支援事業について、単独実施を可能とする運用の見直しを行うなど、生活困窮者に対する居住支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 福祉事務所設置自治体(社会福祉法人、NPO法人等へ委託可)

1 事業の目的

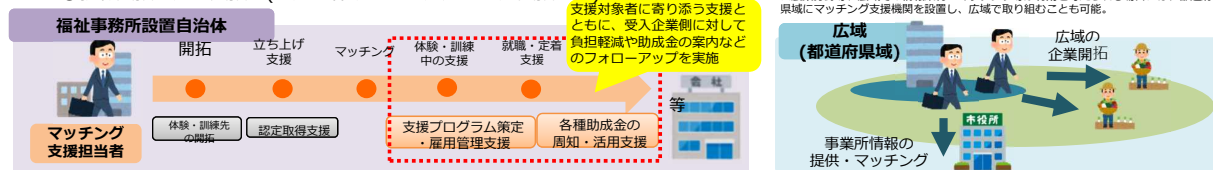
- 生活困窮者の中には、生活リズムが整っていない、社会との関わりに不安を抱えている等の課題を抱え、就労に向けて一定の準備を必要とする者も多いため、就労に向けた準備として、就労体験や就労訓練を受け入れる場を確保し、支援対象者とその特性に応じた受入先を適切につなげることが重要である。
- こうした就労体験・訓練の受入先の確保等にあたっては、受入企業側の理解と、支援対象者の特性に応じた業務切り出しなどの支援ノウハウが必要となることから、受入先の開拓から支援対象者と受入企業とをマッチングするための事業を実施しているところであるが、
・就労体験・訓練中の支援対象者・受入企業双方に対するフォローアップが不十分であり、受入企業側が対応できていない
・就労体験・訓練先の開拓・マッチングは、就労準備支援事業や認定就労訓練事業など各種事業それぞれの支援員が兼務して担当しているため、支援対象者一人ひとりの特性や企業側の状況を十分に把握した丁寧な支援ができていないことや、それぞれの事業ごとに情報が共有できず支援にはばつきがあることなどが課題となっている。
- そのため、企業開拓から就労体験・訓練の効果的な実施、定着支援までを着実に実行するため、①新たに就労体験・訓練中の利用者・受入企業双方に対するフォローアップ支援を追加するとともに、②利用者の特性と企業側の受入体制を熟知し一貫した支援を行う専門員を配置するためのモデル事業を実施し、就労体験・就労訓練を活用した就労支援の取組の全国展開を検討する。
※令和2年度から令和4年度まで実施の「就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業」(補助率10/10)について、事業内容を拡充。

2 事業の概要・スキーム

企業開拓から就労体験・訓練の効果的な実施、定着支援までを着実に実行するため、福祉事務所設置自治体等で、支援対象者と受入企業への支援を同時に行うマッチング支援担当者を配置するなどにより、以下の取組を一体的に実施するモデル事業を実施する。

- ①就労体験・就労訓練先の開拓 (支援対象者の特性や地域の人手不足分野に応じた開拓)
- ②事業所に対する受入体制整備支援 (支援対象者の特性に応じた業務切り出しなど)
- ③マッチングの実施 (支援対象者の特性と事業所の特徴を踏まえたマッチング)
- ④就労体験・就労訓練先への支援・負担軽減 (支援プログラムの策定支援や雇用管理支援など)
- ⑤就職支援・定着支援 (雇用関係助成金の周知・活用支援など)

※農業分野等、広域での情報集約・マッチング等が有効と考えられる場合には、都道府県域にマッチング支援機関を設置し、広域で取り組むことも可能。



3 実施主体等

- 【実施主体】 福祉事務所設置自治体等
- 【補助率】 10/10

緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について (概要) (令和4年10月28日付け 事務連絡)

- 緊急小口資金等の特例貸付については、令和5年1月から償還が開始されること、償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対し、以下のとおり、フォローアップ支援を行う。

1 償還免除を行った借受人

- ・ 自立相談支援機関に借受人の **情報を提供、訪問等のアウトリーチ**による **プッシュ型の積極的なフォローアップ支援**【社協】
- ・ 社協から情報提供を受け、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援や就労支援、ハローワークや福祉事務所と連携するなど、今後の生活再建に向けた支援を実施【自立相談支援機関】

2 未応答の借受人

- ・ 償還開始の案内時に償還免除申請を **再案内、個別の郵送や電話等による償還免除のプッシュ型**による申請勧奨【社協】
- ・ その際、**償還に関する相談**を呼びかけ、償還中であっても一定の要件を満たす場合は償還免除を適用できること、**償還猶予**や**少額返済**の方法があることを周知【社協】

3 償還免除に至らないものの償還が困難な借受人

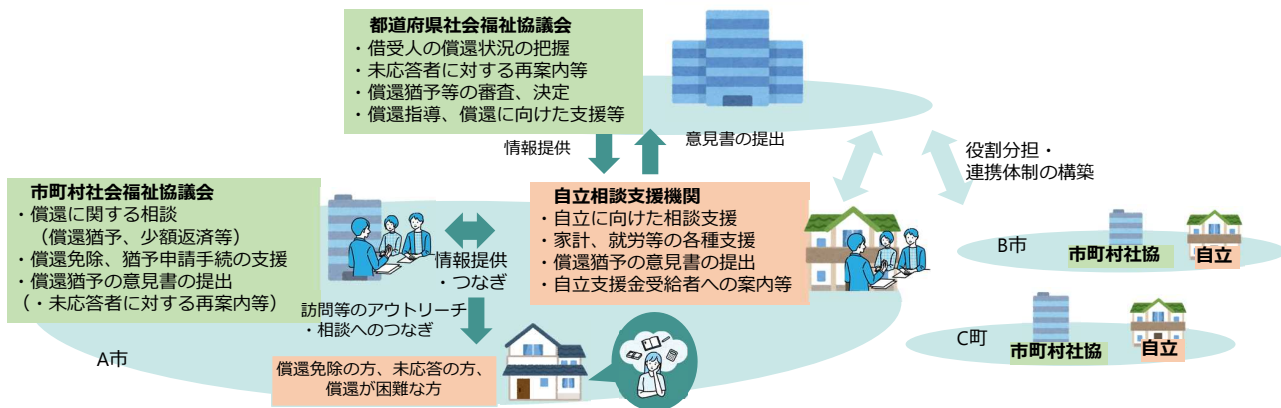
- (1) **個々の状況に配慮した償還猶予や少額返済の案内**
 - ・ 収入減少や不安定就労によって生活が安定しないなど、償還が難しい借受人には償還猶予を適切に案内【社協】
✓ 猶予後の償還可能性を厳密に求めず、**相談時点で償還困難な状況がある場合には積極的に猶予適用**
 - ・ 計画どおりの償還が難しい借受人には、**償還計画の変更**や**少額返済**を認める【社協】
- (2) **訪問等のアウトリーチによる生活再建に向けた支援**
 - ・ **訪問等のアウトリーチ**による **プッシュ型支援**により、償還が遅れている借受人の生活状況を把握し、自立相談支援機関等の支援につなぐ【社協】
 - ・ 必要に応じ、**借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当である旨の意見を社協に提出**【自立相談支援機関】

4 生活困窮者自立支援金、住居確保給付金の受給者

- ・ 自立支援金の受給終了者に対し、**プッシュ型**で①特例貸付の償還免除・猶予等、②生活にお困りの場合の相談窓口を案内【自立相談支援機関】
- ・ 生活課題等のアセスメントを踏まえた支援や**アウトリーチによる相談支援**【自立相談支援機関】

緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援のイメージ (都道府県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会・自立相談支援機関の連携)

借受人への支援にあたっては、都道府県社会福祉協議会だけでなく、日頃借受人との関係が深いと考えられる市町村社会福祉協議会が、自立相談支援機関と密に連携をとり、都道府県社会福祉協議会につなぐなど、地域の実情に応じた連携体制の構築をお願いします。



※役割分担のイメージ (一例)

	都道府県社会福祉協議会	市町村社会福祉協議会 (貸付に関する身近な相談窓口)	自立相談支援機関
償還免除の方	・ブッシュ型のフォローアップ支援	情報提供 (・ブッシュ型のフォローアップ支援)	・訪問等のアウトリーチ・相談へのつなぎ ・自立に向けた相談支援 ・家計・就労等の各種支援
償還免除申請未応答の方	・未応答者に対する償還免除や償還の相談についての再案内等	(・未応答者に対する再案内等) ・償還免除申請手続の支援 ・償還に関する相談	・自立支援金受給者への償還免除や相談窓口についての案内等
償還開始後、償還が困難な方	・償還猶予等の審査、決定 ・償還指導、償還に向けた支援	・訪問等のアウトリーチ・相談へのつなぎ ・償還に関する相談 (償還猶予・少額返済等) ・償還免除の案内 ・償還猶予申請手続の支援 ・償還猶予の意見書の提出	・訪問等のアウトリーチ・相談へのつなぎ ・自立に向けた相談支援 ・家計、就労等の各種支援 ・償還猶予の意見書の提出

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理 (中間まとめ) の主なポイント (社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会 (令和4年12月20日))

I 基本的な考え方

- 社会福祉の共通理念である「**地域共生社会**」の理念を踏まえつつ、「平成30年改正等による両制度の発展と課題への対応」、「新型コロナウイルス感染症感染拡大による生活困窮への対応も踏まえた課題への対応」の2つの観点から、これまでの主な議論を**中間的に整理**。
- この中には、制度化する上でその前提となる具体的な内容や実務上の検討を要するもの等、様々なものが含まれている。
- 今後、**法制上の措置が必要な事項**は、現段階におけるこの整理の方向性も踏まえながら、**制度化に向けた実務的な検討や自治体・関係省庁との調整等を進め、結論が得られた事項について対応**するとともに、**運用で対応できる事項**については**可能なものから順次対応**していくなど必要な対応を講じていくべき。

II 各論

※赤字は生活困窮者自立支援制度関係

1. 自立相談支援等のあり方

- 生活困窮者に係る関係機関の連携・情報共有促進のための**支援会議の設置の努力義務化を検討**
- 関係機関間の役割分担を明確化し、多様で複雑な課題を抱える**被保護者の援助に関する計画を作成**できるようにすること、計画作成を始めとする**支援の調整等のための会議体を設置**できるようにすることを検討

2. 就労・家計改善支援のあり方

- 生活困窮者の自立に向けた相談支援機能を強化するため、**就労準備支援事業・家計改善支援事業の必須事業化**を検討

3. 子どもの貧困への対応

- 生活保護受給中の**子育て世帯**に対し、**訪問等のアウトリーチ型手法**による学習環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する**相談・助言を行う事業の実施**を検討
- **就労自立給付金**の対象を、**高卒で就職し1人暮らしのために世帯から独立する者等へ拡大**することを検討
- 大学進学後の生活費の支援は、生活保護の枠組みにとらわれず、**修学支援新制度等の教育政策の中で幅広く検討**すべき課題であり、**大学生に対する生活保護の適用**は慎重な検討が必要

4. 居住支援のあり方

- 現行のシェルター事業の対象外の生活困窮者を含め、**緊急一時的な居所確保のための支援**ができるよう検討
- **地域居住支援事業** (入居支援・見守り支援等) について、**シェルター事業を実施しなくても実施できるように運用を改善**
- シェルター事業又は地域居住支援事業の少なくとも一方の実施を**努力義務化**することを検討
- **住居確保給付金**について、**職業訓練受講給付金との併給等の新型コロナウイルス感染症への特例措置の一部恒久化**することを検討 (このほか、再支給、自営業者等への求職活動要件、児童扶養手当等の特定目的の給付の収入算定のあり方等についても検討)
- **無料低額宿泊所に係る事前届出義務違反の場合に罰則**を設けることを検討

5. 医療扶助等

- 都道府県が、市町村に対し、**医療扶助・健康管理支援事業の実施**に関して広域的な観点から、**データ分析や取組目標の設定・評価**に係る**助言・援助等を行う**ことを検討

6. 両制度の連携

- 生活保護世帯への支援や制度間のつながりを確保する観点から、**生活困窮者自立支援制度の就労・家計・住まいに関する事業を被保護者も利用できる仕組み**を検討

第2 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について

(1) 現状・課題

- 市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、令和3年4月から重層的支援体制整備事業（任意事業）により、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②多様な参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施している。
- 令和4年度においては134市町村が重層事業を実施しており、令和5年度は189市町村が実施予定である。重層事業を効果的に進めていくとともに、実施を希望する市町村が円滑に本事業に移行できるよう、適切な支援が必要である。

(2) 令和5年度の取組

- 重層事業を実施する市町村に対して、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる補助と、多機関協働等の新たな機能にかかる補助を加えて一体的に執行できる重層事業交付金を交付する。
- 都道府県が市町村の包括的な支援体制の整備をさらにバックアップできるよう、都道府県が行う市町村への後方支援に必要な経費に対する補助を実施するほか、重層的支援体制整備事業への移行を希望する市町村に対して補助を実施する。
- 国において、都道府県・市町村職員や重層事業に従事する職員等を対象とした人材養成研修を行う。

(3) 依頼・連絡事項

- 重層事業を導入する市町村においては、**分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備を進めるとともに、毎年度の予算編成や予算執行にかかる体制の構築**をお願いする。特に、**地域住民や支援関係機関との間で意見交換や対話を繰り返し、目的意識を共有する**といったプロセスが必要不可欠である。
- 都道府県においては、地域共生社会の実現に向けた市町村の創意工夫ある取組を支援するため、**都道府県後方支援事業を活用**するなど、管内市町村への積極的な支援をお願いする。また、**重層事業における多機関協働事業等の負担割合は、令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となるため、都道府県におかれては、市町村に対し適切に交付するようお願い**する（地方負担分については、地方財政措置が講じられる予定）。

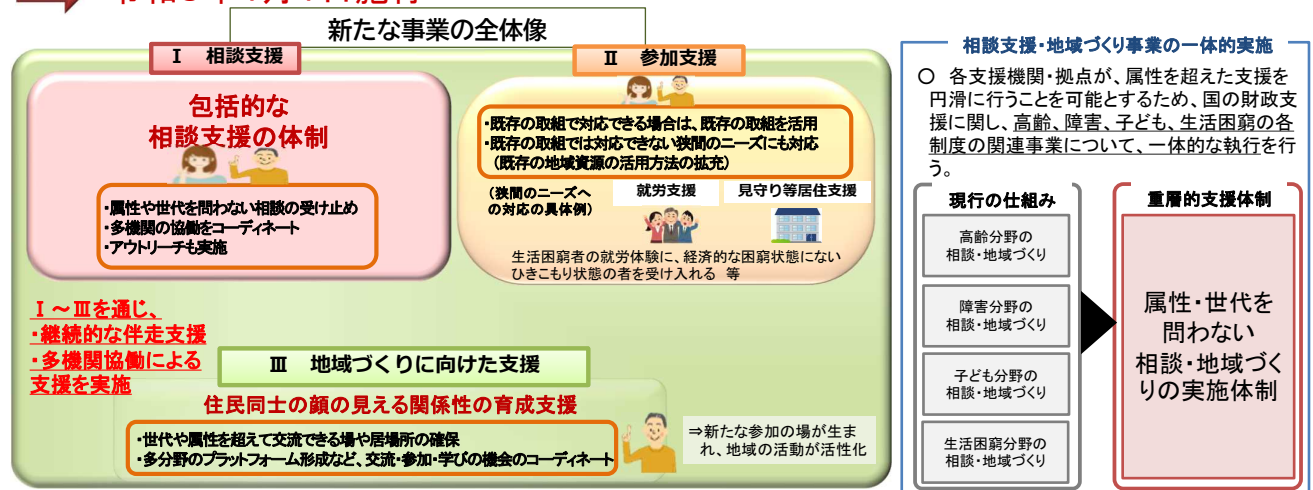
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

令和3年4月1日施行



【重層的支援体制整備事業】令和5年度予算案：322億円（令和4年度予算：232億円）

○ 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国：1/2 都道府県：1/4 市町村：1/4

【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】令和5年度予算案：29億円（令和4年度予算：29億円）

○ 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費 ※改正社会福祉法の施行から一定期間が経過していること等を踏まえ、令和5年度以降に新規実施する自治体については、国庫補助の上限額を見直す予定。	市町村	国：3/4 市町村：1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国：3/4 都道府県：1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	（委託費）

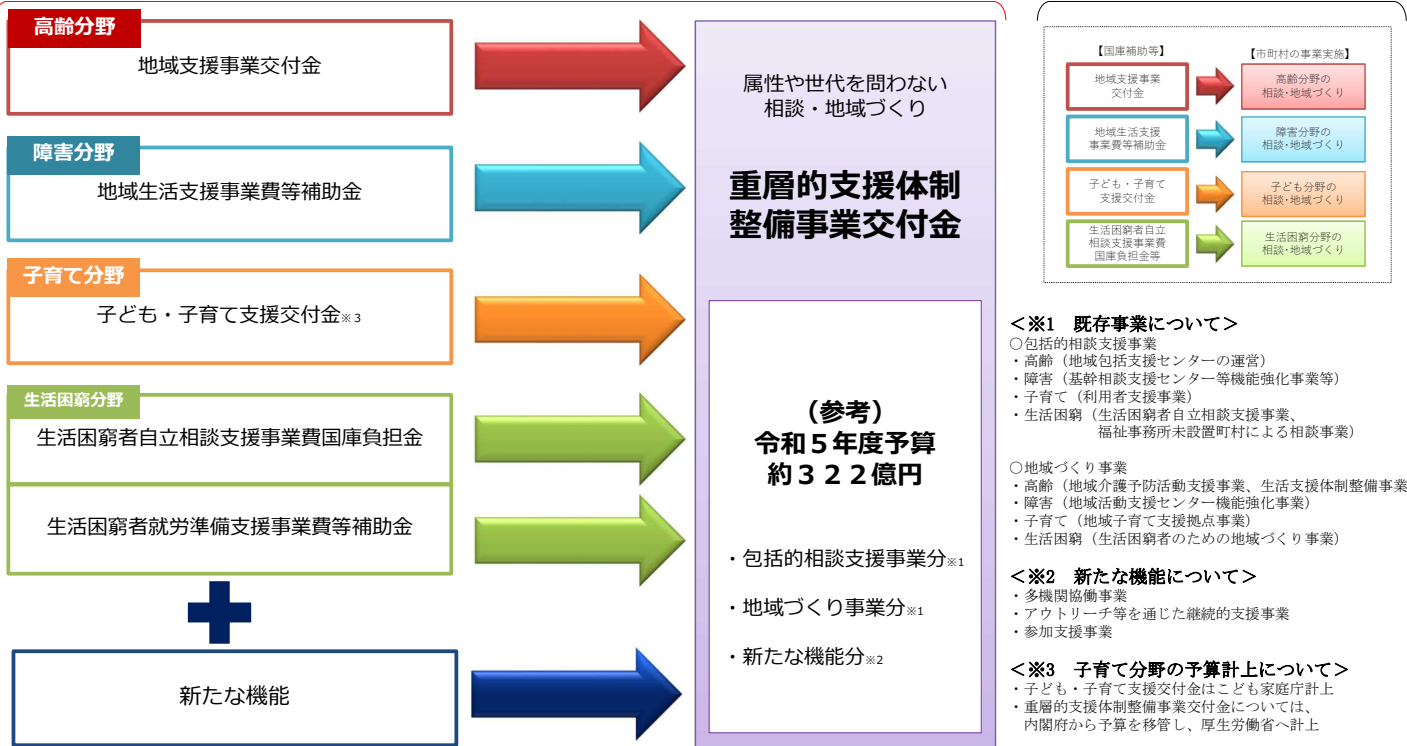
重層的支援体制整備事業交付金について

参考

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業※1の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能※2を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）

（参考：現行の仕組み）



第3 ひきこもり支援について

(1) 現状・課題

- 平成21年度から都道府県・指定都市に「ひきこもり地域支援センター」の整備を開始し、平成30年度に設置が全て完了した。令和4年度予算においては、より身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して、ひきこもり地域支援センターの設置主体を市町村に拡充するなど、その取組の充実を図ってきたところ。
- 就職氷河期世代への支援については、令和2年度から4年度までの3年間を集中期間として取組んできたところであるが、骨太の方針2022においては、令和5年度からの2年間を「第二ステージ」と位置付け、更に成果を積み上げることとしている。この就職氷河期世代支援におけるひきこもり状態にある方への支援としては、官民の関係機関が連携する「市町村プラットフォーム」を中心に支援を展開しているが、令和3年度末時点の市町村PF設置率は57.6%となっている。
- なお、ひきこもり支援については、骨太の方針2022においても、その充実を図る旨が盛り込まれている。

(2) 令和5年度の取組

- 令和5年度予算(案)においては、ひきこもり地域支援センター等の市町村への設置を促進し、地域におけるひきこもり支援体制の構築を図るとともに、良質な支援者の育成の促進及び支援者をケアするため、新たに、ひきこもり地域支援センター職員等の中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対するスキルアップ研修やオンラインなどを活用して支援者が抱える悩みの共有や相談できる場の提供などに取り組むこととしている。
- また、支援体制の構築を加速化させるため、令和4年度第2次補正予算において、市町村等が新たにひきこもり支援を開始・拡充する場合の経費に対して補助を行うこととしている。(本事業費は令和5年度への繰越を可能としている。)

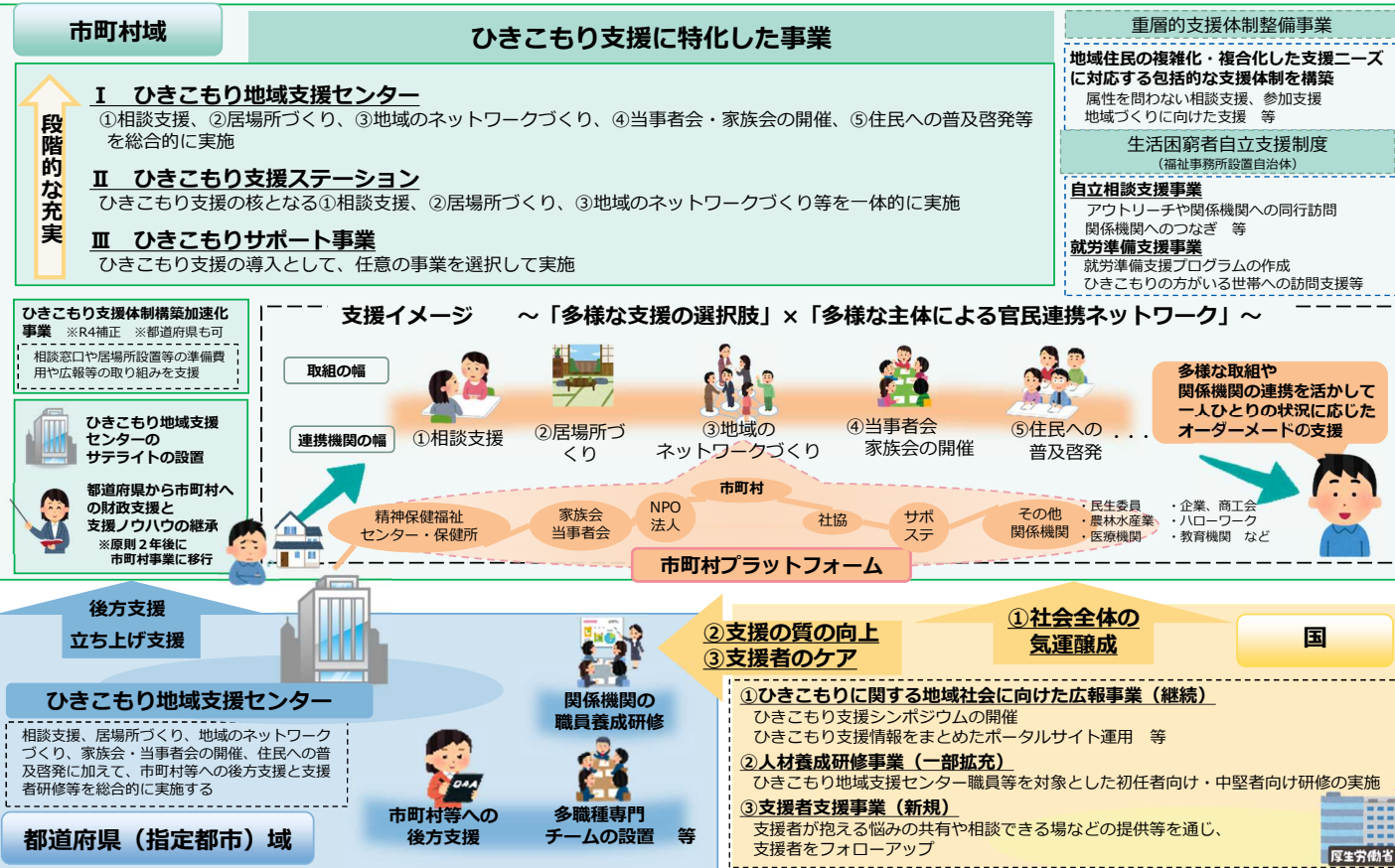
(3) 依頼・連絡事項

- 各市町村においては、令和4年度第2次補正予算及び令和5年度予算(案)を積極的に活用いただき、ひきこもり支援センター等の設置を進め、相談支援の充実や居場所づくり、官民が連携した支援体制の構築を推進願いたい。また、各都道府県においては、管内市町村の取組について積極的な支援をお願いしたい。
- 全市町村に対してお願いしている、①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営の3つの取組については、ひきこもり支援構築の基礎となる取組みであることから、未だ実施されていない市町村におかれては、早急な取組みをお願いしたい。また、都道府県においても、管内市町村の取組状況の把握に努め、必要なバックアップをお願いする。

ひきこもり支援施策の全体像

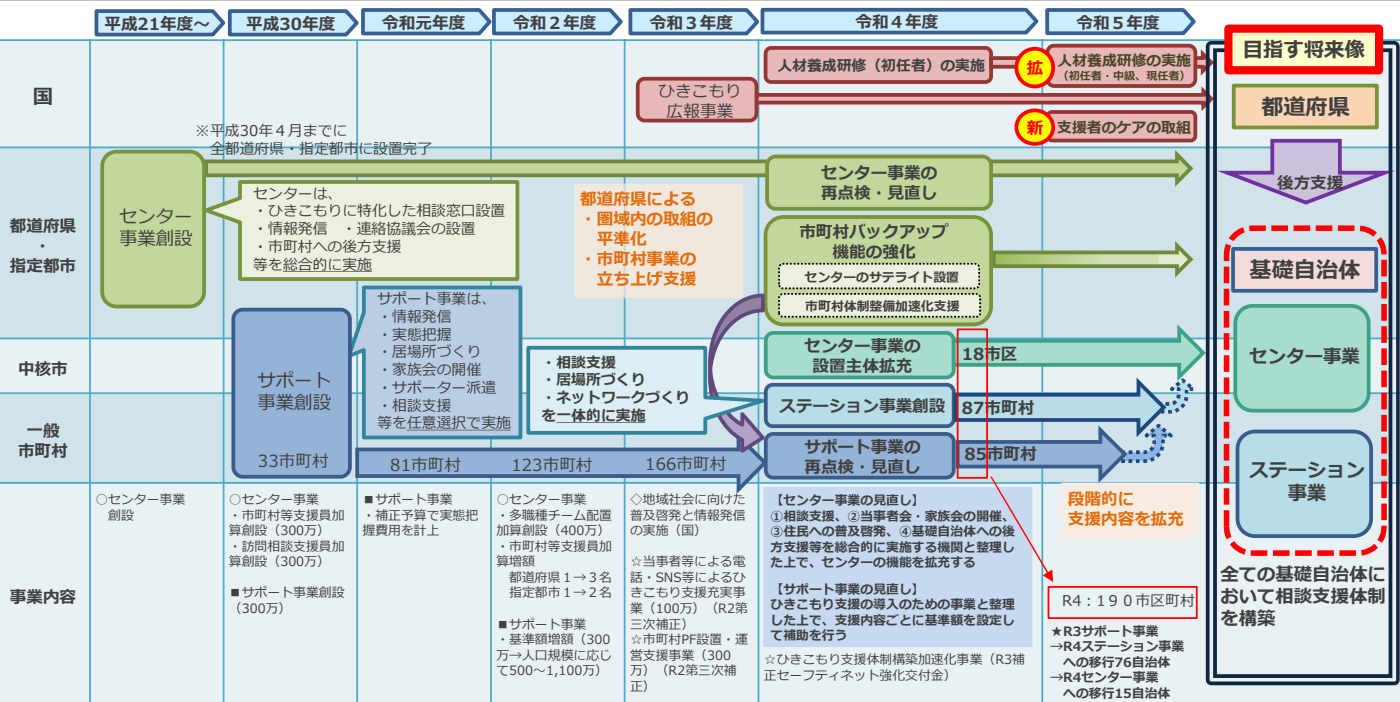
令和5年度予算案：17.6億円
令和4年度第二次補正：59億円の内数

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築



ひきこもり支援のロードマップ

- ひきこもり支援の体制整備は、平成21年から都道府県・指定都市に「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という。）を設置し、平成30年度から基礎自治体において「ひきこもりサポーター事業」により取組を進めてきた。
- 令和4年度には、基礎自治体における相談窓口の早期設置と支援内容の充実に向けて、①センターの設置主体を市町村に拡充するとともに、②基礎自治体の新メニューとして、支援の核となる相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を創設した。
- 更に、都道府県が市町村をバックアップする機能の強化として、①市町村と連携したセンターのサテライトの設置と、②小規模市町村等における体制整備の加速化支援を創設し、都道府県の圏域内どこでも支援が受けられるよう平準化を図りながら、市町村の支援体制の整備を促進している。
- 令和5年度は、基礎自治体におけるひきこもり支援のさらなる充実に向け引き続き取組を推進するとともに、研修の拡充や支援者支援の取組を実施する。



※その他、平成25年度からひきこもりサポーター養成研修・派遣事業を実施（平成30年度からひきこもり支援に携わる人材養成研修事業に変更）

身近な基礎自治体におけるひきこもり支援の充実

事業イメージ

【都道府県域】

①ひきこもり地域支援センター

- 相談支援
- 居場所づくり
- ネットワークづくり
- 当事者会・家族会の開催
- 住民向け講演会等の開催
- 関係機関の職員養成研修
- 管内市町村等への後方支援等を総合的に実施

都道府県による市町村の取組のバックアップ

都道府県による市町村の立ち上げ支援事業

市町村に対して、財政支援と支援ノウハウの継承をセットにした支援を有期で実施
 （国：1/2、都道府県1/2～1/4、市町村0～1/4）

原則2年後に市町村域の事業に移行

実施主体：都道府県・市町村 補助率：1/2

③ひきこもり地域支援センター

- 相談支援
- 居場所づくり
- ネットワークづくり
- 当事者会・家族会の開催
- 住民向け講演会等の開催
- 等を総合的に実施

②ひきこもり地域支援センターのサテライト設置

都道府県と市町村が連携して、支援体制の弱い地域へ、センターのサテライトを有期で設置

④ひきこもり支援ステーション事業

- 支援の核となる
- 相談支援
 - 居場所づくり
 - ネットワークづくり
- を一体的に実施

市町村域での取組を推進

⑤ひきこもりサポート事業

相談支援や居場所づくり、実態把握調査など、取り組みやすい事業を実施

段階的に事業を充実

【市町村域】

実施主体・事業別の取組一覧

実施主体	支援のカテゴリ 事業名	当事者・家族支援						住民の意識醸成	現状把握	自治体支援	支援者養成
		①相談支援	②居場所づくり	③連絡協議会・ネットワーク	④家族向け勉強会・当事者会	⑤サポーター派遣	⑥民間団体との連携活動				
① 都道府県・指定都市	センター	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	○	◎	
② 都道府県のみ	サテライト	◎	◎	○	○	○	○	○	-	○	
③ 中核市・一般市町村	センター	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	-	○	
④ 中核市・一般市町村	ステーション	◎	◎	◎	○	○	○	○	-	○	
⑤ 一般市町村	サポート事業	○	○	○	○	○	○	○	-	○	

◎は必須事業
○は任意事業

令和5年度当初予算案 35百万円 (15百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 基礎自治体におけるひきこもり支援体制の拡充に合わせて、令和4年度より、国が主体となって、ひきこもり地域支援センター職員やひきこもり支援ステーション職員等を対象とした新任職員向けの研修を実施しているが、令和5年度においては、それに加え、中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対しても、専門的な研修を実施し、良質な支援者の育成を目指す。
- ひきこもり支援対象者の抱える課題は、複雑・複合化しているとともに、セルフネグレクトの方への対応など、長期的な視点での支援が求められる。一方で、支援の長期化により、支援者自身が疲弊し、大きなダメージを受けるといった課題もある。このような支援者が抱える悩みに寄り添い、相談できる場の設置等により、地域における支援者支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

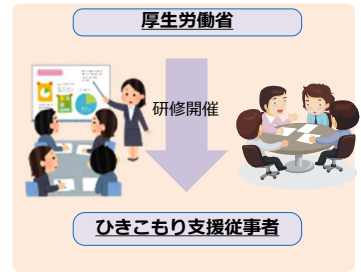
- **ひきこもり支援実施機関支援力向上研修事業 (実施主体：厚生労働省)**

新任職員研修 (令和4年～)

ひきこもり支援に携わることとなった新任職員に対して、必要となる知識や支援手法等を習得するための人材養成研修を実施する。

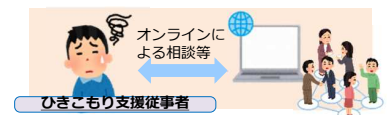
現任職員(中堅・指導者)研修 <拡充>

中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対して、より複雑化・複合化した課題に対する実践的な演習などを通じた支援者のスキルアップ、管内市町村や周辺自治体に対する研修実施を担う指導者の育成を実施する。



- **ひきこもり支援者支援事業(仮称) <新規> (実施主体：厚生労働省)**

オンラインなどを活用し、支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、地域における支援者をフォローアップする仕組みを設ける。



ひきこもり支援体制構築加速化事業

【要旨】

令和4年度補正予算
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(59億円)の内数

- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、ひきこもり当事者やその家族の孤独感・孤立感や生きづらさがより深刻化する中、身近な地域におけるきめ細やかなひきこもり支援の需要が高まっている。
- これを踏まえ、市町村におけるひきこもり支援体制を構築するため、その土台となるひきこもり相談窓口や居場所づくり、相談窓口の広報、支援対象者の実態把握、支援者ネットワークの構築等の具体的な取組に対して包括的に支援を行い、ひきこもり支援の環境整備を加速化させる。

【事業実施主体】 市町村等

【補助率】 国3/4

【事業内容】

市町村のひきこもり支援体制の構築を加速化するため、市町村等が新たにひきこもり支援を開始する場合や拡充する場合に、以下の取組に係る備品購入費用、修繕費用、準備スタッフの雇い上げ費用、パンフレットやホームページの作成費用、実態調査費用、会議費用、普及啓発費用等に対して補助を行う。

<ひきこもり支援体制構築のための取組>

1. ひきこもりの相談ができる環境づくり
2. 居場所づくり
3. 住民への相談窓口の周知等の広報
4. 支援対象者の実態やニーズの把握
5. 地域の社会資源の開拓と支援者ネットワークの構築
6. 地域におけるひきこもり支援の気運醸成のためのシンポジウムや勉強会等の開催



第4 成年後見制度の利用促進について

(1) 現状・課題

- 成年後見制度は、民法の改正等により平成12年に創設され、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度である。
- 成年後見制度が十分に利用されていなかったことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立。
- 令和4年3月、第二期成年後見制度利用促進基本計画（期間はR4～R8年度の5年間）を閣議決定。

(2) 令和5年度の取組

- 第二期計画を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を後押しするとともに、「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた実践や検討を進める。
- このため、令和5年度予算案では、「都道府県・市町村・中核機関における権利擁護支援体制の強化（都道府県による市町村支援機能強化、中核機関のコーディネート機能強化等）」や、「地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化（都道府県等による意思決定支援研修実施、成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化等）」「持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施自治体の拡大」などに必要となる経費を予算計上し、支援を行う。

(3) 依頼・連絡事項

- 第二期計画において令和6年度末までのKPIとして示された事項について、以下の取組を進めていただきたい。
- 都道府県においては、①担い手の育成方針の策定と養成研修の実施、②市町村長申立てに関する研修の実施、③都道府県単位等での協議会の設置、④意思決定支援研修の実施に取り組み、市町村による支援体制では対応が困難な事案等に対して助言等の支援を行うことができる「多層的」な権利擁護支援の仕組みづくりをお願いする。
- 市町村においては、①市町村計画の策定、②成年後見制度を含む権利擁護支援策やその窓口の周知、③中核機関の整備に取り組み、地域連携ネットワークを「包括的」なものとしていただくとともに、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、④市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進をお願いする。
- 本人の尊厳保持の観点から、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護支援が適切に利用されるようにするための取組の推進をお願いする。

第二期計画の工程表とKPI ①

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
優先して取り組む事項※3	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・地方法務局 ・全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続	
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施	
	権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	全国で適切に実施する方策の検討	市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、随時その内容に応じて実施		市町村による実施	
	都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営	
				市町村による計画策定・必要な見直し		策定状況等のフォローアップ	
			市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善				

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

第二期計画の工程表とKPI ②

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
討見制 等直等 にの 検の	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討				
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討				
制 度 の 運 用 改 善 等	意思決定支援の浸透	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施		都道府県による研修の継続実施		
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発				
	・基本的考え方の整理と普及	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成		保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発		
	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応				
	・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討		成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討		
不正防止の徹底と利用しやすい調和	・後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—	後見制度支援信託・支援預貯金の普及				
	・保険の普及等事後救済策の検討	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及と方策の検討				
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	地域連携ネットワークづくり	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知		市町村による周知の継続		
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備		市町村による中核機関の運営		
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	—	中核機関のコーディネート機能の強化				
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施				
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築				
・包括的・多層的な支援体制の構築	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討			

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

○ 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ・ 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
- ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
- ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
- ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
- ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
- ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

・ 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - ・ スポット利用の可否/三類型の在り方/成年後見人の柔軟な交代/成年後見人の報酬の在り方/任意後見制度の在り方
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
 - ・ 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化/新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討/都道府県単位での新たな取組の検討

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすい調和等
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

成年後見制度促進関係予算の令和5年度予算案について

令和5年度当初予算案 8.1億円（令和4年度当初予算額 6.4億円）

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策（意思決定支援によって本人の金銭管理を支える方策など）の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性が示されている。
- この動きも踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を後押しするとともに、「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた実践や検討を進める。

地域共生社会の実現

第二期成年後見制度利用促進基本計画における施策の目標
成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討＋総合的な権利擁護支援策の充実

1 包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

(1) 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

- 都道府県の市町村支援機能の強化による中核機関の立ち上げの推進や、中核機関のコーディネート機能強化により、市町村の包括的なネットワークづくりを推進する。
- 都道府県における専門的な助言体制の確保や、国による広報・相談等の自治体支援や各種研修の実施により、多層的なネットワークづくりも併せて推進する。

(2) 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

- 都道府県・市町村・中核機関による、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした意思決定支援や権利擁護支援に関する研修等を推進する。
- 地域連携ネットワーク関係者による支援を効果的にするため、成年後見制度と既存の権利擁護支援策等の連携強化や、オンライン活用を推進する。

2 新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進

(1) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施自治体の拡大

- 広範な権利擁護支援ニーズに対応していくため、多様な主体の参画を得て、権利擁護支援に係る新たな連携・協力による仕組みづくりを行うモデル事業について、実施自治体数を拡充し、新たな権利擁護支援策の構築に向けた各種取組の効果や取組の拡大に向けて解消すべき課題の検証等を進める。

(2) 新たな権利擁護支援策を行うための環境整備

- 「成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業」において、モデル事業実施自治体実践例の分析等を行い、新たな支援策構築に向けた検討を行う。

「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施自治体の拡大

令和4年度予算額 38百万円 → 令和5年度予算案 98百万円

- 総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、令和4年度から予算事業として実地している「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を通じて、実践事例の把握や分析・検討を進めている。
- 初年度である令和4年度は10自治体が実施。令和5年度は実施自治体数を35自治体に拡大し、総合的な権利擁護支援策の構築に向けた各種取組の効果や取組の拡大に向けて解消すべき課題の検証等を進める。

事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 持続可能な権利擁護支援モデル事業

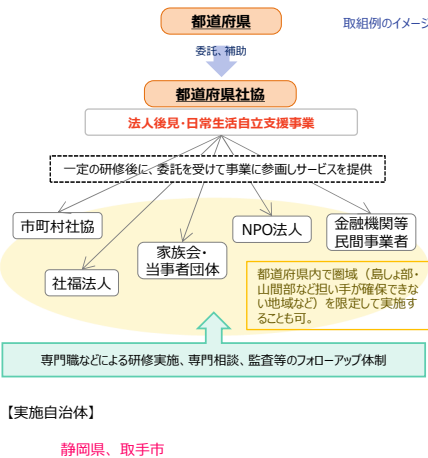
【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

<基準額> 1自治体あたり 5,000千円
<補助率> 3/4

① 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

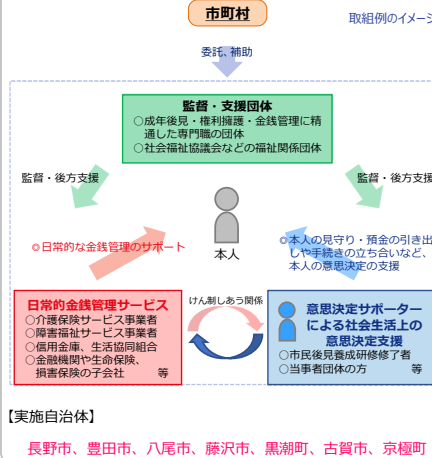
権利擁護支援の担い手が不足している地域において、法人後見や日常生活自立支援事業の取組に民間企業など福祉関係以外の事業者等も含めた新たな主体の参画を促すことにより、地域における権利擁護支援の担い手の確保、育成の増進を目指す取組。



② 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

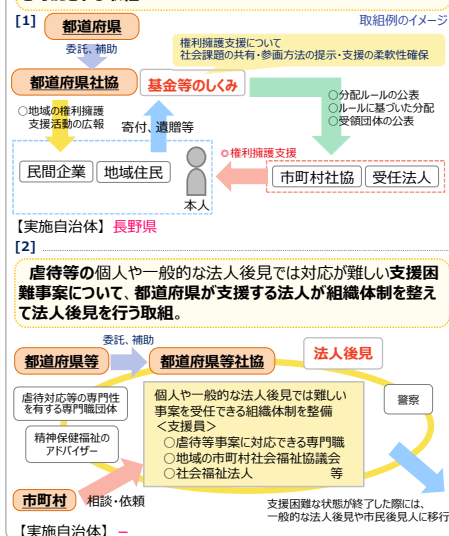
市町村の関与の下で意思決定サポーターによる意思決定支援によって、利益相反など本人に不利益が生じないように留意しながら、日常的な金銭管理など適切な生活支援等のサービスを行う方策を検討する取組。

意思決定の場面において、権利侵害等を発見した場合に司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討



③ 「1」寄付等の活用や、「2」虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する取組

民間企業や地域住民から資金を調達することにより、公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援の課題への柔軟な対応を可能とする取組



日常生活自立支援事業に関する第二期成年後見制度利用促進基本計画の記載

○令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、「総合的な権利擁護支援策の充実」の一翼として、日常生活自立支援事業と成年後見制度等との連携の推進と実施体制の強化が盛り込まれている。

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実 (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

① 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

- 日常生活自立支援事業は、専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている。

一方、地域によって同事業の待機者が生じていること、利用者数にばらつきがあることや同事業からの成年後見制度への移行に課題があることも指摘されている。

課題

- 国は、地域の関係者が個別事案において本人の尊厳保持のために適切な支援の組合せを検討することができるよう、日常生活自立支援事業等関連諸制度における役割分担の検討方法について各地域に周知する。また、国は、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に日常生活自立支援事業等から成年後見制度へ移行できるよう、市町村の関係部署や関係機関・関係団体との間で個別事案における対応方針の検討等を行う取組を進めるなど、同事業の実施体制の強化を行う。さらに、上記の指摘を踏まえ、生活困窮者自立支援制度等との連携も考慮しつつ、日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討し、その結果を幅広く周知するなど、地域を問わず一定の水準で同事業を利用できる体制を目指す。

課題への対応

- 家庭裁判所においても、日常生活自立支援事業を含む権利擁護支援に対する理解が進むことが期待される。そのため、最高裁判所においては、家庭裁判所の職員に権利擁護支援の理念が浸透するよう、研修を実施するなど、必要な対応を図ることが期待される。

第5 地域福祉（支援）計画について

(1) 現状・課題

- 平成30年4月に施行された改正社会福祉法により、計画に盛り込むべき事項に福祉の各分野における共通事項等が追加され、計画の策定が努力義務化された。また、令和3年4月に施行された改正社会福祉法により、地域福祉（支援）計画に盛り込むべき事項の一部が見直され、新たに「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備」に関する事項が定められた。
- 令和4年4月1日時点において「市町村地域福祉計画」の策定率は84.8%（1,741市町村のうち、1,476市町村が策定）、「都道府県地域福祉支援計画」の策定率は100%（47都道府県全てが策定）となっている。
- こうした実態を踏まえ、市町村や都道府県が地域福祉（支援）計画の策定や見直しを行うに当たり、引き続き国において、情報提供等の必要な支援を行うことが必要である。

(2) 令和4年度の取組

- 市町村や都道府県が地域福祉（支援）計画の策定や見直しを行うに当たり、国において情報提供等の必要な支援を行う。

(3) 依頼・連絡事項

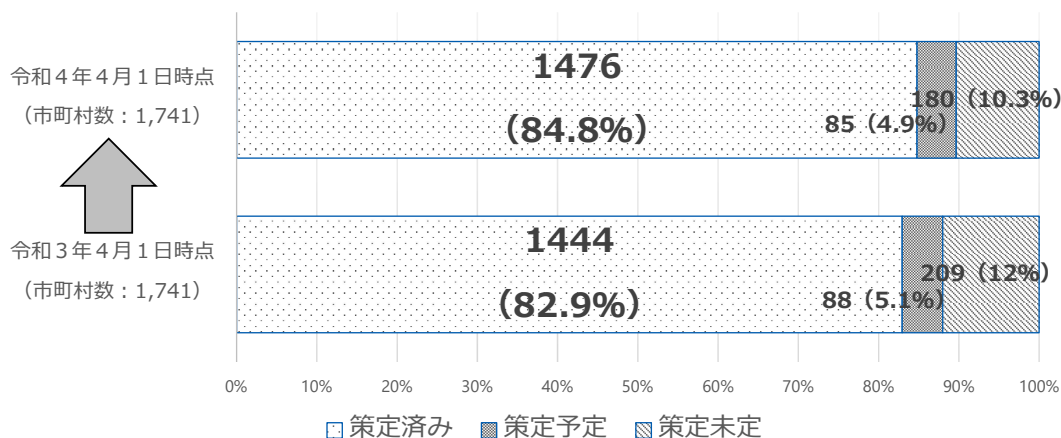
- 平成30年4月から施行されている改正社会福祉法により、地域福祉（支援）計画の策定は自治体の努力義務とされており、未策定の市町村におかれては、地域福祉（支援）計画の策定に努められたい。
- また、令和3年4月に施行された改正社会福祉法において、地域福祉（支援）計画に盛り込むべき事項として5項目（①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項）が掲げられている。社会福祉法上の地域福祉計画として認められるためには、これらの5項目の全てを定めることが必要であることから、全てを定めていない自治体においては、記載内容を追加されたい。
- 都道府県におかれては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援を、計画が未策定の市町村に対しては早急に策定が行われるよう支援をお願いしたい。
- 各自治体の地域福祉（支援）計画の策定状況については、毎年度調査を実施し公表している。引き続き必要な調査に御協力願いたい。

地域福祉（支援）計画策定状況について ※令和4年4月1日時点

- 令和4年4月1日時点における市町村地域福祉計画の策定状況は、全1,741のうち「策定済み」が1,476市町村（84.8%）となっており、**昨年度調査と比較して約2ポイント増加**した。
- なお、同時点における都道府県地域福祉支援計画の策定状況は、全47都道府県が策定済み（100%）となっている。

	市町村地域福祉計画策定状況等調査	都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査
調査対象	1,741市町村	47都道府県
回答数（回収率）	1,741市町村（100%）	47都道府県（100%）
調査時点	令和4年4月1日	令和4年4月1日

市町村地域福祉計画策定状況



第5-2 民生委員・児童委員について

(1) 現状・課題

- ・ 民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）については、令和4年12月1日に3年に1度の一斉改選が行われ、改選結果は次のとおりとなっている。改選に当たっては、各都道府県及び市区町村には多大なご協力を賜り感謝申し上げます。
- ・ 今回の改選結果を受け、民生委員の委嘱数が十分ではない自治体もあることから、必要な民生委員の配置がなされるよう民生委員の役割・活動内容について普及啓発を行うとともに、民生委員の業務負担軽減につながる取組等の周知を図るなど、民生委員の担い手確保に向けた取組を推進することが必要。

	令和4年度	前回（令和元年度）
定数	240,547人	239,682人
委嘱数	225,356人	228,206人

※委嘱数の内訳

新任委員	72,070人 (32.0%)
再任委員	153,286人 (68.0%)

(2) 令和5年度の取組

- ・ 民生委員活動の一層の活性化及びその役割や活動内容等を考慮し、民生委員の活動に対する地方交付税の算定基礎が拡充されてきたところ（直近では令和2年度に拡充）。令和5年度予算案においては「民生委員・児童委員活動費」は1人当たり年額60,200円、「地区民生委員協議会活動推進費」は1か所当たり年額250,000円を措置している。
- ・ 民生委員が相談支援活動等を行う上で必要不可欠な知識及び技術の習得等を目的とした研修事業を実施する都道府県、指定都市及び中核市に対して、引き続き、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（民生委員・児童委員研修事業）により補助を実施する。
- ・ 令和5年4月に内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されることとなり、民生委員法と児童福祉法を所管する省庁が分かれることになるが、民生委員・児童委員の関係については、一体的な運用を維持していくため、民生委員の委嘱や主任児童委員の指名は引き続き厚生労働大臣が行うこととしている。

(3) 依頼・連絡事項

- ・ 民生委員活動を推進していく上で、その役割や活動内容を住民に周知することは重要であり、民生委員制度に関する理解を深めていただくことは将来の担い手の確保にも資すると考えられる。このため、**各自治体におかれては、民生委員制度の一層の普及啓発に特段の配慮をお願いする。**
- ・ 民生委員活動の負担軽減や将来の担い手を確保すること等に資する取組として、一部の自治体においては、独自に民生委員協力員の設置や子ども民生委員の委嘱、行政のサポート体制を強化するといった取組が行われている。**今後とも、民生委員活動の一層の充実のために、地域の実情に応じた自治体の創意工夫のある取組に努めていただきたい。**
- ・ 今回の一斉改選に伴い、全体の約3割の方が新たに民生委員として委嘱されている現状を踏まえ、各自治体におかれては、引き続き、民生委員が円滑に活動できるよう必要な研修の企画・実施を計画的に行うようお願いする。
- ・ **民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費について、地方交付税の算定基礎を踏まえた引き上げがなされていない自治体におかれては、民生委員活動を推進する観点から適切な財源確保に努めていただきたい。**
- ・ **各自治体におかれては、こども家庭庁設置後においても、民生委員・児童委員の一体的な運用にあたり、引き続きご協力をお願いしたい。**

都道府県・指定都市・中核市別 一斉改選結果（令和4年12月1日）

NO	都道府県	定数(人)	委員数(人)
1	北海道	8,454	7,874
2	青森県	2,245	2,064
3	岩手県	3,178	3,029
4	宮城県	3,114	2,847
5	秋田県	2,682	2,478
6	山形県	2,433	2,245
7	福島県	2,958	2,869
8	茨城県	4,876	4,713
9	栃木県	3,168	3,025
10	群馬県	2,808	2,759
11	埼玉県	8,053	7,285
12	千葉県	6,427	5,956
13	東京都	10,361	9,121
14	神奈川県	4,075	3,708
15	新潟県	3,502	3,304
16	富山県	1,695	1,692
17	石川県	2,028	2,010
18	福井県	1,380	1,346
19	山梨県	2,078	2,011
20	長野県	3,847	3,795
21	岐阜県	3,670	3,628
22	静岡県	4,409	4,237
23	愛知県	5,386	5,080
24	三重県	4,252	3,895
25	滋賀県	2,743	2,596
26	京都府	2,879	2,754
27	大阪府	4,581	4,105
28	兵庫県	4,800	4,541
29	奈良県	2,285	2,175
30	和歌山県	1,962	1,893
31	鳥取県	1,186	1,138
32	島根県	1,779	1,716
33	岡山県	2,361	2,328
34	広島県	2,548	2,359
35	山口県	3,081	2,962
36	徳島県	2,022	1,995
37	香川県	1,343	1,317
38	愛媛県	2,646	2,635
39	高知県	1,744	1,628
40	福岡県	4,682	4,369
41	佐賀県	2,156	2,084
42	長崎県	1,971	1,868
43	熊本県	2,805	2,675
44	大分県	2,094	1,878
45	宮崎県	1,875	1,756
46	鹿児島県	3,163	2,871
47	沖縄県	1,979	1,473
小計		155,764	146,087

(注) 指定都市・中核市を含まない。

NO	指定都市	定数(人)	委員数(人)
48	札幌市	2,967	2,792
49	仙台市	1,621	1,489
50	さいたま市	1,469	1,360
51	千葉市	1,528	1,419
52	横浜市	4,735	4,311
53	川崎市	1,857	1,503
54	相模原市	933	853
55	新潟市	1,375	1,288
56	静岡市	1,204	1,152
57	浜松市	1,347	1,326
58	名古屋市	4,481	4,212
59	京都市	2,728	2,706
60	大阪市	4,210	3,913
61	堺市	1,172	1,099
62	神戸市	2,571	2,327
63	岡山市	1,242	1,171
64	広島市	1,996	1,815
65	北九州市	1,593	1,512
66	福岡市	2,550	2,338
67	熊本市	1,469	1,300
小計		43,048	39,886

NO	中核市	定数(人)	委員数(人)
68	函館市	710	687
69	旭川市	786	749
70	青森市	656	676
71	八戸市	537	488
72	盛岡市	597	570
73	秋田市	717	688
74	山形市	499	484
75	福島市	594	578
76	郡山市	623	605
77	いわき市	678	614
78	水戸市	433	424
79	宇都宮市	832	804
80	前橋市	681	658
81	高崎市	724	706
82	川崎市	513	482
83	川口市	633	598
84	越谷市	453	412
85	船橋市	794	733
86	柏市	584	503
87	八王子市	460	433
88	横浜黄市	584	534
89	富山市	891	879
90	金沢市	1,160	1,142
91	福井市	507	501
92	甲府市	455	453
93	長野市	879	861
94	松本市	547	538
95	岐阜市	893	858
96	豊橋市	557	548
97	岡崎市	575	569
98	一宮市	525	518
99	豊田市	610	594
100	大津市	664	651
101	豊中市	600	534
102	吹田市	551	501
103	高槻市	553	501
104	枚方市	545	459
105	八尾市	412	383
106	堺市	355	310
107	東大阪市	826	794
108	姫路市	935	926
109	尼崎市	857	762
110	明石市	414	389
111	西宮市	734	606
112	奈良市	778	737
113	和歌山市	731	697
114	鳥取市	516	473
115	松江市	503	484
116	倉敷市	806	781
117	徳市	633	603
118	福山市	887	857
119	下関市	693	653
120	高松市	873	858
121	松山市	1,006	995
122	高知市	745	673
123	久留米市	580	552
124	長崎市	1,012	946
125	佐世保市	628	598
126	大分市	899	875
127	宮崎市	740	683
128	鹿児島市	1,068	1,028
129	那覇市	502	315
小計		41,735	39,383

連 絡 事 項

第1 生活困窮者自立支援制度の推進等について

1 生活困窮者自立支援制度の推進

(1) 生活困窮者自立支援制度の見直しに向けた検討

生活困窮者自立支援法については、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号。以下「平成30年改正法」という。）の附則第8条において、「施行後5年を目途として、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」こととされている。

そのため、令和3年10月以降、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理検討会・ワーキンググループ」において議論を行い、令和4年4月にとりまとめを行った。

その後、令和4年6月より「社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会」において議論を行い、同年12月20日、「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」（以下「中間まとめ」という。）を公表したところ。

中間まとめにおいては、

- ・ 支援会議の設置の努力義務化
- ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の必須事業化
- ・ 居住支援の強化（緊急一時的な居所確保のための支援、地域居住支援事業の運用改善、シェルター事業又は地域居住支援事業の少なくとも一方の実施の努力義務化、住居確保給付金のコロナ特例措置の一部恒久化）

等について方向性が示された。

その中で、

- ・ 支援会議の設置の努力義務化
- ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の必須事業化
- ・ シェルター事業又は地域居住支援事業の少なくとも一方の実施の努力義務化

については、各事業等を実施していない自治体が現に存在している背景や理由等を更に十分に把握し、実施に向けた必要な環境整備について検討を進めていくことが必要とされている。

これを踏まえ、本制度における任意事業等の実施促進に向けて、自治体の状況等を把握するとともに、今後の必要な国からの支援等について検討を行うため、下記のとおり、任意事業等の実施状況等に関する調査を行うことを予定している。具体的には、

- ・ 令和6年度までに支援会議の設置又は各事業の実施の予定がないと回答した自治体について、その理由・背景等に関する調査
- ・ 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施促進に係る令和2年度及び令和3年度重点支援都道府県について、管内自治体における両事業の実施状況や、集中取組期間における取組等のフォローアップ調査

・ 各任意事業等を実施している自治体について、事業実施等に際しての創意工夫等に関する好事例の調査を行うことを予定している。あらかじめ御了知いただくとともに、依頼があった際には、御協力をお願いしたい。

【資料掲載先】 「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29894.html

(2) 生活困窮者自立支援制度の積極的な広報

中間まとめにおいては、「生活困窮者自立支援制度が生活困窮者のみならず民間団体等の支援者にも十分に知られていないとの指摘や、制度に関する情報が分かりにくい、情報発信が不十分」といったことが指摘されている。生活困窮者が誰でも必要なときに制度を利用できるよう、相談窓口や各種支援制度等について、SNSなども活用して分かりやすい広報をお願いしたい。このとき、生活困窮者本人はもとより、当該者と接する可能性のある地域住民や他制度の支援者等に対して周知を行うことも効果的と考えられる。

(3) 自立相談支援機関の機能強化等

① 自立相談支援機関の機能強化

ア コロナ禍を踏まえた相談件数の増加と支援ニーズの多様化への対応

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、生活や住まいに不安を抱えられる方が急増した。これにより、全国の自立相談支援機関における新規相談受付件数等は、令和2年度に急増し、令和3年度は減少したものの、令和4年度もコロナ禍以前に比べると増加している状況が続いている。

	R1	R2	R3	R4（速報値）
自立相談支援機関における新規相談受付件数	24.8 万件	78.6 万件	55.6 万件	26.5 万件※
住居確保給付金支給件数	0.4 万件	13.5 万件	4.6 万件	2.0 万件※

※ R4（速報値）については、自立相談支援機関における新規相談受付件数は R4.4 月～12 月の 9 か月分の速報値であり、住居確保給付金支給件数は R4.4 月～12 月までの 9 か月分の速報値。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大を機に、個人事業主、フリーランス、外国籍の方といった、これまでつながりの薄かった方々からの相談が増加しており、こうした多様化する支援ニーズへの対応や、人員体制の充実、支援の ICT 化等への対応が必要となっている。加えて、直近では、物価高騰等の影響により生活に困窮される方への対応や、緊急小口資金等の特例貸付の償還開始に伴う借受人への対応が課題となっている。

このため、令和4年12月2日に成立した令和4年度第二次補正予算におい

ては、特例貸付の借受人や生活困窮者自立支援金の受給者へのフォローアップ支援を強化するなど、生活困窮者自立支援の機能強化を図ることとしている。

具体的には、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（59億円）の中に、自立相談支援員や家計改善支援員の加配、アウトリーチ支援員の配置、関係機関と連携した債務整理支援、NPO法人等との連携強化、オンライン相談等のためのICT整備、外国籍の方への支援、地域のNPO法人等への活動支援などのメニュー事業を設けている。当該交付金は令和5年度へ繰り越すこととしているので、各自治体におかれては、積極的に活用いただき、地域の実情に応じた支援体制の構築をお願いする。

（生活困窮者自立支援の機能強化事業におけるメニュー事業）

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制（自立相談支援員や家計改善支援員の加配など）の強化
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ④ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- ⑤ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑥ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- ⑦ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑧ 生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備
 - ・ 地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォームの設置
 - ・ 支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援（1団体50万円上限）
- ⑨ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

なお、本事業の国庫補助率は3/4（⑧については10/10）としているところであるが、地方負担分1/4については、令和4年度と同様に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において支援を継続することとしているので、御了知願いたい。

また、生活困窮者自立支援に係る機能強化に当たっては、以下を踏まえて、対応を進めていただきたい。

(ア) 自立相談支援体制の強化

相談件数の増加への対応や、特例貸付の償還が困難な借受人等への生活再建に向けた支援を行うために必要な体制整備をお願いします。

その際、主に都市部においては、自立相談支援員等の業務負担が過重となっている実態があるため、それぞれの実態を踏まえて必要な措置を行うことが重要である。さらに、生活困窮の状況が継続している方等に対しては、自立に向けたより丁寧な支援を行うことが重要となる。各自治体におかれては、以下に示す観点に立ち、委託先の法人等を通じて各窓口の状況を把握した上で、上記の取組メニューを積極的に活用する等の対応を行い、必要な体制整備をお願いします。

- ・ 相談員等の時間外労働が過重となっていないか
- ・ 時間外労働や各手当など、必要な人件費の支払において、委託料に不足が生じていないか
- ・ 相談員等の健康状態に問題はないか
- ・ 相談支援員の手が回らないことを理由に、必要な方に支援が行えていないことはないか
- ・ 連携すべき関係機関と適切な連携が行われているか、つなぎ先が見つけられずに支援が滞っていることはないか
- ・ 外国籍の方への対応などにおいて、翻訳機器等が必要となっていないか
- ・ その他、窓口において苦慮していることはないか

さらに、相談支援等の実施に当たっては、タブレット端末等のICTを活用したオンライン相談の実施などの取組の推進のほか、相談支援員等の手洗い、咳エチケット等の徹底、自立相談支援機関等内の換気等の励行、発熱等の諸症状が見られる相談支援員等の出勤免除や外出自粛勧奨等の基本的な感染防止対策についても、引き続きお願いします。なお、消毒液の購入やパーティションの購入費用等についても、本交付金の活用が可能であるので、必要な環境整備を行っていただきたい。

なお、現在、自立相談支援事業等の適切な人員体制についての調査研究を実施しているところであり、その成果も踏まえながら、令和6年度以降の自立相談支援事業等の補助体系について検討していくこととしているので、御了知願いたい。

(イ) 関係機関と連携した債務整理の支援

特例貸付の償還に関する相談支援等を行う中で、特例貸付以外の債務の存在が判明し、生活を再建するためには当該債務も含めた整理を行う必要がある場合には、多重債務相談窓口や消費生活相談窓口、法律に関する専門機関である法テラス、弁護士会、司法書士会等の関係機関と連携した対応をしていただきたい。具体的には、多重債務や法律相談の相談窓口を案内するほか、それらの相談窓口へのつなぎや同行支援、定期的な法律相談の開催など、本事業を活用し、地域の実情に応じた必要な支援をお願いします。

イ 緊急小口資金等の特例貸付の借受人等への支援

緊急小口資金等の特例貸付については、住民税非課税等の場合には償還を免除するほか、償還が困難な場合には償還猶予や少額返済を認めるなど、借受人に配慮した仕組みを設けているが、こうした償還免除や償還猶予等を受けた借受人は生活に困窮している場合も多いと考えられる。このため、自立相談支援機関においても、都道府県・市町村社会福祉協議会と連携しながら、特例貸付の借受人や生活困窮者自立支援金の受給者に対し、以下のとおり、積極的に支援をお願いする。

- 償還困難な方が相談に来たときの対応
 - ・ 生活保護を受給しているなど償還免除の要件に該当する場合は、社会福祉協議会につなぐこと。
 - ・ 自立相談支援機関で相談を行った結果、相談者が特例貸付を利用しており、現在の生活状況から直ちに償還を行うことが困難な場合には、「猶予を行うことが適当である」旨の意見書を作成すること。
- 生活再建に向けた支援
 - ・ 償還免除となった方・償還猶予中の方は生活に困窮していることが見込まれることから、これらの方に対して、訪問等によるアウトリーチや家計改善支援事業の活用など、その方の生活状況に応じて、生活再建に向けた積極的な支援を行うこと。

② 関係機関と連携した包括的な支援体制の構築

ア 支援会議の積極的な設置

生活困窮者自立支援制度においては、多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行うことが重要である。このため、これまで、順次関係機関との連携について通知等によりお示ししてきたことに加え、平成30年改正法では、新たに「支援会議」を創設するとともに、事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化するなど、関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施するよう取組を進めてきている。

こうした中、中間まとめにおいて、支援会議の設置については、「将来的には全ての自治体での設置を目指しつつ、当面は、努力義務化する方向で検討を進めていくことが必要である。」とされたところであり、引き続き、各自治体においては、改めて関係通知の趣旨を確認の上、必要な連携体制の見直しや対応強化を進めていただきたい。その際、支援調整会議や、介護保険法に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく協議会（自立支援協議会）等の既存の会議体の枠組みを活用して支援会議を設置しても差し支えない。また、公的

な機関や関係部局のみならず、地域で様々な活動を行っている民間団体との連携についても推進するようお願いする。

なお、関係先から情報提供があったケースについては、アウトリーチ等の支援を行うほか、事案の緊急性等を踏まえて自立相談支援機関の連絡先を情報提供する等の対応も考えられるところであり、自立相談支援機関の体制も踏まえて、柔軟な対応をお願いする。

【連携通知の例】

- ・ 「生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との連携について」（平成 27 年 3 月 27 日付け雇児福発 0327 第 1 号・社援地発 0327 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長及び社会・援護局地域福祉課長連名通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度における生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局との連携について」（平成 30 年 10 月 1 日付け総税企第 119 号・社援地発 1001 第 9 号総務省自治税務局企画課長及び厚生労働省社会・援護局地域福祉課長連名通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について」（平成 31 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 8 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）

イ 生活保護制度との連携

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度については、本人への切れ目のない、一体的な支援を行う観点から、両制度を連続的に機能させていくことが重要である。

部会の議論では、両制度の連携についても論点の一つとして挙げられており、中間まとめにおいては、両制度の連携の強化に向けて、生活保護世帯への支援や制度間のつながりを確保する観点から、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業の中で被保護者も支援できるようにする方向で検討していくことが必要とされた。また、

- ・ 制度をまたいで支援が行われる場合でも、支援担当者同士で円滑な引継ぎが行われること
- ・ 事業の委託先を含めた両制度の関係者同士で顔の見える関係を構築していくこと
- ・ 地域の実情に応じて両制度で連携して研修を実施するなどにより、相互理解を深めること

も必要とされた。今後、制度化に向けた検討や関係機関との調整等を進めていくことを予定しているので、御了知願いたい。

なお、両制度の連携については、これまでも、いわゆる連携通知（「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」（平成 27 年 3 月 27 日付け社援保発第 0327 第 1 号・社援地発第 0327 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長及び地域福祉課長連名通知））において、自立相談支援機関は、生活保護

が必要であると判断される方を確実に福祉事務所につなぐとともに、福祉事務所は、生活困窮者自立支援制度の対象となり得る方を適切に自立相談支援機関につなぐこと等を示しているところである。加えて、平成30年改正法により、生活困窮者自立支援法及び生活保護法において、この取扱いを法律上も明確化した。

自立相談支援機関におかれては、引き続き、研修等の機会を活用して生活保護制度への理解を深めつつ、福祉事務所との日常的に緊密な連携をお願いしたい。

【参照条文】

- 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）（抄）
（情報提供等）

第二十三条 都道府県等は、第七条第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに同条第二項各号に掲げる事業を行うに当たって、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

- 生活保護法（昭和25年法律第144号）（抄）
（情報提供等）

第八十一条の三 保護の実施機関は、第二十六条の規定により保護の廃止を行うに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第一項に規定する生活困窮者に該当する場合には、当該者に対して、同法に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

ウ 電気・都市ガス事業との連携の推進

令和2年4月より、新型コロナウイルス感染症により社会・経済に重大な影響が生じていることに鑑み、資源エネルギー庁の要請に基づき、電気・都市ガス事業者において、電気・ガス料金の支払いが困難である者に対して5か月間の支払猶予等の柔軟な措置が講じられてきた。今般、経済産業省のプレスリリースのとおり、当該措置を段階的に縮小する見込みとのことであるので御了知いただきたい。

（参考）新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気・ガス料金の支払いが困難な皆様へ（令和5年2月28日付け経済産業省プレスリリース）

<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230228001/20230228001.html>

これまで、電気・都市ガス事業者において、生活困窮者については料金未払による供給停止に関し柔軟な対応を行うとともに、生活困窮により料金の支払いが困難であるとの相談を受けた場合には、自立相談支援機関の窓口を案内したり、当該生活困窮者の同意を得た上で、自立相談支援機関に情報提供を行ったりする等の対応を行っていただいていたところであるが、先日、生活困窮

者自立支援制度と電気・都市ガス事業との具体的な連携の方策について取りまとめ、通知したところである。（「生活困窮者自立支援制度と電気・都市ガス事業との連携について」（令和5年2月28日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室長、ガス市場整備室長通知））。

については、今般の支払猶予等の措置の段階的縮小のなかで、電気・都市ガス事業者が、生活困窮により料金の支払いが困難である者から相談を受けた場合に、当該者を確実に支援につなげるため、管内の電気・都市ガス事業者との連携体制を構築・強化するよう、願います。

エ プラットフォーム事業等を活用したNPO等との連携の推進

従来とは異なる新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題への対応など、支援ニーズが多様化している中、NPO法人や社会福祉法人等においては、独自の取組として、フードバンクによる食料提供や、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の一環とした現物給付などの取組が行われており、こうしたNPO等の民間団体による生活困窮者支援の取組は、コロナ禍の中で大きな役割を担ってきている。自立相談支援機関では、こうした民間団体独自の取組と連携して多様なニーズへの対応に取り組んでいる例もあることを踏まえ、各自治体におかれては、こうした取組を参考としつつ、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金も活用しながら、地域の実情に応じた支援体制の整備をお願いします。

その際、どのような支援体制を構築する必要があるのかについて、行政や関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、その他NPO法人等の民間団体が連携し、それぞれの地域における生活困窮者支援の実情や課題の整理を行い、連携体制や支援の方法、就労先の開拓などを検討いただきたい。新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金のメニュー事業の中には、こうした官民連携の支援体制を構築するためのプラットフォームを整備するための事業や、自立相談支援機関において民間団体等との連携を推進する事業があるので、積極的に実施いただきたい。

(4) 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の完全実施

① 生活困窮者自立支援法に基づく各事業の促進

就労準備支援事業、家計改善支援事業の令和4年度の実施見込みは、それぞれ780自治体（86%）、771自治体（85%）となっている。

こうした状況等を踏まえ、中間まとめにおいては、就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、「必須事業化する方向で検討を進めていく必要がある」とされている。

各都道府県におかれては、未実施自治体に対し、引き続き、事業の実施に向けて、必要な助言や、広域実施のための関係市町村間の調整等も含めた支援を行っていただくとともに、事業を実施しているものの利用実績が低調な自治体に対し

ても、好事例の横展開等の必要な支援を行っていただくようお願いする。

② 就労準備支援事業等の広域実施による実施体制の整備促進

生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、地域に活用可能な資源がない等の理由により、事業の実施が困難な自治体が見受けられている。

一方、コロナ禍で自立相談支援機関への相談が大きく増加する中で、効果的に自立に向けた支援を行っていくためにも、任意事業の実施率を高めて支援メニューの自治体間のばらつきを解消することはさらに重要性を増している。また、中間まとめにおいて、就労準備支援事業や家計改善支援事業の必須事業化の検討にあたっては、小規模な自治体に対し、広域連携による事業の実施に向けた支援の必要性についても指摘されている。

各都道府県におかれては、未実施自治体同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例や、コロナ禍を契機に取組が広まっているICTの活用例を参考としながら検討の上、任意事業の実施を推進していただきたい。

広域実施の取組を行うにあたっては、「就労準備支援事業等実施体制整備モデル事業」により補助してきたところであるが、令和5年度も引き続き国庫補助を行う予定であるので、積極的に活用いただきたい。

また、一時生活支援事業については、「一時生活支援事業の共同実施」に係る事業においても補助が可能となっているので、積極的な活用をお願いする。

(広域実施の取組例)

形態	参加自治体	実施事業	ポイント
市主体	兵庫県加西市等3市	就労準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加西市は、人口規模約4.3万人の小規模な自治体で、就労準備支援事業を実施するにあたり、委託できる団体が存在しなかった。 ○ 北播磨圏域での広域実施を提案したところ、加東市、西脇市から賛同が得られ、3市合同での実施となった。(事務局を持ち回りで担当。) ○ 開拓した就労体験先の共有、就労体験の共同実施、定期的な連絡会の開催など
県主体	熊本県内9市31町村(一時生活支援事業の場合)	就労準備 家計改善 一時生活 学習生活 支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時生活支援事業では、熊本県の「社会的包摂・『絆』再生事業」に取り組んだ支援実績を生かし、熊本県管轄の31町村と9市で共同実施。 ○ 熊本県内は、任意4事業全てにおいて実施率が100%。

	茨城県内 8 市	家計改善	○ 茨城県と協定市（8市）で、運営会議を定期的に開催しながら広域的に共同実施を展開。 ○ コロナ禍では、オンライン面談や電話・メール相談も実施。
--	----------	------	---

③ 自治体・支援員向けコンサルティング事業の実施等

ア 専門スタッフ派遣によるコンサルティングの実施状況

令和元年度から、国の事業として、自治体の抱える困難事例や専門的助言が求められる事項に対し、適切な支援が可能な専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達・助言等を行うコンサルティングを実施している。これにより、支援員のバーンアウトを防ぐとともに、全国的なスキル向上を目指している

令和4年度は就労準備支援事業や家計改善支援事業の立ち上げ支援のほか、子どもの学習・生活支援事業等の多様なテーマを設けているところ、34自治体の申込みを受け、対象自治体が希望する事業内容に応じてコンサルティングを実施している。

なお、令和4年度のコンサルティング希望事業の内訳は、以下のとおり。

事業名	実施自治体数
就労準備支援事業（立ち上げ支援）	6
家計改善支援事業（立ち上げ支援）	5
就労準備支援事業（実施上の課題解決のための支援）	14
家計改善支援事業（実施上の課題解決のための支援）	7
子どもの学習・生活支援事業	5
一時生活支援事業	4
その他（官民連携等）	12
合計	53

※ 複数の事業についてコンサルティングを実施する自治体もある。

実際のコンサルティングでは、以下のような支援を展開している。

- ・ 任意事業が未実施の自治体に対しては、実施するために必要となる地域の関係機関との連携方法や社会資源の活用方法等について、その自治体の地域特性に応じた具体的な働きかけ方を提案。また、事業を実施することによる財政的効果の表し方や、類似した人口規模の自治体の例を参考に予算案や人員配置案を提案するなど、必要な予算確保に向けた助言を実施。
- ・ 任意事業を実施している自治体に対しては、現在の取組状況や支援実績、課題と感じている点等を確認し、課題解決に向けた改善内容を提案。例えば、家計改善支援事業では、入口の相談時に家計表の作成を行うことで、世帯全体の置かれた状況等のアセスメントが可能であることや、税務等担当課への

分割納付のための同行支援の実践例を紹介することで、任意事業の効果的な取組方法や庁内連携についての具体的な助言を実施。

これまでにコンサルティングを実施した自治体からの意見は以下のとおり。

- ・ 事業実施に向け、運営体制や人員配置等の具体的なイメージをもつことができた。
- ・ 自立支援機関との連携や役割分担について確認することができた。
- ・ 自治体の地域特性を踏まえた具体的なアドバイスを受け、各事業の効果的な取組方法を知ることができた。
- ・ 事業立ち上げ後も、先進事例等を参考としたいことがあるので、継続した支援をお願いしたい。
- ・ オンライン支援を導入することができた。
- ・ プラットフォーム整備事業を活用し、地域の社会資源をどのように開発するか参考になった。

今後については、継続した支援の要望があることも踏まえ、引き続き事業の立ち上げ後の支援も実施するほか、子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業等の任意事業、支援会議の設置・運営等の多様なテーマを設ける方向で検討している。

なお、令和5年度は、7月頃を目途に各自治体へ希望調査を行い、夏頃からコンサルティングを開始する予定であるので、円滑かつ適切な事業実施や事業内容の充実、支援スキルの向上のため、積極的に御活用いただきたい。特に、就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、全国どこでも必要な支援を受けられるようにしていくことが望ましいことから、積極的にコンサルティング事業を活用いただくよう、都道府県からも管内未実施自治体への働きかけをお願いする。

イ 情報共有サイトによる支援の状況

全国の支援員や行政職員が互いに支援に必要な情報を共有できる機会を設けることを目的とし、令和元年度以降、「困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）」を開設（令和4年度は一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークに委託）している。本サイトでは、生活困窮者支援に関する研修会や全国各地の情報、厚生労働省からの通知や事務連絡、社会福祉推進事業の報告書や支援ツール、都道府県研修（後期研修）用の教材、ブロック別研修の資料等、支援に関する情報を、見やすく、分かりやすく、総覧的に閲覧することができる内容としている。

本サイトは、一般の方にも広く関心を持っていただけるように大部分を公開しているが、一部については、支援員及び行政職員限定の閲覧としている。非公開部分では、自治体毎のログインID・パスワードで入ることができる仕組みとなっており、自治体の支援事例等といった支援に役立つ情報が随時共有されている。

各自治体におかれても、各地で開催されるイベント情報の掲載など、随時依頼

可能であるので、本サイトを積極的に活用いただき、支援に必要な情報の共有を図っていただきたい。

【ホームページ】 困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）

<https://minna-tunagaru.jp/>

（５）生活困窮者の状況に応じた多様な働き方の確保

① 就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業

令和２年度から、都道府県等を対象に、就労体験、就労訓練先を開拓し、対象の状態像に応じた業務の切り出しの提案も行いながら、マッチングを行うための経費を補助する事業を実施してきたところである。

令和５年度においては、マッチング後の利用者と訓練先企業双方のフォローアップの充実を図り、企業開拓から就労体験・訓練の効果的な実施、定着支援まで一貫した支援を行うなど、令和４年度までの事業を拡充したモデル事業を実施する（補助率 10/10）。また、令和５年度の事業の実施状況を踏まえ、令和６年度以降の事業のあり方を検討することとしている。

多様な就労体験・訓練先を確保することが、個々の状況に応じた就労支援に資することから、本事業を積極的に活用いただきたい。

また、効果的な実施のためには、本事業による都道府県による広域的な取組と、管内自治体による地域や個人に密着した取組の両者の連携による推進が必要であり、自立相談支援機関などから、相談者の就労ニーズを聞き取るなど、積極的な取組をお願いする。

② 認定就労訓練事業の申請手続の簡素化及び利用の更なる促進

令和４年の地方分権改革に関する提案募集において、認定就労訓練事業の申請手続の簡素化について提案があった。提案を踏まえ、登記事項証明書の添付省略等申請手続の簡素化を検討している。今年度中に、検討結果を踏まえ事務手続の内容を整理し、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（令和４年３月３１日第１１版）」（令和４年３月３１日付け社援発 0330 第 26 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「自治体事務マニュアル」という。）を改訂する予定であるので、管内の事業所等に周知をお願いする。また、認定就労訓練事業所の開拓及び認定就労訓練事業の更なる利用促進について、積極的な取組をお願いする。

③ 特定求職者雇用開発助成金制度

特定求職者雇用開発助成金は、様々な理由で就職が困難な方を雇い入れる事業主に対して支給する助成金であり、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業の一環として実施する訓練・実習後、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる場合には、特定求職者雇用開発助成金制度の対象となる可能性がある。認定就労訓練事業所等協力事業所に制度の周知をお願いする。

④ 地域職業能力開発促進協議会

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、各都道府県単位で「地域職業能力開発促進協議会」が開催されており、幅広い関係者から地域における今後の産業展開や求職者ニーズを把握し、精度の高い教育訓練の設定を進めていくこととされている。「地域職業能力開発促進協議会への出席に関する報告等について（依頼）」（令和5年2月16日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）で依頼したとおり、地域における生活困窮者の実情を踏まえた職業訓練の検討に資するためにも、都道府県の職業訓練担当部局等と調整の上、生活困窮者自立支援制度担当部局の積極的な参加をお願いするとともに、参加した場合は、発言内容等を生活困窮者自立支援室あて、御報告いただきたい。

(6) 家計改善支援等

家計改善支援事業は、生活困窮者が自己の収入、支出その他家計の状況を自ら適切に把握し、家計の改善の意欲を高めることを支援するため、家計支援計画（家計作成プラン）を作成し、家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、生活福祉資金貸付のあっせんを総合的に実施するものである。

こうした支援は、新型コロナウイルス感染症感染拡大や物価高騰等の家計への影響や、緊急小口資金等の特例貸付の償還開始（令和5年1月）、年金担保貸付事業の廃止（令和4年3月末）等を背景に、その重要性はさらに高まっており、どの地域でも自立相談支援に加えて家計改善支援を受けられるようにしていくことが必要である。また、特例貸付の償還期間は、緊急小口資金が2年間、総合支援資金が10年間であることから、中長期にわたる息の長い支援が求められる。

中間まとめにおいて、家計改善支援事業については、

- ・ 必須事業化する方向で検討を進めていくことの必要性
- ・ 自立相談支援事業だけでなく家計改善支援事業と生活福祉資金貸付制度との連携の強化
- ・ 日常生活自立支援事業等の権利擁護支援策との連携強化

等について指摘されている。

各自治体におかれては、こうした指摘に留意しつつ、家計改善支援事業の人員体制を整えるとともに、事業が未実施の自治体におかれては、広域実施も含め、事業の実施をお願いする。

(7) 子どもの学習・生活支援関係

① 生活困窮世帯のこどもに対する生活支援の充実

子どもの学習・生活支援事業は、生活困窮世帯や生活保護受給世帯のこどもに対しその将来の自立に向けたきめ細やかで包括的な支援を行うとともに、世帯全体への支援を行うため、学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等の支援（生活支援）、進路選択等の教育・就労に関する相談等の支援を実施するものである。

令和5年度から、不登校等の個別の課題を抱えるこどもへの個別的・長期的な支援を行えるよう、子どもの学習・生活支援事業における「生活習慣・環境改善」の加算額を拡充することとしている。

また、中間まとめを踏まえ、こどもだけでなく世帯全体への支援に繋げる観点から、今後、こどもや保護者に対する相談支援、自立相談支援事業の利用勧奨といった生活支援についても、学習支援と一体的に行うよう求める方向で検討していく。

さらに、高校生以上の世代に対して切れ目のない相談支援を推進するとともに、関連する他制度との連携をより一層強化するため、本事業のガイドラインを作成し、好事例を横展開していく予定である。

各自治体におかれては、学習支援のみならず、こどもが自分の将来を考えるきっかけとなる様々な取組や、保護者を含めた世帯全体に対する支援をより充実させることで、世帯が抱える複合的な課題の改善及びこどもの貧困連鎖の防止に取り組むよう、事業の実施・拡充の検討をお願いします。

② 子どもの学習・生活支援事業の事業継続体制整備の強化

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、子どもの学習・生活支援事業を一時的に休止せざるを得ない状況となった事例も見受けられた。また、学習支援会場が遠隔地にある、家庭の事情や集団での学習支援になじまないなどの理由により、参加が困難となっている場合もある。

こうした生活困窮世帯のこどもに対しては、継続した学習支援等を行う観点から、以下の例を参考として、事業の継続や、より多くのこどもが利用できるよう、オンラインによる支援体制整備を進めていただきたい。なお、この取組を進めるに当たっては、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を積極的に活用いただきたい。

[体制整備の例]

- 遠隔地での学習支援やオンライン相談が行える環境整備に要する初期費用の補助の活用
- 具体的には、貸出用タブレットの購入、事業者における電話・インターネット回線の設置・通信機器整備、Eラーニング教材の作成等

(8) 居住支援関係

① 居住支援について

住まいに困窮している方に対しては、一時生活支援事業による衣食住の提供及び自立相談支援事業と連携した就労等による自立支援、令和元年度から施行された地域居住支援事業によるアパート等への入居支援、居住を継続するための見守り等支援等を実施しているところであるが、一時生活支援事業の実施率は令和3年度で約4割、そのうち地域居住支援事業の実施率は約15%にとどまる。

中間まとめを踏まえ、令和5年10月から住まい支援を強化するため、入居支援や見守り等を行う地域居住支援事業を一時生活支援事業（シェルター事業）の実施の有無に関わらず、より柔軟に実施できるよう運用を見直す。また、専門職員の配置を促進することで、不安定居住者への居住支援や、居住後の継続的できめ細やかな支援を強化するなどの見直しを行う。

令和4年度第二次補正予算「居住生活支援加速化事業」（補助率10/10）について、本年1月に内示を行ったところだが、令和5年度への繰り越しを予定しているため、追加で国庫協議を行う予定である。各自治体におかれては、令和5年9月までに不安定居住者などの住まいに困窮している方への居住支援を行う場合には、本補正予算を活用いただき、居住支援のニーズの把握も含めて、居住支援の強化をお願いする。

また、これらの対応にあたっては、住宅の確保から日常生活支援、地域における居場所の確保までの一連の支援を効果的に実施するため、公営住宅や居住支援法人、住宅セーフティネット制度をはじめとする住宅施策について、居住支援協議会への参画も含めて、連携いただくようお願いする。

なお、厚生労働省においては、令和4年度に引き続き令和5年度においても、不安定居住者に対する支援情報サイト及び電話・メールによる総合相談窓口（通称「すまこま。」）を設置し、各支援策の情報提供や自立相談支援機関等につながるといった、不安定居住者に対する支援を実施する予定である。

重ねてのお願いになるが、各自治体におかれては、「すまこま。」から不安定居住者等に関する相談内容等の情報提供があった場合に、各自治体における一時生活支援事業の実施の有無に関わらず、まずは不安定居住者本人から状況について丁寧にお聞きして相談支援を行った上で、必要に応じて住居確保給付金の案内や、居住支援法人へつなぐなどの支援をお願いする。

また、令和5年度には、ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）を実施する。引き続き、巡回での目視による調査を予定しているため、各自治体におかれては御協力をお願いする。

② 住居確保給付金について

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響下においても安定的な住まいを確保するため、住居確保給付金については、これまで支給対象範囲を拡大したほか、解雇以外の休業等に伴う収入減少の場合であっても3か月間の再支給を可能とするなどの特例措置を実施してきたところである。

こうした特例措置等については、中間まとめで示された方向性を踏まえて、本来の制度目的との整合性やその効果等を検証し、コロナ禍における特例的な対応を一部恒久化するとともに、自立支援機能の強化等が図られるよう見直しを行う。

具体的には、令和5年4月より、職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例を恒久化するとともに、本則による再支給（最大9か月）について、解雇された者だけでなく、新たにシフト減等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状態にある者も対象とし、特例による再支給（3か月）は令和5年3月をもって

終了する。また、特例以外の見直しとして、児童扶養手当、児童手当等の特定の目的のために支給されている手当等を収入算定から除外することや、求職活動要件について、自営業者等の場合は、一定期間、ハローワーク等を活用した求職活動に代え、事業再生のための活動でも可とするなどの見直しを行う。

こうした見直しを踏まえた自治体事務マニュアル等の改訂版について、近日中にお示しするが、各自治体におかれては、住まいを失うおそれのある生活困窮者に対して、就労自立へのより一層の支援をお願いします。

また、これらの対応にあたっては、ハローワーク含めた関係機関との連携が重要である。特に、自営業者等の事業再生に向けた相談先であるよろず支援拠点や商工会議所、商工会等について、これまで直接的な関わりがなかった場合には、住居確保給付金の見直しに向け、管内の相談窓口と双方の支援内容について情報交換を行い、具体的な連携方法について協議する等、連携体制の構築を進めていただきたい。

(9) 就職氷河期世代への支援強化

就職氷河期世代への支援については、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、令和4年度までの3年間の集中取組期間を「第一ステージ」と捉え、令和5年度からの2年間の「第二ステージ」と位置付けることとされた。そして、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援に取り組み、成果を積み上げる旨の方針が示されたところである。

今般、上記の方針に基づき、「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2023」（令和4年12月27日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）が策定された。生活困窮者自立支援制度における具体的な取組は、以下のとおりであるので、御了知の上、積極的な取組をお願いします。

ア アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化【継続】

社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につながることや、支援につながった後の丁寧な支援が求められる。

ひきこもりの状態にある方への対応については、

- ・ 「ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について」（令和元年6月14日付け社援地発0614第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「市町村におけるひきこもり相談窓口の明確化と周知等について」（令和元年10月25日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）

により、次の点に留意した丁寧な対応の徹底等をお願いしており、引き続き、本通知等を踏まえた適切な対応を進めていただきたい。

【丁寧な対応を行う際の留意点】

- ・ 経済的困窮の状態が明らかでない場合であっても、自立相談支援機関において相談を確実に受け止めること
- ・ ひきこもりの状態の背景となる多様な事情やそれぞれの心情に寄り添い、本人やそのご家族を中心とした支援を継続すること

また、アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化事業については、補助率を自立相談支援事業と同様に3/4に見直しつつ、令和5年度も引き続き実施するので、積極的に活用していただきたい。

イ 就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング【拡充】【再掲】

上記（5）①を参照いただきたい。

ウ 就労準備支援事業等の広域的实施による実施体制の整備促進【継続】【再掲】

上記（4）②を参照いただきたい。

(10) 孤独・孤立対策の推進

新型コロナウイルス感染症感染拡大への対応に伴う影響が長期化することにより、孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となっている。

今般、「孤独・孤立対策の重点計画」が改定（令和4年12月26日孤独・孤立対策推進会議決定）され、その中では、自立相談支援機関における包括的な支援の強化や生活困窮者等のための地域づくりの推進などの生活困窮者自立支援制度における施策も位置付けられている。新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等を活用しつつ、孤独・孤立対策としても積極的な取組をお願いする。

(11) 生活困窮者支援等のための地域づくりの推進

コロナ禍を背景に孤独・孤立問題が深刻化している中、生活困窮者支援の現場では、公的機関への相談に心理的ハードルを感じる方や、他者とのつながりが長らく途切れていた方などを支援につなぐ一環として、居場所づくりの取組が進められ、相談者との関係性の維持やコミュニケーション能力の向上といった効果につながっている。

こうした取組を進めるに当たっては、生活困窮者だけでなく、地域住民が広く集い、交流することによって、地域社会からの孤立を防ぐことにもつながるため、地域住民の理解を得ることも重要となる。

生活困窮者支援等のための地域づくり事業は、地域におけるつながりの中で、住民の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、①課題を抱える者の早期発見や地域のニーズの把握、②住民主体の活動支援、③世代や属性を問わず住民同士が関わることができる居場所づくり、④多様な担い手が連携する仕組みづくりの取組を進めることで、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉を推進することを目的としている。各自治体におかれては、本事業を活用し、地域づくりの推進に取り組んでいた

だきたい。

(12) いわゆる「旧統一教会」問題・被害者への対応について

いわゆる「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、政府において、令和4年9月初旬から合同電話相談窓口を開設して、「旧統一教会」問題に関する相談に集中的に対応してきたところである。

同年11月10日に開催した「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議において、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」がとりまとめられ、合同電話相談窓口の機能等を継承した対応窓口を法テラスに設置するとともに、生活困窮者自立支援として、

- ・ ハローワーク等との連携や自立相談支援機関の就労支援員による支援
- ・ 学習支援、育成環境改善の助言、進路選択に関する情報提供等のこどもの学習
- ・ 生活支援（子どもの学習・生活支援事業）

等を推進することとされた。

各自立相談支援機関におかれては、これまでも相談の内容に応じて適切に対応いただいているものと承知しているが、改めて、法テラスに設置される相談窓口からの紹介を含め、自立相談支援機関に旧統一教会を背景とした生活困窮に関する相談があった際には、相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的な対応をしないよう留意いただくとともに、必要に応じて警察、消費生活センター等の関係機関とも連携しつつ、適切に御対応いただくようお願いする。

(13) 令和5年度における人材養成

- ① 国研修（前期研修）と修了証要件にかかる都道府県研修（後期研修）の位置付けについて

生活困窮者支援に携わる人材の養成は、本制度の要となるものである。特に、平成30年改正法において、「市等の職員の資質を向上させるための研修の事業」が都道府県の努力義務として位置付けられたこと等を踏まえ、令和2年度から、国による人材養成研修（国研修）を前期研修として一部継続させつつ、残る人材養成研修（後期研修）の実施主体を都道府県に移管したところである。

令和4年度に都道府県研修（後期研修）を実施した都道府県は約6割となっているが、都道府県研修（後期研修）の実施は、地域課題に応じた研修内容を設定することが可能であるとともに、参加型の研修により支援員同士の横のつながりを深めることができるなど、管内の支援員等を支えるものとして重要な役割を担うものと考えている。各都道府県におかれては、以下の都道府県研修（後期研修）の要件に御留意の上、積極的に研修を実施いただくようお願いする。また、国において都道府県研修（後期研修）の企画・立案のための担当者研修も実施することとしており、積極的な受講をお願いする。

- i. 研修企画チームをつくり企画・立案すること
- ii. 制度の理念と基本姿勢を伝えること

- iii. 参加型研修の形式を取り入れること
- iv. 研修時間は計 10.5 時間以上実施すること

なお、令和 5 年度の研修修了要件は以下のとおりであるが、いずれの修了者についても、都道府県から修了証を発行することが必要になるため、御留意いただきたい。

- 自立相談支援事業従事者（主任相談支援員・相談支援員・就労支援員）
国研修（前期研修）及び都道府県研修（後期研修）を全て受講すること。
※ 都道府県研修（後期研修）については、後述のブロック別研修の受講により代替可。
- 就労準備支援事業従事者及び家計改善支援事業従事者
国研修（前期研修）を受講すること。ただし、自立相談支援事業従事者との連携強化のためにも、都道府県研修（後期研修）へ参加することが望ましい。

また、都道府県研修（後期研修）とは別に、これまで都道府県が独自に実施していた研修（新任者向け研修、フォローアップ研修等）についても、今後も引き続き実施いただくなど、都道府県ごとに研修体制を充実させ、支援スキルの向上に努められたい。

② 国研修（前期研修）の実施予定

令和 5 年度は、国において、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の各従事者向け研修、都道府県研修（後期研修）の企画・立案や生活困窮者自立支援制度の体制整備に向けた担当者研修の実施を予定している。

加えて、困難ケースに適切な支援を実施できるよう、テーマ別研修を設定しており、令和 5 年度においては、「孤独・孤立」や「こどもと家族支援」といった課題に対応するための支援手法等に係る研修を実施する予定である。

対象となる支援員や職員が積極的に受講できるよう、御配慮をお願いする。

なお、いずれの研修についても詳細は追ってお示しする予定である。

（参考）各事業の養成研修の開催予定

- 主任相談支援員養成研修 : 250 人程度
- 相談支援員養成研修 : 500 人程度
- 就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修 : 500 人程度（合同開催）
- 家計改善支援事業従事者養成研修 : 350 人程度
- 都道府県等における担当者研修 : 250 人程度
- テーマ別研修 : 250 人程度×2 回

③ ブロック別研修の実施予定

自立相談支援事業の従事者研修を終了するためには、都道府県研修（後期研修）

の受講が原則となるが、予定が合わない等の事情により都道府県研修の受講が難しい場合には、ブロック別研修の受講をもって修了証要件を満たすと取り扱うことも可能である。

なお、令和5年度のブロック別研修は、秋以降の開催を予定しているが、詳細は追ってお示しする。また、本研修は厚生労働省からの受託団体が開催するが、開催に当たっては、会場の確保や研修の企画等について、開催地の都道府県等にも協力いただくようお願いする。

(14) その他

① 改革工程表に基づく目安値について

生活困窮者自立支援制度においては、これまで、新規相談受付件数、プラン作成件数、就労支援対象者数、就労・増収率、自立生活のためのプラン作成者のうち自立に向けての改善が見られた者の割合等をK P I（重要業績評価指標）として設定していたところである。今般、「P D C Aサイクルの実施に際して国が設定するK P Iの目安値について」（令和5年1月30日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）にてお示ししているとおおり、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」（令和4年12月22日経済財政諮問会議決定）に基づき、令和5年度以降今後3年間の国のK P Iについて、制度開始以降の支援実績や特例貸付の償還開始による相談対応等を踏まえ、以下のとおおり見直しを行った。引き続き、（3）でお示しした国の財政支援も活用して支援体制の強化を図りつつ、必要な支援を行っていただくようお願いする。

（令和5年度から令和7年度の目安値）

	K P I	目安値※	参考（実績）		
			（R元）	（R2）	（R3）
新規相談受付件数	年間40万件	27件	16.2件	51.4件	36.6件
プラン作成件数	新規相談受付件数の50%	14件	5.2件	9.1件	9.7件
就労支援対象者数	プラン作成件数の60%	8件	2.3件	5.0件	5.2件
就労・増収率	75%	75%	61%	27%	35%
自立に向けての改善が見られた者の割合	90%	90%	85%	83%	79%

※ 人口10万人・1か月当たりの目安値を設定。人口10万人未満の自治体については、人口規模別に設定。

② 生活困窮者自立支援統計システムの改修等について

令和4年度は、第2期政府共通プラットフォームへの移行とともに、検索条件の追加や、支援対象者の属性の年度累計での抽出を可能とする等の生活困窮者自立支援統計システムの改修を行っている。また、重層的支援体制整備事業における「多機関協働事業業務支援ツール」及び「多機関協働事業支援統計ツール」の運用開始に向けたシステム改修も併せて行っている。令和5年度から、改修後のシステムでの運用を予定しているところであるが、アップデート作業等を依頼する予定なので、御対応をお願いする。

また、「生活困窮者自立支援統計システムにおける月次報告及び「支援ツール」のバージョンアップについて」（令和2年6月10日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）で、新型コロナウイルス感染症拡大にかかる相談申請の急増に伴い、システムによる国への報告を当面の間、翌月20日までであった期限を、翌々月20日までとしていたが、この取扱いを令和4年度末までとし、令和5年度以降の報告期限については、翌月20日までとする従来の取扱いに戻すこととする。ただし、システム改修に伴い、報告期限については経過措置期間を設ける予定としており、システム改修に関する取扱いとともに、詳細は別途通知するので、御留意願いたい。

③ 自立相談支援事業の国庫負担における支援実績加算の取扱いについて

自立相談支援事業の国庫負担における支援実績加算については、新規相談件数及びプラン作成件数が目安値を超えている又は1割以上増加していることを要件としているところである。

令和5年度の国庫負担協議において、上記の支援実績加算の算定に当たっては、コロナ禍の影響によって支援実績が依然として大きい状況を踏まえ、以下のとおり取扱うこととするので、御了知願いたい。

（目安値）

平成30年度から令和4年度の目安値（人口10万人あたりの新規相談件数16件）を適用する。

（前年の支援実績）

令和元年1月から12月までの支援実績と令和4年1月から12月までの支援実績を比較する。

④ 生活困窮者自立支援法に基づく各事業における事故等の情報提供について

去る1月22日夜に、兵庫県神戸市の共同住宅において火災が発生した。今後、生活困窮者自立支援法に基づく各事業において類似の事案が発生した場合には、的確に対応していくことが必要である。このため、各事業において、生命に関わる事件・事故、金品の不正受給、個人情報漏洩などにより、刑事事件又は報道、議会等で問題になることが予想される等の事案があった場合については、その概要、対応方針等について、速やかに都道府県を經由して厚生労働省へ情報提供し

ていただくよう、「生活困窮者自立支援法に基づく各事業における事故等の情報提供について（協力依頼）」（令和5年1月27日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）において、協力を依頼したところである。（様式は任意）

なお、こうした対応については、追って自治体事務マニュアルを改訂し、周知する予定であるため、御了知願いたい。

2 緊急小口資金等の特例貸付等について

(1) 緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援

生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金・総合支援資金に関しては、令和2年3月末から、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により、当面の生活費が必要な方に対し、特例措置として、従来の低所得世帯要件等を緩和し、必要な貸付（特例貸付）を実施してきた。この特例貸付は令和4年9月末まで実施し、延べ約382万件、約1兆4,431億円の貸付決定を行ったところである。

また、令和3年7月から、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、総合支援資金（再貸付）を借り終えた等の事情で貸付を利用できない世帯であって、一定の要件を満たす生活困窮世帯を対象に、生活困窮者自立支援金を創設し、令和4年12月末まで実施した。

特例貸付のうち、緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）については、償還開始時期が令和4年12月末日以前に到来する場合には据置期間を一律令和4年12月末まで延長していたことから、令和5年1月から償還が開始された。

この償還開始に伴い、償還免除を受けた者や償還が困難な借受人については、特に支援が必要と考えられることから、「緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について」（令和4年10月28日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）を発出し、フォローアップ支援をお願いしている。借受人への支援にあたっては、都道府県社会福祉協議会だけでなく、日頃借受人との関係が深いと考えられる市町村社会福祉協議会が、自立相談支援機関と密に連携をとり、都道府県社会福祉協議会につなぐなど、地域の実情に応じた連携体制を構築し、積極的な取組をお願いする。また、償還猶予が認められた借受人は、猶予期間中、可能な限り、自立相談支援事業の支援を受けることとされていることから、都道府県社会福祉協議会におかれては、猶予した借受人の情報を自立相談支援機関に提供したり、個別に自立相談支援機関につなぐなど、丁寧な対応をお願いする。あわせて、フォローアップ支援に係る取組事例を本項目の最後に紹介しているので、参考とされたい。

（フォローアップ支援の概要）

① 償還免除を行った借受人

- ・ チラシの配布等により自立相談支援機関を案内するとともに、自立相談支援

機関に借受人の情報を提供し、個別に自立相談支援機関へつなぐなど、訪問等のアウトリーチによるプッシュ型の支援を含め、積極的なフォローアップ支援を実施。

- ・ 個々の状況に応じて、生活困窮者自立支援制度における家計改善支援や就労支援、ハローワークや福祉事務所との連携など、今後の生活再建に向けて必要な支援を実施。
- ② 償還免除の案内に未応答の借受人
- ・ 償還開始の案内時の償還免除申請の再案内や、個別に申請書の再送付や電話等による申請勧奨、申請方法を分かりやすく紹介したホームページの掲載、申請手続きの支援等、プッシュ型による償還免除の積極的な申請勧奨を実施。
 - ・ その際、償還に関する相談の周知を行うとともに、償還中であっても一定の要件を満たす場合は償還免除を適用できることのほか、償還猶予や少額返済の方法があることを案内し、個々の状況に寄り添ったきめ細かな対応を実施。
- ③ 償還免除に至らないものの償還が困難な借受人
- (1) 個々の状況に配慮した償還猶予や少額返済の案内
- ・ 償還が困難との相談があった借受人に対しては、以下に留意して、個々の状況に応じ償還猶予を適切に実施。
 - ・ 猶予後の償還可能性を厳密に求めることなく、相談時点の償還困難な状況がある場合には積極的に対応。
 - ・ 収入減少や不安定就労によって生活が安定しないなど、個々の状況に応じて柔軟に判断。
 - ・ なお、償還猶予を行った場合には、可能な限り自立相談支援機関で支援を実施。
 - ・ 償還計画どおりの償還が困難な借受人に対しては、必要に応じて、償還計画の変更や少額返済を認めるなど、個々の状況に配慮した対応を実施。
- (2) 訪問等のアウトリーチによる生活再建に向けた支援
- ・ 現に生活に困窮している方を早期に支援する観点から、その生活状況を把握し、必要に応じて自立相談支援機関等の必要な支援につなぐなどの対応を行うため、訪問等のアウトリーチによるプッシュ型の支援を実施。
 - ・ また、自立相談支援機関から借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当であるとの意見を提出するなど、借受人に寄り添った丁寧な支援を実施。
- ④ 生活困窮者自立支援金、住居確保給付金の受給者へのフォローアップ支援
- ・ 支援金等の受給を経てもなお自立等に至らなかった要因や、生活課題等を適切にアセスメントするとともに、生活困窮の状況を踏まえ、必要に応じて生活保護への移行に向けた支援等を実施。
 - ・ 特例貸付を受けていたことが確認されたときには、可能な限り、償還免除手続きの有無の確認や、償還免除や償還猶予等の案内等を実施。
 - ・ 支援金等の受給終了後の就労等の状況等を踏まえ、必要に応じてアウトリーチ型による相談支援等を実施。

※ 住居確保給付金の受給終了者に対しても、可能な限り上記の対応をいただくよう、御配慮をお願いします。

＜フォローアップ支援の取組事例＞

【償還猶予へのつなぎ・相談】

- 市区町村社会福祉協議会との連携
 - ・ 償還に関する相談は、まずは市町村社協で相談を受け付け、世帯状況や家計の収支状況等を丁寧に聞き取った上で、猶予申請につないでいる。その上で、就労支援や家計支援などの支援が必要と思われる方を自立相談支援機関につないでいる。
 - ・ 都道府県社協と市町村社協との間で、クラウドサービスを活用して、猶予の決定状況等を随時情報共有している。
- アウトリーチによる償還猶予の積極的な活用
 - ・ 自立相談支援機関に償還猶予の相談窓口を臨時開設。特例貸付に関する相談歴がある方に、個別に電話によるアウトリーチを行って窓口を案内した。アウトリーチを行うに当たっては、再貸付まで行った等の相談歴がある方を優先して実施。
 - ・ 償還予定の全ての借受人に対して、償還猶予の案内や申請書を送付。その際、生活状況や連絡が取れる時間帯等を尋ねるアンケートを併せて送付し、その回答をもとに都道府県社協から個別に電話をかけて、電話面談により猶予を適用している。

【自立相談支援機関等の支援へのつなぎ】

- 情報共有の仕組みの構築
 - ・ 償還免除や償還開始をお知らせする機会を捉えて、都道府県社協から借受人に対して、生活状況等を尋ねるアンケートを送付。アンケートの中で「自立相談支援機関による支援を希望するか」を尋ね、希望した借受人について、相談事項や連絡先を自立相談支援機関に情報共有。自立相談支援機関において、共有された情報を基に確認し、必要に応じて個別にアプローチを行っている。
- 気軽に立ち寄れる相談窓口の設置
 - ・ 借金や生活の困りごとについて弁護士や社会福祉士等から気軽にアドバイスを受けられ、食料品などの無料配布も行う相談会を県内各地で開催。プッシュ型で借受人に周知して、相談支援につなげている。

(2) 特例貸付の債権管理について

緊急小口資金等の特例貸付における償還期間については、緊急小口資金が2年間、

総合支援資金が 10 年間となっている。

この間、都道府県社会福祉協議会において債権管理のための事務体制が必要となる
ところ、必要な経費については、特例貸付の延長にかかる貸付原資と一体的に計上し、
償還期間（緊急小口資金 2 年間、総合支援資金 10 年間）の間に必要な金額を含めて貸
付原資と一体的に一括して交付している。各都道府県社会福祉協議会におかれては、
従来 of 活動に支障が生じないように、都道府県社会福祉協議会の体制強化や、債権管理
に関する業務の外部委託、償還に向けた様々な支援や窓口での相談等を行う市町村社
会福祉協議会の体制強化などをお願いする。

(3) 特例貸付に係る国庫返還について

緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付原資として交付した額については、貸付に使
用されなかった余剰分を令和 5 年度中に国庫に返還いただく予定である。詳細につい
ては、追って連絡するので、御了知願いたい。

また、特例貸付に係る償還金収入については、原則として国庫に返還いただくこと
としている。返還額及び返還時期を含めた詳細については、追って連絡するので、併
せて御了知願いたい。

(4) その他

① 教育支援費の貸付原資の国庫への返還

生活福祉資金貸付制度の教育支援費については、独立行政法人日本学生支援機
構が実施する大学等への進学者に対する奨学金事業の抜本的な拡充に伴い、貸付
原資の一部について、2017 年度から 2023 年度までの 7 年間にわたって応分の国
庫返還を求めることとしており、引き続き必要な対応をお願いする。

なお、生活福祉資金貸付制度は、他制度優先としているため、大学進学等のた
めに必要な費用は、原則として、独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学
金制度を活用することとなる。しかし、奨学金の申請を行っているものの納入期
限までに学費等の支払いが困難である等の場合には、当面、必要となる数か月分
の学費を教育支援費で貸し付け、奨学金が決定され次第、返還を求めることとし
て差し支えないので、改めて、この取扱いについて、都道府県社会福祉協議会及
び市町村社会福祉協議会に周知徹底を図られるようお願いする。

② 本則における事務費の取扱い

生活福祉資金貸付事業（本則）にかかる事務費に対する補助については、平成
27 年度から一定の経過措置を設けた上で、事業実績（「貸付件数」と「償還件数」）
に応じた補助基準を新設するとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金の生活福
祉資金体制整備事業の廃止に伴う当面の間の経過措置として、運用上、貸付原資
を取り崩して事務費に充当することを可能とする取扱いとしていた。

貸付原資の取崩しに関する令和元年度以降の取扱いについては、「生活福祉資
金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成 31 年度の取
り扱いについて」（平成 30 年 12 月 20 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室事務連絡)において、当面の間、以下のとおり取り扱うことを示しているが、引き続き、令和元年度に創設した新たな評価に関する加算(債権回収体制整備加算、債権回収取組強化加算)の取得等について、積極的に対応いただきたい。

なお、当該取扱いにおける取崩し上限額を超える取崩しが必要な場合には、経過措置として、個別協議の上で、取崩しを認めてきたところであるが、今後の取扱いについては、貸付原資の取崩し状況等を踏まえながら検討を行っていく予定であるので、御了知願いたい。

「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成31年度以降の取り扱いについて」(平成30年12月20日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)(抜粋)

【貸付原資の取崩しについて】

生活福祉資金貸付事業の体制整備を図ることを目的として行っている貸付原資の取崩しについては、当面の間、以下のとおりとする。

- ・ 取崩しの上限額は、償還金収入(※)の実績額の3割までとし、各都道府県における平成26年度の基金事業の執行実績の1/2と償還指導等に要する経費(定額分)の平成26年度の実績をあわせた額を目安とする。
 - ・ 取崩しを行うに当たっての財源は保有原資のどの種類でも可能とする。
- ※ 償還金収入の実績は、厚生労働省への報告等に基づき、前年度実績額、または当該年度の執行見込み額により算定すること。具体的な手続きについては、別途連絡することとする。

加えて、緊急小口資金等の特例貸付と本則にかかる債権管理に係る事務費については、財源が異なることから、それぞれ事務費の用途を明確にしておくことが必要である。

厚生労働省では、今後とも、これらの制度を取り巻く状況を注視しつつ、都道府県及び市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握した上で、必要な効率化を求めていくとともに、事務費のあり方を含め、貸付ニーズに対する効果的な事業の運営方法等について総合的な検討を行っていく予定である。

③ 保有基準の初回の評価

生活福祉資金貸付事業については、平成28年10月に会計検査院から厚生労働省に対し、「保有資金の額について適切に評価を行うための判断基準を作成」することや、「保有資金の額が(略)適正な規模を上回っていると認められる場合には、国庫補助金相当額の一部について国庫に返還等の措置を講ずること」等の意見表示があった。

これを受け、厚生労働省では、「生活福祉資金貸付制度の保有資金の規模に関

する評価基準の策定等について」(平成30年7月27日付け社援地発0727第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)を発出したところであるが、初回の評価の実施時期は、追って通知することとしていた。

この保有基準における初回の評価の実施については、年金担保貸付事業の廃止や緊急小口資金等の特例貸付の実施による影響などを勘案しつつ、令和5年度中に精査を行い、令和6年度に実施する方向で検討していくので御了知願いたい。

④ 年金担保貸付事業について

年金担保貸付事業については、平成22年度の行政刷新会議の事業仕分けの評決を踏まえ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」において事業の廃止が決定され、令和4年3月末までで新規貸付の申込受付を終了したところである。

今後、年金担保貸付を利用できなくなった高齢の生活困窮者が、自立相談支援機関や家計改善支援事業を実施する機関に相談に訪れるケースが増えることも想定される。

このような高齢の生活困窮者への対応については、平成29年の社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書においても、

- ・ 収入が年金に固定されている中で家計をどう考えていくかが必要であり、年金担保貸付事業の廃止に伴い、他で借金を重ねることのないよう、また貸付がなくても家計を維持できるようにする観点からも、細やかな対応が必要である。
- ・ 年金担保貸付事業の廃止の方向性の中で、家計相談支援が必要な高齢者がいることも踏まえ、家計相談支援事業をさらに推進するとともに、生活を行う上でやむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得の高齢者等に対しては、生活福祉資金貸付制度で対応することが必要である。

と指摘されている。

しかしながら、上述の生活福祉資金貸付は、年金担保貸付と異なり、以下の借入目的は貸付対象とならないため、年金担保貸付における資金ニーズを生活福祉資金貸付で全て対応することはできないことに留意する必要がある。

生活福祉資金貸付事業の対象とならない借入目的

- ・ 日常生活の継続的な生活費の補填
- ・ 民間金融機関等への返済
- ・ 別世帯に住む子どもや孫の経費
- ・ 福祉車両以外の車両の購入 など

このため、高齢の生活困窮者が安易に他で借金を重ねることのないよう、家計改善支援等を通じて、収入、支出の両面から家計の状況を適切に把握し、家計の改善の意欲を高め、高齢者本人に家計を維持することのできる能力を身につけていただくことが重要である。

各自治体におかれては、都道府県社会福祉協議会、窓口業務を担う市区町村社会福祉協議会とも緊密に連携しながら生活福祉資金貸付事業の周知に努めるとともに、年金担保貸付事業の利用者の受け皿の一つとなる家計改善支援事業の更な

る推進をお願いする。また、両事業の相談が増えることが見込まれることから、これらの事業の窓口の体制整備等について積極的な取組をお願いする。

特に、市区町村社会福祉協議会の窓口業務については、前述の緊急小口資金等の特例貸付の償還免除や償還猶予などの相談への対応と併せて、特段の体制整備をお願いする。

第2 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について

1 「地域共生社会」の実現に向けた取組について

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められている。

こうした考え方を具体化するため、平成29年の社会福祉法改正においては包括的支援体制の整備が市町村の努力義務として定められ、これをモデル実施するための事業には令和2年度では279自治体が行った。

また、令和元年5月には、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を設置し、同年12月に最終とりまとめを公表した。

こうした経過も踏まえつつ、社会福祉法改正案が令和2年通常国会で成立し、令和3年4月、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）が創設された。

重層事業については、令和3年度には42市町、令和4年度には134市町村が実施したところであり、令和5年度は189市町村が実施する予定である。この重層事業の効果的な実施を進めていくとともに、実施を希望する市町村が円滑に重層事業に移行できるよう、適切に支援を進めていく。

2 重層的支援体制整備事業について

(1) 重層的支援体制整備事業の枠組みについて

重層事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものである。

そのため、従来、分野（介護、障害、子ども・子育て、生活困窮）ごとに行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助（以下「既存事業」という。）に、新たに多機関協働や参加支援等の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるように「重層的支援体制整備事業交付金」（以下「重層事業交付金」という。）として交付している。

なお、令和5年度に重層事業を実施する189市町村（令和4年10月に実施した国の意向調査で重層事業を実施すると回答した市町村）は、表2のすべての事業を実施することが必要であり、国は重層事業交付金としてこれらの事業に必要な財源を交付する。

重層事業は、実施を希望する市町村の手あげによる任意事業であるが、地域共生社会の実現に向けた効果的な取組と考えている。したがって、実施を希望する市町村においては、重層事業への移行に向けて、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備、重層的支援体制整備事業実施計画（以下「重層事業実施計画」という。）の策定、重層事業を実施する際の毎年度の予算編成や予算執行にかかる体制の構築を進めていただきたい。

都道府県においては、重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業（3の（2）参照）を活用するなど、管内市町村への積極的な支援をお願いしたい。

(2) 重層的支援体制整備事業を推進するためのプロセスについて

市町村において包括的な支援体制を整備するに当たっては、個別支援と地域に対する支援の両面を通じて、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化することとなる。そのためには、

- ・ 相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、関係機関全体で支援を進めること
- ・ 参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施すること
- ・ 地域づくりに向けた支援により、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施すること

が必要であり、一つの有力な手法として、重層事業が位置づけられている。

したがって、重層事業においては、市町村内の各種施策に係る支援機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。

このような連携体制を構築するためには、地域住民や支援関係機関との間で意見交換や対話を繰り返し、目的意識を共有するといったプロセスが必要不可欠である。については、重層事業を実施する市町村においては、こうした丁寧なプロセスを経ることが事業の成否を分けると言っても過言ではないことを十分認識していただきたい。また、重層事業への移行準備事業（3の（1）参照）を実施する市町村においては、実施期間中に十分に庁内外の合意形成を図られたい。

なお、社会福祉法第106条の5における重層事業実施計画を策定する際においても、こうしたプロセスを経ることが重要である。

この重層事業実施計画の記載内容については、令和2年12月24日付けで公布された社会福祉法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第205号）に規定し、具体的な策定ガイドラインについては、令和3年3月31日付け通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）において示しているところであり、重層事業実施計画の策定に当たって十分参照いただきたい。

表1（社会福祉法（抜粋））

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）	
第六条	（略）
2	国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、 <u>保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。</u>
3	（略）

（3）重層的支援体制整備事業交付金について

重層事業交付金については、各分野の相談支援及び地域づくりにかかる既存事業の補助金等を一体化するとともに、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった新たな機能に係る補助を追加して交付するものである。

既存事業分については、財政保障の水準を維持する観点から、国、都道府県、市町村の費用負担割合や補助基準額は、それぞれの制度における現行の規定と同様としている。令和5年度予算案における既存事業並びに多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業（以下「多機関協働事業等」という。）の補助率は表3のとおりであり、多機関協働事業等の補助基準額は表4のとおり予定している。この多機関協働事業等の負担割合は、従来からお知らせしていたとおり、令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となるため、都道府県におかれては、重層事業を実施する市町村に対し適切に交付するようお願いする（都道府県分も含め地方負担分については、地方財政措置が講じられる予定）。

なお、都道府県負担割合に係る具体的な規定については、交付要綱において定める予定であるので、申し添える。

表2 (重層的支援体制整備事業で実施する事業)

	事業名
包括的 相談支 援事業	地域包括支援センターの運営 *社会福祉法第106条の4第2項第1号のイ
	障害者相談支援事業 *社会福祉法第106条の4第2項第1号のロ
	利用者支援事業 *社会福祉法第106条の4第2項第1号のハ
	生活困窮者自立相談支援事業 *社会福祉法第106条の4第2項第1号のニ
	福祉事務所未設置町村による相談事業 *市及び生活困窮者自立相談支援事業を実施している町村は不要
地域づ くり事 業	地域介護予防活動支援事業 *社会福祉法第106条の4第2項第3号のイ
	生活支援体制整備事業 *社会福祉法第106条の4第2項第3号のロ
	地域活動支援センターの基本事業 *社会福祉法第106条の4第2項第3号のハ
	地域子育て支援拠点事業 *社会福祉法第106条の4第2項第3号のニ
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業
多機 関協 働事 業 等	参加支援事業 *社会福祉法第106条の4第2項第2号
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 *社会福祉法第106条の4第2項第4号
	多機関協働事業 *社会福祉法第106条の4第2項第5号

表3 (令和5年度における重層的支援体制整備事業で実施する各事業の補助率等)

	事業名	補助率等			
		国	都道府県	市町村	その他
包括的 相談 支援 事業	地域包括支援センターの 運営	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)
	基幹相談支援センター等 機能強化事業等 ※1	50/100 以内	25/100 以内	25/100	—
	利用者支援事業	2/3	1/6	1/6	—
	生活困窮者自立相談支援 事業	3/4	—	1/4	—
	福祉事務所未設置町村に よる相談事業	3/4	—	1/4	—
地域 づくり 事業	地域介護予防活動支援 事業	25/100	12.5/100	12.5/100	23/100 (1号保険料) 27/100 (2号保険料)
	生活支援体制整備事業	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)
	地域活動支援センター 機能強化事業 ※2	50/100 以内	25/100 以内	25/100	—
	地域子育て支援拠点事業	1/3	1/3	1/3	—
	生活困窮者支援等のため の地域づくり事業	1/2	—	1/2	—
多 機 関 協 働 事 業 等	・参加支援事業 ・アウトリーチ等を 通じた継続的支援事業 ・多機関協働事業	1/2	1/4	1/4	—

※1 地方交付税を財源として実施される障害者相談支援事業に加えて、重層的支援体制整備事業実施要綱に規定する「相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業等）」を実施する場合

※2 地方交付税を財源として実施される地域活動支援センターの基本事業に加えて、重層的支援体制整備事業実施要綱に規定する「地域活動支援センター機能強化事業」を実施する場合

表4 (令和5年度における多機関協働事業等の補助基準額)

市町村人口規模	補助基準額 (円)
10,000 人未満	25,300,000
10,000 人以上～30,000 人未満	28,000,000
30,000 人以上～50,000 人未満	31,000,000
50,000 人以上～100,000 人未満	33,800,000
100,000 人以上～200,000 人未満	42,000,000
200,000 人以上～300,000 人未満	50,500,000
300,000 人以上～500,000 人未満	56,000,000
500,000 人以上	61,800,000

※ 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

(4) 多機関協働事業等について

重層事業には、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能を追加している。

多機関協働事業は、重層事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援するものである。具体的には、重層事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める等の取組を実施する。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けるものである。具体的には、各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つける。また、本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

参加支援事業は、各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行うものである。具体的には、利用者のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源間のコーディネート、本人と支援メニューのマッチングを行うほか、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。また、本人と支援メニューをマッチングした後、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをするとともに、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートを行う。

これらの事業の具体的な内容については、これまでも全国担当者会議、国が主催する各種研修、都道府県キャラバンなど様々な場面を通じて周知をしてきたところであり、重層事業や重層事業への移行準備事業（3の（1）参照）を実施する市町村においては、事業内容を十分御理解の上、事業内容の検討をしていただくようお願いしたい。

3 令和5年度予算案について

令和5年度予算案においては、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、重層事業に加えて、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」（以下「移行準備事業」という。）、「重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業」（以下「都道府県後方支援事業」という。）、「重層的支援体制構築推進人材養成事業」（以下「人材養成事業」という。）を実施するために必要な経費として、計351億円（令和4年度は261億円）を計上した。

各自治体におかれては、以下の各事業の具体的な内容について御理解の上、積極的な事業展開をお願いする。（重層事業については2を参照）

（1）重層的支援体制整備事業への移行準備事業

令和3年4月に施行された社会福祉法において重層事業が創設されたため、これまで実施してきたモデル事業は令和2年度に廃止し、令和3年度に移行準備事業を創設した（移行準備事業は生活困窮者就労支援事業費等補助金の事業として実施）。

移行準備事業は、市町村が実施主体となり、令和6年度以降に重層事業へ移行するために必要な経費に対して補助するものである。具体的には、重層事業の実施に向けた市町村の体制整備に取り組むことを目的とし、庁内外の関係者・関係機関との連携体制を構築するための取組や多機関協働の取組を行うものである。なお、アウトリーチ等を通じた継続的支援や参加支援の取組等も補助対象経費とする予定である。

令和5年度における本事業の国の補助率は3/4（市町村の負担は1/4）を維持する。他方、改正社会福祉法の施行から一定期間が経過していることや、重層事業に移行するための試行的な事業であることを踏まえて事業規模を見直すこととし、令和5年度から新たに移行準備事業を実施する市町村に対しては、表5-2のとおり国庫補助における基準額を見直す予定である。これは限られた予算の中で数多くの自治体に事業を実施していただくための措置であり、令和5年度から重層事業実施の開始を予定している自治体においては、御理解いただけるようお願いする。

令和5年度においては293市町村が実施を予定していると承知しており、重層事業への移行に向けた適切な活用をお願いしたい。

表5-1 (令和4年度までに移行準備事業を開始していた場合の補助基準額)

市町村人口規模	補助基準額 (円)
10,000 人未満	16,900,000
10,000 人以上～30,000 人未満	18,700,000
30,000 人以上～50,000 人未満	20,700,000
50,000 人以上～100,000 人未満	22,500,000
100,000 人以上～200,000 人未満	28,000,000
200,000 人以上～300,000 人未満	33,700,000
300,000 人以上～500,000 人未満	37,300,000
500,000 人以上	41,200,000

※ 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

表5-2 (令和5年度から新たに移行準備事業を開始する場合の補助基準額)

市町村人口規模	補助基準額 (円)
10,000 人未満	6,300,000
10,000 人以上～30,000 人未満	7,000,000
30,000 人以上～50,000 人未満	7,800,000
50,000 人以上～100,000 人未満	8,500,000
100,000 人以上～200,000 人未満	10,500,000
200,000 人以上～300,000 人未満	12,600,000
300,000 人以上～500,000 人未満	14,000,000
500,000 人以上	15,500,000

※ 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

(2) 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

都道府県後方支援事業は、都道府県が実施主体となり、市町村が推進する重層的な支援体制整備の後方支援として都道府県が行う各種取組に必要な経費に対して補助するものである（※令和4年度は44都道府県が取り組んでいる）。

具体的には、市町村における庁内・庁外連携促進のための支援、市町村間の交流・ネットワーク構築支援、重層事業への移行促進等を目的とした研修の実施、重層的支援体制構築のための実態調査等の取組を対象に補助するものである。なお、本事業の国の補助率は3/4（都道府県の負担は1/4）としている。

また、社会福祉法には、国及び都道府県の責務として、市町村において重層事業の実施など、包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう必要な支援を行う旨（表6）が規定されている。具体的には、都道府県の広域的・専門的な機能として、都道府県が実施している相談支援等の機能及び市町村の重層的支援体制との連携により、複雑化・複合化した課題を有する者への包括的な支援体制の充実が図られること、また、市町村への必要な後方支援を行うことが期待される。

これら都道府県に求められる役割にかんがみ、市町村における包括的な支援体制の整備がさらに推進されるよう、都道府県におかれては、本事業の適切な活用をお願いしたい。

表6（社会福祉法（抜粋））（一部再掲）

<p>（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>3 国及び都道府県は、<u>市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。</u></p>
--

(3) 重層的支援体制構築推進人材養成事業

重層事業に関わる支援者は、令和2年6月の社会福祉法改正の趣旨を理解し、多様な分野と連携しながら包括的な支援を進めていくことで、地域共生社会の実現の一翼を担っていただきたいと考えている。そのため、重層事業の推進に際しては、人材養成が極めて重要である。

このため、国においては、①地域共生社会の基本理念を理解した上で、重層事業の意義やその内容、目指す方針を理解すること、②研修を通じて自治体職員や支援関係者同士のネットワークをつくること、③学んだことを持ち帰り、自治体内において体制を検討する際の中核となることを目的とした人材養成事業を令和3年度から創設したところである。令和4年度においては重層事業を実施する自治体や多機関協働事業等を受託する事業者等を対象にした全国研修（表7）を実施している。

令和5年度における人材養成事業においても、令和4年度までと同様に、国において重層事業を実施する自治体や多機関協働事業等を受託する事業者等を対象にした研修を実施する予定であり、都道府県、市町村におかれては、本事業に係る研修会等へ積極的に参加いただくようお願いしたい。

また、令和3年度、令和4年度に実施した研修の資料及び動画については、厚生労働省ホームページから視聴を可能としているので、都道府県・市町村におかれては、関係部署の職員等を含め、庁内外の研修等に御活用いただきたい。

(URL は以下のとおり)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhog/chiikikyosei/index.html

表 7 (全国研修の概要 (令和 4 年度の例))

研修名	対象者	開催方法	開催実績・予定 (ライブ研修)
【基礎編】共通研修	都道府県、重層事業実施自治体、 多機関協働・参加支援・アウトリーチ等支援事業者	いずれの研修も、 ・オンデマンド ・ライブ によるオンライン 受講	令和 4 年 9・11 月
【基礎編】市町村職員向け研修	重層事業実施自治体		令和 5 年 1 月
【基礎編】多機関協働事業者向け研修	多機関協働事業者 (直営の場合は自治体職員)		令和 5 年 1 月
【基礎編】参加支援事業者向け研修	参加支援事業者 (直営の場合は自治体職員)		令和 5 年 2 月
【基礎編】アウトリーチ等支援事業者向け研修	アウトリーチ等支援事業者 (直営の場合は自治体職員)		令和 5 年 2 月
【基礎編】都道府県職員向け研修	都道府県		令和 5 年 2 月
【応用編】研修	都道府県、重層事業実施自治体、 多機関協働・参加支援・アウトリーチ等支援事業者		令和 4 年 11 月
【応用編】フォローアップ研修	都道府県、重層事業実施自治体、 多機関協働・参加支援・アウトリーチ等支援事業者		令和 5 年 1 月

4 その他

(1) 重層的支援体制整備事業を推進するための各種取組について

① 多様な施策との連携について

重層事業の実施に当たっては、市町村内の各種施策に係る支援機関が相互に連携することが必要であること、2の(2)で述べたとおりである。

福祉関係に留まらない多様な施策との連携に当たって、円滑に合意形成を進めることができるよう、各施策との連携通知(表8)を発出しているところである。これらの通知を踏まえ、各自治体におかれては、重層事業の実施や重層事業への移行準備にあたり、各施策との連携体制の構築を進めていただきたい。

表 8 (多様な施策との連携通知)

重層事業等との連携施策	連携通知発出日
<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援 ・自殺対策 ・児童福祉制度・DV被害者支援施策等 ・公共職業安定所 ・シルバー人材センター ・生涯現役促進地域連携事業 ・水道事業 ・保護観察所等 ・地域生活定着促進事業 ・教育施策 ・子供・若者育成支援施策 	令和3年3月29日
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け施策 ・障害保健福祉施策 ・子ども・子育て支援施策 ・生活困窮者自立支援制度 ・生活保護制度 ・成年後見制度利用促進に係る取組 ・社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等 	令和3年3月31日
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全確保地域協議会制度 ・地域力創造施策 	令和3年10月1日
<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生施策 	令和3年12月1日
<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産施策 	令和4年3月1日

② 参加支援について

複雑化・複合化したニーズを抱える者に対して、多様な社会参加への支援を提供するためには、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応できる社会資源を確保することが必要である。このため、各地域において様々な福祉サービスを提供している福祉サービス事業所等には、その支援に関する人材、場、ノウハウを十分に活かしていただくことが期待される。

以前から、各分野のサービスを複合的に提供する場合の取扱いについては、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（平成28年3月）」や、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供する共生型サービスの実施等により進められてきたところであるが、重層事業における参加支援を実施するための社会資源の活用方法としては、既存の福祉サービス事業所等における定員の空きを活用するなど、本来の業務に支障の無い範囲で本来の支援対象者とは別に、社会参加に向けた支援対象者を受け入れることも考えられる。

社会参加に向けた施策を自治体において具体的に取り組むに際しては、令和3年3月31日付け通知「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）を发出し、既存の社会福祉施設や福祉サービス事業所等の地域資源の活用を促進するための具体的な運用を示したところであり、各自治体の地域の実情に応じて、積極的に地域資源の活用を進めていただきたい。

(2) 企業版ふるさと納税の活用について

企業版ふるさと納税は、新たな民間資金の流れを巻き起こし、地方創生の取組を深化させることを目的として、平成28年度に創設された制度である。本制度は、国が認定した地方公共団体の地方創生のプロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みである。

令和2年度税制改正では、税の軽減効果を最大約9割まで引き上げられるとともに、地域再生計画の認定手続の簡素化など、大幅な見直しが実施された。併せて、地方創生推進交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、併用可能な国の補助金・交付金が拡大されたところである。重層事業についても、その地方負担分に企業版ふるさと納税が活用できるため、地方負担軽減の観点から、積極的に御活用いただきたい。

なお、本制度の内容や手続き等については、内閣府地方創生推進事務局のホームページ等を参照されたい。

○企業版ふるさと納税ポータルサイト（内閣府地方創生推進事務局）

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

(3) 各事業の実績報告について

重層事業を推進するに当たっては、事業を行うことによる経年的な効果や成果を明らかにしていくことが重要である。そのため、令和3年度から、重層事業を実施している市町村に対し、事業を通じて得られる基本情報の収集をお願いしているところである。

この実績報告については、現在、第1の1(14)②のとおり、「生活困窮者自立支援統計システム」の改修という形で、「多機関協働事業業務支援ツール」及び「多機関協働事業支援統計ツール」の開発を行っているところであり、令和5年中から当該システムを通じて御報告いただくことを予定している。

具体的な開始時期（現時点では令和5年6月頃を予定）や報告方法については別途お示しするので、御了知いただきたい。

(4) 地域共生ポータルサイトについて

厚生労働省においては、地域共生社会の実現に向けた気運を醸成するため令和3年4月に地域共生社会のポータルサイトを開設し、重層事業をはじめ、地域共生社会の実現に向けた取組に関する基礎資料や各種通知、全国各地の取組事例等を随時

掲載している。地域住民、保健医療福祉等の分野における関係団体や実践者、行政職員など幅広い方々を対象としたものであるため、各都道府県・市町村におかれては、関係団体や関係者への周知をお願いするとともに、包括的な支援体制の構築を推進するにあたり十分に御活用いただきたい。

○地域共生社会のポータルサイト

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

(5) 国による自治体支援について

厚生労働省では、人材養成事業のほかにも、各都道府県との協議の上で、都道府県を訪問し、地域共生社会の考え方や重層事業等の内容などについて、周知・広報を行うとともに、各自治体等と意見交換を行う取組（全国キャラバン）を実施している。今年度も多くの都道府県から要望をいただき、各都道府県が主催する市町村等を対象にした会議の場等に訪問（オンライン含む）させていただくなど、順次対応しているところである。令和5年度においても同様の取組を実施していくことを予定しており、別途、実施にあたっての御案内をさせていただくので御了知願いたい。

なお、重層事業の概要説明等については、上記第2の3の(3)で紹介した、厚生労働省ホームページにおける人材養成事業の動画配信において、行政説明も配信しているので、適宜御活用いただきたい。

第3 ひきこもり支援の推進について

1 これまでのひきこもり支援について

ひきこもり支援については、令和3年の「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和3年6月18日閣議決定。いわゆる「骨太の方針 2021」）において、現状の支援施策を再点検した上で、当事者や家族の視点に立って、ひきこもりに至った要因と将来も考慮した息の長い支援の実施、良質な支援者の育成と支援手法の開発等の取組を推進することが盛り込まれたことを受け、厚生労働省において、今後のひきこもり支援の目指す将来像として、「ひきこもり支援のロードマップ」をまとめている。

コンセプトとしては、ひきこもり状態にある方やその家族が、より身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを掲げて、全国の基礎自治体において相談支援体制を構築することを念頭に、基礎自治体の取組を強化する内容となっている。

これを受け、令和4年度においては、市町村域について事業メニューの拡充を図り、これまで都道府県と指定都市に設置してきた「ひきこもり地域支援センター」を一般の市町村にも設置できるようにするなど、より身近な場所で相談や支援が受けられる環境づくりを進めるとともに、都道府県には市町村の取組をバックアップする機能を新たに設けている。

また、併せて、支援に関わる方に対し国が主体となって、知識や支援手法を習得するための研修を実施し、ひきこもり当事者やその御家族の心情を理解した上で、寄り添う支援ができる良質な支援者の育成に取り組んでいる。

さらには、地域住民の理解を深め、当事者やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進するため、国が主体となるひきこもり支援の普及啓発・情報発信事業「ひきこもり VOICE STATION」を昨年度に続き実施しており、国から地域社会に対して普及啓発活動にも取り組んでいるところ。

2 令和5年度の取組について

(1) 令和4年度第二次補正予算及び令和5年度予算案について

令和4年度第二次補正予算及び令和5年度予算案においては、昨年に引き続き、身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりのための予算を確保するとともに、新たな、国主体の支援施策を盛り込んでいる。

主な内容は、以下のとおりである。なお、①は令和4年度第二次補正予算の「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」による事業であるが、当該交付金は、令和5年度への繰越を可能としている。

各自治体においては、これらの事業を組み合わせるなど、ひきこもり支援に積極的に取り組んでいただきたい。

(令和4年度第二次補正予算)

① ひきこもり支援体制構築加速化事業

市町村等が新たにひきこもり支援を開始する場合や既存の取組を拡充する場合に、相談窓口の設置、居場所づくり、広報、支援対象者の実態把握、支援者ネットワークの構築等の具体的な取組に対して包括的に支援を行い、市町村のひきこもり支援の環境整備を加速化させる。

(令和5年度予算案)

② ひきこもり支援推進事業

ひきこもり地域支援センター等の市町村への設置の促進を図るとともに、都道府県がバックアップする体制を推進するなど、支援体制の構築を促進する。

③ ひきこもり地域支援センター職員の人材養成研修(国事業)【拡充】

ひきこもり支援に携わることとなった新任職員に対する研修に加え、都道府県や地域支援センター等の中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対して、より複雑化・複合化した課題に対する実践的な演習などを通じた支援者のスキルアップ、管内市町村に対する研修実施を担う指導者の育成を行う。

④ ひきこもり支援者支援事業(国事業)【新規】

オンラインなどを活用し、支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、地域における支援者をフォローアップする仕組みを創設。

(2) 市町村におけるひきこもり支援体制の構築について

ひきこもり支援体制の構築にあたっては、全ての市町村において、①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営に取り組んでいただくようお願いしているところ。

さらに、令和4年6月13日参議院決算委員会において、「ひきこもり状態にある方の社会参加を支援する観点から、全ての市区町村における相談窓口の明確化や周知がなされるよう努めるとともに、市区町村が行う実態調査や、支援に関して市区町村と医療機関、商工会等が連携する市町村プラットフォームの設置等の取組をより一層推進すべきである」旨の措置要求決議がされており、取組の促進が求められている。

これらの取組は、ひきこもり支援体制構築の出発点になるものであることを踏まえ、未実施の市町村においては、早急な取組をお願いするとともに、都道府県においては、必要なバックアップをお願いしたい(令和2年10月27日付け当局地域福祉課長通知「ひきこもり支援施策の推進について」及び令和4年6月30日付け事務連絡「市町村プラットフォーム設置・運営状況等の周知と取組の促進について(依頼)」を参照)。

(令和3年度末現在の取組状況)

	実施自治体数	実施率
① -1 ひきこもり相談窓口明確化(n=1,741)	1,273 自治体	73.1%
①-2 うち、ひきこもり相談窓口周知(n=1,273)	1,077 自治体	84.6%
② 支援対象者の実態把握(n=1,788)	777 自治体	43.5%
③ 市町村プラットフォームの設置(n=1,741)	1,003 自治体	57.6%

※令和4年3月末時点実績

(3) ひきこもり地域支援センター職員の人材養成研修について

ひきこもり支援に携わる職員等に対して、国が主体となって知識や支援手法等を習得するための研修を実施し、ひきこもり当事者や家族の心情を理解した上で寄り添う支援ができる良質な支援者を育成するとともに、全国各地における好事例等の周知・広報を行うことで、支援の質をさらに向上・均一化することを目的とした事業を実施している。

令和5年度は、昨年度の新任職員に対する研修に加え、中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対しても研修を実施することとしている。詳細については決まり次第追って連絡することとしているが、該当職員の派遣についてご配慮いただきたい。

ア 受講対象

① 初任者研修

ひきこもり支援に関する業務に携わる職員のうち、着任して概ね2年未満の者

② 現任者研修

ひきこもり支援に関する業務に携わる職員のうち、中堅的・指導的役割を担う者

イ 開催日程及び方法

① 初任者研修

【前期】7月1日～31日（オンデマンド配信）

【後期】9月下旬の連続する2日（都内近郊参集）

② 現任者研修

【前期】7月1日～31日（オンデマンド配信）

【後期】9月下旬の1日（都内近郊参集）

3 就職氷河期世代支援について

就職氷河期世代への支援については、令和2年度から4年度までの3年間を集中期間として取り組んできたところであるが、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）においては、令和5年度からの2年間を「第二ステージ」と位置付け、更に成果を積み上げることとしている。

また、令和4年12月に策定された「就職氷河期世代支援に関する新行動計画 2023」（令和4年12月27日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）においても、ひきこもり支援をはじめ各種の施策が盛り込まれたところである。これらを踏まえ、令和5年度においても、政府を挙げて就職氷河期世代支援に取り組んでいく中で、ひきこもり状態にある方も念頭に置いた「社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする者」への支援を推進していくこととしている。

4 ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者の利用をめぐる消費者トラブルについて

報道等において、ひきこもり支援を目的として掲げる一部の民間事業者に以下のような問題があるとされている。

- ・ ひきこもり当事者が本人の意思に反して連れ出され、施設に監禁される
- ・ 施設において暴力等を受ける
- ・ 契約内容どおりの支援が行われず、契約の解除を求めても返金しない

これを踏まえ、各自治体においては、ひきこもり状態にある方やその家族に対して、民間事業者との契約内容と利用時の対応が異なる、途中で解約できない等、困ったことがある場合には、「消費者ホットライン」（局番なしの188）を活用し、消費生活センター等へ相談するよう、注意喚起をお願いする。

また、ひきこもり地域支援センターにおいては、そのような民間事業者に関する相談に対応いただくようお願いするとともに（平成30年3月5日付け事務連絡「ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業の利用をめぐる消費者トラブルについて（注意喚起）」を参照）、ひきこもり支援推進事業を活用したひきこもり地域支援センターへの法律の専門職の配置についても検討と具体化をお願いしたい。

なお、消費生活センターの消費生活相談員に対して、全国のひきこもり支援機関について情報提供を行っているので、相談があった際には対応をお願いしたい。

第4 成年後見制度の利用促進について

1 現状及び課題について

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な制度である（民法の改正等により平成12年に創設）。今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性がより一層高まっていくものと考えられる。その一方で、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況¹である。このような状況を踏まえ、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」が成立した。

平成29年3月には同法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年度～令和3年度の5年間）が閣議決定され、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などを進めてきた。

これにより、本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用が進みつつあり、また、各地域で相談窓口の整備や判断能力が不十分な人を適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみが整備されつつあるが、他方で、後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）が意思決定支援や身上保護を重視しない場合があり、利用者の不安や不満につながっていると指摘がされ、また、地域連携ネットワークなどの体制整備は、特に小規模の町村などで進んでいない。なお、中核機関の整備や市町村計画の策定については、令和3年10月1日時点で、

- ・ 中核機関：552市町村（31.7%）
- ・ 市町村計画：829市町村（47.6%）

にとどまっている。

2 第二期成年後見制度利用促進基本計画について

令和4年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」（令和4年度～令和8年度の5年間。以下「第二期計画」という。）が閣議決定された。

令和5年度においても、引き続き、第二期計画に基づき、成年後見制度の見直し

¹ 認知症高齢者は平成24年に462万人、令和7年(2025年)には約700万人となる見込み。一方、成年後見制度の利用者数は令和3年12月末時点で23.9万人。

に向けた検討と権利擁護支援策を総合的に充実するための検討、成年後見制度の運用改善等や地域連携ネットワークづくり等の各施策（以下参照）について、工程表に基づき推進するとともに、施策の性質に応じて設定したK P I（以下参照）の達成に向けて取り組む必要がある。

とりわけ、市町村による中核機関の整備や都道府県による協議会の設置など権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに関する取組、及び都道府県による担い手の育成方針の策定など「優先して取り組む事項」として第二期計画に盛り込まれた各種の取組については、令和6年度末までにK P Iを達成することができるよう、各都道府県におかれては、管内市区町村とも緊密に連携しながら計画的な取組の推進をよろしく願います。

なお、任意後見制度が安心して利用されるためには、本人の判断能力が低下した際に、家庭裁判所が任意後見監督人の選任をした時から効力が生じることも含めて周知する必要があります。このため、K P Iに掲げられた「市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる任意後見制度の周知」に取り組むに当たっては、厚生労働省で作成した任意後見制度に関するリーフレット・ポスターだけでなく、法務省が令和3年度に作成し、市町村や社会福祉協議会等に配布した「任意後見制度に関するリーフレット及びポスター」についても併せて周知するようお願いする。

任意後見制度の利用促進に向けたリーフレット等（法務省民事局作成）

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>

〈第二期計画のポイント〉

- (1) 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実
 - ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すための方策、福祉制度・事業の見直しの検討）。
- (2) 成年後見制度の運用の改善
 - ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人等の選任や本人の状況に応じた後見人等の交代、都道府県による意思決定支援研修の実施。
- (3) 後見人等への適切な報酬の付与
 - ・ 最高裁判所、家庭裁判所で後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討。
 - ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討。
- (4) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進
 - ・ 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により権利擁護支援の地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備。
 - ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で成年後見制度利用促進基本計画を早期に策定。
 - ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定）や支援。

〈K P I が示されたもの（令和6年度末）〉

- ・ 市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる任意後見制度の周知 全 1741 市町村
- ・ 都道府県による担い手の育成の方針の策定 全 47 都道府県
- ・ 都道府県における担い手の養成研修の実施 全 47 都道府県
- ・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 全 47 都道府県
- ・ 市町村による成年後見制度利用支援事業の推進 全 1741 市町村
- ・ 市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し 全 1741 市町村
- ・ 都道府県による協議会設置 全 47 都道府県
- ・ 都道府県による意思決定支援研修の実施 全 47 都道府県
- ・ 市町村による成年後見制度や相談窓口の周知 全 1741 市町村
- ・ 市町村による中核機関の整備 全 1741 市町村

3 令和5年度予算案について

厚生労働省では、第二期計画を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、第二期計画の工程表に掲げられた取組を推進するため、引き続き、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を後押しするとともに、「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた実践や検討を進めることとしている。

このため、令和5年度においては、

「包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」として、

- ・都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化
- ・地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

また、「新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進」として、

- ・「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施自治体の拡大
- ・新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

などの実施に必要な予算を計上している（以下参照）。

各都道府県及び市町村におかれては、これらの補助事業を積極的に活用していただき、権利擁護支援として成年後見制度を適切に利用できる体制づくりの推進をお願いする。

なお、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」については、初年度である令和4年度は10の自治体が各取組に試行的に取り組んでいるところであるが、多種多様な心理・行動症状や生活上の課題等を有した判断能力が不十分な方々が尊厳のある本人らしい生活を継続できる制度を構築するためには、より多くの実践事例の把握・分析に努め、意思決定支援によって本人を支える方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討につなげることが肝要である。

このため、令和5年度予算案にはその実施自治体数を35自治体まで拡大するために必要な費用を計上しているため、各都道府県及び市町村におかれては、本取組の意義・重要性にかんがみ、積極的に参画いただくようよろしくお願いする。

〈令和5年度予算案の概要〉

(1) 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

① 都道府県による市町村支援機能強化事業（実施主体：都道府県）

- ・ 以下の市町村支援に関する取組（以下「必須取組」）に対する補助を行う。
 - ア：司法専門職や家庭裁判所等との定例的な協議
 - イ：市町村職員等向けの研修（市町村長申立の実務研修など）
- ・ 上記2つの必須取組を行った上で、市町村支援の更なる強化を行う場合は、以下の取組ごとに国庫補助基準額を加算し、補助を行う。
 - ウ：中核機関の立ち上げなど、市町村の体制整備に関する助言等を行うアドバイザーの配置や派遣
 - エ：市町村からの支援困難事案等の相談を受ける窓口の設置及び権利擁護支援に関する総合的な助言を行うアドバイザーの配置や派遣

② 中核機関立ち上げ支援事業（実施主体：市町村）

- ・ 中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施などの取組に対して補助を行う。

③ 中核機関コーディネーター機能強化事業（実施主体：市町村）

- ・ 中核機関のコーディネーター機能の強化を行う場合、以下の取組ごとに国庫補助基準額を加算し、補助を行う。
 - ア：情報収集や相談対応に関する調整機能の強化に向けた、アウトリーチの実施や有資格者の配置等の取組
 - イ：法的課題解決後に専門職後見人から市民後見人への交代等を想定するなどの支援方針の検討を行う受任者調整の仕組みの導入
 - ウ：広域連携における中心自治体としての役割機能の明確化や、近隣の中核機関の連携を強化する取組

(2) 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

① 都道府県による意思決定支援研修等推進事業（実施主体：都道府県、市町村）

- ・ 都道府県等において、国作成の「意思決定支援研修」のカリキュラムや教材、国が養成した講師等を活用し、親族後見人・市民後見人等や市町村・中核機関の職員等を対象にした研修を実施する取組などに対して補助を行う。

② 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業（実施主体：都道府県、市町村）

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインの活用を図る取組に対して補助を行う。

③ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業（実施主体：都道府県、指定都市）

- ・ 日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携を強化して、本人の状況に応じた効果的な支援を進める取組に対して補助を行う。

(補助対象となる取組)

- ・ 成年後見制度と関連事業、関連諸制度間の移行の調整を行う連携コーディネーターの配置
- ・ 市区町村長申立所管部署や生活困窮者自立支援制度、生活保護制度の所管部署との事例検討やケース会議への関与
- ・ 法律専門職等の関係団体や医療機関の関与による支援プラン等の外部点検
- ・ その他、成年後見制度と関連事業、関連諸制度間の連携を強化するために必要と認められる取組

(3) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施自治体の拡大（実施主体：都道府県、市町村）

以下のいずれかのテーマについて取り組む自治体を 35 か所程度選定し、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

- ・ 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が日常生活自立支援事業等の権利擁護支援の一部に参画する仕組みづくり
- ・ 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する仕組みづくり
- ・ 寄付等の活用や、虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する仕組みづくり

4 令和5年度の都道府県及び市町村における取組について

まず、都道府県においては、第二期計画に掲げられている都道府県の役割（以下参照）を踏まえ、市町村による支援体制では対応が困難な事案等に対して助言等の支援を行うことができる「多層的」な権利擁護支援の仕組みとして、以下のような取組をお願いする。

- ・ 担い手の育成方針の策定や養成研修を実施すること。
- ・ 市町村長申立てに関する研修を実施すること。
- ・ 都道府県単位等での協議会を設置すること。
- ・ 意思決定支援研修を実施すること。

〈都道府県の役割〉

- ・ 都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。具体的には、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった重要な役割を果たす。
- ・ また、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい小規模市町村を始めとした市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりを促進する。

次に、市町村においては、第二期計画に掲げられている市町村の役割（以下参照）を踏まえ、地域連携ネットワークを「包括的」なものとしていくため、以下のような取組をお願いする。

- ・ 市町村計画を策定し、中核機関及び協議会の整備・運営の方針、地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針、市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針について示すこと。
- ・ 成年後見制度を含む権利擁護支援策やその窓口を周知すること。
- ・ 中核機関を整備すること。

また、全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下のような取組をお願いする。

- ・ 市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業について、適切に実施すること。成年後見制度利用支援事業については、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合も含めることなど、適切な実施内容の検討をすること。

<市町村の役割>

- ・ 市町村は、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報等を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。その際、地域の実情に応じ、都道府県と連携して、地域連携ネットワークを重層的なしくみにすることなど柔軟な実施体制も検討する。
- ・ 市町村の地域連携ネットワークづくりに対する主体的な役割は、協議会及び中核機関の運営を委託等した場合であっても同様であり、積極的に委託事業等に関わる必要がある。
- ・ 市町村は、権利侵害からの回復支援（虐待やセルフネグレクトの対応での必要な権限の行使等）など地域連携ネットワークで行われる支援にも、その責務に基づき主体的に取り組む必要がある。
- ・ 上記に加え、市町村は、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、促進法に基づく市町村計画の策定といった重要な役割を果たす。

5 日常生活自立支援事業について

(1) 日常生活自立支援事業の実施体制の強化等について

第二期計画では、日常生活自立支援事業について、

- ・ 地域によって同事業の待機者が生じていること、
- ・ 利用者数にばらつきがあること、
- ・ 同事業からの成年後見制度への移行に課題があること、

が指摘され、また、令和4年12月20日に社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護部会においてとりまとめられた「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」では、「新規契約締結件数のうち生活保護受給者が占める割合は、全体の4割以上に上っていることに留意が必要である」ことが盛り込まれている。

厚生労働省では、適切な権利擁護支援の実施に関連するこうした指摘等への対応として、以下の①から③に取り組んでいるので、各都道府県及び指定都市におかれては、下記のほか、今後、お示しする実施要領や研究事業報告書等を確認し、これらの取組の内容を十分に理解した上で、管内の都道府県社会福祉協議会等に周知するとともに、その取組の推進にご協力いただくようよろしくお願いする。

①日常生活自立支援事業等関連諸制度における役割分担の検討方法の周知について
(参考資料4参照)

(参考) 日常生活自立支援事業等関連諸制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業報告書(令和3年3月 公益社団法人日本社会福祉士会)

報告書掲載URL:公益社団法人日本社会福祉士会ホームページ
<https://www.jacsw.or.jp/citizens/josei/2020.html>

②成年後見制度その他の関連諸制度への移行等を可能にする日常生活自立支援事業の実施体制の強化について(参考資料4参照)

(参考) 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業実施要領(案)

※ 現段階の案であり、今後、内容の変更があり得ることに留意

1 (略)

2 事業の種類

本事業は、以下の事業を実施する。

(1) 及び(2) (略)

(3) 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

ア 実施主体

実施主体は、都道府県又は指定都市とする。

なお、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、都道府県又は指定都市社会福祉協議会、特定非営利活動法人その他の都道府県又は市区町村が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

イ 事業内容

日常生活自立支援事業など関連事業の利用者の判断能力が低下又は回復したり、相続や不動産の処分など重大な法律行為が必要になった場合等に、成年後見制度や生活困窮者自立支援制度その他の関連諸制度への移行を支援し、本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるようにするため、以下に掲げる成年後見制度と関連事業、関連諸制度間の連携を強化するための取組を実施する。

- ・ 成年後見制度と関連事業、関連諸制度間の移行の調整を行う連携コーディネーターの配置
- ・ 市区町村長申立所管部署や生活困窮者自立支援制度、生活保護制度の所管部署との事例検討やケース会議への関与

- ・ 法律専門職等の関係団体や医療機関の関与による支援プラン等の外部点検
- ・ その他、成年後見制度と関連事業、関連諸制度間の連携を強化するために必要と認められる取組

③ 日常生活自立支援事業の効果的な実施方策の検討及び周知について（参考資料4参照）

（参考）権利擁護支援の充実のための日常生活自立支援事業の在り方に関する調査研究事業報告書 → 作成次第、案内予定

（２） 日常生活自立支援事業の適正な実施について

近年、日常生活自立支援事業の実施に関連した社会福祉協議会職員による不祥事（金銭の横領等）が報告されている。

本事業は判断能力が不十分な方の日常的な金銭管理等の支援を行う事業であることから、こうした不祥事の発生は、各都道府県・指定都市が補助事業として実施する日常生活自立支援事業の信頼が失われることになりかねない極めて重大な問題である。

各都道府県・指定都市におかれては、日常生活自立支援事業が適正に実施されるよう、改めて会計事務に係る内部牽制体制の確立について徹底するなど、各都道府県・指定都市社会福祉協議会に対する一層の指導・助言をお願いします。

第5 地域福祉の推進等について

1 地域福祉（支援）計画について

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものである。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体としての観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とするものである。

これら市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉（支援）計画」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画となっている。平成29年に改正され、平成30年4月から施行されている社会福祉法においては、地域福祉（支援）計画の策定を努力義務化しており、未策定の市町村においては、市町村地域福祉計画の策定に努めていただきたい。なお、令和4年4月1日現在において、市町村地域福祉計画の策定率は84.8%である。市区部、町村部別にみると、市区は95.0%であるのに対し、町村部では75.7%になっている。一方、都道府県地域福祉支援計画は、全都道府県において策定を終えている（策定率100%）。

また、令和2年6月に改正され、令和3年4月から施行されている社会福祉法第107条第1項及び第108条第1項においては、地域福祉（支援）計画に盛り込むべき事項として5項目（①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項）を掲げている。これらの事項が盛り込まれていなければ、社会福祉法上の地域福祉（支援）計画としては認められないものであることから、これらの5項目の全てを定めていない自治体においては、記載内容の追加をお願いしたい。

都道府県においては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援と、計画が未策定の市町村に対し、早急に策定が行われるよう支援をお願いしたい。

また、ガイドラインでは、地域福祉（支援）計画に盛り込むべき事項としてそれぞれの事項ごとに例示しているが、地域の実情に応じて、追加等を行うことが可能である。このような地域の実情に応じた取組として、例えば、消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づく「消費者見守りネットワーク」（消費者安全確保地域協議会）は、高齢者の権利擁護に資するものと考えられるため、このような取組についても、地域福祉（支援）計画に盛り込んでいただきたい。

(参考) 地域福祉(支援)計画策定状況等調査結果

※令和3年度調査(令和3年4月1日現在の状況)分まで掲載

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikat_suhogo/c-fukushi/index.html

2 民生委員・児童委員について

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下における民生委員・児童委員活動について

新型コロナウイルス感染症の影響化において、民生委員・児童委員(以下「民生委員」という。)は、地域住民とのつながりを維持するために、日々、様々な工夫を凝らしながら、地域の実情に応じた活動を行っている。

都道府県及び市区町村においては、引き続き、感染予防に留意しつつ、個々の民生委員の健康状態等に応じて柔軟な活動ができるよう、管内の民生委員の地域の実情に応じた活動内容・方法等について十分配慮いただくようお願いする。

なお、「マスク着用の考え方の見直し等について(令和5年3月13日以降の取扱い)」(令和5年2月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)において、マスク着用の考え方等について以下のとおり示されているところであり、民生委員の活動にあたっては、本事務連絡を踏まえた対応についてご留意いただきたい。

(参考) 「マスク着用の考え方の見直し等について(令和5年3月13日以降の取扱い)」(令和5年2月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

※厚生労働省ホームページ(マスクの着用について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.htm

1

※上記事務連絡(一部抜粋)

新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし(中略)、このマスク着用の考え方の見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、3月13日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方に沿った対応をお願いすること。

(2) 令和4年度における一斉改選について

民生委員については、令和4年12月1日に3年に1度の一斉改選が行われたが、改選結果は次のとおりとなっている。改選に当たっては、各都道府県及び市区町村には多大なご協力を賜り感謝申し上げる。

【改選結果】

	令和4年度	前回（令和元年度）
定数	240,547人	239,682人
委嘱数	225,356人	228,206人

※ 委嘱数のうち新任委員 72,070人、再任委員 153,286人

※ 定数に対する委嘱数の割合（充足率）は 93.7%

改選時において、民生委員の委嘱数（充足率）が十分ではない自治体においては、引き続き、必要な民生委員の配置がなされるよう、地域の関係機関とも連携を図りながら、民生委員の役割・活動内容について住民に周知・理解を促すなどの取組を行っていただくようお願いする。

(3) 民生委員に期待される役割について

「第5 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について」にもあるとおり、現在、厚生労働省においては、少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めている。

令和2年6月には、社会福祉法の改正案が成立し、市町村において、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設され、令和3年4月より施行している。

このような地域の取組を推進していく上で、地域づくりの役割を担う民生委員に寄せられる期待は大きくなっている。一方で、地域の重層的な支援体制の構築により、民生委員の活動がより円滑に実施できる環境が整備されるものと考えられる。

このため、民生委員もこれらの施策に積極的に関わることが期待される所であり、各自治体においては、「重層的支援体制整備事業と民生委員・児童員等との連携について」（令和3年3月31日社会・援護局地域福祉課長通知）等を踏まえ、民生委員に求められる役割などについて、民生委員の十分な理解を得られるよう研修カリキュラムの中に盛り込むことや、民生委員と関係機関との連携が一層推進されるよう調整を行うなど、引き続き支援をお願いしたい。

(4) 民生委員の活動環境の整備等について

(ア) 民生委員活動に係る経費

民生委員活動に係る経費については、地方交付税措置を講じているが、昨今の民生委員活動の負担が増加する中で、民生委員活動の一層の活性化及びその役割や活動内容等を考慮し、令和2年度には、民生委員の活動に対する地方交付税の算定基礎について、1人当たりの活動費及び協議会活動推進費の増額を行った。民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の増額措置に伴う引上げがなされていない自治体においては、これらの状況を踏まえた適切な財源確保に努められたい。

なお、令和5年度においても、各自治体における民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の予算措置状況等を確認するための調査を予定しているため、引き続き、ご協力をお願いしたい。

【地方交付税算定基礎単価】

	令和2年度～
民生委員・児童委員活動費	1人当たり年額 60,200円
地区民生委員協議会活動推進費	1か所当たり年額 250,000円

また、民生委員活動に係る地方交付税措置は、民生委員活動に係る実費弁償費として講じているものである。公費を財源とする活動費の取扱いに当たっては、社会通念に鑑み、国民の誤解や疑念が生じないよう御留意いただきたい。

なお、実費弁償費に係る所得税の取扱いについては、国税庁がホームページにおいて公表している所得税基本通達28-8に「地方自治法第203条の2第3項（報酬及び費用弁償）の規定により受ける費用の弁償は、所得税法第9条第1項第4号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものを除き、給与等とする。」とあるように、費用の弁償として受けるもののうち、旅費その他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものは課税の対象とならない取扱いが示されているので御留意いただきたい。

(イ) 民生委員制度の普及啓発の強化

令和4年3月に全国民生委員児童委員連合会が、全国の10～70代の男女1万人を対象にインターネットを通じて行った調査によると、「民生委員・児童委員」を知っている割合は64.0%となっており、民生委員の存在は広く認知されている一方で、「役割や活動内容まで知っている」のは5.4%に留まっている。

民生委員の存在はもとより、その役割や活動内容について広く国民に理解していただくことは、民生委員活動を推進していく上で重要であり、かつ、

将来のなり手確保にも資するものと考えられる。このため、民生委員制度の一層の普及啓発に特段のご配慮をお願いする。特に、令和4年12月に行われた一斉改選時において、民生委員の委嘱数（充足率）が十分でない自治体においては、引き続き、必要な民生委員の配置がなされるよう、地域の関係機関とも連携を図りながら、民生委員の役割・活動内容について住民に周知・理解を促すなどの取組を行っていただくようお願いする。

また、一部の自治体においては、広く住民に民生委員活動を理解していただくことや民生委員の負担軽減、将来のなり手を確保することなどに資する取組として、独自に民生委員協力員の設置や子ども民生委員の委嘱、行政のサポート体制を強化するといった取組がなされている。今後とも民生委員活動の一層の充実及び民生委員制度の普及啓発の強化のために、地域の実情に応じた自治体の創意工夫のある取組についても実施、検討をいただきたい。

（ウ）民生委員への研修の充実

新型コロナウイルス感染症の影響下において、研修会や講習会を十分に実施することは難しい状況にあるが、民生委員に対する研修経費については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（民生委員・児童委員研修事業）により補助を行っている。本事業の実施主体は都道府県、指定都市及び中核市であるが、実施自治体は着実に増えており、令和4年度は97自治体が行っている。各自治体におかれては、当該補助金の活用等により、民生委員が相談援助活動等を行う上で必要不可欠な知識及び技術を習得できるよう、実施方法を工夫するなど地域の実情に応じた研修の企画、実施をお願いする。

また、研修の企画、実施にあたっては、従前の研修課題に加え、新たな施策や社会的課題等を踏まえた研修内容の充実を図るようお願いする。

<新たな施策や社会的課題等の例>

- ・「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」（令和4年12月20日社会保障審議会（生活困窮者自立支援及び生活保護部会））
- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」（令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について（自治体等の取組事例の周知）」（令和3年2月1日社会・援護局地域福祉課事務連絡）
- ・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）最終取りまとめ」（令和元年12月26日）
- ・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）
- ・「重層的支援体制整備事業と民生委員・児童委員等との連携について」（令和3年3月31日社会・援護局地域福祉課長通知）

- ・「就職氷河期世代支援に関する新行動計画 2023」（令和 4 年 12 月 27 日関係府省会議決定）
- ・「孤独・孤立対策の重点計画」（令和 4 年 12 月 26 日孤独・孤立対策推進会議決定）
- ・「第 4 次犯罪被害者等基本計画」（令和 3 年 3 月 30 日閣議決定）
- ・「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年 6 月 25 日犯罪対策閣僚会議）
- ・「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）
- ・「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」（平成 31 年 4 月消費者庁）
- ・「自殺対策白書」（令和 4 年 10 月 14 日閣議決定）
- ・「性的指向及び性自認」を理由とする困難を抱える者への対応（法務省）
- ・「年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）
- ・「アイヌ政策推進会議作業部会報告書」（平成 24 年 6 月 1 日）
- ・民生委員への個人情報の提供
 - 「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成 24 年 7 月 17 日社会・援護局地域福祉課事務連絡）
 - 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A」（個人情報保護委員会）

（エ）災害時における民生委員の取組について

昨今、自然災害が多発しており、被災者への見守りや相談支援など、災害時においても、民生委員の役割は重要なものとなっているが、民生委員が災害時に活動する場合には、民生委員の安全の確保を第一に、過度の負担がかかることなく実施される体制となるよう、各自治体においては、平時より、防災担当部局との連携を密にするようお願いする。

<参考>

- ・「高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に関する取組の実施について」（令和 2 年 5 月 28 日府政防第 1221 号・消防災 98 号）
- ・「令和元年台風第 19 号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」（令和 2 年 12 月 24 日令和元年台風第 19 号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ）
- ・「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和 2 年 12 月 24 日令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ）
- ・個別避難計画作成等への支援策等について（令和 3 年 6 月 22 日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、厚生労働省社会・援護局地域福祉課等連名事務連絡）
- ・令和 3 年 8 月の大雨による災害に対する民生委員活動について（令和 3 年 8 月 16 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）

- ・「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成 28 年 4 月内閣府（防災担当））

(オ) その他

○ こども家庭庁設置に係る民生委員・児童委員制度の運用について

令和 5 年 4 月に内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されることとなり、民生委員法と児童福祉法を所管する省庁が分かれることとなるが、民生委員・児童委員については、一体的な運用を維持していくため、民生委員・児童委員の委嘱や主任児童委員の指名は引き続き厚生労働大臣が行うこととしている。また、民生委員・児童委員の推薦や委嘱・解嘱、主任児童委員の指名の事務については、厚生労働省から地方厚生局を通じて各自治体に連絡・調整をしているが、こども家庭庁設置後もこれらの事務の流れを変更する予定はない。

各自治体におかれては、こども家庭庁設置後においても、民生委員・児童委員の一体的な運用にあたり、引き続きご協力をお願いしたい。

○ 民生委員の年齢要件

民生委員の年齢要件については、通知「民生委員・児童委員の選任について」（平成 22 年 2 月 23 日付雇児発 0223 第 1 号・社援発 0223 第 2 号）において、「75 歳未満の者を選任するよう努めること。（中略）なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能であるので留意すること。」とされているので、特に、民生委員の委嘱数（充足率）が十分でない自治体においては、地域の実情に応じた適切かつ弾力的な運用が図られるようお願いする。

○ 不動産登記法第 70 条第 3 項の運用における民生委員・児童委員の不在証明

いわゆる休眠担保権に関する登記の抹消に係る手続に関しては、法務省の通達等においてその取扱いが示されている。

この通達等では、休眠担保権に関する登記の抹消にかかる申請に当たっては、登記義務者の所在の知れないことを証する情報として、①登記義務者が登記記録上の住所に居住していないことを市町村長が証明した情報等又は②同様の内容を民生委員が証明した情報が提出された場合には、当該登記申請を受理して差し支えないこととされている。

しかしながら、民生委員において、登記義務者がその登記記録上の住所に居住していないことを確認することが困難な場合も想定されるところ、このような場合にまで、民生委員が②の情報を作成する必要はない。

平成 29 年 10 月 20 日に、不動産登記制度を所管する法務省民事局民事第二課から各法務局・地方法務局の不動産登記担当部署に対し、上記通達の趣旨は、②の情報が提供されなければ当該登記申請を受理してはならないことを示したものではないということが改めて周知されているので、御承知置きいただきたい。

3 社会福祉協議会について

(ア) 社会福祉協議会との連携について

社会福祉協議会については、いわゆるダブルケアや 8050 世帯など、一つの世帯において複雑化・複合化した課題を有するケースの顕在化や、地域住民が抱える福祉ニーズの多様化への対応に加え、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の再構築、災害時のボランティアセンターの運営、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮される方等への支援といった大きな課題に対応するため、公益性の高い組織として、地域ニーズを的確に把握し、これらのニーズに対応した多様な取組の実施が求められている。

各自治体においては、住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、今後とも社会福祉協議会と連携し、地域づくりに資する積極的な取組をお願いしたい。

(イ) 福祉活動指導員及び福祉活動専門員の配置に係る経費

福祉活動指導員及び福祉活動専門員（以下「福祉活動専門員等」という。）の配置に係る経費については、都道府県・指定都市及び市区町村の社会福祉協議会の活動の推進指導體制を整備強化することにより、民間社会福祉活動の充実と発展を図ることを目的に、従前より国庫補助において推進してきたが、その後、全国への配置が進み定着化したことから一般財源化され、現在は、地方交付税措置を講じているところ。

【地方交付税算定基礎単価】

	令和 4 年度
福祉活動指導員設置事業	21,400 千円
福祉活動専門員設置事業費	6,892 千円

※ 「福祉活動指導員」は、都道府県又は指定都市の区域における民間社会福祉活動の推進方策について調査、研究及び企画立案を行うほか広報、指導その他の活動に従事する者として、昭和 38 年から平成 5 年まで国庫補助してきたが、平成 6 年度に一般財源化。

※ 「福祉活動専門員」は、市区町村の区域における民間社会福祉活動の推進方策について調査、企画及び連絡調整を行うとともに広報、指導その他の実践活動の推進に従事する者として、昭和 41 年から平成 10 年まで国庫補助してきたが、平成 11 年度に一般財源化。

こうした一般財源化の経緯や全国の社会福祉協議会活動の状況等を踏まえると、多くの社会福祉協議会には、福祉活動専門員等が配置され、地域福祉推進の活動に取り組んできているが、一方で、総務省において実施している

調査である「地方単独事業（ソフト）の決算額の状況」（※）からは、地方交付税措置額と実際の自治体の決算額に乖離があることが確認されている。

近年の地域生活課題の多様化・複雑化、地域の支え合いの必要性の高まりを背景に、地域における社会資源等の調整役である福祉活動専門員等の活動は益々重要であり、各自治体におかれては、改めて、その活動状況について管内社会福祉協議会にも確認していただきながら、福祉活動専門員等の配置状況を踏まえた、適切な財源確保に努められたい。

なお、今後、福祉活動指導員や福祉活動専門員の設置費用にかかる自治体における補助の状況について調査を予定しているため、その際ご協力をお願いしたい。

※（参考）総務省：地方単独事業（ソフト）の決算額の状況
https://www.soumu.go.jp/iken/02zaisei07_04000111.html

4 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る平時からの取組について

近年、相次いで自然災害が発生し、多くの方々が災害ボランティアとして被災地に駆けつけ、被災された方々の生活再建に向けた様々な支援活動をしていただいている。社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置・運営に携わることが多いことや、一部自治体においては、自治体と社会福祉協議会等の間で災害ボランティアセンターに関する協定を締結しているところもあることから、各自治体におかれては、災害発生後、速やかに災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるよう、平時から防災担当部署や社会福祉協議会と十分連携し、災害ボランティアセンターの運営体制や関係機関との役割分担について取り決めておくなど環境整備に努められたい。

なお、平時からの準備として、これまで、市町村災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる支援を中心に実施してきた「災害ボランティアセンターの設置運営研修等支援事業」については、都道府県（都道府県社会福祉協議会）の調整機能を強化するため、令和5年度予算案において、下記のとおり「災害ボランティアセンター等機能強化事業（仮称）」として拡充していることから、各自治体及び社会福祉協議会においては、積極的な取組をお願いしたい。

「災害ボランティアセンター等機能強化事業（仮称）」

- ① 全国社会福祉協議会において、災害ボランティアセンターの具体的な設置方法やボランティアの受入方法等、より実践的・実務的な研修を行うとともに、各都道府県における災害ボランティアセンターに関するノウハウの標準化を図る。
- ② 都道府県（都道府県社会福祉協議会）に市町村指導員を配置する等により、平時から市町村（市町村社会福祉協議会）への研修等を行う。

加えて、県内の自治体、社福法人やNPO法人をはじめとした多様な関係機関・企業等との関係づくり、市町村域の災害時ケアプラン策定支援等の取組みにより、災害時における都道府県（都道府県社会福祉協議会）の機能強化を図る。（補助率 1/2）

- ③ 市町村（市町村社会福祉協議会）においては、都道府県（都道府県社会福祉協議会）に配置する市町村指導員の指導・協力の下で、平時から災害ボランティアセンターの設置・運営の実地訓練等を行う。（補助率 1/2）

本事業は、上記のように3段階から成る研修等の体制を構築し、それぞれの段階において事業を実施することで、より効果的な取組になると考えている。特に大規模災害時、広域をカバーする都道府県（都道府県社会福祉協議会）の役割は重要であることから、都道府県においては、本事業を活用し、平時からの関係作りや、管内市町村の環境整備に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、災害ボランティアセンターがボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整を実施する場合の経費については、「令和2年7月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について」（令和2年8月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）、同（被災者生活再建担当）事務連絡）が発出されているので、ご了知願いたい。

（参考）

「災害ボランティアセンター等機能強化事業」の令和5年度国庫補助基準額等（案）

（1）実施主体

都道府県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会

（2）事業内容

【都道府県社会福祉協議会】

- ① 必須事業として、都道府県社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置運営に係る指導員を配置する等により、平時において、市町村社会福祉協議会への研修等を行う。また、市町村社会福祉協議会に対して、平時において、災害ボランティアセンターの設置運営に係る実地研修等を行う。
- ② 任意事業として、上記①に加え、県内の自治体、社会福祉法人やNPO法人を始めとした多様な関係機関・企業等との「関係づくり」、市町村域の災害時ケアプラン策定支援等、平時から、都道府県社会福祉協議会の調整機能を強化する「仕組みづくり」、取り組みを行う。
- ア 「関係づくり」：行政や関係団体等との協定締結、防災会議等への参画、受援体制の整備、資機材等の確保・集積・管理等
- イ 「仕組みづくり」：ニーズ把握、相談・地域支援活動の実践、BCPやBCMのほか災害時ケアプラン策定および災害ケースマネジメントへの支援等

【市町村社会福祉協議会】

- ① 市町村社会福祉協議会は、都道府県社会福祉協議会等による研修等を受講し、平時において、災害ボランティアセンターの設置運営についての現地訓練等を行う。

(3) 国庫補助基準額

国庫補助基準額は、次のとおりとする。

- ① 都道府県社会福祉協議会に対して都道府県が補助を行う場合
必須事業のみを実施する場合：1 都道府県 5,000 千円
任意事業を実施する場合：1 都道府県 5,400 千円
- ② 市町村社会福祉協議会に対して市町村が補助を行う場合

基本額	国庫補助基準額
5 万人未満	500 千円
5 万人以上～10 万人未満	1,000 千円
10 万人以上～50 万人未満	2,000 千円
50 万人以上～100 万人未満	3,000 千円
100 万人以上	5,000 千円

5 被災者に対する見守り等の支援の推進について

東日本大震災や令和2年7月豪雨等により応急仮設住宅等に入居する被災者の孤立防止対策について、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行うために令和5年度予算案においても、引き続き、必要な予算を計上した。

関係自治体においては、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活においても安心した生活が確保されるよう、本事業の推進に努めていただきたい。

被災者に対する見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じて各種事業が実施されているが、被災者それぞれの状況に応じた切れ目のない支援が実施できるよう、「被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について」（令和2年12月7日付け当局地域福祉課、福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局認知症施策・地域介護推進課連名通知）を参考に各事業が十分な連携の下で実施されるようお願いするとともに、自治体の関係部局においては、平時から積極的な連携に努められたい。また、被災により新たに本事業の実施について検討する場合には、速やかに当局地域福祉課に連絡していただきたくとともに、特定非常災害の指定を受けた場合における本事業の補助率は、発災年度を含め3年間で10/10、4年目～5年目を3/4、6年目以降を1/2と変動することから事業継続の検討にあたってはご留意いただきたい。

東日本大震災の被災地については、「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和3年3月9日閣議決定）に基づいて、

引き続き十分な取組をお願いします。

いずれにおいても事業実施期間中は、可能な限り一般施策による支援での対応を検討するとともに、本事業終了後の支援体制構築のため、民生委員・児童委員による見守りや生活困窮者自立支援制度等による支援など、一般施策による支援へ移行していくことを十分に検討いただくようお願いします。

(参考) 令和5年度予算案

- ・ 被災者見守り・相談支援等事業
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 10.4 億円
- ・ 東日本大震災関連 復興庁所管「被災者支援総合交付金」102 億円の内数

6 寄り添い型相談支援事業について

本事業は、生活上の悩みや自殺念慮、DV被害など、様々な困難に直面する方を対象に、24 時間 365 日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じて、面接相談や同行支援などを行い、具体的な問題解決につなげることを目的としている。

令和4年度においては、事業実施者として一般社団法人社会的包摂サポートセンターを選定し、「よりそいホットライン」として事業を実施している。令和5年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を引き続き計上しているが、事業実施者については、改めて選定する予定であるので、ご承知置きいただきたい。

本事業の相談者の状況をみると、職を有していない者等、生活困窮者自立支援制度の対象者とも重複する部分があることから、各自治体においては、本事業と生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段のご配慮をいただきたい。

- ※ 平成27年3月27日付け社援地発0327第14号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」
平成27年6月3日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「生活困窮者自立支援制度と寄り添い型相談支援事業との連携の推進について」

また、同様に、本事業と重層的支援体制整備事業の連携を十分に図っていくことが重要であることから、重層的支援体制整備事業を実施する自治体においては、本事業の事業者から課題の解きほぐし等が必要と考えられる者について対応の依頼があった場合には、関係者間で適切に情報共有し、支援していただきたい。

- ※ 令和3年3月31日付け社援地発0331第9号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「重層的支援体制整備事業と社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等との連携について」

7 地域づくりの推進について

人口減少に伴う地域社会の担い手不足の加速化や、新型コロナウイルス感染症の影響下において孤独・孤立問題がより深刻化・顕在化している中、地域における「絆」や支え合いの重要性が再認識されている。

このような現状を踏まえ、生活困窮者支援等のための地域づくり事業では、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化・複雑化させないための予防的対処、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくり等に資する市町村等の取組を推進することとしているので、積極的な活用をお願いします。

また、本事業は、重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）の生活困窮分野における地域づくり事業として位置付けているので、ご承知おき願いたい。（重層事業の詳細については、第2「地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について」を参照すること）

なお、令和4年度の本事業の協議においては、対象外とする以下の内容を含んだ協議が散見されたところであり、協議にあたっては、改めて内容を精査いただくようお願いする。

（留意事項）

- 本事業は、「重層的支援体制整備事業」の生活困窮分野における「地域づくり事業」の位置付けになっている。このため、「重層的支援体制整備事業」を実施する市町村においては、重層的支援体制整備事業交付金にて協議すること。
- 補助金の協議に当たり、災害ボランティアセンターの設置運営に係る実地研修、訓練等に係る事業については、本事業ではなく、「災害ボランティアセンター等機能強化事業」において協議すること。
- 補助金の協議に当たり、権利擁護の推進を図るための取組および成年後見制度に関する取組については、本事業の対象と認めない。
- 災害時の避難行動要支援者の避難に係る名簿および個別避難計画の作成のための経費については、地方交付税措置がされているため、本事業の対象と認めない。

8 ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰等について

ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰については、多年わたり、福祉分野などでボランティア活動を率先して行い、またはボランティア活動への支援を行うなど、その功績が特に顕著と認められる者及び団体に対し実施しているところであり、例年、都道府県、指定都市、中核市においては、候補者の推薦、被表彰者への連絡・調整等についてご協力いただいているところである。

令和5年度においても、後日、実施要領を送付するとともに、候補者の推薦依頼等を行うこととしており、推薦調書については、7月を提出期限とする予定で

あるので、候補者の功績内容の精査等をお願いする。

また、例年、取下げ事例が発生していることから、推薦要件等を十分踏まえた上で、確実な推薦をお願いする。

なお、表彰状授与は「令和5年度全国社会福祉大会」において行うところであるが、大会へ参加できない方に対する表彰状等の発送は、開催日以降順次行うこととなるため、各自治体において伝達式等を検討される場合には余裕を持った日程の設定をお願いする。

9 政府における孤独・孤立対策の推進について

(1) 政府における孤独・孤立対策の動き

新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化することにより、孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となっていることを受けて、政府においては、令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣を指名して同大臣が司令塔となり、内閣官房に孤独・孤立対策担当室を立ち上げ、政府一丸となって孤独・孤立対策に取り組むこととした。政府においては、令和3年3月以降、孤独・孤立対策担当大臣を議長とし、全省庁の副大臣で構成する「孤独・孤立対策推進会議」(※)を定期的に開催し、様々なライフステージに応じた孤独・孤立対策の整理及び施策のさらなる充実・強化の検討など、政府全体として総合的かつ効果的な孤独・孤立対策を検討・推進している。

※ 令和3年12月に「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」の名称を「孤独・孤立対策推進会議」へ変更

(2) 孤独・孤立対策の重点計画について

令和3年12月には、孤独・孤立対策推進会議において、社会環境の変化に応じて長期的視点に立って孤独・孤立の問題に対処することとしつつ、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策を盛り込んだ「孤独・孤立対策の重点計画」(以下「重点計画」という。)がとりまとめられた。

この重点計画については、令和4年12月に改訂されたところであり、具体的内容については以下のホームページに掲載されている。

なお、重点計画には、地域における包括的支援体制構築等、地域福祉関連施策についても幅広く盛り込まれているため、各事業の実施に当たっては御留意願いたい。

(孤独・孤立対策の重点計画：内閣官房ホームページ)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/juten_keikaku/jutenkeikaku.html

第6 地方改善事業等について

1 地方改善事業の実施について

(1) 地方改善事業の実施について

ア 隣保館の運営について

隣保館は、「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付厚生労働省発社援第0829002号厚生労働省事務次官通知）に基づき、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして各種の事業を行っている。

隣保館の運営に当たっては、多様化する住民ニーズに的確に対応することができるよう、各自治体においては、引き続き本事業への積極的な取組について御留意願いたい。また、他施設との統合・運営体制等の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が損なわれるなどの支障が生ずることがないように御配慮願いたい。

なお、隣保館を所管する部局が福祉部局以外である自治体においては、隣保館に関する情報が関係部局間で確実に共有されるよう御配慮願いたい。

(ア) 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、各自治体においては、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き御留意願いたい。なお、管内の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

(イ) 職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、福祉関連諸制度、介護保険制度、年金制度などの社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行うなど、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担い、地域住民の様々な福祉課題に対応しうる隣保館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

イ 隣保館の耐震化対策等の促進について

隣保館の多くは、昭和30年から50年代に建設されているため、現行の耐震基準に適合していないなど、耐震化に課題を抱えている館が多い。このため、近年の自然災害の頻発化等を踏まえ、平成30年度より「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に基づき、特に緊急に実施すべき耐震化整備等を集中的に実施しているところであるが、上記の課題についての備えは未だ十分ではない。

このため、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化

のための5か年加速化対策」中の重点的に取り組むべき対策「社会福祉施設等の耐災害性強化対策」に隣保館の耐震化整備等も盛り込み、隣保館の耐震等の取組の更なる加速化・深化を図ることとしているので、御了知いただきたい。

令和5年度の地方改善施設整備費補助金の執行に当たっては、令和5年度当初に、できるだけ速やかに内示を行う予定にしているため、各自治体においては、当補助金の活用等による隣保館の耐震化等の整備について積極的な活用及び隣保館を所管する部局との確実な情報共有がなされるようお願いする。

【参考】

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）（抄）
第2章 重点的に取り組むべき対策

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

（1）人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

- ・ 医療施設の耐災害性強化対策（給水設備整備対策、非常用自家発電設備整備対策、ブロック塀整備改修対策、非常用通信設備整備対策）（厚生労働省）
- ・ 社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策、非常用自家発電設備対策）（厚生労働省）

（2）アイヌ施策の推進について

平成31年4月26日に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。以下「アイヌ施策推進法」という。）が公布され、令和元年5月24日に施行された。同法は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すことを目的としている。

こうした中、生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業等を実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、周辺地域住民の交流の場として、引き続きその重要な役割を担っていく必要がある。生活館の整備費については、令和元年度より、「地方改善施設整備費補助金」（厚生労働省所管）から、「アイヌ政策推進交付金」（内閣府所管）に移管されており、関係自治体におかれては、生活館の老朽化に伴う改修等の整備について、当交付金を積極的に活用いただきたい。

一方、生活館の運営費（地方改善事業費補助金）については、引き続き厚生労働省で所管しているため、これらの申請等に当たっては遺漏なきようお願いする。

また、国内に居住されているアイヌの人々からの生活相談に対応するため、平成28年度より、電話による相談を行う「生活相談充実事業」を実施しており、令和5年度予算案においても、当該事業を円滑に実施するための経費を計上している。各自治体におかれては、アイヌの人々からの相談について御理解の上、当事業に関する周知・広報について、特段の配慮をいただきたい。

(3) 関係部局・機関との連携方策について

ア 社会福祉法に基づく取組との連携

地域共生社会の実現に向け、平成30年4月に改正社会福祉法が施行され、令和2年6月5日には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立、令和3年4月1日より施行した。これにより、市町村において、従来の支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、市町村全体として包括的な支援体制を構築する事業として重層的支援体制整備事業が実施されている（なお、本事業は市町村の任意事業であり、令和4年度は134自治体において実施）。

重層的支援体制整備事業の実施に際しては、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割を果たしている隣保館や生活館との連携を十分に図っていただくことが重要であり、重層的支援体制整備事業実施計画のガイドラインにおける「地域の支援関係者等」に隣保館や生活館が含まれているところである。

具体的には、市町村において、隣保館や生活館が提供する福祉サービス等の利用が効果的であると判断される者への支援に関して重層的支援会議や支援会議を開催する場合には、必要に応じて隣保館や生活館に会議への参画を依頼することが望ましく、また、参加支援事業者が支援を実施する中で隣保館や生活館による支援を実施することが効果的であると判断した場合は、適切に連携して支援していただく等をお願いする。

また、社会福祉法では、地域福祉計画の策定に努めることとされているが、隣保館や生活館が取り組んでいる人権課題解決に向けた取組も地域生活課題の解決に向けた取組の一つとして考えられるため、計画策定に当たっては、こうした視点についても留意するよう、併せてご了知願いたい。

イ 生活困窮者自立支援法に基づく取組との連携

隣保館や生活館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係や人権関係等の関係部局、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携を行うとともに、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関との連携や、同法に基づく各種事業の実施に当たり、地域における多様な社会資源の一つとして隣保館や生活館自体が自立相談支援機関として活動するなど、事業の実施主体となりうることに留意しながら、より積極的な館運営が行われるようお願いする。

(4) 人権課題に関する啓発等の推進について

ア 民生委員等に対する普及・啓発について

民生委員等は、地域における相談援助活動の中心的存在として様々な住民の相談援助活動を行っているが、人権に関する課題への対応については、部落差別解消推進法及びアイヌ施策推進法の関係法令、隣保館や生活館の活動状況も

十分踏まえて行う必要がある。

このため、民生委員の研修会などの機会を捉え、人権課題に関する理解を深めていただくよう御配慮願いたい。

(参考)「アイヌ政策推進会議作業部会「北海道外のアイヌの生活実態調査」を踏まえた全国の見地からの施策の展開について」(平成24年6月1日)抄

- ・ 北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者にアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

イ 関係者に対する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、近年では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生している。については、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう、部落差別解消推進法やアイヌ施策推進法の関係法令も踏まえ、特段の配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと考えられる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行っていただきたい。

(5) 他法における状況について

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」が平成28年4月1日より施行されている。当該法律では、第7条において、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止を掲げており、また、第10条において、第7条に規定する事項に関し、地方公共団体の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。これを踏まえ、設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に則した対応に留意いただくとともに、改めて関係機関と情報共有いただくよう努めていただきたい。

○内閣府 HP (障害を理由とする差別の解消の推進)

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

イ 部落差別の解消の推進に関する法律について

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 109 号）が成立し、平成 28 年 12 月 16 日より施行されている。

設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館や生活館の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努めていただきたい。

○法務省 HP（同和問題に関する正しい理解を）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

ウ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律について

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 68 号）が、平成 28 年 6 月 3 日より施行されている。

設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館や生活館の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努めていただきたい。

○法務省 HP（ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

第7 消費生活協同組合の指導・監督について

1 生協行政の基本的考え方について

消費生活協同組合（消費生活協同組合連合会を含む。以下「組合」という。）は、

- ・利用者である組合員自らが出資し、
- ・組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、
- ・組合員が利用する、

一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる非営利の協同組織である。

組合は、互助の組織として、購買事業や医療福祉事業、共済事業等組合員の暮らしを支える事業を行っているが、相互扶助の理念に基づき、地域の見守り活動や子育て支援など、組合のインフラを生かした各種助け合い活動（以下「組合員活動」という。）にも積極的に取り組み、地域のコミュニティづくりに寄与している。

また、社会的、公共的役割として、組合の組織力を生かした被災者の支援や社会福祉活動への助成活動といった取り組みを行っている。

組合の指導・監督に当たっては、このような組合の基本的性格及び事業や組合員活動の状況等、組合についての理解を十分に深めた上で行うことが肝要である。

各都道府県におかれては、所管する組合の運営状況を十分に把握していただき、消費者行政といった観点に留まることなく、運営実態に即した助言・指導をお願いする。

2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について

(1) 組合への指導検査・監督の適切な実施について

近年の国における検査結果を見ると、策定すべき規程の未整備、策定した規程の不遵守、総会運営や組合員管理の不備、一部役員の理事会欠席の常態化、決算関係書類等の不備、員外利用手続きの不備、登記手続きの不備など、組合の運営管理が不十分となっている状況が認められる。

特に、内部管理態勢に課題を抱える組合に対しては、検査による指導のみならず、監督業務の一環として、定期的に個別のヒアリング等を行うことにより、改善の方向性、改善計画及び進捗状況について日頃から組合と認識を共有し、速やかに適正な運営管理が図られるよう、指導・助言をお願いする。

また、監事監査については、会計知識のある監事による会計監査のみならず業務監査を実施するとともに、監事の理事会への出席による助言等を通じて健全性の担保が図られるよう、さらに、財務状況が悪化している組合や課題を多く抱えている組合に対しては、組合員が不利益を被ることのないよう十分な配慮と必要な指導・助言をお願いする。

(2) 不祥事案について

各組合から報告された不祥事案について見ると、近年では次のような事案が複数の組合で発生している。

- ・ 購買事業を行う組合において、特定の職員が会計処理を行い不正な処理が行われた事例
 - ・ 購買事業を行う組合において、配送職員が、組合員の同意無く宅配注文書に不正に記入していた事例
 - ・ 共済事業を行う組合において、他人の名義による架空の共済契約が締結された事例
 - ・ 共済事業を行う組合において、共済募集人が契約者の掛金を負担していた事例
- 組合において不祥事案が確認された場合には、早急に所管行政庁へ当該状況等を報告するよう指導するとともに、不祥事案が発生した原因を明らかにし、必要に応じ法的措置や、再発防止策の作成とその着実な実施を徹底していただくよう、適切な指導をお願いします。

(3) 政治的中立の確保について

組合の政治的中立の確保については、消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号。以下「生協法」という。）第 2 条第 2 項において、「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定されている。同項の趣旨は、組合は、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とする協同組織であり、組合の役職員や組合員が個人として政治活動の自由を有することは言うまでもないが、政治問題に組織として関わることは、組合に対する誤解や偏見を生み、組合の健全な運営と発展にとって障害となるおそれが強いことから定めているものである。例えば、組合が特定の議員の後援会費を支払う行為についても、同項の趣旨を踏まえると不適切と考えられるため、御留意願いたい。

特に、今春は統一地方選挙が予定されている。各都道府県におかれては、組合が特定の政党を支援しているかのような疑念を持たれることがないように、厳正な指導をお願いします。

- 「消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について(通知)」(昭和 62 年 6 月 30 日付厚生省社会局生活課長通知)

(4) その他

一部の都道府県においては、休眠となっている組合を多く抱えたままの状況となっている。所管行政庁として適切に状況を把握いただくとともに、必要な措置等の検討を行っていただきたい。なお、都道府県としての対応方針に判断がつかねる場合などは厚生労働省に照会されたい。

3 事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について

人口減少や急速な高齢化など、社会を取り巻く環境が大きく変化し、コミュニティの脆弱化が進む中で、「地域共生社会の実現」を目指した包括的な支援体制づくりが進められている。長年にわたり、生活者の目線で暮らしを支える事業と助け合い活動を一体的に行ってきた組合は、事業や活動を通して地域に助け合いの輪を構築しており、今後の地域社会を支える重要な担い手として、自治体や関係団体等と連携を図りながら、事業や組合員活動をさらに積極的に実施していくことが期待されている。

このような現状を踏まえ、令和3年4月、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号。以下「施行規則」という。）を改正し、地域課題の解決に取り組む組織に対し、所轄庁の許可のもと組合が物品を供給できるようにしたところである。

各都道府県におかれては、こうした改正の趣旨を御了知いただき、組合の取組に対する理解を深めるとともに、日々の暮らしを支えるという組合の意欲に対し、管内の関係機関や市町村と連携の上、必要に応じて地域福祉の充実を図る手段の一つとして当該制度を御活用いただきたい。

また、上記の施行規則の改正を受け、所轄庁の許可を得て、組合と社会福祉協議会が連携して地域で物品を供給する事例や、組合等がこども食堂へ物品を供給する事例があると承知している。現在、こうした先駆的な事例について改めて収集しているところであり、今後、収集した事例について全国会議や厚生労働省HP等で公表・周知する予定であるので御了知願いたい。今般、そのうちの一事例を参考資料において示しているので参考にされたい。

- 生協が行う地域福祉の先駆的な取組事例(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikyuu/index.html

4 災害時の員外利用に係る取扱いについて

近年、大規模な地震や豪雨などの自然災害が多発しているが、各地の組合においては、自治体との協定に基づいて発災直後から緊急物資を供給するなど、迅速な支援活動に取り組まれている。

生協法は、組合員でなければ組合の行う事業を利用することはできない旨を規定しているが、例外的に組合員でない者の利用を認める事業を個別具体的に示しており、そのうち一部の場合については組合員でない者の利用分量の限度を設け、または、組合員でない者が利用する場合に行政庁の許可を要することとしている。

特に災害時における物品供給については、

- ① 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の緊急時において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域で当該物品を供給する場合（行政庁の許可不要、利用分量の限度なし）（生協法第12条第3項第2号）
- ② 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域以外で避難者に対し、必要と認められる期間物品を供給する場合（行政庁の許可必要、利用分量 20/100）（施行規則第11条第1号ホ）

において組合員でない者の利用を認めているため、被災者の生活の早期安定に寄与するためにも、改めて適切な運用について御留意願いたい。

5 消費生活協同組合法施行令等の一部改正について

(1) 会社法等の施行に伴う消費生活協同組合法施行令等の一部改正について

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号。以下「会社法改正法」という。）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号。以下「整備法」という。）が令和元年12月11日に公布され、未施行となっていた会社法改正法附則第1条ただし書に掲げる規定及び整備法附則第3号に掲げる規定が、令和4年9月1日に施行された。

具体的には、会社法改正法において、登記申請義務を負う会社の負担軽減等の観点から、会社の支店所在地における登記に関する規定が削除されたことを踏まえ、整備法において、生協法第81条から第83条までが削除され、これにより、組合は令和4年9月1日から従たる事務所における登記が不要となった。

また、上記の施行により、消費生活協同組合法施行令（平成19年政令第373号）第20条及び第21条について、読み替えるべき事項がなくなったため、規定の削除を行う等、所要の改正を行い、従たる事務所に関する裁判による登記の嘱託が不要となった。

これらの施行に併せ、「消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて」（平成12年1月7日社援地発第1号）について、当該削除される条文を引用している事項につき、従たる事務所の所在地での登記を不要とする等、所要の改正を行っているため、十分御了知の上、適切な対応をお願いします。

- 「消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて」の一部改正について（通知）（令和4年9月1日付地域福祉課長通知）
- 「消費生活協同組合法施行令の一部を改正する政令について（通知）」（令和4年9月1日付消費生活協同組合業務室長通知）

(2) 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の創設に伴う消費生活協同組合法施行規則の一部改正について

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第33号）第2条による改正後の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和61年法律第66号）において、弁護士及び外国法事務弁護士が社員となる弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度が創設された。

当該法人は、弁護士法（昭和24年法律第205号）第30条の2に規定する弁護士法人と同様、同法第3条に規定する法律事務一般を行うことを目的としていることから、施行規則第51条第1項第47号りに規定する委託先に「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」の追加を行っているので、十分御了知の上、適切な対応をお願いします。

- 「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令について(通知)」(令和4年10月31日付消費生活協同組合業務室長通知)

(3) I B N R 備金の算出に係る消費生活協同組合法施行規程の一部改正について

共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが共済契約に規定する支払事由が既に発生したと認められるものであって、その支払のために必要なもの（以下「I B N R 備金」という。）を負債として積み立てなければならないとされている。

I B N R 備金は、消費生活協同組合法施行規程（平成20年厚生労働省告示第139号。以下「規程」という。）第9条に基づき、原則として機械的に算出されるが、状況によってはI B N R 備金の合理的かつ適切な算出に支障を来す場合がある。

そのような場合に対応できるよう、通常の見積を超え発生した場合において、当該事象の発生に関する特別の事情があるときは、従来の算出方法によらず、一般に公正妥当と認められる会計基準及び適正な共済の数理に基づく他の方法により計算した金額をI B N R 備金とすることを可能とするため、規程第9条を改正することを予定しているので御了知願いたい。

(4) 生活困窮者自立支援法施行規則の一部改正について

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条において、福祉事務所設置自治体は「生活困窮者自立相談支援事業」を行うものとされており、また、同法第7条において「生活困窮者就労準備支援事業等」を行うことができるものとされている。これらの事務の全部又は一部を委託することができる者については、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「困窮法施行規則」という。）第9条に規定されている。

今般、事業提供主体の多様化を推進する観点等から、困窮法施行規則第9条を改正し、これらの事業を委託できる者として、消費生活協同組合を追加することを予定している。これにより、生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を消費生活協同組合が地方公共団体より受託できることが明示されることとなるので、各都道府県におかれては、御了知の上、適切な対応をお願いします。

6 その他連絡事項

(1) 税制改正について

ア 法人税に係る軽減税率の引下げ

令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）において、組合を含む中小企業者等の法人税の軽減税率の特例（所得800万円以下の部分について税率15%）については、特例の適用期限が2年延長されたので御了知願いたい。

○ 令和5年度税制改正の大綱(令和4年12月23日閣議決定)抜粋

I 令和5年度税制改正

三 法人課税

2 地域における活力

(国税)

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。

イ 貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置について

組合の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置（110%相当額）については、平成31年度税制改正により令和5年3月31日の到来をもって廃止とされ、廃止までの間、経過措置が設けられているところであるが、予定どおり今年度末に期間満了を以て廃止となるため御了知願いたい。

(2) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が施行される。

インボイス制度においては、買手として消費税の仕入税額控除を行うためには原則としてインボイスの保存が必要になり、売手としてインボイスの交付を行うためには令和3年10月から開始されている「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となる。

令和4年12月12日付当室事務連絡「消費税の適格請求書等保存方式の施行に向けた周知等について（協力依頼）」にてお願いしているとおおり、制度開始に向けて制度内容を理解いただくとともに、組合に対してインボイス発行事業者への早期登録を促し、Q&A及びIT導入補助金といった支援措置等を周知するなど、円滑な施行に向けた準備のために積極的な御協力をお願いしたい。

特に、地域の小規模事業者等と取引のある組合においては、制度導入による影響が大きいことが考えられるため、必要に応じて上記の支援措置等を組合から取引先に共有するよう働きかけるなど、柔軟な対応をお願いしたい。

(3) 統合的リスク管理（ERM）の導入について

統合的リスク管理（ERM）とは、組織が直面するリスク（潜在的に重要なリスクを

含む。)を統合的・包括的に捉え、組織の自己資本等と比較することで、事業全体のリスクをコントロールし、経営の効率化を図る自己管理型の高度なリスク管理であり、現在、保険会社への導入を皮切りにして、共済を実施している他の協同組合においても導入が進んでいるところである。

このため、リスク管理の高度化を図ることが望ましいと考えられる共済を実施している共済計理人設置組合を対象にERMの導入を検討しており、令和5年度に「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」(平成20年3月31日社援発第0331005号各都道府県知事宛厚生労働省社会援護局長通知の別添「共済事業向けの総合的な監督指針」)を改正することを予定しているので御了知願いたい。

(4) デジタル原則を踏まえたアナログ規制に関する点検・見直しについて

現在、内閣総理大臣を会長とするデジタル臨時行政調査会において、同調査会が策定した「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」等に基づき、国における全ての法令の中で、7項目のアナログ規制(「目視規制」、「実地監査規制」、「定期検査・点検規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」、「書面掲示規制」及び「往訪閲覧・縦覧規制」)及び「FD等の記録媒体を指定する規制」に該当するアナログ行為を求める場合があると解される条項についての点検、見直しに向けた工程表の作成等が行われているところである。

今後、生協法の関係法令等についても、該当条項の点検及び所要の見直しを行うこととしているので御了知願いたい。

- デジタル臨時行政調査会(デジタル庁HP)

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/>

(5) 消費生活協同組合(連合会)実態調査について

本調査は、令和3年度より調査系統等の変更を行い、厚生労働省が委託した民間事業者から組合へ直接調査票を配布することとしたところである。令和5年度も同様の方法で調査を行う予定のため、各都道府県におかれては、所管組合の活動状況等を把握いただき、引き続き当室に情報提供いただくよう御協力をお願いしたい。

なお、令和4年度の調査結果については、令和5年5月に政府統計の総合窓口で公表することとしている。

- 消費生活協同組合(連合会)実態調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/98-1.html>

(6) 組合に対する厚生労働大臣表彰について

組合及び組合役員に対する厚生労働大臣表彰については、5年毎に実施しており、各都道府県におかれては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等の御協力をお願いしているところである。令和5年度の大員表彰実施要領等については、後日通知する予定であるので御了知願いたい。

(7) 令和5年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について

組合の健全な運営の確保、育成等の観点から、各都道府県の担当者を対象とする全国会議を例年5月中旬に開催しているが、本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から参集形式とせず、動画配信及び資料配付により開催したところである。令和5年度についても、同様の方法とすることを予定している。詳細については、追って連絡する。

参 考 资 料

1 生活困窮者自立支援制度関連

生活困窮者自立支援制度の概要

H31年度予算:438億円 R 2年度予算:487億円
R 3年度予算:555億円 R 4年度予算:594億円

R5年度予算案:545億円 + R4二次補正予算60億円(※)
※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業
(全国906福祉事務所設置自治体で1,388機関
(令和4年4月1日時点) 国費3/4

- (対個人)
・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成
- (対地域)
・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施
・希望する町村において、一次的な相談等を実施 国費3/4

◇アウトリーチ等の充実
ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 国費3/4

◆都道府県による市町村支援事業 国費1/2
・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施 国費10/10

◇都道府県等による企業開拓・マッチング支援事業
・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング・定着までの一貫した支援
※ 農業分野との連携等地域の実情に応じた取組の促進

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



生活困窮者自立支援法及び生活保護法の見直しの枠組み

生活困窮者自立支援

生活保護

見直し規定

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）附則第8条（※）に基づく検討
 （※）政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

検討の場

論点整理検討会
 （計4回）
 令和4年4月とりまとめ

議論の共有
 連携

国と地方の実務者協議
 （計6回）
 令和4年4月とりまとめ

ワーキンググループ（計7回）

報告

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論を踏まえ、首長級との会合である「国と地方の協議」を開催予定

（参考）社会保障審議会生活保護基準部会生活保護基準の検証手法の検討・検証を実施

令和4年6月以降

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論

- 社会福祉の共通理念である「地域共生社会」の理念を踏まえつつ、「平成30年改正等による両制度の発展と課題への対応」、「新型コロナウイルス感染症感染拡大による生活困窮への対応も踏まえた課題への対応」の2つの観点から議論を実施し、令和4年12月にこれまでの主な議論を「中間まとめ」として整理。
- 今後、法制上の措置が必要な事項は制度化に向けた実務的な検討や自治体・関係省庁との調整等を進め、結論が得られた事項について対応。運用で対応できる事項については可能なものから順次対応。

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）の主なポイント（社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（令和4年12月20日））

I 基本的な考え方

- 社会福祉の共通理念である「**地域共生社会**」の理念を踏まえつつ、「平成30年改正等による両制度の発展と課題への対応」、「新型コロナウイルス感染症感染拡大による生活困窮への対応も踏まえた課題への対応」の2つの観点から、これまでの主な議論を**中間的に整理**。
- この中には、制度化する上でその前提となる具体的な内容や実務上の検討を要するもの等、様々なものが含まれている。
- 今後、**法制上の措置が必要な事項**は、現段階におけるこの整理の方向性も踏まえながら、**制度化に向けた実務的な検討や自治体・関係省庁との調整等を進め、結論が得られた事項について対応**するとともに、**運用で対応できる事項**については**可能なものから順次対応**していくなど必要な対応を講じていくべき。

II 各論

1. 自立相談支援等のあり方

- 生活困窮者に係る関係機関の連携・情報共有促進のための**支援会議の設置の努力義務化**を検討
- 関係機関間の役割分担を明確化し、多様で複雑な課題を抱える**被保護者の援助に関する計画を作成**できるようにすること、計画作成を始めとする**支援の調整等のための会議体を設置**できるようにすることを検討

2. 就労・家計改善支援のあり方

- 生活困窮者の自立に向けた相談支援機能を強化するため、**就労準備支援事業・家計改善支援事業の必須事業化**を検討

3. 子どもの貧困への対応

- 生活保護受給中の**子育て世帯**に対し、**訪問等のアウトリーチ型手法**による学習環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する**相談・助言を行う事業の実施**を検討
- 就労自立給付金**の対象を、**高卒で就職し1人暮らしのために世帯から独立する者等へ拡大**することを検討
- 大学進学後の生活費の支援は、生活保護の枠組みにとらわれず、修学支援新制度等の教育政策の中で幅広く検討すべき課題であり、**大学生に対する生活保護の適用は慎重な検討が必要**

4. 居住支援のあり方

- 現行のシェルター事業の対象外的生活困窮者を含め、**緊急一時的な居所確保のための支援**ができるよう検討
- 地域居住支援事業**（入居支援・見守り支援等）について、シェルター事業を実施しなくても実施できるように**運用を改善**
- シェルター事業又は地域居住支援事業の少なくとも一方の実施を**努力義務化**することを検討
- 住居確保給付金**について、職業訓練受講給付金との併給等の**新型コロナウイルス感染症への特例措置の一部恒久化**することを検討（このほか、再支給、自営業者等への求職活動要件、児童扶養手当等の特定目的の給付の収入算定のあり方等についても検討）
- 無料低額宿泊所に係る事前届出義務違反の場合に罰則**を設けることを検討

5. 医療扶助等

- 都道府県が、市町村に対し、医療扶助・健康管理支援事業の実施に関して広域的な観点から、データ分析や取組目標の設定・評価等に係る助言・援助等を行うこと**を検討

6. 両制度の連携

- 生活保護世帯への支援や制度間のつながりを確保する観点から、**生活困窮者自立支援制度の就労・家計・住まいに関する事業を被保護者も利用できる仕組み**を検討

生活困窮者自立支援の機能強化事業

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数
(令和4年度第二次補正予算)

【要旨】

- コロナ禍での物価高騰への対応や、特例貸付の借受人、自立支援金の終了者等へのプッシュ型によるフォローアップ支援を強化するため、柔軟な相談支援を行うための体制強化等を行い、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

事業実施主体

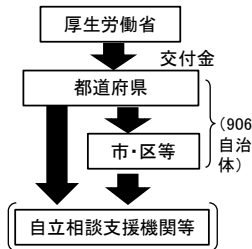
都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
906自治体)

事業内容

各自治体において、コロナ禍における物価高騰への対応や、生活困窮者自立支援金の受給者を含む特例貸付の借受人へのプッシュ型によるフォローアップ支援を強化するため、柔軟な相談支援体制を整備する等、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行うための以下の事業を実施する。

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)の強化
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ④ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- ⑤ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑥ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- ⑦ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑧ 生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備
 - ・ 地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォームの設置
 - ・ 支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援(1団体50万円上限)
- ⑨ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

補助の流れ



補助率

- ①~⑦、⑨ 国 3/4
- ⑧ 国 10/10

拡
充

就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの再編 (マッチング支援担当者設置のモデル事業)

令和5年度当初予算案 545億円の内数 (594億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

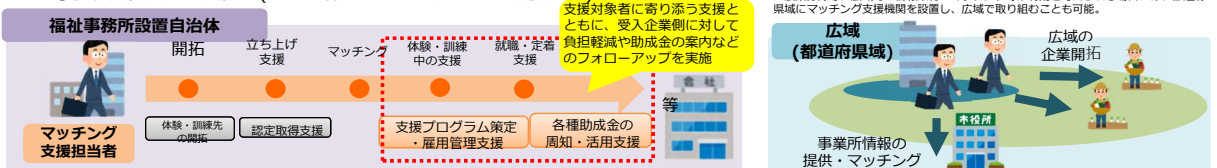
1 事業の目的

- 生活困窮者の中には、生活リズムが整っていない、社会との関わりに不安を抱えている等の課題を抱え、就労に向けて一定の準備を必要とする者も多いため、就労に向けた準備として、就労体験や就労訓練を受け入れる場を確保し、支援対象者とその特性に応じた受入先を適切につなげることが重要である。
- こうした就労体験・訓練の受入先の確保等にあたっては、受入企業側の理解と、支援対象者の特性に応じた業務切り出しなどの支援ノウハウが必要となることから、受入先の開拓から支援対象者と受入企業とをマッチングするための事業を実施しているところである、
・ 就労体験・訓練中の支援対象者・受入企業双方に対するフォローアップが不十分であり、受入企業側が対応できていない
・ 就労体験・訓練先の開拓・マッチングは、就労準備支援事業や認定就労訓練事業など各種事業それぞれの支援員が兼務して担当しているため、支援対象者一人ひとりの特性や企業側の状況を十分に把握した丁寧な支援ができていないことや、それぞれの事業ごとに情報が共有できず支援にばらつきがあることなどが課題となっている。
- そのため、企業開拓から就労体験・訓練の効果的な実施、定着支援までを着実に実行するため、①新たに就労体験・訓練中の利用者・受入企業双方に対するフォローアップ支援を追加するとともに、②利用者の特性と企業側の受入体制を熟知し一貫した支援を行う専門員を配置するためのモデル事業を実施し、就労体験・就労訓練を活用した就労支援の取組の全国展開を検討する。
※令和2年度から令和4年度まで実施の「就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業」(補助率10/10)について、事業内容を拡充。

2 事業の概要・スキーム

企業開拓から就労体験・訓練の効果的な実施、定着支援までを着実に実行するため、福祉事務所設置自治体等で、支援対象者と受入企業への支援を同時に行うマッチング支援担当者を配置するなどにより、以下の取組を一体的に実施するモデル事業を実施する。

- ① 就労体験・就労訓練先の開拓 (支援対象者の特性や地域の人手不足分野に応じた開拓)
- ② 事業所に対する受入体制整備支援 (支援対象者の特性に応じた業務切り出しなど)
- ③ マッチングの実施 (支援対象者の特性と事業所の特徴を踏まえたマッチング)
- ④ 就労体験・就労訓練先への支援・負担軽減 (支援プログラムの策定支援や雇用管理支援など)
- ⑤ 就職支援・定着支援 (雇用関係助成金の周知・活用支援など)



3 実施主体等

- 【実施主体】 福祉事務所設置自治体等
- 【補助率】 10/10

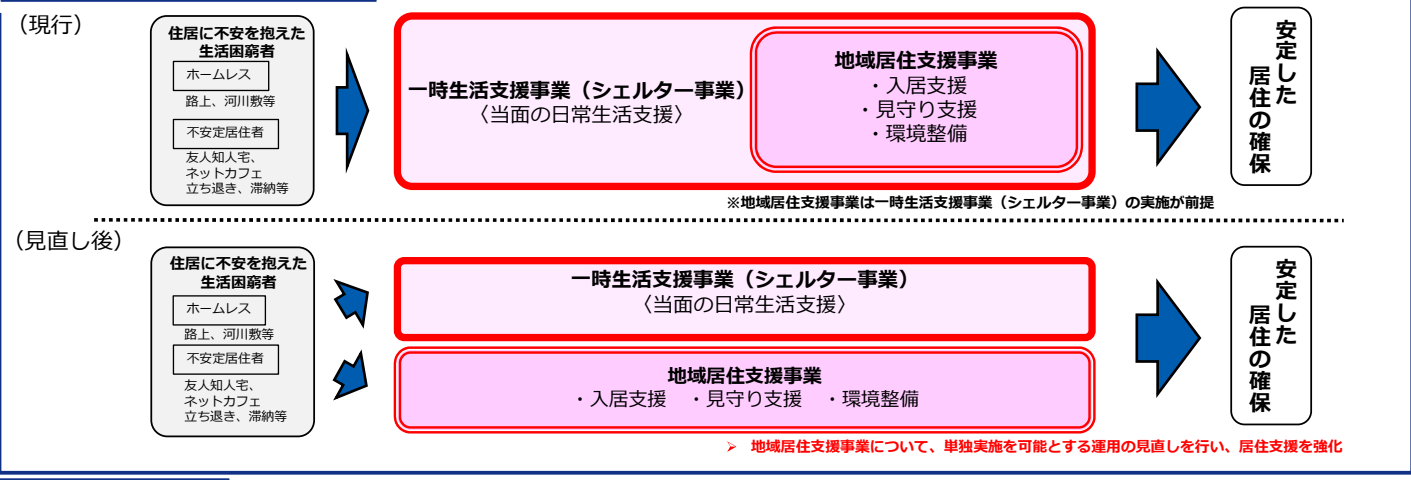
拡充 居住支援の強化（地域居住支援事業）

令和5年度当初予算案 545億円の内数（594億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 福祉事務所設置自治体においては、住居喪失者に対して一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供する一時生活支援事業を実施しているほか、シェルター退所者や不安定居住者が地域の中で安定して生活することができるよう、入居支援や見守り支援を行う地域居住支援事業を実施している。
- コロナ禍において、年代・性別・地域を問わず、住まいの確保に困難を抱えている人が多く、居住支援のニーズが顕在化していることから、一時生活支援事業の実施を前提とした地域居住支援事業について、単独実施を可能とする運用の見直しを行うなど、生活困窮者に対する居住支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 福祉事務所設置自治体（社会福祉法人、NPO法人等へ委託可）

【〇自治体、NPO等による生活困窮者支援・自殺対策の取組等への支援】

施策名：居住生活支援加速化事業

令和4年度第二次補正予算 1.0億円

① 施策の目的

不安定居住者等の居住支援ニーズが高まっている状況を踏まえ、自治体の居住支援の取組を加速化させることで、住居を失うおそれが生じている生活困窮者の安定した住まいの確保を図る。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

住居を失うおそれが生じている生活困窮者の安定的な住まいを確保するため、居住後も継続的にきめ細かな支援を行う先進自治体の取組を支援し、全国にその取組を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【実施主体】 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体） ※社会福祉法人、居住支援法人、NPO法人等へ委託可

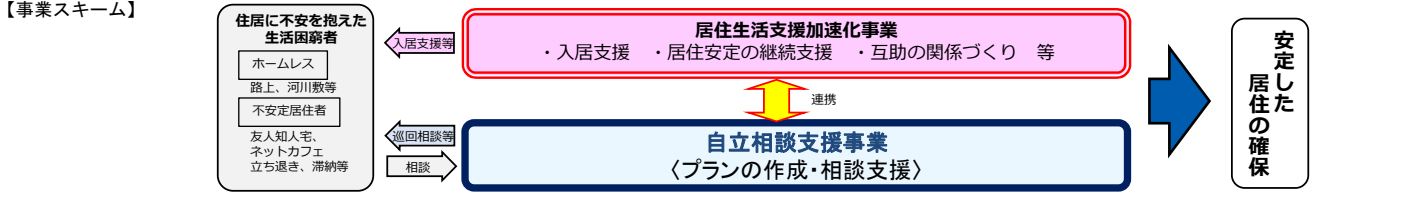
【補助率】 10/10（国庫補助基準額の上限あり）

【支援対象者】 住居を失うおそれが生じている生活困窮者

【事業内容】 以下①～⑤の取組のうち、①及び②は必須とし、住まいの相談員を配置すること。また、取組にあたっては、自立相談支援機関と連携すること。

- ①入居支援 相談、不動産業者への同行、物件や家賃債務保証業者の斡旋の依頼、入居契約等の手続き支援
- ②居住安定の継続支援 訪問等による見守りや生活支援、相談内容に応じて関係機関やインフォーマルサービス等への繋ぎ（ハローワーク、生活援助サービス等）
- ③互助の関係づくり 地域住民とのつながりの構築支援（サロンやリビング、空き家を活用した交流施設 等）
- ④地域づくり関連業務 関係機関と連携した社会資源（公営住宅、空き家、他施設等）や担い手の開拓
- ⑤その他 地域の居住支援ニーズの把握、住宅部局・福祉部局等の関係機関による共通アセスメントシートの作成など、①～④の取組に資する業務

【事業スキーム】



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

生活に困窮し、住居を失うおそれが生じている生活困窮者のセーフティネットを強化する。

令和5年度当初予算案 545億円の内数 (594億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 住まいを失うおそれのある生活困窮者に対して、就労の基盤となる住まいを確保することで就労自立を支援する。
- コロナ禍における特例的な対応を一部恒久化するとともに、自立支援機能の強化等が図られるよう見直しを行う。

2 事業の概要・スキーム

支給対象者

- ① 離職・廃業後2年以内の者
- ② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

収入要件

世帯収入の月額が均等割非課税額（年額）の
1/12+住宅扶助額以下
※別途資産要件（最大100万円以下）あり

支給額

家賃額（住宅扶助額が上限）
※収入に応じた額を支給
※原則3か月、最大9か月まで

コロナ特例の見直し

- 職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例を恒久化
- 求職活動要件について、自治体の無料職業紹介の窓口への求職申込でも可能とする特例を恒久化
- 本則による再支給（最大9か月）について、解雇された者だけでなく、新たにシフト減等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状態にある者も対象とし、コロナ特例による再支給（3か月）は終了

※ 就労自立の意欲を阻害しないよう、再支給までの期間を1年以上空けることとする

その他の見直し

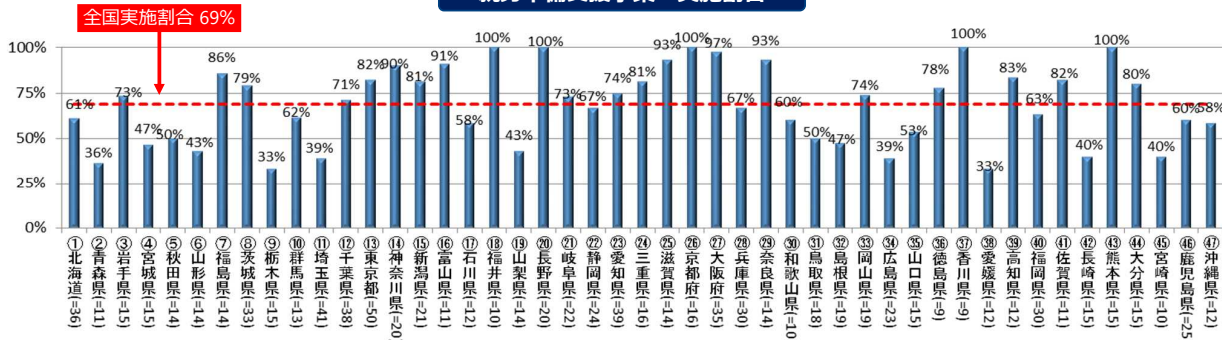
- 児童扶養手当、児童手当等の特定の目的のために支給されている手当等を収入算定から除外
- 求職活動要件について、自営業者等の場合は、一定期間、ハローワークへの求職活動に代え、事業再生のための活動でも可とする
- 「離職・廃業後2年以内」という支給要件について、疾病、負傷等のやむを得ない事情がある場合、当該事情により求職活動が困難な期間を考慮できる取扱いとする（最長4年）

3 実施主体等

- 福祉事務所設置自治体

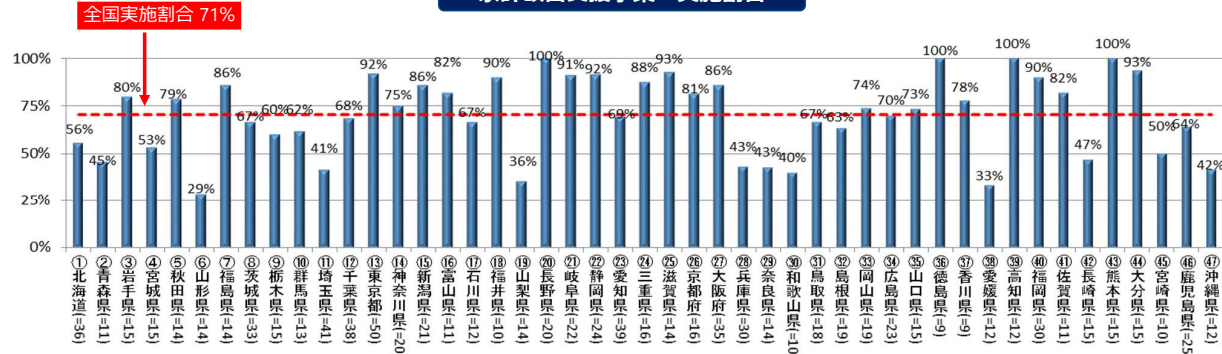
任意事業の都道府県別の実施割合①

就労準備支援事業 実施割合



(n=906)

家計改善支援事業 実施割合

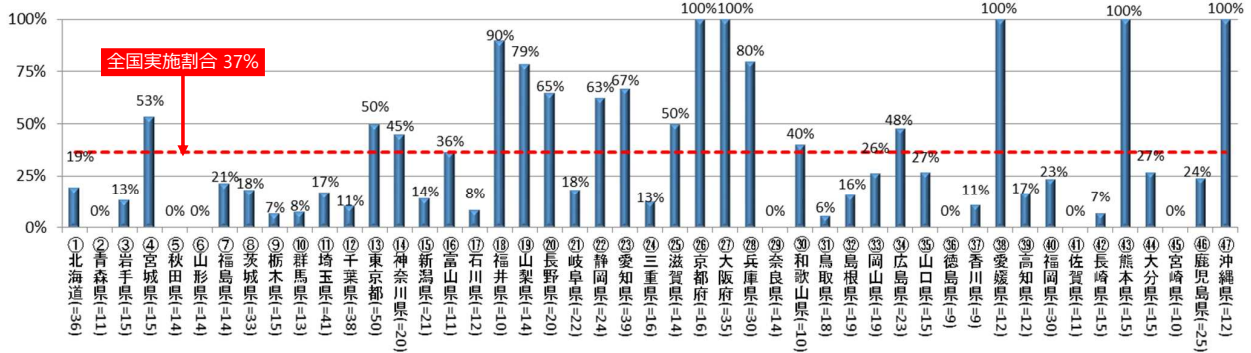


※令和2年度事業実績調査

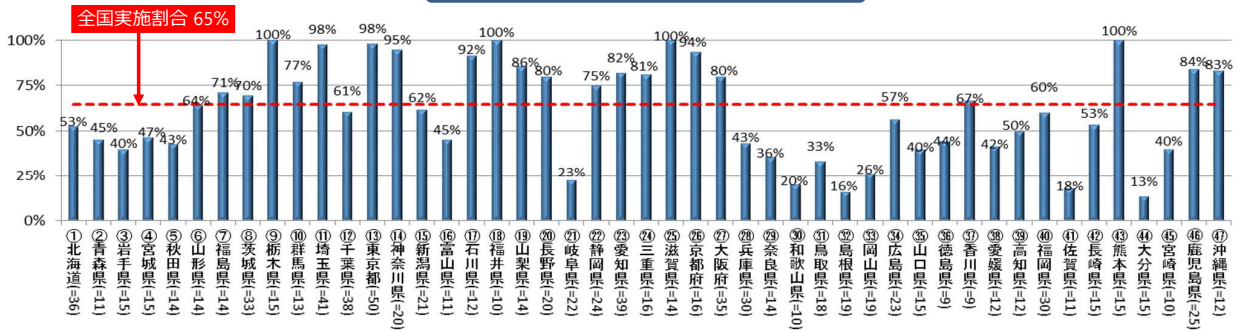
任意事業の都道府県別の実施割合②

(n=906)

一時生活支援事業 実施割合



子どもの学習・生活支援事業 実施割合



※令和2年度事業実績調査

令和3年度 任意事業の実施状況①

都道府県	自治体名	任意事業			
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援
北海道	北海道	○	○	○	○
	札幌市	○	○	○	○
	函館市	○			○
	小樽市	○	○		○
	旭川市	○	○	○	○
	室蘭市	○	○		○
	釧路市	○	○	○	○
	帯広市	○			○
	北見市	○	○		○
	夕張市				○
	岩見沢市	○			○
	網走市				
	留萌市	○	○		
	苫小牧市	○	○	○	○
	稚内市	○	○	○	
	美瑛市	○			
	芦別市		○		
	江別市	○	○		
	赤平市				
	紋別市				○
	士別市				
	名寄市		○		○
	三笠市				
	根室市				○
	千歳市	○	○		○
	滝川市				
砂川市					
歌志内市					
深川市					
富良野市	○	○			
登別市	○	○			

都道府県	自治体名	任意事業			
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援
北海道	恵庭市				
	北海道伊達市	○	○	○	○
	北広島市	○	○	○	○
	石狩市	○	○		○
	北斗市	○	○		○
	青森県	○	○		○
青森県	青森市	○	○		○
	弘前市	○	○		○
	八戸市	○	○		○
	黒石市		○		
	五所川原市				
	十和田市				○
	三沢市				
	むつ市				
	つがる市				
	平川市	○	○		
岩手県	岩手県	○	○	○	○
	盛岡市	○	○	○	○
	宮古市	○	○	○	○
	大船渡市	○	○		
	花巻市				○
	北上市	○	○		○
	久慈市	○	○		
	遠野市		○		
	一関市		○		
	陸前高田市	○	○		
	釜石市	○	○		
	二戸市	○			
八幡平市					
奥州市	○	○			
滝沢市				○	

都道府県	自治体名	任意事業			
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援
宮城県	宮城県	○	○	○	○
	仙台市	○	○	○	○
	石巻市	○	○		○
	塩竈市	○			○
	気仙沼市	○	○		
	白石市				○
	名取市				○
	角田市				
	多賀城市				○
	岩沼市				○
秋田県	登米市				○
	栗原市	○			○
	東松島市		○		
	大崎市		○	○	○
	富谷市	○	○	○	○
	秋田県		○		○
	秋田市	○	○		○
	能代市	○	○		
	横手市				
	大館市		○		○
山形県	男鹿市				
	湯沢市	○	○		○
	鹿角市	○	○		○
	由利本荘市	○			
	潟上市		○		○
	大仙市	○	○		
	北秋田市				
	にかほ市	○	○		
	仙北市				
	山形県	○	○		○
山形市	○	○		○	

令和3年度 任意事業の実施状況②

都道府県	自治体名	任意事業			
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援
山形県	米沢市	○	○		○
	鶴岡市	○			○
	酒田市	○			○
	新庄市	○			○
	寒河江市				
	上山市				
	村山市		○		
	長井市				○
	天童市				○
	東根市				
	尾花沢市				
	南陽市				○
	福島県	福島県	○	○	○
福島市		○	○		○
会津若松市		○			○
郡山市		○	○		○
いわき市		○	○	○	○
白河市			○		○
須賀川市		○	○	○	○
喜多方市			○		○
相馬市		○	○		
二本松市		○			
田村市		○	○		
南相馬市		○	○		
福島県伊達市		○	○		○
茨城県	本宮市	○	○		○
	茨城県	○	○	○	○
	水戸市				○
	日立市	○	○		○
	土浦市	○			○
	古河市	○	○		

都道府県	自治体名	任意事業			
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援
茨城県	石岡市	○	○		○
	結城市	○			○
	龍ヶ崎市				○
	下妻市	○	○		○
	常総市	○	○		○
	常陸太田市				○
	高萩市				○
	北茨城市	○	○		○
	笠間市	○	○		○
	取手市	○	○		○
	牛久市	○	○		○
	つくば市	○	○		○
	ひたちなか市				
	鹿嶋市	○	○		○
	潮来市	○	○		
	栃木県	守谷市	○	○	
常陸大宮市		○	○		○
那珂市				○	○
筑西市		○			○
坂東市		○	○		
稲敷市		○	○	○	○
かすみがうら市		○	○	○	
桜川市					○
神栖市					
行方市		○	○		
鉾田市		○	○	○	○
つくばみらい市		○	○		
小美玉市		○	○		○
栃木県	○	○	○	○	
宇都宮市	○	○		○	
足利市				○	

都道府県	自治体名	任意事業				
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援	
栃木県	栃木市	○	○		○	
	佐野市				○	
	鹿沼市		○		○	
	日光市	○	○		○	
	小山市				○	
	真岡市		○		○	
	大田原市				○	
	矢板市		○		○	
	那須塩原市	○	○		○	
	さくら市				○	
	那須烏山市				○	
	下野市		○		○	
	群馬県	群馬県	○	○	○	○
		前橋市	○	○		○
高崎市						
桐生市						
伊勢崎市		○	○			
太田市					○	
沼田市					○	
館林市		○	○		○	
渋川市		○	○		○	
藤岡市		○	○		○	
富岡市		○	○		○	
埼玉県	安中市	○	○		○	
	みどり市					
	埼玉県	○	○	○	○	
	さいたま市	○	○	○	○	
	川越市	○	○	○	○	
	熊谷市				○	
川口市	○			○		
行田市				○		

令和3年度 任意事業の実施状況③

都道府県	自治体名	任意事業			
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援
埼玉県	秩父市	○		○	○
	所沢市	○	○	○	○
	飯能市		○		○
	加須市				○
	本庄市	○	○	○	○
	東松山市				○
	春日部市				○
	狭山市	○	○		○
	羽生市				○
	鴻巣市		○		○
	深谷市		○		○
	上尾市				○
	草加市	○			○
	越谷市		○		○
	蕨市		○		○
	戸田市				○
	入間市	○			○
	朝霞市				○
	志木市		○		○
	和光市	○	○		○
	新座市				○
	桶川市	○			○
	久喜市				○
	北本市				○
	八潮市	○	○		○
	富士見市				○
	三郷市		○		○
	蓮田市				○
	坂戸市				○
	幸手市				○
	鶴ヶ島市	○	○		○

都道府県	自治体名	任意事業			
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援
埼玉県	日高市	○	○		○
	吉川市				○
	ふじみ野市	○		○	
千葉県	白岡市				○
	千葉県	○	○	○	○
	千葉市	○	○	○	○
	銚子市				○
	市川市	○	○	○	○
	船橋市	○	○		○
	館山市	○	○		
	木更津市	○	○	○	○
	松戸市	○	○	○	○
	野田市	○	○		
	茂原市		○		
	成田市	○	○	○	○
	佐倉市	○	○	○	○
	東金市		○		○
	旭市	○	○		
	習志野市	○	○		
	柏市	○	○	○	○
	勝浦市				
	市原市	○	○		○
	流山市	○	○		
	八千代市	○	○		○
	我孫子市			○	○
	鴨川市	○	○		○
	鎌ヶ谷市				
	君津市	○	○		
	富津市				○
	浦安市	○	○		○
四街道市	○	○		○	

都道府県	自治体名	任意事業				
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援	
千葉県	袖ヶ浦市				○	
	八街市	○	○			
	印西市	○	○		○	
	白井市				○	
	富里市	○	○			
	南房総市	○	○			
	匝瑳市					
	香取市	○				
	山武市				○	
	いすみ市					
	大網白里市				○	
	東京都	東京都	○	○	○	○
		千代田区	○	○	○	○
		中央区	○	○	○	○
港区		○	○	○	○	
新宿区		○	○	○	○	
文京区		○	○	○	○	
台東区		○	○	○	○	
墨田区		○	○	○	○	
江東区		○	○	○	○	
品川区		○	○	○	○	
目黒区		○	○	○	○	
大田区		○	○	○	○	
世田谷区		○	○	○	○	
渋谷区		○	○	○	○	
中野区		○	○	○	○	
杉並区		○	○	○	○	
豊島区		○	○	○	○	
北区	○	○	○	○		
荒川区	○	○	○	○		
板橋区	○	○	○	○		

令和3年度 任意事業の実施状況④

都道府県	自治体名	任意事業				
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援	
東京都	練馬区	○	○	○	○	
	足立区	○	○	○	○	
	葛飾区	○	○	○	○	
	江戸川区	○	○	○	○	
	八王子市	○	○	○	○	
	立川市	○	○	○	○	
	武蔵野市	○	○	○	○	
	三鷹市	○	○	○	○	
	青梅市	○	○	○	○	
	東京都府中市	○	○	○	○	
	昭島市	○	○	○	○	
	調布市	○	○	○	○	
	町田市	○	○	○	○	
	小金井市	○	○	○	○	
	小平市	○	○	○	○	
	日野市	○	○	○	○	
	東村山市	○	○	○	○	
	国分寺市	○	○	○	○	
	国立市	○	○	○	○	
	福生市	○	○	○	○	
	狛江市	○	○	○	○	
	東大和市	○	○	○	○	
	清瀬市	○	○	○	○	
	東久留米市	○	○	○	○	
	武蔵村山市	○	○	○	○	
	多摩市	○	○	○	○	
	稲城市	○	○	○	○	
	羽村市	○	○	○	○	
	あきる野市	○	○	○	○	
	西東京市	○	○	○	○	
	神奈川県	神奈川県	○	○	○	○

都道府県	自治体名	任意事業				
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援	
神奈川県	横浜市	○	○	○	○	
	川崎市	○	○	○	○	
	相模原市	○	○	○	○	
	横須賀市	○	○	○	○	
	平塚市	○	○	○	○	
	鎌倉市	○	○	○	○	
	藤沢市	○	○	○	○	
	小田原市	○	○	○	○	
	茅ヶ崎市	○	○	○	○	
	逗子市	○	○	○	○	
	三浦市	○	○	○	○	
	秦野市	○	○	○	○	
	厚木市	○	○	○	○	
	大和市	○	○	○	○	
	伊勢原市	○	○	○	○	
	海老名市	○	○	○	○	
	座間市	○	○	○	○	
	南足柄市	○	○	○	○	
	綾瀬市	○	○	○	○	
	新潟県	新潟県	○	○	○	○
		新潟市	○	○	○	○
		長岡市	○	○	○	○
		三条市	○	○	○	○
		柏崎市	○	○	○	○
新発田市		○	○	○	○	
小千谷市		○	○	○	○	
加茂市		○	○	○	○	
十日町市		○	○	○	○	
見附市		○	○	○	○	
村上市	○	○	○	○		
燕市	○	○	○	○		

都道府県	自治体名	任意事業			
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援
新潟県	糸魚川市	○	○		
	妙高市	○	○		○
	五泉市	○	○		
	上越市	○	○	○	
	阿賀野市	○	○		○
	佐渡市	○	○		○
	魚沼市	○	○		
	南魚沼市	○	○		○
	胎内市	○	○		○
	富山県	富山県	○	○	○
富山県	富山市	○	○		○
	高岡市	○	○		
	魚津市	○	○	○	
	氷見市	○	○		○
	滑川市	○	○	○	
	黒部市	○	○	○	○
	砺波市	○	○		○
	小矢部市	○	○		○
	南砺市	○	○		
	射水市	○	○		
石川県	石川県	○	○	○	○
	金沢市	○	○		○
	七尾市	○	○		○
	小松市	○	○		○
	輪島市	○	○		
	珠洲市	○	○		○
	加賀市	○	○		○
	羽咋市	○	○		○
	かほく市	○	○		○
	白山市	○	○		○
能美市	○	○		○	

令和3年度 任意事業の実施状況⑤

都道府県	自治体名	任意事業			
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援
石川県	野々市市				○
福井県	福井県	○	○	○	○
	福井市	○	○	○	○
	敦賀市	○	○	○	○
	小浜市	○	○	○	○
	大野市	○	○	○	○
	勝山市	○	○	○	○
	鯖江市	○	○	○	○
	あわら市	○	○	○	○
	越前市	○	○	○	○
	坂井市	○	○	○	○
山梨県	山梨県	○	○		○
	甲府市	○	○	○	○
	富士吉田市			○	○
	都留市			○	○
	山梨市	○	○	○	○
	大月市	○	○	○	○
	韮崎市				○
	南アルプス市	○	○	○	○
	北杜市	○	○	○	○
	甲斐市			○	○
長野県	長野県	○	○	○	○
	長野市	○	○	○	○
	松本市	○	○	○	○
	上田市	○	○	○	○
	岡谷市	○	○	○	○
	飯田市	○	○	○	○

都道府県	自治体名	任意事業				
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援	
長野県	諏訪市	○	○	○	○	
	須坂市	○	○		○	
	小諸市	○	○		○	
	伊那市	○	○	○	○	
	駒ヶ根市	○	○	○	○	
	中野市	○	○	○	○	
	大町市	○	○	○	○	
	飯山市	○	○		○	
	茅野市	○	○	○	○	
	塩尻市	○	○	○		
	佐久市	○	○	○	○	
	千曲市	○	○		○	
	東御市	○	○	○	○	
	安曇野市	○	○	○	○	
	岐阜県	岐阜県	○	○	○	○
		岐阜市	○	○	○	○
		大垣市	○	○		
高山市		○	○			
多治見市		○	○		○	
関市		○	○		○	
中津川市		○	○			
美濃市		○	○			
瑞浪市		○	○			
羽島市		○	○	○		
恵那市		○	○			
美濃加茂市		○	○			
土岐市		○	○		○	
各務原市		○	○	○		
可児市		○	○			
山県市		○	○			
瑞穂市		○	○		○	

都道府県	自治体名	任意事業				
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援	
岐阜県	飛騨市	○	○			
	本巣市		○			
	郡上市	○	○	○		
	下呂市	○	○			
	海津市	○	○			
	静岡県	静岡県	○	○	○	○
		静岡市	○	○	○	○
		浜松市	○	○		○
		沼津市	○	○	○	○
		熱海市	○	○	○	
三島市		○	○	○	○	
富士宮市		○	○	○	○	
伊東市		○	○	○	○	
島田市		○	○	○	○	
富士市		○	○	○	○	
静岡県	磐田市	○			○	
	焼津市		○	○	○	
	掛川市		○	○		
	藤枝市	○	○	○	○	
	御殿場市	○	○	○	○	
	袋井市		○	○		
	下田市		○	○	○	
	裾野市				○	
	湖西市	○	○			
	伊豆市	○	○	○	○	
愛知県	御前崎市		○		○	
	菊川市		○		○	
	伊豆の国市	○	○		○	
	牧之原市	○	○		○	
	愛知県	○	○	○	○	
	名古屋	○	○	○	○	

令和3年度 任意事業の実施状況⑥

都道府県	自治体名	任意事業			
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援
愛知県	豊橋市	○	○	○	○
	岡崎市	○	○	○	○
	一宮市	○	○	○	○
	瀬戸市	○	○	○	○
	半田市	○	○	○	○
	春日井市	○	○	○	○
	豊川市	○	○	○	○
	津島市				
	碧南市	○	○	○	○
	刈谷市	○	○	○	○
	豊田市	○	○	○	○
	安城市	○	○	○	○
	西尾市	○	○	○	○
	蒲郡市	○	○	○	○
	犬山市				
	常滑市				○
	江南市				
	小牧市	○	○		
	稲沢市	○	○	○	○
	新城市	○	○		○
	東海市	○	○	○	○
	大府市	○	○		○
	知多市	○	○		○
	知立市	○		○	○
	尾張旭市			○	○
	高浜市	○	○		○
	岩倉市		○		○
豊明市	○		○	○	
日進市	○		○	○	
田原市				○	
愛西市	○	○	○		
愛知県	清須市				○
	北名古屋		○		
	弥富市			○	○
	みよし市	○	○	○	○
	あま市	○	○	○	○
	長久手市	○	○	○	○
	三重県	○	○	○	○
	津市	○	○		○
	四日市市	○			
	伊勢市	○	○		○
	松阪市	○	○		○
	桑名市	○	○		○
	鈴鹿市	○	○		○
	名張市	○	○		○
	尾鷲市		○		
	亀山市		○		○
	鳥羽市	○	○		
	熊野市				
	いなべ市	○	○		○
	志摩市	○	○		
	伊賀市	○	○	○	
	多気町	○	○		○
	滋賀県	○	○	○	○
	大津市	○	○	○	○
	彦根市	○	○	○	○
	長浜市	○	○	○	○
	近江八幡市	○			○
草津市	○	○	○	○	
守山市	○	○		○	
栗東市	○	○		○	
甲賀市	○	○	○	○	
滋賀県	野洲市	○	○		○
	湖南市		○	○	○
	高島市	○	○		○
	東近江市	○	○		○
	米原市	○	○		○
	京都府	○	○	○	○
	京都市	○	○	○	○
	福知山市	○	○	○	○
	舞鶴市	○	○	○	○
	綾部市	○	○	○	○
	宇治市	○	○	○	○
	宮津市	○		○	
	亀岡市	○	○	○	○
	城陽市	○	○	○	○
	向日市	○		○	○
	長岡京市	○	○	○	○
	八幡市	○	○	○	○
	京田辺市	○	○	○	○
	京丹後市	○	○	○	○
	南丹市	○	○	○	○
	木津川市	○		○	○
	大阪府	○	○	○	○
	大阪市	○	○	○	○
	堺市	○	○	○	○
	岸和田市	○	○	○	○
	豊中市	○	○	○	○
	池田市	○	○	○	
吹田市	○		○	○	
泉大津市	○	○	○	○	
高槻市	○	○	○	○	
貝塚市	○	○	○	○	

令和3年度 任意事業の実施状況⑦

都道府県	自治体名	任意事業			
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援
大阪府	守口市	○	○	○	○
	枚方市	○	○	○	○
	茨木市	○	○	○	○
	八尾市	○	○	○	○
	泉佐野市	○	○	○	
	富田林市	○			○
	寝屋川市	○	○	○	○
	河内長野市	○	○	○	○
	松原市	○	○	○	
	大東市	○	○	○	○
	和泉市	○	○	○	○
	箕面市	○	○	○	○
	柏原市	○	○	○	○
	羽曳野市	○		○	
	門真市	○			○
	摂津市	○	○	○	○
	高石市	○	○	○	○
	藤井寺市	○	○	○	○
	東大阪市	○	○	○	○
	泉南市	○		○	○
	四條畷市	○	○	○	
	交野市	○	○	○	
	大阪狭山市	○	○	○	○
	阪南市	○	○	○	
	島本町		○	○	
	兵庫県	○	○	○	○
	神戸市	○	○	○	○
	姫路市	○	○	○	○
	尼崎市	○	○	○	○
	明石市	○	○	○	○
	西宮市	○			○
兵庫県	洲本市				○
	芦屋市	○			○
	伊丹市	○	○	○	○
	相生市	○		○	
	豊岡市				
	加古川市	○	○	○	○
	赤穂市	○	○	○	
	西脇市	○	○	○	
	宝塚市	○	○	○	○
	三木市	○	○	○	
	高砂市	○	○	○	
	川西市	○			
	小野市	○		○	
	三田市			○	○
	加西市	○	○	○	○
	丹波篠山市			○	
	養父市			○	
	丹波市			○	○
	南あわじ市				
	朝来市			○	
	淡路市				
	宍粟市	○	○	○	○
	加東市	○		○	
	たつの市				
	奈良県	○	○		○
	奈良市	○	○		○
	大和高田市	○			
大和郡山市	○				
天理市	○				
橿原市	○				
桜井市	○	○			
奈良県	五條市	○	○		
	御所市	○			○
	生駒市	○	○		○
	香芝市	○			
	葛城市	○			
	宇陀市	○	○		○
	十津川村				
	和歌山県	○		○	
	和歌山市	○		○	○
	海南市	○	○		
	橋本市	○	○		
	有田市				
	御坊市				
	田辺市	○	○	○	○
	新宮市		○		
紀の川市	○				
岩出市			○		
鳥取県	鳥取県	○	○		
	鳥取市	○	○		○
	米子市				○
	倉吉市	○	○		○
	境港市				○
	岩美町				
	若桜町	○	○		
	智頭町	○	○		○
	八頭町	○	○		
	湯梨浜町	○	○		
	琴浦町				
	北栄町	○	○	○	○
	日吉津村				
南部町		○			

令和3年度 任意事業の実施状況⑧

都道府県	自治体名	任意事業			
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援
鳥取県	伯耆町				
	日南町		○		
	日野町		○		
	江府町				
島根県	松江市	○	○	○	○
	浜田市	○	○		
	出雲市	○	○		
	益田市		○		
	大田市	○	○	○	○
	安来市	○	○		
	江津市		○		
	雲南市	○	○		
	奥出雲町	○	○		○
	飯南町				
	川本町				
	美郷町		○		
	邑南町	○	○	○	
	津和野町				
	吉賀町	○	○		
	海士町				
	西ノ島町				
知夫村					
隠岐の島町					
岡山県	岡山県	○			
	岡山市	○	○	○	○
	倉敷市	○	○	○	○
	津山市	○	○		
	玉野市	○	○		
	笠岡市	○	○	○	
	井原市	○	○		
	総社市	○	○		○

都道府県	自治体名	任意事業				
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援	
岡山県	高梁市	○	○			
	新見市		○			
	備前市					
	瀬戸内市	○	○	○		
	赤磐市	○	○	○	○	
	真庭市	○	○			
	美作市	○	○		○	
	浅口市					
	新庄村					
	西粟倉村					
	美咲町	○	○			
	広島県	広島市	○	○	○	○
		呉市	○	○	○	○
竹原市			○			
三原市			○		○	
尾道市			○		○	
福山市		○	○	○	○	
広島県府中市			○		○	
三次市						
庄原市			○	○		
大竹市		○	○			
東広島市		○	○	○	○	
廿日市市		○	○	○	○	
安芸高田市						
江田島市		○	○			
府中町				○	○	
海田町		○	○	○	○	
熊野町				○	○	
坂町				○		
安芸太田町		○				
北広島町		○	○			

都道府県	自治体名	任意事業			
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援
広島県	大崎上島町				
	世羅町				
	神石高原町	○	○	○	○
山口県	山口県	○	○		○
	下関市	○	○	○	○
	宇部市	○	○	○	○
	山口市	○	○	○	
	萩市				
	防府市			○	○
	下松市		○		
	岩国市	○	○		○
	光市		○		
	長門市	○	○		
徳島県	柳井市				
	美祢市		○		
	周南市	○	○		○
	山陽小野田市	○			
	周防大島町				
	徳島県	○	○		○
	徳島市	○	○		○
	鳴門市	○	○		○
	小松島市	○	○		
	阿南市	○	○		
	吉野川市		○		
香川県	阿波市		○		○
	美馬市	○	○		
	三好市	○	○		
	香川県	○	○		○
	高松市	○	○		○
	丸亀市	○	○		○
	坂出市	○	○		○

令和3年度 任意事業の実施状況⑨

都道府県	自治体名	任意事業			
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援
香川県	善通寺市	○		○	○
	観音寺市	○	○		○
	さぬき市	○	○		
	東かがわ市	○			
	三豊市	○	○		○
愛媛県	愛媛県	○	○	○	○
	松山市	○		○	○
	今治市			○	○
	宇和島市			○	
	八幡浜市	○	○	○	
	新居浜市			○	
	西条市			○	○
	大洲市			○	
	伊予市			○	
	四国中央市		○		
高知県	西予市			○	○
	東温市	○	○	○	
	高知県	○	○	○	○
	高知市	○	○	○	○
	室戸市	○	○	○	○
	安芸市	○	○		
	南国市	○	○	○	○
	土佐市	○	○		○
	須崎市	○	○		
	宿毛市		○		
	土佐清水市	○	○		
福岡県	四万十市	○	○		
	香南市				○
	香美市	○	○	○	
	福岡県	○	○	○	○
	北九州市	○	○	○	○

都道府県	自治体名	任意事業			
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援
福岡県	福岡市	○		○	○
	大牟田市	○	○	○	○
	久留米市	○	○	○	○
	直方市		○		
	飯塚市		○		○
	田川市		○		○
	柳川市	○	○		
	八女市	○	○	○	○
	筑後市		○		○
	大川市	○	○		
	行橋市	○	○		
	豊前市				
	中間市	○	○		○
	小郡市		○		
	筑紫野市		○		
	春日市		○		○
	大野城市		○		
	宗像市	○	○	○	
	太宰府市	○	○		
	佐賀県	古賀市	○	○	○
福津市			○		○
うきは市		○	○	○	
宮若市		○	○		
嘉麻市		○	○		○
朝倉市					○
みやま市		○	○		
糸島市		○	○		
那珂川市		○	○		○
佐賀県		○	○		
佐賀市		○	○	○	○
唐津市		○	○		

都道府県	自治体名	任意事業				
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援	
佐賀県	鳥栖市	○	○			
	多久市	○	○			
	伊万里市					
	武雄市	○	○			
	鹿島市	○	○			
	小城市					
	嬉野市	○	○			
	神埼市	○	○		○	
	長崎県	長崎県	○	○		○
		長崎市	○	○		○
佐世保市					○	
島原市						
諫早市						
大村市		○	○		○	
平戸市		○	○			
松浦市						
対馬市		○	○	○	○	
壱岐市		○				
五島市					○	
西海市			○			
熊本県	雲仙市					
	南島原市		○		○	
	小値賀町				○	
	熊本県	○	○	○	○	
	熊本市	○	○	○	○	
	八代市	○	○	○	○	
	人吉市	○	○	○	○	
	荒尾市	○	○	○	○	
熊本県	水俣市	○	○	○	○	
	玉名市	○	○	○	○	
	山鹿市	○	○	○	○	
	山鹿市	○	○	○	○	

令和3年度 任意事業の実施状況⑩

都道府県	自治体名	任意事業				
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援	
熊本県	菊池市	○	○	○	○	
	宇土市	○	○	○	○	
	上天草市	○	○	○	○	
	宇城市	○	○	○	○	
	阿蘇市	○	○	○	○	
	天草市	○	○	○	○	
	合志市	○	○	○	○	
	大分県	大分県	○	○		
		大分市	○	○		
別府市						
中津市		○	○	○		
日田市		○	○	○		
佐伯市		○	○	○		
臼杵市		○	○			
津久見市		○	○			
竹田市		○	○			
豊後高田市						
杵築市		○	○	○	○	
宇佐市			○			
豊後大野市		○	○		○	
由布市		○	○			
国東市		○	○			
宮崎県	宮崎県		○		○	
	宮崎市	○	○		○	
	都城市					
	延岡市	○	○			
	日南市				○	
	小林市	○	○			
	日向市		○		○	
	串間市					
西都市						

都道府県	自治体名	任意事業				
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援	
宮崎県	えびの市	○				
	鹿児島県	鹿児島県	○	○	○	○
		鹿児島市	○	○		○
		鹿屋市	○	○	○	○
		枕崎市		○		
		阿久根市				○
		出水市	○	○	○	○
		指宿市				○
		西之表市	○	○		
		垂水市				○
		薩摩川内市	○	○		○
	日置市	○	○		○	
	曾於市	○	○	○		
	霧島市	○	○		○	
	いちき串木野市	○	○		○	
	南さつま市		○		○	
	志布志市	○	○		○	
	奄美市	○		○	○	
	南九州市	○	○		○	
	伊佐市				○	
始良市	○	○				
鹿児島県	三島村				○	
	十島村					
	長島町					
	南種子町	○	○	○	○	
	屋久島町					
	沖縄県	沖縄県	○	○	○	○
		那覇市			○	○
		宜野湾市			○	○
		石垣市	○		○	○
		浦添市			○	○

都道府県	自治体名	任意事業			
		就労準備	家計改善	一時生活	学習支援
沖縄県	名護市	○	○	○	○
	糸満市			○	○
	沖縄市	○		○	○
	豊見城市	○	○	○	
	うるま市	○	○	○	○
	宮古島市	○	○	○	
	南城市			○	○

	任意事業			
	就労準備	家計改善	一時生活	学習支援
実施数計 (R3年9月1日時点)	622	641	332	587

緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について（概要）（令和4年10月28日付け 事務連絡）

○ 緊急小口資金等の特例貸付については、令和5年1月から償還が開始されること、償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対し、以下のとおり、フォローアップ支援を行う。

1 償還免除を行った借受人

- 自立相談支援機関に借受人の**情報を提供、訪問等のアウトリーチ**による**プッシュ型の積極的なフォローアップ支援**【社協】
- 社協から情報提供を受け、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援や就労支援、ハローワークや福祉事務所と連携するなど、今後の生活再建に向けた支援を実施【自立相談支援機関】

2 未応答の借受人

- 償還開始の案内時に償還免除申請を**再案内、個別の郵送や電話等による償還免除のプッシュ型**による申請勧奨【社協】
- その際、**償還に関する相談**を呼びかけ、償還中であっても一定の要件を満たす場合は償還免除を適用できること、**償還猶予や少額返済**の方法があることを周知【社協】

3 償還免除に至らないものの償還が困難な借受人

(1) 個々の状況に配慮した償還猶予や少額返済の案内

- 収入減少や不安定就労によって生活が安定しないなど、償還が難しい借受人には償還猶予を適切に案内【社協】
 - ✓ 猶予後の償還可能性を厳密に求めず、**相談時点で償還困難な状況がある場合には積極的に猶予適用**
- 計画どおりの償還が難しい借受人には、**償還計画の変更や少額返済**を認める【社協】

(2) 訪問等のアウトリーチによる生活再建に向けた支援

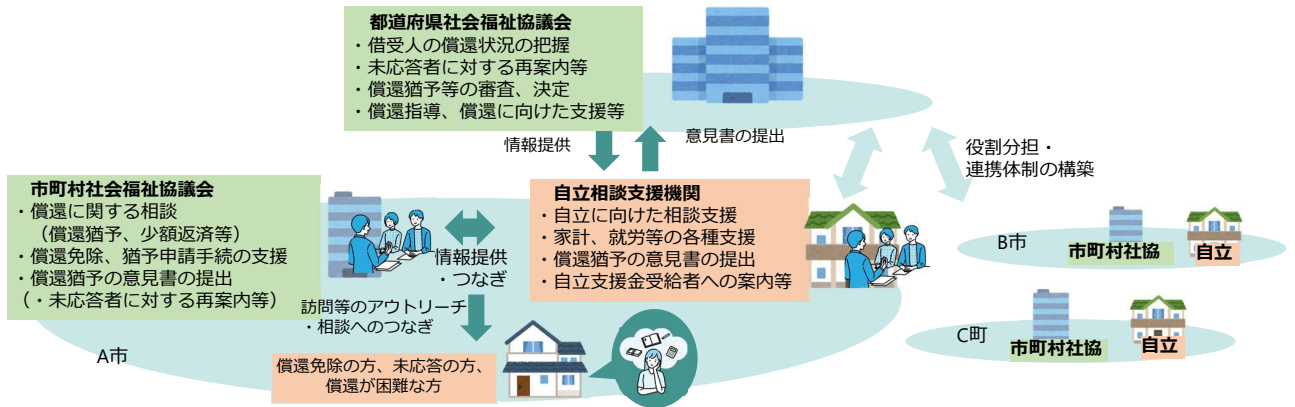
- 訪問等のアウトリーチ**による**プッシュ型支援**により、償還が遅れている借受人の生活状況を把握し、自立相談支援機関等の支援につなぐ【社協】
- 必要に応じ、**借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当である旨の意見を社協に提出**【自立相談支援機関】

4 生活困窮者自立支援金、住居確保給付金の受給者

- 自立支援金の受給終了者に対し、**プッシュ型**で①特例貸付の償還免除・猶予等、②生活にお困りの場合の相談窓口を案内【自立相談支援機関】
- 生活課題等のアセスメントを踏まえた支援や**アウトリーチによる相談支援**【自立相談支援機関】

緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援のイメージ (都道府県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会・自立相談支援機関の連携)

借受人への支援にあたっては、都道府県社会福祉協議会だけでなく、日頃借受人との関係が深いと考えられる市町村社会福祉協議会が、自立相談支援機関と密に連携をとり、都道府県社会福祉協議会につなぐなど、地域の実情に応じた連携体制の構築をお願いします。



※役割分担のイメージ（一例）

	都道府県社会福祉協議会	市町村社会福祉協議会 (貸付に関する身近な相談窓口)	自立相談支援機関
償還免除の方	・プッシュ型のフォローアップ支援	情報提供 (・プッシュ型のフォローアップ支援)	・訪問等のアウトリーチ・相談へのつなぎ ・自立に向けた相談支援 ・家計・就労等の各種支援
償還免除申請未応答の方	・未応答者に対する償還免除や償還の相談についての再案内等	(・未応答者に対する再案内等) ・償還免除申請手続の支援 ・償還に関する相談	・自立支援金受給者への償還免除や相談窓口についての案内等
償還開始後、償還が困難な方	・償還猶予等の審査、決定 ・償還指導、償還に向けた支援	・訪問等のアウトリーチ・相談へのつなぎ ・償還に関する相談 (償還猶予・少額返済等) ・償還免除の案内 ・償還猶予申請手続の支援 ・償還猶予の意見書の提出	・訪問等のアウトリーチ・相談へのつなぎ ・自立に向けた相談支援 ・家計、就労等の各種支援 ・償還猶予の意見書の提出

緊急小口資金等の特例貸付のフォローアップ支援に係る取組事例

- 償還免除を受けた者や償還が困難な借受人は、特に償還や生活再建に向けた支援が必要と考えられることから、社会福祉協議会や自立相談支援機関におけるフォローアップ支援をお願いしているところ。
- そのような中で、**社会福祉協議会や自立相談支援機関では、借受人に生活状況等に関するアンケートを実施して支援につなぐなど、借受人の個々の状況に応じた支援につなげる工夫が行われている。**

償還猶予へのつなぎ・相談

【市町村社協や自立相談支援機関との連携】

- 償還に関する相談は、**まずは市町村社協で相談を受け付け**、世帯状況や家計の収支状況等を丁寧に聞き取った上で、猶予申請につないでいる。その上で、就労支援や家計支援などの**支援が必要と思われる方を自立相談支援機関につないでいる。**
- 都道府県社協と市町村社協との間で、**クラウドサービスを活用して、猶予の決定状況等を随時情報共有**している。

【アウトリーチによる償還猶予の積極的な活用】

- **自立相談支援機関に償還猶予の相談窓口を臨時開設**。特例貸付に関する相談歴がある方に、個別に電話によるアウトリーチを行って窓口を案内した。アウトリーチを行うに当たっては、再貸付まで行った等の相談歴がある方を優先して実施。
- **償還予定の全ての借受人に対して、償還猶予の案内や申請書を送付**。その際、生活状況や連絡が取れる時間帯等を尋ねるアンケートを併せて送付し、その回答をもとに都道府県社協から個別に電話をかけて、電話面談により猶予を適用している。

自立相談支援機関等の支援へのつなぎ

【情報共有の仕組みの構築】

- 償還免除や償還開始をお知らせする機会を捉えて、都道府県社協から借受人に対して、**生活状況等を尋ねるアンケートを送付**。アンケートの中で「自立相談支援機関による支援を希望するか」を尋ね、**希望した借受人について、相談事項や連絡先を自立相談支援機関に情報共有**。自立相談支援機関において、**共有された情報を基に確認し、必要に応じて個別にアプローチ**を行っている。

【生活困りごと相談会の開催】

- 借金や生活の困りごとについて**弁護士や社会福祉士等から気軽にアドバイスを受けられ、食料品などの無料配布も行う相談会**を県内各地で開催。プッシュ型で借受人に周知して、相談支援につなげている。



個人向け緊急小口資金等の特例貸付の貸付実績 (実施期間：令和2年3月～令和4年9月末)

	貸付決定件数	貸付決定金額
合計	382.3万件	1兆4,431億円
緊急小口資金	162.1万件	3,038億円
総合支援資金 (初回貸付)	114.7万件	5,913億円
総合支援資金 (延長貸付)	45.3万件	2,348億円
総合支援資金 (再貸付)	60.1万件	3,133億円

※ 各資金種別の貸付実施期間については以下のとおり。

- ・ 緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）：令和2年3月～令和4年9月末
- ・ 総合支援資金（延長貸付）：令和2年7月～令和3年6月末
- ・ 総合支援資金（再貸付）：令和3年2月～令和3年12月末

2 地域共生社会関連

【重層的支援体制整備事業】令和5年度予算案：322億円（令和4年度予算：232億円）

○ 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国：1/2 都道府県：1/4 市町村：1/4

【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】令和5年度予算案：29億円（令和4年度予算：29億円）

○ 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費 ※改正社会福祉法の施行から一定期間が経過していること等を踏まえ、令和5年度以降に新規実施する自治体については、国庫補助の上限額を見直す予定。	市町村	国：3/4 市町村：1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国：3/4 都道府県：1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	（委託費）

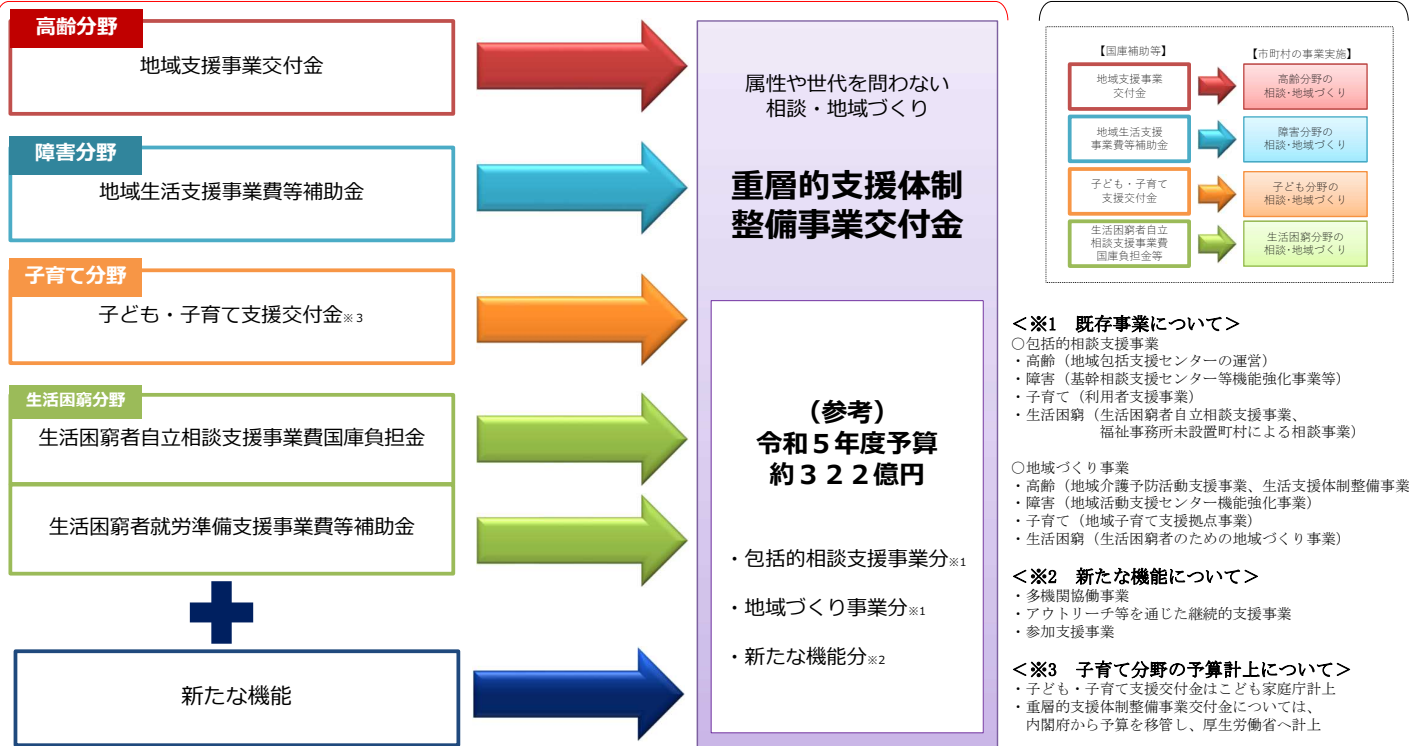
重層的支援体制整備事業交付金について

参考

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業※1の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能※2を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）

（参考：現行の仕組み）



拡充 重層的支援体制整備事業
包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

令和5年度当初予算案 213億円（147億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- **実施市町村の増加を見込みつつ**、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、介護、障害、子ども・子育て及び生活困窮分野における相談支援事業を一体として実施し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じる等の必要な取組を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業（※）を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。
 - 相談受付・アセスメントの結果、複雑化・複合化した支援ニーズを有することから、関係支援機関間において連携して対応する必要がある場合は、多機関協働事業につなぐ等必要な支援を行う。
- （※）各法に基づく相談支援事業
- ・介護（地域包括支援センターの運営（介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号））
 - ・障害（障害者相談支援事業（障害者総合支援法第77条第1項第3号））
 - ・子ども・子育て（利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号））
 - ・生活困窮（自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法第3条第2項））
 - ・生活困窮（福祉事務所未設置町村相談事業（生活困窮者自立支援法第11条第1項））

3 実施主体等

実施主体：市町村
補助率：各法に基づく負担率・補助率
令和3年度事業実績：属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくり支援を一体的に進めることにより、市町村における包括的な支援体制を整備することを目標としており、令和3年度事業実施自治体（42自治体）においては、こうした体制の整備が着実に実施。

分野	事業名	負担率・補助率
介護	地域包括支援センターの運営（介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号）	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、市町村 19.25/100、一号保険料 23/100
障害	障害者相談支援事業（障害者総合支援法第77条第1項第3号）	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、市町村 25/100
子ども	利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号）	国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6
困窮	自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法第3条第2項）	国 3/4

拡充 重層的支援体制整備事業
地域づくり事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号）

令和5年度当初予算案 82億円（58億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- **実施市町村の増加を見込みつつ**、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、介護、障害、子ども・子育て及び生活困窮分野における地域づくり事業を一体として実施し、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援や地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点を開設する等の必要な取組を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法等に基づく地域づくり事業（※）を一体的に行うことにより、「地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援」、「地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備」、「地域住民相互の交流を行う拠点の開設」等を行う。
- （※）各法等に基づく地域づくり事業
- ・介護（一般介護予防事業のうち、地域介護予防活動支援事業（介護保険法第115条の45第1項第2号））
 - ・介護（生活支援体制整備事業（介護保険法第115条第2項第5号））
 - ・障害（地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項第9号））
 - ・子ども・子育て（地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号））
 - ・生活困窮（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）

3 実施主体等

実施主体：市町村
補助率：各法に基づく負担率・補助率
令和3年度事業実績：属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくり支援を一体的に進めることにより、市町村における包括的な支援体制を整備することを目標としており、令和3年度事業実施自治体（42自治体）においては、こうした体制の整備が着実に実施。

分野	事業名	負担率・補助率
介護	一般介護予防事業（介護保険法第115条の45第1項第2号）のうち、地域介護予防活動支援事業	国 25/100、都道府県 12.5/100、市町村 12.5/100、一号保険料 23/100、二号保険料 27/100
介護	生活支援体制整備事業（介護保険法第115条第2項第5号）	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、市町村 19.25/100、一号保険料 23/100
障害	地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項第9号）	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、市町村 25/100
子ども	地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号）	国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3
困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	国 1/2

重層的支援体制整備事業 多機関協働事業等（社会福祉法第106条の4第2項第2号、同項第4～6号）

令和5年度当初予算案 27億円（27億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- **実施市町村の増加を見込みつつ**、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、複数の相談支援機関等の相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯の地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下において支援を一体的・計画的に行う体制の整備等の必要な取組を行う。

2 事業の概要・スキーム

多機関協働事業

- （主な機能）
- 複数の相談支援機関等相互間の連携による支援体制の整備、単独の相談支援機関では対応が難しい者・世帯の支援の方向性の整理 等
- （主な取組内容）
- 相談受付（各相談支援機関やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業等からつながったもの）、アセスメント（相談支援機関等への依頼を通じて行う相談者本人や世帯の状態把握）、プラン作成（各相談支援機関等の役割分担、支援の方向性の決定等）、重層的支援会議の開催（関係機関の役割分担、支援の方向性の共有）、モニタリング 等

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- （主な機能）
- 既存制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、各相談支援機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援 等
- （主な取組内容）
- 重層的支援会議や各相談支援機関との連携等による情報把握
 - 本人と接触するまでの各種取組（メール、SNS、オンライン相談等）
 - 家庭訪問、同行支援 等

参加支援事業

- （主な機能）
- 既存制度の狭間に陥る支援ニーズが生じる背景に存在する、人や地域とのつながりの希薄といった課題を抱える者や世帯に対する社会とのつながりの創出 等
- （主な取組内容）
- 本人のニーズを踏まえた参加支援メニューとのマッチング
 - 社会参加に向けた支援メニュー開拓
 - 本人への継続的な支援、受け入れ先（企業等）へのフォローアップ 等

3 実施主体等

実施主体：市町村 補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

令和3年度事業実績：属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくり支援を一体的に進めることにより、市町村における包括的な支援体制を整備することを目標としており、令和3年度事業実施自治体（42自治体）においては、こうした体制の整備が着実に実施。なお、包括的な支援体制の構築にあたっては、都道府県の役割が重要になること等に鑑み、令和5年度より、多機関協働事業等の事業費について都道府県負担を導入。

重層的支援体制整備事業への移行準備事業

令和5年度当初予算案 28億円（28億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるよう、各相談支援機関等との連携体制の構築をはじめ、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた準備及び試行的取組等を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 今後、重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村において、重層的支援体制整備事業に円滑に移行するための準備に必要な取組を行う。具体的には、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内関係部局、庁外の民間団体等との連携体制の構築、重層的支援体制整備事業への移行に向けた計画の作成、多機関協働等の取組を行う。

（主な取組内容）

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内連携体制の構築及び重層的支援体制整備事業への移行計画の作成
- 多機関協働による包括的支援体制構築の取組
- アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組
- 参加支援の取組
- その他重層的支援体制整備事業への移行に必要な取組

3 実施主体等

実施主体：市町村

補助率：国3/4、市町村1/4

令和3年度事業実績：事業実施自治体においては、各市町村の既存の体制や社会資源を踏まえ、それぞれの状況に応じて適切に移行にむけた取組を実施していると認識しており、実際に、令和3年度の事業を実施した233自治体のうち、令和4年度には78自治体が本格実施に移行する予定である。

重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

令和5年度当初予算案 1.4億円（1.3億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において包括的な支援体制の構築を進めているところであるが、個々の市町村からは、他の市町村の取組状況の把握や研修等を通じた市町村間の交流促進等のニーズがある。こうした市町村の多様なニーズに丁寧に対応していくため、各都道府県が行う各市町村の包括的な支援体制整備の後方支援の取組に対して必要な支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 市町村の包括的な支援体制を整備するため、各都道府県が行う後方支援の取組に対して必要な支援を行う。

（後方支援の取組例）

- ・市町村の庁内連携促進のための支援や都道府県内連携会議の開催
- ・市町村間の情報共有の場づくり・ネットワーク構築
- ・重層的支援体制整備事業への移行促進に向けた取組を支援するための人材養成研修の実施
- ・地域共生社会の実現に向けた気運醸成のためのセミナー等の開催
- ・都道府県内における法律等の専門家派遣 等

3 実施主体等

実施主体：都道府県

補助率：国3/4、都道府県1/4

令和3年度事業実績：39の都道府県に対して国庫補助を行い、管内市町村に対する後方支援の取組が適切に実施された。

重層的支援体制構築推進人材養成事業

令和5年度当初予算案 27百万円（23百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業を実施する市町村において、支援体制を構築するためには、新たな事業に従事する人材が行う支援の質を高めていくことが重要であるため、重層的支援体制整備事業の従事者や担当の市町村職員等を対象にした人材養成研修等を実施する。
- R5年度は、都道府県の取組状況にバラツキがある一方で、個々の市町村からは、他の市町村の取組状況の把握や研修等を通じた市町村間の交流促進等のニーズがあることを踏まえ、上記に加え、市町村の包括的な支援体制を整備するための後方支援を行う各都道府県の相互連携の取組を促進するために必要な支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

（全国研修）

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村の多機関協働事業、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の従事者を対象に、各事業に従事するために必要な専門性を習得するための研修を実施する。
また、重層的支援体制整備事業を実施する市町村の職員及び当該市町村が所在する都道府県の職員を対象に、重層的支援体制整備事業により包括的な支援体制を構築するために必要な知識やその手法等を習得するための研修を実施する。
- （その他）
- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村の包括的相談支援事業、地域づくり事業の従事者を対象に、地域共生社会の理念や新事業の実施にあたっての基本的な考え方等を習得するための研修を実施する。
- また、重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施する市町村の職員を対象に、重層的支援体制整備事業への移行に必要な知識やその手法等を習得するための研修を実施する。
- 市町村を支援する都道府県のサポートのため、市町村の包括的な支援体制の整備を進めていく上で必要なノウハウの提供（国による都道府県へのアドバイザー派遣）、民間企業との連携に向けたサポート、各都道府県が取り組む市町村への後方支援の取組やそのノウハウの共有、広域的に活用できる社会資源の整理、都道府県情報交換会の開催などを実施する。

3 実施主体等

実施主体：国

補助率：-（委託費）

令和3年度事業実績：390の自治体に対して研修を実施。市町村に対して重層的支援体制整備事業等への理解を深め、複雑化・複合化した支援ニーズを有する者への支援が適切に行えるよう十分な専門性を有する人材の養成や、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた機運醸成を図った。

令和5年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R4.11時点）

北海道	旭川市	埼玉県	川越市	福井県	福井市	滋賀県	彦根市	岡山県	岡山市							
	七飯町		越谷市		敦賀市		長浜市		美作市							
	妹背牛町		狭谷市		あわら市		草津市		呉市							
	鷹栖町		狭山市		越前市		守山市		三原市							
	津別町		草加市		坂井市		甲賀市		東広島市							
	厚真町		桶川市		甲州市		野洲市		廿日市市							
	音更町		ふじみ野市		松本市		高島市		宇部市							
	鹿追町		川島町		飯田市		米原市		長門市							
	広尾町		鳩山町		伊那市		竜王町		高松市							
	幕別町		船橋市		飯綱町		長岡京市		さぬき市							
青森県	鯉ヶ沢町	千葉県	柏市	京都府	大阪府	豊中市	香川県	愛媛県	宇和島市							
岩手県	盛岡市		市川市			岐阜市		高槻市	高知県	本山町	高知市	宇和島市				
	遠野市		木更津市			関市		枚方市		本山町	中土佐町	黒潮町	久留米市			
	矢巾町		松戸市			熱海市		八尾市		岡垣町	大牟田市	八女市	糸島市			
宮城県	岩泉町		市原市			函南町		静岡市	豊田市	高石市	福岡県	久留米市	大牟田市			
	仙台市		香取市			岡崎市		愛知県	半田市	交野市		大分県	津久見市	竹田市		
秋田県	湯沢市		八王子市			豊田市			稲沢市	春日井市	大阪狭山市	佐賀県	佐賀市	大津町		
	能代市		墨田区			春日井市			東海市	豊川市	阪南市		熊本県	大津町	益城町	
	大館市		大田区			豊川市			大府市	稲沢市	明石市			大分県	中津市	津久見市
	湯沢市		世田谷区			稲沢市			知多市	東海市	芦屋市				伊丹市	竹田市
由利本荘市	渋谷区	東海市	大府市	長久手市	伊丹市	加東市	九重町		都城市							
山形県	大仙市	立川市	知多市	武豊町	四日市市	奈良市	宮崎県		小林市	日向市						
福島県	山形市	立川市	豊明市	伊勢市	和歌山県	和歌山市			189自治体	三股町						
	福島市	調布市	長久手市	松阪市	鳥取県	鳥取市				134自治体						
茨城県	須賀川市	国分寺市	東浦町	桑名市		島根県				米子市	125自治体					
	土浦市	狛江市	美浜町	名張市			倉吉市									
	古河市	西東京市	武豊町	亀山市			智頭町									
	那珂市	鎌倉市	四日市市	鳥羽市	北栄町											
栃木県	東海村	藤沢市	伊勢市	いなべ市	宮崎県	松江市	134自治体									
	宇都宮市	小田原市	伊勢市	志摩市		出雲市	41自治体									
	栃木市	茅ヶ崎市	伊賀市	伊賀市		大田市	125自治体									
	市貝町	逗子市	御浜町	御浜町		美郷町										
群馬県	野木町	秦野市	三重県													
	太田市	富山市								富山市	富山市	富山市	富山市	富山市	富山市	富山市
	館林市	氷見市								金沢市	小松市	能美市				
	みどり市	金沢市								小松市	能美市					
上野村	小松市	能美市														
みなかみ町	玉村町															
玉村町																

3 ひきこもり支援関連

ひきこもり支援施策の推進について(令和2年10月27日地域福祉課長通知)

就職氷河期世代支援を推進するに当たり、ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への自治体における支援体制の構築に向けて、市区町村及び都道府県において取り組むべき事項を示したもの。

(取組の基本的な考え方)

市区町村におけるひきこもり支援体制の構築に当たっては、以下の①～③の取組が基礎

- ① ひきこもり状態にある方等が支援につながるためのひきこもり相談窓口の明確化・周知
- ② 地域の支援内容・体制の検討や、関係者間での支援の目標共有に向けた支援対象者の実態やニーズの把握
- ③ 関係機関による支援や支援の気運醸成のための市町村プラットフォームの設置・運営

…支援体制構築のための取組(★)

I 市区町村において取り組むこと

- 原則、令和3年度末までに、上記①～③(★)の全ての取組を実施すること
- その取組の前提として以下を実施
 - ・ひきこもり支援の企画立案等の中心的役割を担う部局の設定
 - ・関係部局間の連携による包括的な支援体制の構築〔支援対象者の状況に応じて適切な関係部局が連携・協働して支援を実施〕
 - ・近隣の市区町村と合同で支援体制を構築する等、地域の実情に応じた支援体制づくりの検討

II 都道府県において取り組むこと

- 管内市区町村における①～③(★)の取組状況を把握し、以下の取組や支援を実施すること
 - ・管内市区町村における
 - ・ひきこもり支援の取組状況の把握〔市区町村における令和3年度末までの取組実施に向けた計画的な支援や都道府県の労働部局・都道府県労働局等との連携〕
 - ・それぞれの取組の意義に関する理解促進〔市区町村に向けた合同説明会や個別説明等の実施〕
 - ・取組の横展開
 - ・庁内及び関係者との調整への支援
 - ・自治体規模等の事情により単独での取組が困難な市区町村に対して、複数市区町村での広域実施や都道府県との合同実施の調整

①ひきこもり相談窓口の明確化・周知

- 相談者の年齢・性別・障害の有無等を問わず相談可能な体制を構築
- 自立相談支援機関未設置の町村においては、町村内の部局や都道府県設置の自立相談支援機関等を相談窓口とすることを検討
- 広報紙・リーフレット等により、相談窓口の名称・場所・連絡先等を、全世帯に周知するよう努める

②支援対象者の実態やニーズの把握

- 支援対象者の概数やニーズ等の支援体制や内容を検討する際の基礎となる実態の把握
- 実態把握の方法は、他の調査との一体的な実施や、都道府県と市区町村の合同実施等、地域の実情に応じた方法とする

③市町村プラットフォームの設置・運営

- 会議体を開催する必要は無く、関係者間相互の連絡体制を築くことで足りる
- 既存の会議体の活用や都道府県による共同設置など柔軟な形態も可能
- 都道府県PFとの円滑な連携のため、市町村PFを運営する事務局を設置

「ひきこもり支援に関する関係府省横断会議」の取りまとめについて

～ひきこもり支援に係る関係機関の連携の促進について(通知)～

＜ひきこもり支援に関する関係府省横断会議＞

- 令和3年5月31日開催の「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」において、ひきこもり支援について厚生労働省を中心に関係府省で検討を進めるよう要請があったことを受けて、こやり厚生労働大臣政務官を主査として、ひきこもり支援に関する府省の局長級を参集して設置。
- 関係府省における取組の連携を深め、自治体がひきこもり支援を進めるに当たって多様な選択肢を用意できるように、行政機関や民間団体など官民を問わない様々な社会資源がより多く参画・連携できる環境整備について議論。
- 会議の取りまとめとして、「ひきこもり支援における関係機関の連携の促進について(依頼)」(10月1日付け構成員連名通知)を自治体あてに発出。

【構成員】主査	こやり厚生労働大臣政務官
構成員	内閣官房孤独・孤立対策担当室長 内閣府政策統括官(政策調整担当) 消費者庁次長 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 厚生労働省人材開発統括官 農林水産省農村振興局長 経済産業省商務・サービス審議官

【開催経過】	
第1回(令和3年6月29日)	ひきこもり支援に関する各府省の取組について
第2回(令和3年7月27日)	ひきこもり支援の先進的な取組について(滋賀県・岡山県総社市)
第3回(令和3年8月30日)	ひきこもり支援の先進的な取組について(高知県安芸市・大阪府豊中市)
第4回(令和3年9月30日)	ひきこもり支援に関する関係府省横断会議の取りまとめについて

「ひきこもり支援に係る関係機関の連携の促進について(依頼)」(令和3年10月1日関係府省横断会議構成員連名通知)

【基本的な考え方】

- ・ひきこもり支援に当たっては、個々の当事者の状況に応じた寄り添う支援につなげることができるよう、多様な支援の選択肢を用意することが重要。
- ・そのためには、都道府県や市町村の保健福祉関係部局を中心に、他の関係部局等の行政機関や、民間団体・民間企業・NPO法人等の地域の社会資源による官民の枠を超えた広い連携・協働が必要。
- ・以下の留意事項も踏まえ、福祉行政と他の行政分野や地域の社会資源との有機的な連携・協働について配慮の上、効果的なひきこもり支援体制構築の推進をお願いする。

【自治体における支援体制構築に当たっての留意事項】

①就職氷河期世代活躍支援に係る

市町村プラットフォームへの関係機関の参画

就職氷河期世代活躍支援において取り組んでいる「市町村プラットフォーム」は、ひきこもり状態にある者を念頭に置いた「社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者」の支援のためのネットワークを具現化するものであり、幅広い行政部局や関係団体が参画するよう要請

②福祉関係機関と各分野の関係機関の連携

(1)教育関係機関との連携

教育・福祉関係機関の連携・協働によるシームレスな対応により、継続性のある支援体制を構築

(2)農業・商工関係機関との連携

農家や企業等の民間事業者の理解・協力を促し、地域の特性を活かした社会資源を開拓

(3)就労支援関係機関との連携

個々の状況に応じた支援のため、支援対象者の特性や状況に十分配慮し、継続的な支援を実施

(4)子供・若者支援関係機関との連携

子供や若者本人の意向を踏まえつつ、福祉の支援と子供・若者支援を重層的に実施

(5)消費者関係機関等との連携

孤独・孤立した消費者の「不安」につけ込む悪質事業者に対応するため、消費生活センター等の関係機関と連携

令和4年度補正予算及び令和5年度予算案における「ひきこもり支援」関連施策予算

ひきこもり支援

- ひきこもり支援推進事業 16.1億円
- ひきこもりに関する地域社会に向けた普及啓発と情報発信 1.25億円
- ひきこもり支援従事者のスキル向上と支援者自身のケア 0.35億円
- ひきこもり支援体制構築加速化事業 59億円の内数

子供・若者支援分野との連携

- 子供・若者支援体制の整備推進 0.54億円
- 子供・若者支援に当たる人材の養成 0.28億円
- 子供・若者育成支援のための地域連携推進 0.1億円

消費者行政分野との連携

- 地方消費者行政強化交付金 17.5億円の内数
- 孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発事業 0.3億円の内数
- 地方消費者行政強化交付金 20億円の内数

不登校支援

- 不登校児童生徒に対する支援推進事業 2.6億円

精神保健福祉分野との連携

- こころの健康づくり対策事業 0.17億円の内数

就労支援分野との連携

- 地域若者サポートステーション事業 47.5億円の内数

農林水産分野との連携

- 農山漁村振興交付金（農山漁村イノベーション対策のうち農福連携型） 90.7億円の内数

※点線囲みは令和4年度補正予算

ひきこもり支援に先進的に取り組む自治体の事例①

市町村等におけるひきこもり支援の取組例（東京都文京区）

- 令和元年8月頃からひきこもり支援体制の検討（ひきこもり相談に関わる所管や支援関係機関の課長級で構成する「ひきこもり等自立支援会議」や係長級職員で構成する「ひきこもり支援従事者連絡会」等）を開始。
- 8050問題への対応として、区がこれまで行ってきた若年層を対象とするひきこもり等自立支援事業（STEP）と生活困窮者自立支援相談事業をベースに、全世代を視野に入れた相談体制を構築することとした。
- 相談支援体制の主軸となり、ひきこもり等自立支援会議等の事務局を担うセンター機能が必要との考えから「文京区ひきこもり支援センター」を令和2年4月に開設。
- 令和2年4月に生活福祉課を所管課として、上記の「STEP（委託）」と「文京区ひきこもり支援センター（区直営）」の2つを「文京区版ひきこもり総合対策」に位置づけ開始。同総合対策では、予防から支援まで、多様な相談窓口や関係機関の連携による一元的な支援体制を構築し、課題の早期発見や個人々の状況に沿った適切な支援につなげることを重点目標としている。ひきこもりに関する総合相談窓口の機能や区内の支援体制の構築は事務局であるセンターが担い、定期的な相談や居場所運営等は委託事業者が行っている。

文京区は、江戸の面影を残す史跡や文化遺産の多い、歴史的なまちであり、伝統ある大学や多くの学校のある文教の地として知られています。また、小石川後樂園や六義園などの庭園や比較的大きな公園が多く存在し、東京の都心に近接しながらも、落ち着いた雰囲気の魅力の緑豊かな都市環境を形成しています。

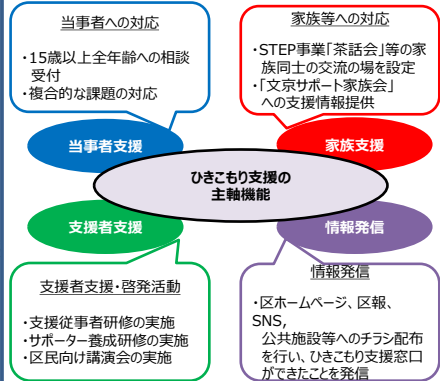


歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」

人口・・・229,828人
 男・・・109,259人
 女・・・120,569人
 世帯・・・126,621世帯
 ※令和4年11月1日現在
 （外国人を含む）



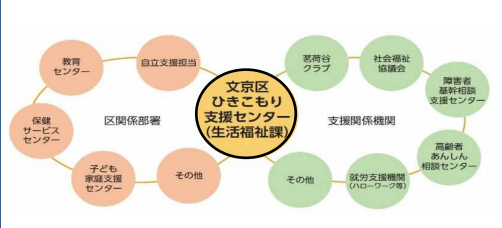
【ひきこもり支援センターの役割】



【ひきこもり支援の定義の検討】

ひきこもりの支援体制構築にあたり、文京区としてのひきこもり支援の定義を、支援従事者連絡会の委員で検討した。「ひきこもりの定義」とは別に、「支援の対象」としては、**国のひきこもりの定義には含まれない方々も区のひきこもり支援の対象に含める**という形で合意形成した。

【ひきこもり支援センターを主軸とした支援ネットワーク】



【～STEP～ひきこもり等自立支援事業】

本人・家族が相談する	本人が一歩踏み出す	本人が社会に踏み出す	本人らしい次のステップへ
ステップ1 相談 ・ひきこもり相談 ・電話 ・来所 ・訪問 ・メール	ステップ2 いはしょ ・3つのスペース ・B&Cスペース ・STEPグループ ・ゆたかのスペース ・2つのコミュニティ ・女子会 ・つばし庵	ステップ3 つながる ・社会参加体験活動 ・動編 ・農業 ・学芸 ・習い事 ・地域交流活動 ・地域の家事 ・力た ・社会参加準備	ステップ4 はたらくまなび ・就労・就学 ・ジョブコーチ ・ワークショップ

- ひきこもりに関する30年以上の支援実績を有する公益社団法人青少年健康センター名荷谷クラブに委託し、平成26年4月から実施。
- 委託開始当時の区の所管課は教育推進部児童青少年課だったが、令和2年4月からは福祉部生活福祉課が所管。
- 令和2年4月以降は義務教育終了後の全年齢が支援対象。

- 平成27年度にひきこもり支援の講演会を開催したことで、民生委員を中心としたひきこもり支援グループが立ち上がる
- 平成28年度には市役所内に2か所の相談窓口を設置→市民生活課（市民の何でも相談）、福祉課（生活困窮等）
- 平成28年度に全民生委員児童委員にアンケート調査を実施し、65歳未満で58人の該当者を確認
- ひきこもり相談窓口がはつきりせず、たらい回しになる状態があり、関係機関で連携して支援を行うためのネットワークを設置した
- 居場所支援はNPO法人（元民生委員が立ち上げ）に委託し設置、その他家族教室を定期的に開催している

市の概要

安中市は平成 18 年 3 月 18 日に旧安中市と松井田町が新設合併して誕生した市です。群馬県の西部に位置し、市域を東西に国道 1 8 号線に走り、高崎市、富岡市及び長野県軽井沢町と接する西毛地区の中核都市です。



「みんな元気で いきいき暮らせる市民 総働のまち あんなか」をテーマに よりよいまちづくりを目指します。



人口・世帯数	日本人：54,810人（男：27,035人・女：27,775人） 外国人：736人（男：346人・女：390人） 世帯数 24,836世帯《令和4年8月末日現在》
--------	---

- ★その他★（市社協との関係や役割分担）
- ・NPOひきこもり支援グループの活動及び財政支援
 - ・生活困窮の世帯に対して、食料支援を利用して市とともに訪問を実施
 - ・その他、放置自転車等の無償貸与窓口など

ひきこもり支援関係者連絡会メンバー



- ＜メリット＞
- ・相談対応を学ぶことができる
 - ・介入に苦慮しているひきこもり者を他機関で評価、支援することが可能となった
 - ・事例検討により実務者による方針決定を可能とした
 - ・各機関の機能や特徴を理解し、顔の見えるネットワークが実現
 - ・支援段階に応じた多様な長期間にわたる支援をこのネットワークで対応
- ＜令和3年・令和4年度実施内容＞
- ・講演会、研修会（当事者）
 - ・子ども、若者支援に関する講演、包括の連携事例の紹介など

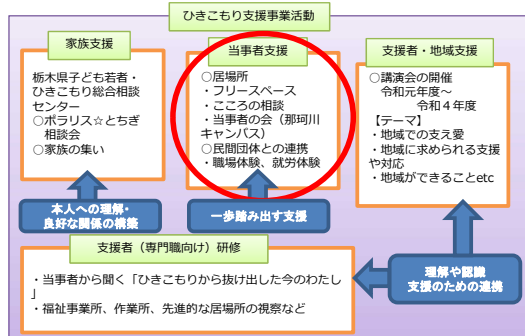
厚生労働省にて作成

- 高齢化率が40%を超え深刻な問題となっており、様々な事情を抱えている家庭もあることが分かった。
- 令和元年度には、民生委員・主任児童委員、訪問看護、ケアマネ協議会にアンケートを実施し、78名のひきこもり者を確認した。
- 町が建設した高齢者生産活動施設（古民家風）が、利用団体の事務所移転、コロナ禍により休眠状態。それを活用した当事者の居場所を検討し開設した。
- 栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センターの支援のもと、試行錯誤しながら町独自の居場所づくりを実施している。
- 子ども同士や年代を超えた世代間交流の機会となり、利用者自ら社会の一員として感じることができる居場所として機能している。
- 利用者同士で取組内容を決めることで、主体的・能動的な活動に繋がっており、自己コントロール感や自己肯定感を感じる場所となっている。

那珂川町によるひきこもり支援体制

○ 福祉相談センターや相談支援事業所、町内の各相談窓口を通して不登校やひきこもりの相談に応じていく。
 ○ ひきこもり支援活動として、家族支援・当事者支援・支援者・地域支援に取り組んでいく。
 ○ ひきこもり問題の解決に向けて情報共有に努め、各機関との連携を図っていく。

試行錯誤しながら町独自の居場所づくりが実現
 →関係機関（学校、学校教育課、福祉事業所等）との連携により実現したものの



人口：15,121人 5,951世帯
 65歳以上 6,192人
 高齢化率 40.94%
 （令和4年5月19日時点）
 面積 192.78km²
 米やイチゴ、温泉トラフグやホンモロコシの養殖も地産産業の一つ

生活保護人員 135人
 ひとり親家庭 136世帯
 身体障害者手帳所持者 787人
 療育手帳所持者 165人
 精神保健福祉手帳所持者 117人
 小・中学校不登校者 836人中13人
 ひきこもり（小・中学生除く）78人

- 1年目（令和元年度） 町内ひきこもりアンケート実施
- 2年目（令和2年度） 居場所立ち上げ検討（場所・名称等）
- 3年目（令和3年度） 居場所（のんびりカフェ）オープン！

古民家風の高齢者生産活動施設

【活動内容】
 ＊フリースペース
 週2回10時～15時
 ＊こころの相談
 月1回13時半～15時
 ＊当事者の会
 年6回13時～15時

登録人数 16人
 平均利用者数 7人(日)
 小学生～30代

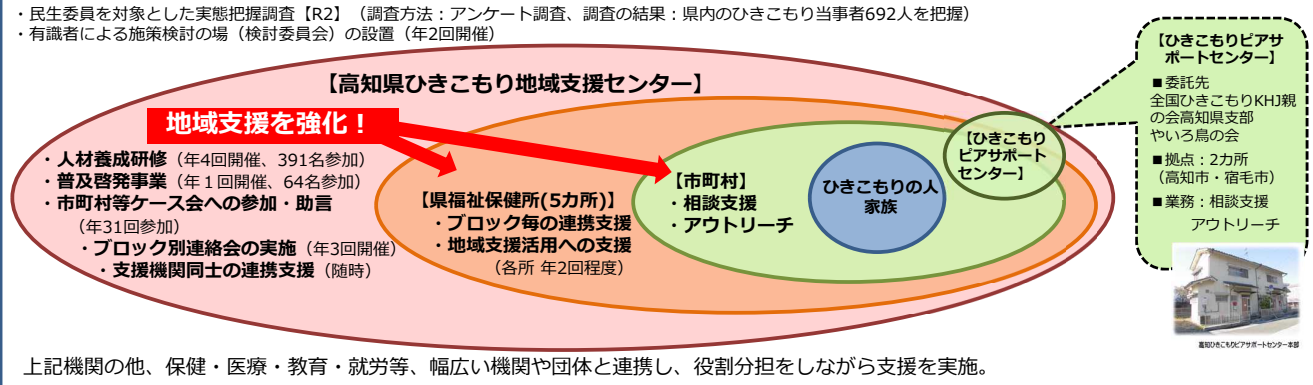
作成：厚生労働省

- ひきこもりの背景には様々な要因があることから、福祉の総括部署である地域福祉政策課で業務を担当。
- 令和3年度に県内全市町村にひきこもりの相談窓口が設置され、市町村がひきこもり支援に携わる場面が増えたことから、ひきこもり地域支援センターでは、地域支援を重点的に実施。
- 県内5カ所にある県福祉保健所にて、ブロック毎に好事例の共有や勉強会を行い、地域資源の活用や近隣自治体との連携を促進。
- 相談窓口の多様化を図りより相談しやすい環境を整えるため、令和2年度から県委託事業「ひきこもりピアサポートセンター」を開設。

【高知県地域福祉政策課】

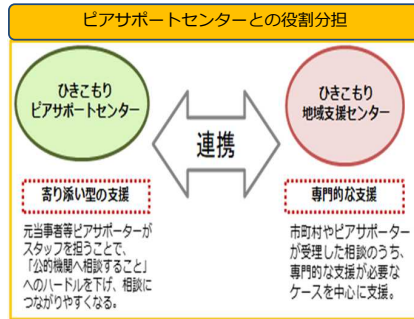
- ・民生委員を対象とした実態把握調査【R2】（調査方法：アンケート調査、調査の結果：県内のひきこもり当事者692人を把握）
- ・有識者による施策検討の場（検討委員会）の設置（年2回開催）

【高知県のひきこもり支援イメージ】 ※（ ）内はR3年度実績



上記機関の他、保健・医療・教育・就労等、幅広い機関や団体と連携し、役割分担をしながら支援を実施。

県組織	担当業務
子ども・福祉政策部 地域福祉政策課	予算確保、施策の企画、事業の委託、補助事業、関係機関調整など
ひきこもり地域支援センター	相談支援、地域支援、研修会実施など
各福祉保健所	相談支援、管内市町村の連絡会実施など



県の体制

人口・・・675,120人(男319,221人、女355,899人)
世帯・・・314,246世帯 ※令和4年11月1日現在

令和4年度 ひきこもり支援推進事業 実施自治体（生活困窮者自立支援事業補助金）

都道府県 政令市除く

黄色の網掛けは中核市

ひきこもり地域支援センター 10自治体	
岩手県	北上市
新潟県	柏崎市
富山県	富山市
愛知県	西尾市
	東海市
	豊明市
みよし市	
兵庫県	明石市
	赤穂市
岡山県	総社市

ステーション事業 82自治体			
北海道	石狩市	奈良県	奈良市
青森県	むつ市		和歌山市
宮城県	岩沼市		海南市
秋田県	大館市		橋本市
山形県	米沢市		有田市
	庄内町		御坊市
福島県	会津若松市		田辺市
	いわき市		新宮市
	白河市		紀の川市
	喜多方市		岩出市
	水戸市		紀美野町
茨城県	かずみがうら市		かつらぎ町
栃木県	小山市		広川町
群馬県	安中市		美浜町
千葉県	習志野市	和歌山県	日高町
神奈川県	鎌倉市		由良町
	大和市		伊南町
山梨県	甲府市		みなべ町
	津南町		日高川町
新潟県	射水市		白浜町
福井県	越前市		上富田町
	坂井市		那智町
	池田町		那智勝浦町
			太地町
山梨県	富士川町		古座川町
長野県	安曇野市		飯島町
静岡県	飯島町		北山村
	藤枝市		串本町
	掛川市	鳥取県	鳥取市
	松阪市		南部町
三重県	鳥羽市		松江市
	いなべ市	島根県	奥出雲町
伊賀市	伊賀市	岡山県	瀬戸内市
	宇治市		尾道市
京都府	京田辺市	広島県	東広島市
大阪府	豊中市		海田町
	枚方市		宇部市
	姫路市		山口市
兵庫県	尼崎市	山口県	萩市
	洲本市		山陽小野田市
	豊岡市	長崎県	佐世保市
	穴穂市	鹿児島県	和泊町

都道府県立上げ支援事業 (東京都のみ)	
ひきこもり地域支援センター 8自治体	文京区
	世田谷区
	豊島区
	足立区
	江戸川区
	八王子市
	武蔵野市
	調布市
ステーション事業 5自治体	千代田区
	品川区
	中野区
	国立市
大島町	
サポート事業 1	台東区

サポート事業 84自治体			
北海道	北見市	山梨県	山梨市
	稚内市		北川市
	紋別市	長野県	長野市
岩手県	霧別町		塩尻市
	洋野町	岐阜県	恵那市
秋田県	鹿角市	愛知県	刈谷市
	大仙市		孤野町
山形県	南陽市	三重県	多気町
	高島町	滋賀県	日野町
	田村市		亀岡市
	伊達市	京都府	長岡京市
福島県	矢吹町		泉大津市
	棚倉町	大阪府	富田林市
茨城県	碓町	兵庫県	西脇市
	石川町		宝塚市
	笠間市		養父市
	取手市		丹波市
	ひたちなか市		朝来市
	神栖町		福崎町
栃木県	利根町		太子町
	宇都宮市		佐用町
千葉県	真岡市	奈良県	香芝市
	佐倉市	和歌山県	有田川町
	浦安市	鳥取県	江府町
東京都	大田区		安来市
	北区		浜田市
	青梅市	島根県	津江市
神奈川県	町田市		雲南市
	横須賀市		邑南町
新潟県	藤沢市	岡山県	高梁市
	小田原市		赤磐市
	座間市		鏡野町
	新発田市	広島県	福山市
富山県	十日町市	山口県	下関市
	村上市		防府市
	佐渡市	徳島県	三好市
福井県	魚沼市		高松市
	高岡市	香川県	三豊市
石川県	小矢部市		多度津町
	朝日町	高知県	香南市
	勝山市	大分県	中津市
	金沢市	鹿児島県	出水市

ひきこもり相談窓口の明確化及び周知状況(令和3年度)

(1) ひきこもり相談窓口の明確化※1の状況

※ 調査時点 令和4年3月末
調査対象 1,741市区町村

相談窓口を明確化している自治体は、1,741自治体のうち**1,273**自治体（73.1%）

	指定都市	中核市	市・区	町・村	合計
明確化している自治体数	20 / 20 (100.0%)	60 / 62 (96.8%)	587 / 733 (80.1%)	606 / 926 (65.4%)	1,273 / 1,741 (73.1%)
《参考》 令和3年3月時点の自治体数	20 / 20 (100.0%)	51 / 60 (85.0%)	494 / 735 (67.2%)	488 / 926 (52.7%)	1,053 / 1,741 (60.5%)

・ 相談窓口を明確化していない468自治体のうち、令和4年度中に明確化を予定している自治体は164自治体。

※1 ひきこもり相談窓口の明確化とは、ひきこもりの状態にある方や家族に利用可能な相談窓口を明示できるように設定していること。

(2) 相談窓口の周知状況

相談窓口を明確化している自治体のうち、相談窓口を周知している自治体は**1,077**自治体（84.6%）

	指定都市	中核市	市・区	町・村	合計
うち、周知している自治体数	20 / 20 (100.0%)	58 / 60 (96.7%)	532 / 587 (90.6%)	467 / 606 (77.1%)	1,077 / 1,273 (84.6%)
全自治体に占める割合	(100.0%)	(93.5%)	(72.6%)	(50.4%)	(61.9%)
《参考》 令和3年3月時点の自治体数	20 / 20 (100.0%)	49 / 51 (96.1%)	420 / 494 (85.0%)	301 / 488 (61.7%)	790 / 1,053 (75.0%)

- ・ 相談窓口を明確化していて周知していない196自治体のうち、令和4年度中に周知を予定している自治体は101自治体。
- ・ 令和4年度中に相談窓口の明確化を予定している164自治体のうち、令和4年度中に周知を予定している自治体は149自治体。
(令和4年度中に周知を予定しているのは合計250自治体)

自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に係る調査結果(令和3年度)

■ 実施自治体数

※ () は各区分毎の自治体数に占める割合

※ 調査時点 令和4年3月末
調査対象 47都道府県
1,741市区町村

区分	都道府県	市区町村			合計	
		指定都市	一般市・区	町村		
自治体数	37 / 47 (78.7%)	740 / 1,741 (42.5%)	17 / 20 (85.0%)	399 / 795 (50.2%)	324 / 926 (35.0%)	777 / 1,788 (43.5%)
《参考》 令和3年3月時点の自治体数	33 / 47 (70.2%)	484 / 1,741 (27.8%)	12 / 20 (60.0%)	238 / 795 (29.9%)	234 / 926 (25.3%)	517 / 1,788 (28.9%)

調査を実施していない自治体のうち、119自治体が令和4年度中に調査を実施予定。

【留意点】

- 一部の自治体では複数の方法により調査を実施している。
- 調査対象者の定義や年齢層は、自治体によって差異がある。

※ 令和4年3月厚生労働省調べ。

※ 各自治体が概ね過去10年間に実施した調査の状況について、厚生労働省がとりまとめたもの。

市町村プラットフォームの設置状況（令和3年度）

令和3年度末時点で1,003市区町村（57.6%）が設置済

※ 調査時点 令和4年3月末
調査対象 1,741市区町村

(1) 市町村プラットフォームの設置状況

	市・区	町・村	合計
設置している自治体	499 / 815 (61.2%)	504 / 926 (54.4%)	1,003 / 1,741 (57.6%)

・ 令和3年3月時点では589自治体（33.8%）。令和4年度中に設置を予定している自治体は190自治体。

(2) 既設置の市町村プラットフォームの所管課（n=1,057）

・ 福祉関係部局が所管課となっている場合が65.9%で最も多い。

※ 複数回答（「複数部局」以外）
※ 一部所管課の記載がなかった調査票がある。

自治体数	所管課の例	自治体数	所管課の例
福祉関係部局 697 (65.9%)	福祉課、保護課、社会福祉課、福祉事務所、保健福祉課、健康福祉課、厚生課、精神保健福祉センター等	子ども関係部局 47 (4.4%)	子ども青少年課、子育て・若者支援課等
障害福祉担当課 250	障害福祉課、障がい者支援課等	教育関係部局 17 (1.6%)	生涯学習課、教育総合センター等
保健関係部局 137 (13.0%)	健康増進課、保健予防課、健康づくり課等	経済関係部局 14 (1.3%)	商工観光課、ふるさと産業振興課等
		複数部局 145 (13.7%)	福祉課+ほけん年金課、町民生活課+保健介護課+企画振興課等

(3) 既設置の市町村プラットフォームの構成団体

	構成団体																	※ 複数回答				
	ひきこもり地域支援C	自立相談支援機関	就労準備支援機関	精神保健福祉C	保健所・保健福祉C	基幹相談支援C等	発達障害者支援C	地域包括支援C	ハローワーク	サボステ	社会福祉協議会	民生・児童委員	社福・NPO法人	当事者会、家族会	医療機関	学校、教育機関	警察署	弁護士会	保護司会	企業等	商工会議所等	その他
市・区 (n=499)	109 (21.8%)	361 (72.3%)	212 (42.5%)	69 (13.8%)	286 (57.3%)	216 (43.3%)	48 (9.6%)	258 (51.7%)	234 (46.9%)	169 (33.9%)	380 (76.2%)	175 (35.1%)	177 (35.5%)	78 (15.6%)	84 (16.8%)	191 (38.3%)	58 (11.6%)	34 (6.8%)	24 (4.8%)	14 (2.8%)	26 (5.2%)	181 (36.3%)
町・村 (n=504)	57 (11.3%)	161 (31.9%)	75 (14.9%)	42 (8.3%)	241 (47.8%)	157 (31.2%)	34 (6.7%)	296 (58.7%)	113 (22.4%)	85 (16.9%)	362 (71.8%)	258 (51.2%)	138 (27.4%)	24 (4.8%)	102 (20.2%)	201 (39.9%)	79 (15.7%)	10 (2.0%)	16 (3.2%)	28 (5.6%)	17 (3.4%)	130 (25.8%)

※ その他の回答：医師会、児童相談所、司法書士会、自治会、ボランティア団体、介護事業所、老人クラブ、消費生活センター等

就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023の概要 (令和4年12月27日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定)

「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、令和4年度までの3年間の集中取組期間に続き、令和5年度からの2年間を「第二ステージ」と位置付け、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援に取り組むとした方針に基づき、就職氷河期世代の就労や社会参加を支援する施策・事業の具体的な内容を本行動計画において定め、着実な実行に取り組んでいく。

●プラットフォームを核とした新たな連携の推進

- 関係者で構成する全国プラットフォーム、都道府県・市町村プラットフォームの開催
 - ・ 毎年、全国プラットフォームにおいて取組状況をフォローアップし、施策の改善・見直しを実施
- 地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用し、先進的・積極的な支援に取り組む自治体等を後押し

●相談、教育訓練から就職、定着まで切れ目のない支援

- きめ細かな伴走支援型の就職相談・定着支援体制の確立
 - ・ ハローワークにおいて就職氷河期世代の相談等に対応する専門窓口の体制を拡充。担当者によるチーム支援を実施
- 受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立
 - ・ 教育訓練手法の構築・普及促進、リカレント教育に関する大学等の取組の支援、地域のデジタル人材の育成・確保等
- 企業への助成
 - ・ 企業への採用インセンティブのため、就職氷河期世代を雇用した場合等に助成金を支給

●個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

- アウトリーチの展開
 - ・ アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化
 - ・ 本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化
 - ・ 地域若者サポートステーションの支援の充実
- 支援の輪の拡大
 - ・ 身近な基礎自治体におけるひきこもり支援の充実
 - ・ ひきこもり支援に携わる人材の養成研修及び支援者支援
 - ・ 地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの推進
 - ・ 8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動の促進等

●その他の取組

- ・ 就職氷河期世代支援に関する積極的な広報の実施
- ・ 国家公務員・地方公務員・独立行政法人等の中途採用の促進等

4 成年後見制度の利用促進関連

任意後見制度の利用促進に向けたリーフレット等（法務省民事局作成）

- 任意後見制度の利用促進に向けた周知・広報等に関する取組について、地域連携ネットワークの関係者は、専門職団体を含めた様々な相談窓口があること、本人の判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることを含めた周知を行う。

任意後見制度とは、どのような制度ですか？

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で決めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。

任意後見契約で委任された事務は、いつから行うことができますか？

任意後見契約は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から効力が生じます。自分の判断能力が低下した場合に備えて任意後見契約を締結した本人の意向を踏まえて、任意後見人となる方は、本人の判断能力が低下した場合には、速やかに任意後見監督人の選任の申立てをすることが求められます。

1 贈与物忘れがひどくて、荷物が不要...
贈与・授受を任意後見人

2 任意後見契約は、公正証書によって契約する必要があります。
法律の専門家である公証人が、本人の真意を確認し、現実な内容の契約が結ばれるようサポートします。
任意後見監督人が選任されていない状態では、まだ委任者は任意後見契約で委任された事務を行えません。

3 お母さんに認知症の症状が出てきています...
家庭裁判所に対し、「任意後見監督人」選任の申立てをします。
※本人以外の方が申立てをする場合、任意後見監督人を選任するには本人の同意が必要です。ただし、本人が無能力を示すことができないときは必要ありません。

4 家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から任意後見契約の効力が生じ、委任者が任意後見人となり、任意後見契約で委任された事務を開始します。
任意後見監督人は、任意後見人が任意後見契約の内容どおり、適正に仕事をしているかを監視します。

5 任意後見人となる方を自分で選ぶことができます。
以下のような事務を委任することができます。
「財産管理に関する法律行為」
●本人の預貯金の管理・払戻し
●不動産等の重要な財産の処分など
「身上監護に関する事務」
●介護サービスの契約締結
●福祉関係施設への入所契約締結 など
当事者間の合意によって、法律の趣旨に反しない限り、自由に委任する事務の内容を決めることができます。
※成年後見制度には、大きく分けて、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。
法定後見制度は、家庭裁判所が多くの事案に応じて成年後見人等を選任し、その権限を基本的に法律で定められているなどの点で、任意後見制度と違いがあります。

これから任意後見契約を結ばれる方
●全国の公証役場
<https://www.koshonin.gr.jp/list>
●全国の家庭裁判所
任意後見制度について
●法務省民事局参事官室
TEL: 03-3580-4111(代表)

成年後見制度・成年後見登記制度について
<https://www.moj.go.jp/minji/minji95.html>

任意後見制度を知っていますか？
法務省民事局

※法務省ホームページより、掲載のリーフレット等がダウンロードできます。
自治体ホームページへ下記URLをリンクする等により、「任意後見制度の周知・広報」の取り組みを進めてください。

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>

都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

(生活困窮者就労準備支援事業等補助金：「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」)

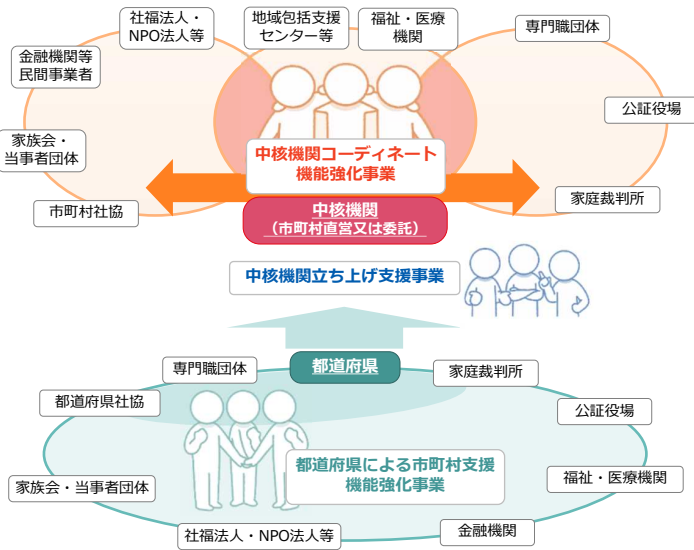
令和5年度当初予算案 4.0億円(3.2億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期基本計画のKPI達成に向け、人口規模が小さく、社会資源等が乏しいことから、中核機関の整備状況が十分でない町村部を含めた市町村の体制整備を後押しするため、都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるとともに、市町村が専門職アドバイザーなどから助言等が得られる体制づくりの拡充を図る。
- 市町村においては、中核機関の整備を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、広域的な連携の推進を含め中核機関のコーディネート機能の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

●事業の実施・関係性のイメージ



○中核機関コーディネート機能強化事業 【実施主体：市町村(委託可)】

- 中核機関における情報収集・相談対応に関する調整機能強化、法的課題解決後の市民後見人への交代等を想定した方針検討等を行う受任者調整、市町村間や近隣中核機関間の連携を図る取組を行う市町村に補助を行う。

<基準額> 1,000千円/取組 (1市町村あたり最大3,000千円)

【加算】①調整体制の強化、②受任者調整の仕組み化、③広域連携の実施

<補助率> 1/2

○中核機関立ち上げ支援事業 【実施主体：市町村(委託可)】

- 市町村での中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等について補助を行う。

<基準額> 600千円

<補助率> 1/2

○都道府県による市町村支援機能強化事業 【実施主体：都道府県(委託可)】

- 抱い手育成方針の検討など司法専門職や家裁等との定例的な協議と、市町村職員向け研修を実施する都道府県に補助を行う。また、相談窓口を設置し、各アドバイザーの派遣等を行う場合は加算する。

<基準額> 1,000千円/必須取組
4,000千円/加算取組 (1都道府県あたり最大10,000千円)

【必須】①司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施

②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施

【加算】①体制整備アドバイザーの配置・派遣

②相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等

<補助率> 1/2

地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

(生活困窮者就労準備支援事業等補助金：「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」)

令和5年度当初予算案 1.1億円(94百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 今後、団塊の世代が後期高齢者となり認知症高齢者が増加するなど、権利擁護支援ニーズが更に多様化及び増大する見込みである。これに対応するためには、中核機関による支援のみならず、福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- そのため、具体的には、第二期計画の考え方とKPIを踏まえ、都道府県による意思決定支援研修等の取組を拡充するとともに、都道府県等で成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化に新たに取り組む。併せて、オンラインを活用した効果的な支援の実施を進める。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○都道府県による意思決定支援研修等推進事業 【実施主体：都道府県・市町村(委託可)】

- 都道府県等において、厚生労働省作成の「意思決定支援研修」のカリキュラムや教材、厚生労働省が養成した講師等を活用し、親族後見人・市民後見人等や市町村・中核機関の職員等を対象にした研修を実施する。
- その他、市町村等の実情に応じて、地域の互助・福祉・司法の関係者を対象に、権利擁護支援の強化を図る研修に取り組む。

<基準額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円
②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円
<補助率> 1/2

厚生労働省

カリキュラム、教材等の提供
養成した講師の紹介

都道府県等

委託や講師依頼

意思決定支援
研修の実施

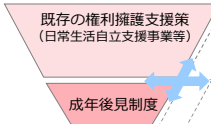


○成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業 【実施主体：都道府県・指定都市(委託可)】

- 日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携を強化して、本人の状況に応じた効果的な支援を進める取組に対して補助を行う。

<基準額> 5,000千円
<補助率> 1/2

成年後見制度や権利擁護支援策等の
連携強化による効果的な支援



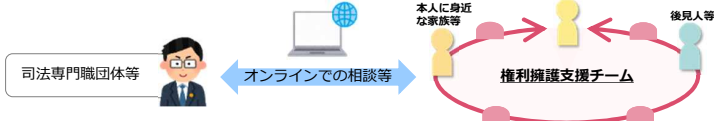
関係連携
生活保護
連署制度
と

- <補助対象となる取組>
 - 成年後見制度と関連諸制度間の移行の調整を行う連携コーディネーターの派遣
 - 市区町村長申立所管部署や生活保護制度所管部署等との事例検討やケース会議への関与
 - 法律専門職等の関係団体や医療機関の関与による支援プラン等の外部点検
 - その他、成年後見制度と関連事業、関連諸制度間の連携強化のために必要と認められる取組

○互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業 【実施主体：都道府県・市町村(委託可)】

- 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援を受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインの活用を図る。

<基準額> 300千円
<補助率> 1/2



「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施自治体の拡大

令和4年度予算額 38百万円 → 令和5年度予算案 98百万円

- 総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、令和4年度から予算事業として実地している「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を通じて、実践事例の把握や分析・検討を進めている。
- **初年度である令和4年度は10自治体**が実施。**令和5年度は実施自治体数を35自治体に拡大**し、総合的な権利擁護支援策の構築に向けた各種取組の効果や取組の拡大に向けて解消すべき課題の検証等を進める。

事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 持続可能な権利擁護支援モデル事業

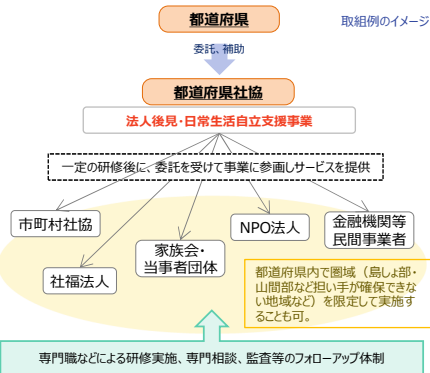
【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

<基準額> 1自治体あたり 5,000千円
<補助率> 3/4

① 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

権利擁護支援の担い手が不足している地域において、法人後見や日常生活自立支援事業の取組に民間企業など福祉関係以外の事業者等も含めた新たな主体の参画を促すことにより、地域における権利擁護支援の担い手の確保、育成の増進を目指す取組。



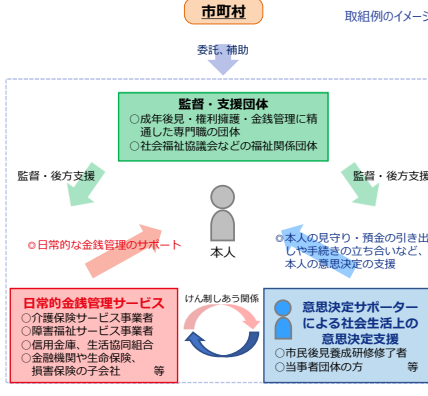
【実施自治体】

静岡県、取手市

② 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

市町村の関与の下で意思決定サポーターによる意思決定支援によって、利益相反など本人に不利益が生じないように留意しながら、日常的な金銭管理など適切な生活支援等のサービスを行う方策を検討する取組。

意思決定の場面において、権利侵害等を発見した場合に司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討

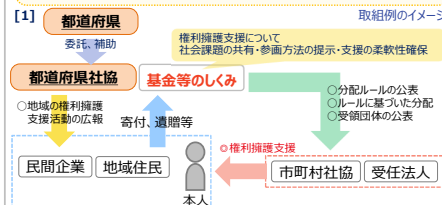


【実施自治体】

長野市、豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町、古賀市、京極町

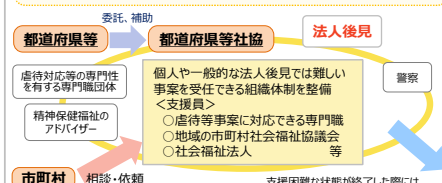
③ [1] 寄付等の活用や、[2] 虐待事件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する取組

民間企業や地域住民から資金を調達することにより、公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援の課題への柔軟な対応を可能とする取組



【実施自治体】長野県

[2] 虐待等の個人や一般的な法人後見では対応が難しい支援困難事案について、都道府県が支援する法人が組織体制を整えて法人後見を行う取組。



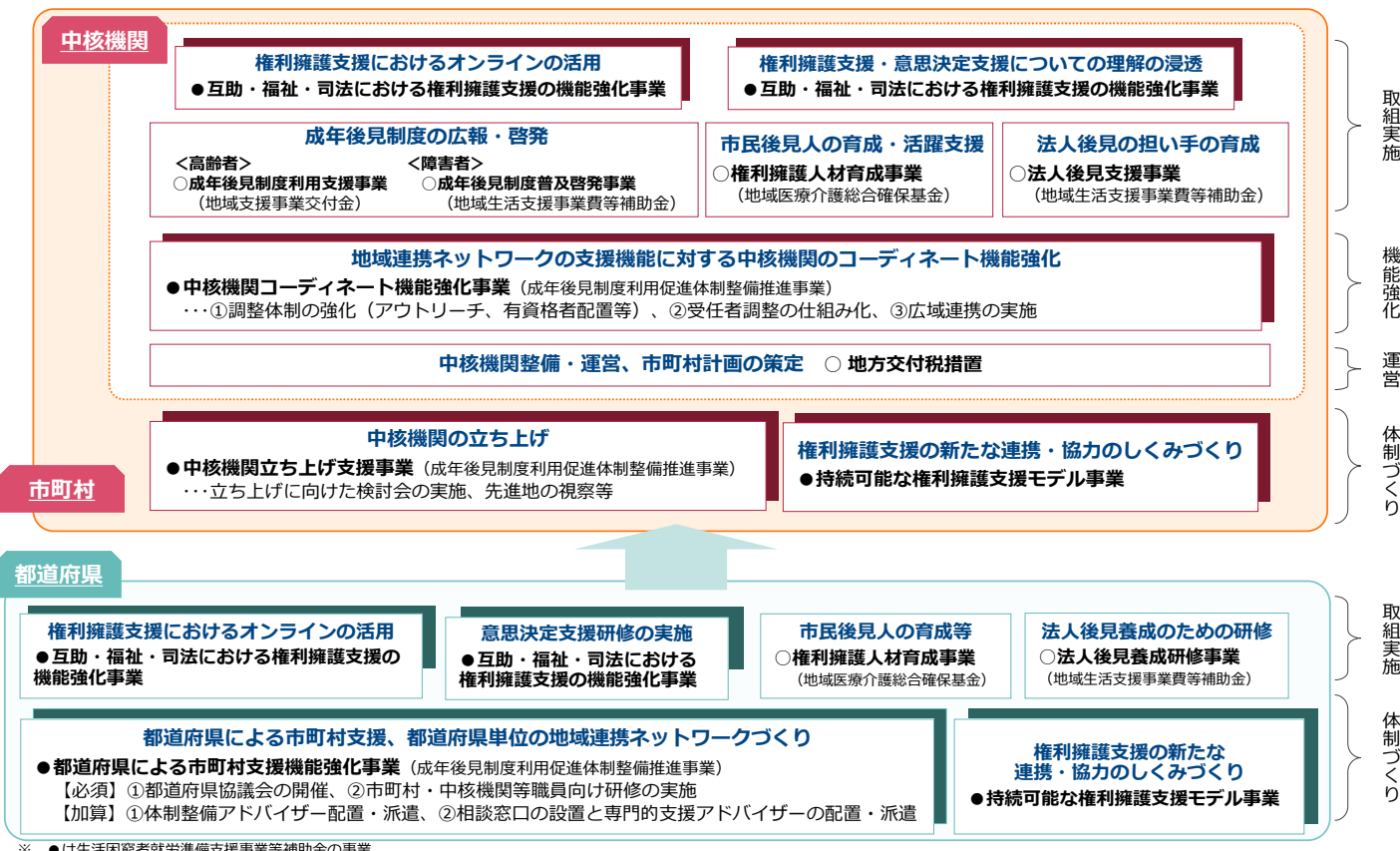
【実施自治体】-

成年後見制度利用促進関係予算（令和5年度当初予算案）

		社会・援護局	老健局	障害保健福祉部
市町村計画の策定		○市町村計画策定費の地方交付税措置	-	-
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進		○市町村における中核機関整備・運営費の地方交付税措置 ●成年後見制度利用促進体制整備推進事業（4.0億円） ・都道府県による市町村支援機能強化、中核機関のコーディネート機能強化等 ○成年後見制度利用促進体制整備研修（0.6億円） ○任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化事業（1.2億円）	-	-
意思決定支援等の充実と新たな権利擁護支援策構築に向けた取組実施		●互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業（1.1億円） ・都道府県による意思決定支援研修等、成年後見制度と既存の権利擁護支援策等との連携強化など ●持続可能な権利擁護支援モデル事業（1.0億円） ●成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策現状調査等事業（0.2億円）	-	-
担い手の確保・育成	市民後見人の育成（養成研修等）	-	○権利擁護人材育成事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数）	-
	法人後見の支援（研修、専門職との連携体制整備等）	-	-	●法人後見支援事業・法人後見養成研修事業（地域生活支援事業費等補助金507億円の内数）
成年後見制度利用（申立費用、後見等報酬）の助成		-	○成年後見制度利用支援事業（高齢者）（地域支援事業交付金1,933億円の内数）	○成年後見制度利用支援事業（障害者）（地域生活支援事業費等補助金507億円の内数）
成年後見制度の広報・啓発		-	-	○成年後見制度普及啓発事業（障害者）（地域生活支援事業費等補助金507億円の内数）

※ ●は、新規若しくは一部新規、又は拡充。

中核機関の整備や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用できる財源のイメージ（令和5年度当初予算案）



日常生活自立支援事業に関する第二期成年後見制度利用促進基本計画の記載

○令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、「総合的な権利擁護支援策の充実」の一翼として、日常生活自立支援事業と成年後見制度等との連携の推進と実施体制の強化が盛り込まれている。

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実 (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

① 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

・ 日常生活自立支援事業は、専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている。

課題

一方、地域によって同事業の待機者が生じていること、利用者数にばらつきがあることや同事業からの成年後見制度への移行に課題があることも指摘されている。

課題への対応

・ 国は、地域の関係者が個別事案において本人の尊厳保持のために適切な支援の組合せを検討することができるよう、日常生活自立支援事業等関連諸制度における役割分担の検討方法について各地域に周知する。また、国は、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に日常生活自立支援事業等から成年後見制度へ移行できるよう、市町村の関係部署や関係機関・関係団体との間で個別事案における対応方針の検討等を行う取組を進めるなど、同事業の実施体制の強化を行う。さらに、上記の指摘を踏まえ、生活困窮者自立支援制度等との連携も考慮しつつ、日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討し、その結果を幅広く周知するなど、地域を問わず一定の水準で同事業を利用できる体制を目指す。

・ 家庭裁判所においても、日常生活自立支援事業を含む権利擁護支援に対する理解が進むことが期待される。そのため、最高裁判所においては、家庭裁判所の職員に権利擁護支援の理念が浸透するよう、研修を実施するなど、必要な対応を図ることが期待される。

第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づく実施体制の強化等 ①

日常生活自立支援事業と関連諸制度との役割分担の検討方法の周知

○ 国は、地域の関係者が個別事案において本人の尊厳保持のために適切な支援の組合せを検討することができるよう、日常生活自立支援事業等関連諸制度における役割分担の検討方法について各地域に周知する。

日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業

▶ 令和2年度社会福祉推進事業（『日常生活自立支援事業等関連諸制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業』）において策定した役割分担チェックシート及びその活用の留意点等を周知。



状態（本人に生じた課題）	検討ポイント	該当しうる対応手段 （一つだけではなく、複数を選択することがありうる） 地域によって、サービス提供されているかどうか、確認
法的保護が必要 <input type="checkbox"/> 親族や知人等に預貯金等、財産等を搾取されている <input type="checkbox"/> 消費者被害にたびたび遭っている <input type="checkbox"/> ヤミ金融・消費者ローン・株等を自分の意思ではなく、言われるままに契約してしまう	★通報は義務 虐待、搾取については、本人の表面的な意思表示のよりも事実確認、緊急性の判断を優先させる必要があります。すぐに虐待通報が必要です。 ★緊急対応を優先 消費者被害や本人にとって不利な契約は、早めに対応することで被害が回復できることがあります。消費生活センターや法テラス等、専門相談を優先します。 ★孤立感への支援 孤立感から、消費者被害や言われるままに不利な契約をしてしまうことがあるため、適切な居場所づくり、社会参加が再発防止につながる場合があります。	<input type="checkbox"/> 障害者・高齢者虐待の通報、事実確認への協力 <input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業による支援 <input type="checkbox"/> 成年後見制度（法定後見）による支援 <input type="checkbox"/> 消費生活センターへの専門相談 <input type="checkbox"/> 法テラスへの相談 <input type="checkbox"/> 消費生活センターへの専門相談

日常生活自立支援事業関連諸制度との役割分担チェックシートについて

- 左側の「本人の状態」にチェックがつけられた場合、真ん中の「検討ポイント」について考えてから、右側の「該当しうる手段」を検討していく、という使い方。地域によって、対応できる手段が違っていることが想定されるため、協議会等でチェックシートの様式について検討してから使用することを想定して作成。
- 役割分担の整理をする際には、いろいろな事例を用いて、チェックをどうつけるのか・どういう点に迷うのかなどを、関連諸制度の担当者が話し合っていくことが大切である。
- 細かい場合分けの基準をつくるよりも、定期的に担当者がシートを用いて本人と話し合いをしていくことで、共通認識が形成される。
- 本来は使いたかったサービスや制度が使えないといった「目詰まり」が起きている場合や、どこにもつなぎ先がない事案がある場合について、「どのような社会資源が必要なのか」を話し合っていくことで、新たな社会資源のあり方を話し合っていくことにもつながっていく。

第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づく実施体制の強化等 ②

成年後見制度への移行等を可能にする日常生活自立支援事業の実施体制の強化

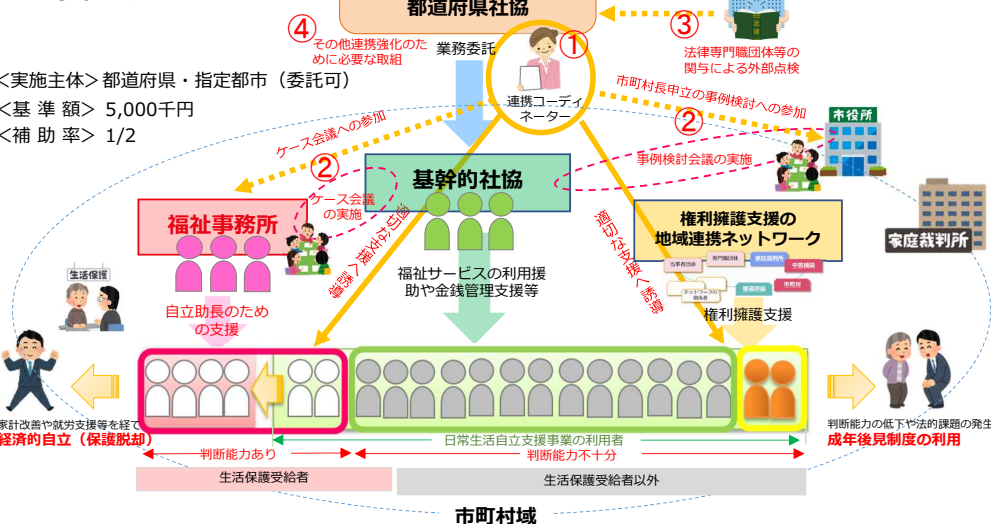
○ 国は、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に日常生活自立支援事業等から成年後見制度へ移行できるよう、市町村の関係部署や関係機関・関係団体との間で個別事案における対応方針の検討等を行う取組を進めるなど、同事業の実施体制の強化を行う。

成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

▶ 令和5年度予算案に計上した「成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業」により、本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるようにする観点から、日常生活自立支援事業と成年後見制度、生活困窮者自立支援制度その他の関連諸制度間の連携強化を行う取組を推進。

日常生活自立支援事業など関連事業の利用者の判断能力が低下または回復したり、相続や不動産の処分など重大な法律行為が必要になった場合等に、成年後見制度や生活困窮者自立支援制度その他の関連諸制度への移行を支援し、本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるようにするため、以下の①から④に掲げる成年後見制度と関連事業、関連諸制度間の連携を強化するための取組を実施する。

事業のイメージ



具体的な取組内容

- 成年後見制度と関連事業、関連諸制度間の移行の調整を行う連携コーディネーターの配置
- 市区町村長申立所管部署や生活困窮者自立支援制度、生活保護制度の所管部署との事例検討やケース会議への参加・関与
- 法律専門職等の関係団体や医療機関の関与による支援プラン等の外部点検
- その他、成年後見制度と関連事業、関連諸制度間の連携を強化するために必要と認められる取組

互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業：令和4年度予算額 94百万円の内数 → 令和5年度予算案 1.1億円の内数

生活困窮者自立支援制度等との連携も考慮しつつ、**日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討し、その結果を幅広く周知**するなど、地域を問わず一定の水準で同事業を利用できる体制を目指す。

権利擁護支援の充実のための日常生活自立支援事業の在り方に関する調査研究事業

➡ 現在、令和4年度社会福祉推進事業において、① **他法他施策との関連での日常生活自立支援事業に関する役割の整理及び地域連携ネットワークにおける必要な体制強化**、② **日常生活自立支援事業の効果的・効率的な実施方策の検討**に関する調査研究を実施。その成果物（手引きや記録様式等）について、都道府県社協や市町村社協等へ周知する予定。

権利擁護支援の充実のための日常生活自立支援事業の在り方に関する調査研究事業の成果物（案）

成果物(案)

- ・「日常生活自立支援事業実施の手引き」、「概要」、「記録様式」の整理・見直し・補強

成果物作成にあたっての着眼点

①他法他施策との関連での同事業に関する役割の整理及び地域連携ネットワークにおける必要な体制強化に向けて

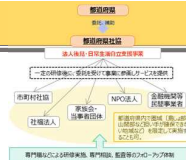
- ・ **地域を問わず一定の水準で同事業を利用できる体制や仕組み等の構築・強化**：権利擁護支援を必要とする人の増加及び担い手不足を見据え、他の関連諸制度との連携が促進されるようなアセスメント・計画・評価を重視する事業フロー（PDCA）、仕組み等を検討する（「日常的金銭管理」、「意思決定支援」、「地域社会への参加」等の重視）。

②日常生活自立支援事業の効果的・効率的な実施方策の検討に向けて

- ・ **業務負担軽減策の検討**：市町村社協、都道府県社協が直面している業務負担の軽減に向けた検討を行う（様式、システム、紙での保管、都道府県社協や全社協への報告項目の不統一等）。

持続可能な権利擁護支援モデル事業の推進

➡ 令和4年度から予算事業として実施している「持続可能な権利擁護支援モデル事業」では、権利擁護支援の担い手が不足している地域において、**日常生活自立支援事業の取組に民間企業など福祉関係以外の事業者等も含めた新たな主体の参画を促す取組を実施**。当該取組の実践を通じて、離島や山間部等でも、都市部と同水準で同事業を利用できる体制の構築を目指す。



過去に発生した不祥事の例(日常生活自立支援事業)



社会福祉法人 全国社会福祉協議会作成資料

・通帳と印鑑を社協から持ち出し、本人に無断で不正な払戻しを行っていた。

- ✓ 通帳と印鑑を持ち出す際の複数確認が形骸化していた。
- ✓ 担当の生活支援員を置かず、専門員が直接支援していた。
- ✓ 援助実績(記録)が無い利用者の通帳についてチェックされていなかった。

・利用者本人に渡すべき日常生活費の一部を着服した。

- ✓ 受領書に本人のサインが無かった。サインが無いことを上司が確認していなかった。

・現金で預かっていた本事業の利用料を着服した。

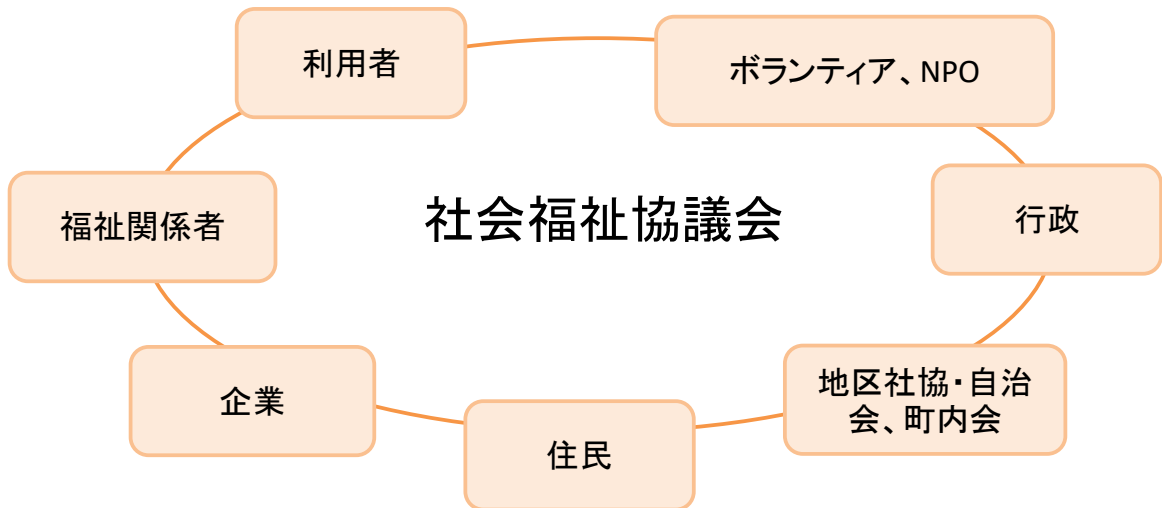
- ✓ 利用料の請求・徴収管理が適切に行われていなかった。援助実績と突合していなかった。

・現金で払い戻したグループホーム利用料を紛失し、その穴埋めのために再度通帳から引き出して支払いにあてた。

- ✓ 上司のチェックを受けずに通帳と印鑑を持ち出していた。
- ✓ 援助実施票による援助状況の確認が組織的に行われていなかった。

・架空の名目で繰り返し現金を払い戻して着服した。

- ✓ 請求書や領収書、受領書の確認、通帳残高との照合が十分なされていなかった。
- ✓ 1回ごとの援助記録のチェックのみだったため繰り返し不自然な払戻しがあることを見逃した。



社会福祉協議会への信頼感の崩壊

多くの住民や関係者、行政との連携によって成り立つ社協の事業・活動の存続の危機

社協組織(職員)へのダメージも甚大(業務量・ストレス増加、モチベーション低下等)

「日常生活自立支援事業における不正防止のポイント」

◆検討の経緯

- ・毎年のように本事業に関する不祥事が発生。
- ・複数年にわたって不正が見逃されていたケースも含まれている。

令和2年6月 全社協地域福祉推進委員会 今後の権利擁護体制あり方検討委員会

- ・会計業務全体について「10のチェックポイント」による**全国一斉点検を実施**。
- ⇒結果をもとに都道府県・指定都市社協による個別の指導や支援。
- ・過去の不祥事の発生要因
- ⇒記録やチェックに関するルールが守られず、内部けん制が働かない状態の中で不正行為が発生している。

専門員だけではなく、実施社協の事務局長や管理者に不正防止の重要性や取り組みのポイントを理解していただくことが重要

市区町村によって取り組みの差が大きい。

専門員の業務負担が大きい。件数多くてチェックが追い付かない。

チェックポイントの意味や必要性が十分理解されているか？

(適切でない)ローカルルールが見受けられる。

各社協における業務管理の現状や課題、過去に発生した不祥事の要因等について検討し、改めて不正防止のポイントを整理

不正防止の基本

日々の支援内容や通帳・印鑑、現金の取り扱い、書類等の保管状況等について、
必ず複数の人がチェックする

担当以外の人には事業のことや利用者について全然わかっていなかった・・・

長く担当してきた専門員に任せきりだった・・・

過去の不祥事に
共通した特徴

適正手続きの
明確化

複数チェック

記録の徹底

内部けん制とは
一つの業務に複数の人を関与させることによって、
相互に行為をチェックさせる仕組み

不適正事案が発生した場合の対応

市町村社協等が不適正事案を把握した場合には、速やかに都道府県・指定都市社協に報告。都道府県・指定都市社協から都道府県・指定都市行政に第1報を入れるとともに全社協に対しても情報提供。

事実調査

- ・徹底した事実調査が対応のスタート
- ・都道府県・指定都市社協は実施主体として事実調査を主導する。
- ・見えている被害だけではなく、「他にも同様のことがないか」を調査する。

原因究明

- ・表面的な原因だけを見て個人の問題に帰するのではなく、組織の構造的な問題まで掘り下げて原因を究明する。

再発防止策

- ・根本的な原因を踏まえた再発防止策を講じる。
- ・効果とともに実効性に留意する。
- ・策定して終わりではなく、実際に機能させ、評価して見直すことが必要。

情報開示、説明

- ・把握した段階から適時・適切に情報開示する。
- ・問題を小さく見せようとしたり、公表を遅らせること自体が批判の対象となり不信感を招く。

令和4年8月8日 厚生労働省成年後見制度利用促進室事務連絡

1 基本的な考え方

日常生活自立支援事業に係る不適正疑い事案の第一報は、早期の情報共有により、厚生労働省、都道府県・指定都市（以下、「都道府県等」という。）、都道府県・指定都市社会福祉協議会（以下、「都道府県等社協」という。）及び市町村社会福祉協議会などの事業の一部受託者（以下、「市町村社協等」という。）が、それぞれの役割分担の下で適切な対応を行うために実施するものである。

2 第一報に関する各主体の対応

(1) 市町村社協等

利用者の金銭等の管理について、不適正な処理等の疑いがある事案（事故や故意・過失、事件性などを問わない）が発覚した際は、報告様式の「1」の内容を参考に、事案の状況について速やかに確認する。その結果、不適正な処理等の疑いが解消されない場合（対象となる利用者数、使途不明金等の概算額及び不適正処理等に関与した可能性のある職員などが把握できていない場合も含む）は、都道府県等社協に対して直ちに電話等で連絡するとともに、報告様式の「1」を記入し、都道府県等社協に対して速やかに報告する。

詳細が把握できていなくても構わないので、まずは「**第一報**」をお願いします！

(2) 都道府県等社協

市町村社協等から、上記(1)について報告があった場合は、現地調査を含めた初期調査を行う。調査の結果、使途不明金の判明など、不適正な処理等の疑いが解消されない場合（対象となる利用者数、使途不明金等の概算額及び不適正処理等に関与した可能性のある職員などが把握できていない場合も含む）は、都道府県等社協に対して直ちに電話等で連絡するとともに、報告様式の「2」を追記し市町村社協等が記入した「1」と併せて、都道府県等社協に対して速やかに報告する。

なお、同報告の後、必要に応じて第三者の法律職などを加えて、事実関係等を詳細に把握するための調査や、再発防止対策の検討を行う。

(3) 都道府県等

都道府県等社協から、上記(2)について報告があった場合は、その写し若しくは電子データを、原則受領日の翌日までに、厚生労働省成年後見制度利用促進室宛に送達する。併せて、都道府県等社協に対し、追加調査の実施など事案の対処や、今後講ずるべき再発防止対策について助言等を行う。

(4) 厚生労働省

必要に応じて、全国社会福祉協議会と連携・協力の下、事案の対処についての助言等を行う。

5 地域福祉の推進等関連

民生委員・児童委員制度の概要

- 根拠法 民生委員法（児童福祉法第16条により児童委員を兼務）
- 現員数 225,356人（令和4年12月1日現在）
- 委嘱 厚生労働大臣 任期は3年（次期改選日：令和7年12月1日）
- 指揮監督 都道府県知事（特別職の地方公務員とされている） ※守秘義務あり（民生委員法第15条）
- 報酬 無報酬（活動費として1人当たり年間60,200円を地方交付税措置）

○民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号） 抄

第1条

民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

第10条

民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、三年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

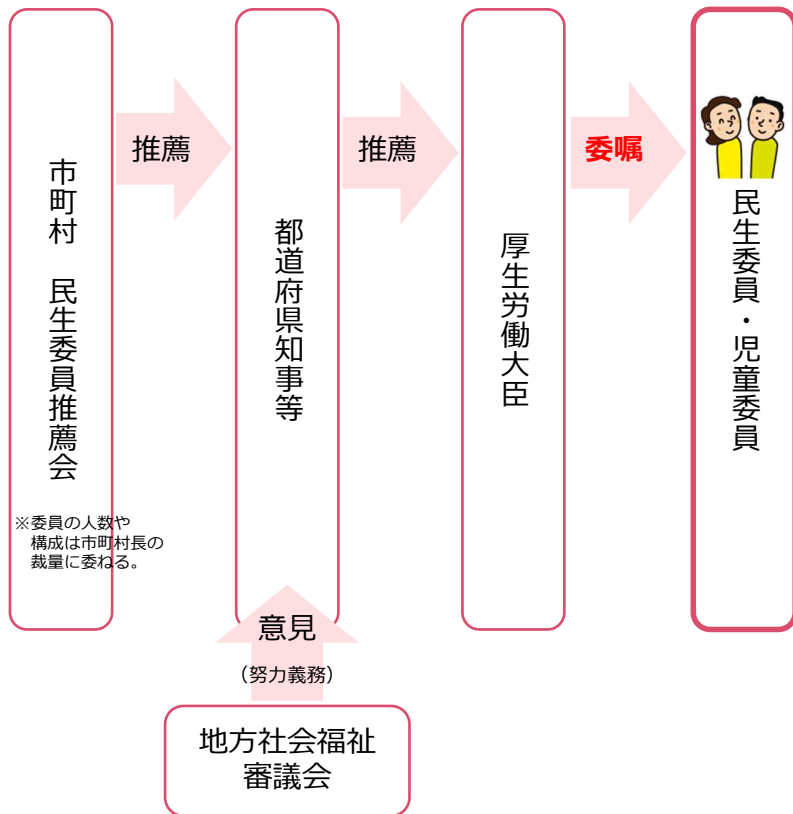
第14条

民生委員の職務は、次のとおりとする。

- ① 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- ② 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- ③ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- ④ 社会福祉を目的とする事業を営む者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- ⑤ 社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。

2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

民生委員・児童委員の委嘱手続き及び定数について



○定数について

- ・民生委員・児童委員の定数は、都道府県等が、下表の基準を参酌して定める。
- ・市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数設定を行う。

区分	配置基準 (参酌基準)
東京都区部、指定都市	220～440世帯に1人
中核市、人口10万人以上の市	170～360世帯に1人
人口10万人未満の市	120～280世帯に1人
町村	70～200世帯に1人

民生委員・児童委員制度に関する国の財政支援策

活動費の助成（地方交付税措置）

令和5年度予算案

- 民生委員・児童委員には報酬は支払われていないが、日々の活動に必要な交通費や電話代等の実費弁償としての活動費が支給されている。
 - ・ 民生委員・児童委員活動費 1人あたり年額60,200円
- 地区単位の協議会に対しても、活動費が支給されている。
 - ・ 地区民生委員協議会活動推進費 1か所当たり年額250,000円

民生委員・児童委員研修事業

令和5年度予算案：545億円の内数

- 民生委員・児童委員が相談援助活動等を行う上で必要不可欠な知識及び技術を修得できるよう、都道府県等が行う民生委員への研修費用について補助。

民生委員・児童委員制度の普及啓発

令和5年度予算案：12.6百万円

- 広く国民に民生委員・児童委員の活動を理解してもらえよう、制度の広報活動を強化。

民生委員・児童委員保険制度

令和5年度予算案：87.4百万円

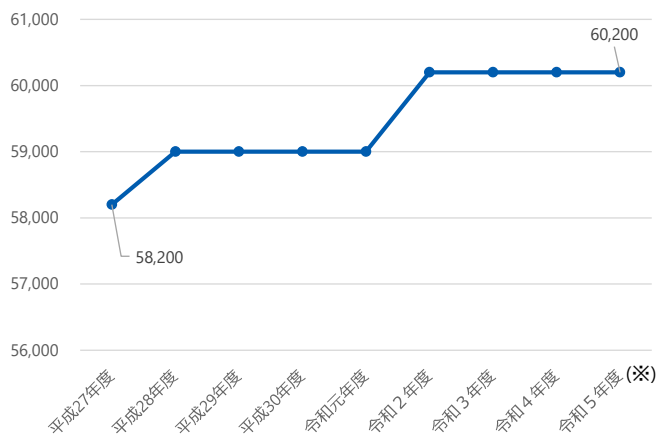
- 民生委員・児童委員が安心して活動できるよう、活動中の事故等による損害を補償する保険制度を整えている。

民生委員活動費への地方交付税措置額の推移

○ 民生委員 1 人当たりの活動費、地区協議会 1 か所当たりの活動推進費ともに**増加傾向**

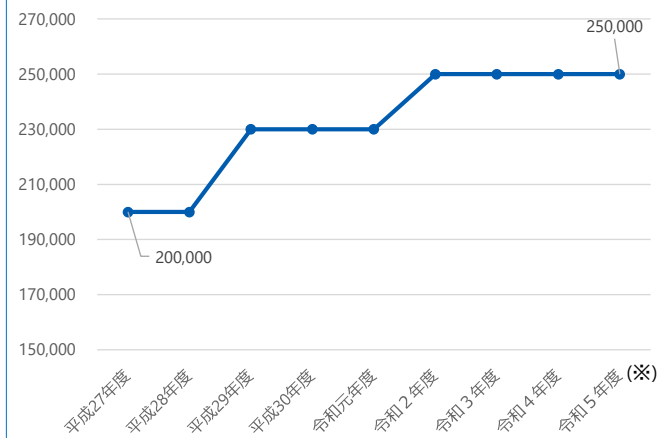
- ・ 活動費 58,200円（平成27年度） ⇒ 60,200円（令和 5 年度予算案）
- ・ 活動推進費 200,000円（平成27年度） ⇒ 250,000円（令和 5 年度予算案）

民生委員・児童委員活動費



※令和5年度は予算案

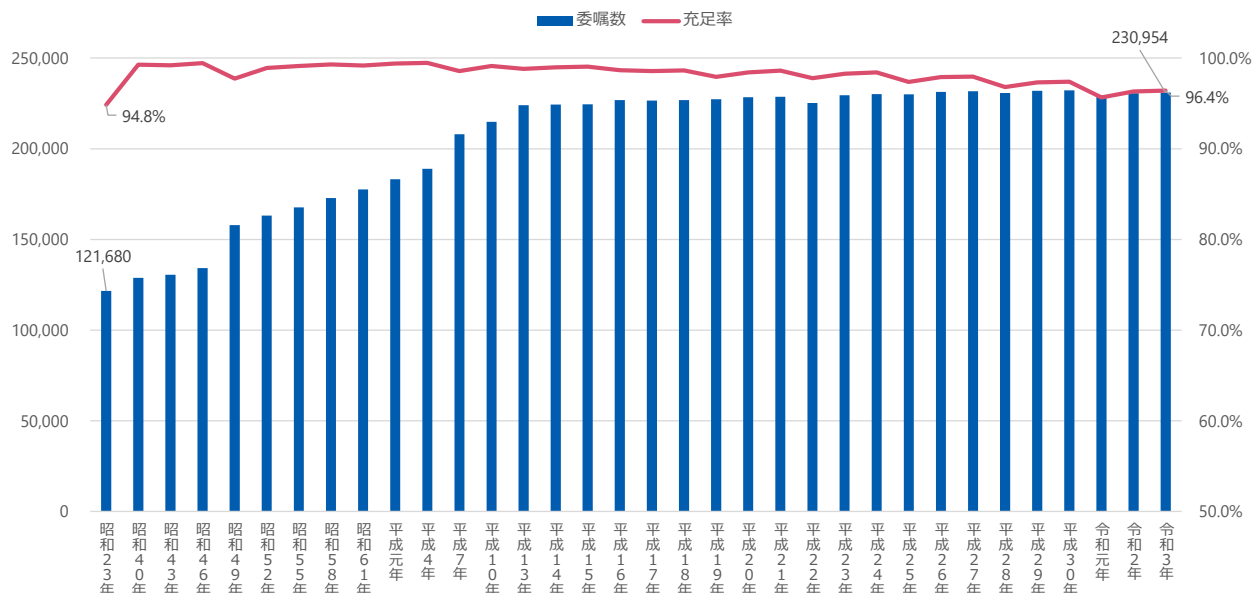
地区民生委員協議会活動推進費



※令和5年度は予算案

民生委員・児童委員の委嘱数と充足率の推移（毎年度末の実績）

- 委嘱数は長期的に増加。平成13年以降の20年間は横ばいで約23万人となっている。
- 充足率（定数に対する委嘱数）は90%台後半を推移。近年は減少傾向がみられる。

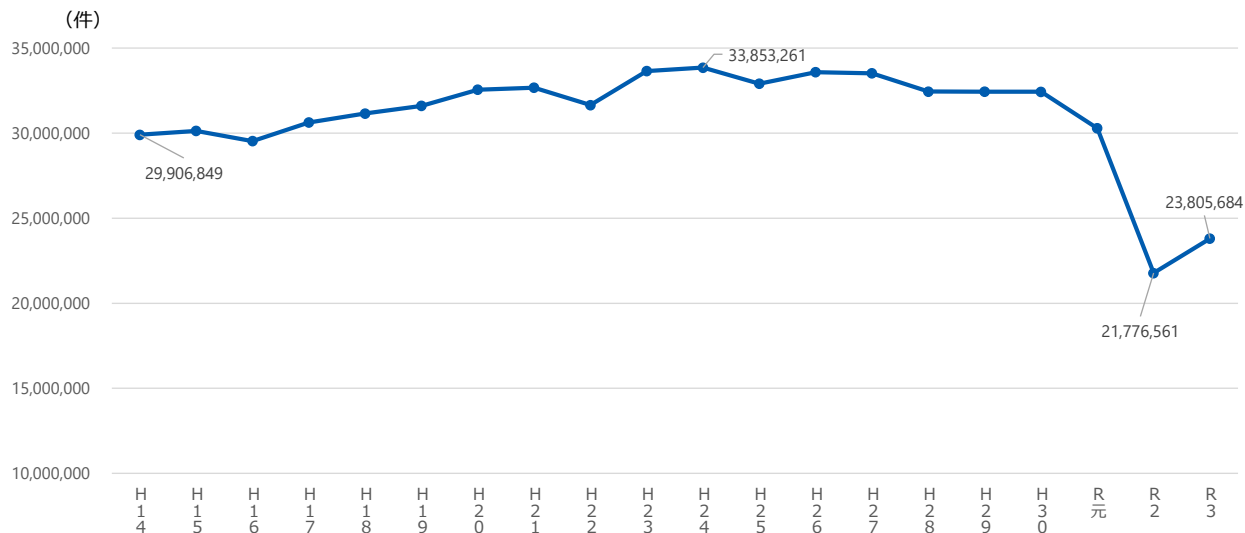


注1) 「福祉行政報告例」による各年度末現在の人数。ただし、昭和23年度は4月1日の人数としている。

注2) 平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部又は全部が未集計。

民生委員・児童委員の活動状況の推移（活動件数総数）

- 過去20年間の活動件数の総数は、3,000～3,300万件程度を推移。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和元年、令和2年は全体的に活動件数が下がっているものの、令和3年の活動件数は上昇に転じている。

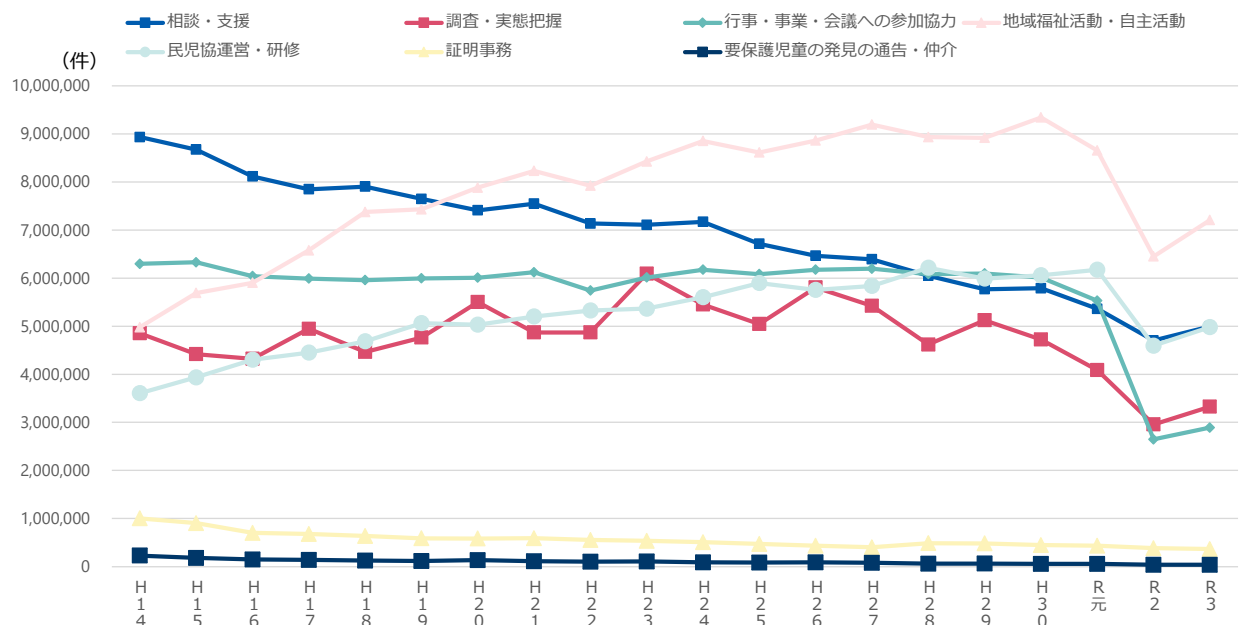


注1) 「福祉行政報告例」による各年度末現在の件数。

注2) 平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部又は全部が未集計。

民生委員・児童委員の活動状況の推移（活動内容別）

- 活動内容として、かつては「相談・支援」の件数が高かったが、平成20年頃から、「地域福祉活動・自主活動」の件数が一番高くなっている。

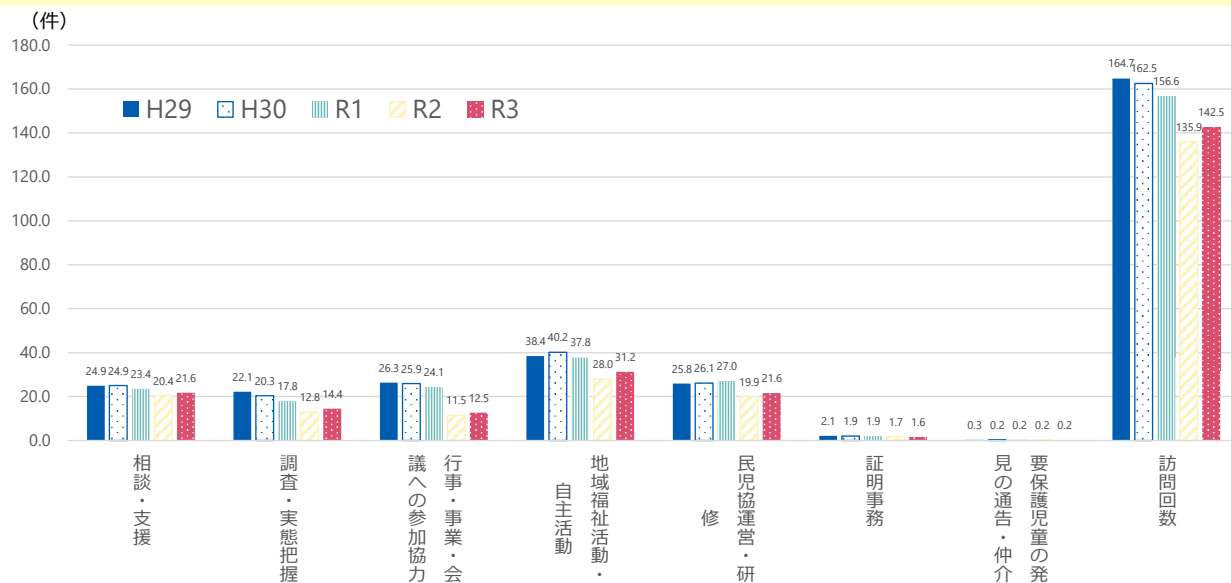


注1) 「福祉行政報告例」による各年度末現在の件数。

注2) 平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部又は全部が未集計。

年間 1 人当たり民生委員・児童委員の活動件数（活動内容別）

- 過去 5 年間に於いて、「訪問回数」は年間 1 人当たり約 143 件～168 件であり、活動内容として一番多くなっている。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和元年、令和 2 年は全体的に活動件数が下がっているものの、令和 3 年の活動件数は上昇に転じている。



注 1) 「福祉行政報告例」による各年度末現在の件数。

注 2) 平成 22 年度の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部又は全部が未集計。

こども家庭庁設置に伴う民生委員・児童委員制度の関係整理について

○児童委員・主任児童委員制度はこども家庭庁に移管。民生委員制度は引き続き厚生労働省が所管。

- ・ こども家庭庁の創設により、民生委員は厚生労働省、児童委員はこども家庭庁が所管することとなるが、地域で御活躍いただいている民生委員・児童委員の業務や役割に変更が生じるものではない。

○民生委員・児童委員の委嘱、主任児童委員の指名は、引き続き厚生労働大臣が行う。(法律改正なし)

- ・ こども家庭庁の創設後も、民生委員・児童委員の地域での一体的な活動に支障をきたすことのないよう、民生委員・児童委員の委嘱、主任児童委員の指名を引き続き厚生労働大臣から行う。また、民生委員・児童委員の選任要領を変更する予定はない。
- ・ 民生委員・児童委員の推薦や委嘱・解嘱、主任児童委員の指名の事務については、社会・援護局から地方厚生局を通じて自治体に連絡・調整しているが、こども家庭庁の設置後にこれらの事務の流れを変更する予定はない。
- ・ 表彰の事務手続きについても同様であり、こども家庭庁創設後も児童委員・主任児童委員含め厚生労働大臣から表彰する。

・ 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)(抄)

第五条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

・ 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)(抄)

第十六条 市町村の区域に児童委員を置く。

② 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

③ 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

○民生委員法及び児童福祉法に連携規定を新設。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(抄)

・ 民生委員法

第二十八条 厚生労働大臣は、この法律の運用に当たっては、内閣総理大臣の協力を求めるものとする。(新設)

・ 児童福祉法

第十八条二の二 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、児童委員の制度の運用に当たっては、必要な情報交換を行う等相互に連携を図りながら協力しなければならない。(新設)

○全民児連・厚生労働省・こども家庭庁三者間の緊密な連携の推進。

- ・ 各地域で懸念や支障が生じることのないよう、関係者の皆様のご意見もお伺いしながら、全民児連と厚生労働省、こども家庭庁の三者で適時情報共有・意見交換を行うなど、緊密に連携していく。

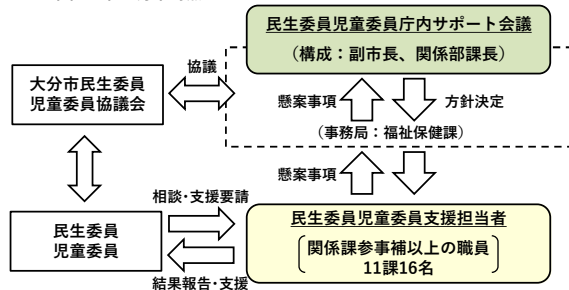
民生委員・児童委員活動の負担軽減、周知・広報に向けた取組事例 「民生委員児童委員庁内サポート体制の構築」(大分県大分市)

■大分県大分市の主要データ

基礎データ (令和3年12月末現在)	人口：477,584人 世帯数：226,889世帯
民生・児童委員 主任児童委員	定数：795人／委嘱者数：779人 定数：91人／委嘱者数：89人

(概念図)

※令和3年12月末時点



■取組(活動)のきっかけ、経緯

民生・児童委員が地域で困難事例を抱えた場合においても、円滑かつ効果的に活動できるよう支援するため、全庁あげての支援体制の構築が必要との考えに至った。

■取組(活動)概要

関係各課に民生・児童委員支援担当者を配置し、管内の民生・児童委員に支援担当者の連絡先を共有することで、困難事例を抱える民生・児童委員からの相談に対し、複数の関係課と連携を図りながら早急に対応できる体制を構築。また、支援担当者での解決が困難な場合に副市長及び関係部課長を構成員とする「民生委員児童委員庁内サポート会議」を開催し、対応方針を決定する。

■取組(活動)の主催団体

大分市

■連携・協力機関等

大分市民生委員児童委員協議会

■民生委員・児童委員の役割、関わり

単位民協で解決できない困難事例を抱えた場合、支援担当者に相談・支援要請を行う。

■取組(活動)のポイント、留意点

民生・児童委員から相談・支援要請を受けた内容が連絡を受けた担当課単独では処理できない事案の場合には、複数の関係課と連携を図りながら早急に対応することが重要。

■取組(活動)による効果

支援担当者の連絡先を民生・児童委員に共有することにより、仮に土日祝日に相談事案が生じた場合においても行政機関と連絡が取れる仕組みが講じられていることで、民生・児童委員に安心感を与えることができています。

■今後の展望・課題

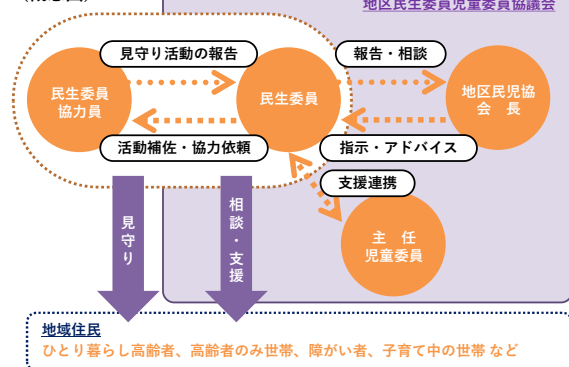
民生・児童委員の活動指針となることを念頭に庁内サポート会議での検討を経て策定・配布しているQ&A(民生・児童委員活動の目安と考え方)を、より実践的な指針となるよう順次改訂を行っていく。

民生委員・児童委員活動の負担軽減、周知・広報に向けた取組事例 「民生委員協力員による活動サポート」(新潟県新潟市)

■新潟県新潟市の主要データ

基礎データ (令和4年12月末現在)	人口：773,914人 世帯数：347,609世帯
民生・児童委員 主任児童委員 (令和5年2月1日現在)	定数：1,229人／委嘱者数：1,174人 定数：146人／委嘱者数：146人

(概念図)



■取組(活動)のポイント、留意点

あくまでも活動の核となるのは民生・児童委員。民生委員協力員による補佐・協力を円滑に行うためには、民生・児童委員と民生委員協力員が主従関係ではなく、活動上のパートナーとして相互の連絡体制を構築することが重要。

■取組(活動)による効果

- 市内の民生・児童委員からは、以下の評価を得ている。
- 活動が一人ではなく感じられ、心強くなる。
- 地域内の情報が手に入りやすくなった。
- 地域内の理解者が増えてきている実感がある。
- 民生委員協力員が異性の場合、異性の訪問対象に接しやすい。

■取組(活動)のきっかけ、経緯

ひとり暮らしの高齢者世帯等が増加する中で、民生・児童委員1人で担当することが困難な場合であっても、地域住民の協力を得ながら、助け合い支え合うことができる体制づくりが必要という問題意識から、新たな取組を検討。

■取組(活動)概要

民生・児童委員の指示・指導のもと、民生・児童委員が実施する見守り等の活動に対する補佐・協力をを行う「民生委員協力員」を民生・児童委員1人につき1名を必要に応じて配置する。(令和5年2月1日現在：59名)
・民生委員協力員は、地区民生委員児童委員協議会会長の推薦により市長が委嘱。
・年額12,000円の活動費を支給。ボランティア活動保険にも加入。

■取組(活動)の主催団体

新潟市

■連携・協力機関等

地区民生委員児童委員協議会

■民生委員・児童委員の役割、関わり

民生委員協力員が実施する見守り等の活動に対する指示・指導(相談・調整)

■今後の展望・課題

多くの民生・児童委員が制度利用できるよう、引き続き、制度の周知・広報に努めていく。

民生委員・児童委員活動の負担軽減、周知・広報に向けた取組事例 「小学生による民生委員活動（子ども民生委員）」（熊本県天草市）

■熊本県天草市の主要データ

基礎データ (令和4年12月末現在)	人口：75,101人 世帯数：36,314世帯
民生・児童委員 主任児童委員	定数：277人／委嘱者数：273人 定数：28人／委嘱者数：28人

徽章バッジ(缶バッジ)



高齢者宅の訪問



ひとり暮らし高齢者宅が
一目で分かるマップ作り



サロンでの交流



■取組(活動)のポイント、留意点

例えば、高齢者宅を民生・児童委員と子ども民生委員と一緒に訪問する場合において、訪問先の選定や訪問時におけるプライバシーへの配慮等は訪問先の状況を把握している民生・児童委員の協力が必須。

■取組(活動)による効果

子ども達の意識の変化もさることながら、民生・児童委員と子ども達が顔なじみになることにより、その保護者にも民生・児童委員活動の重要性と大変さを理解してもらえ、民生・児童委員活動に対して、地域住民の意識にも良い影響を与えている。

■取組(活動)のきっかけ、経緯

子ども達の地域との関わりや高齢者とふれあう機会が減少している実態を踏まえ、民生・児童委員とともに活動すること等により、子ども達にも地域社会の一員としての自覚や思いやりの心、地域の住民同士のつながりの大切さを学んでもらうことを目的とした仕組みを検討。

■取組(活動)概要

市内全ての小学校を対象に、天草市社協会長から「子ども民生委員」として委嘱(委嘱状・徽章(缶バッジ)を交付)し、認知症サポーター養成研修を受講して活動がスタート。以降、天草市子ども民生委員信条を念頭に民生・児童委員とともに各種活動を実施。子ども民生委員の委嘱期間は小学校在学期間。
・令和4年12月末現在で、市内の全17小学校で累計4,371人に委嘱。

■取組(活動)の主催団体

天草市社会福祉協議会

■連携・協力機関等

小学校、PTA、行政区長会、地区振興会、老人会、婦人会等

■民生委員・児童委員の役割、関わり

子ども民生委員の活動(地域の見守り活動等)への参加・協力

■今後の展望・課題

子ども民生委員活動の継続した取組により、地域住民の民生・児童委員活動への理解、地域住民の協力によるより一層の地域福祉の推進につなげていきたい。

民生委員・児童委員活動の負担軽減、周知・広報に向けた取組事例 「ICTの活用(タブレット端末等の導入)」(石川県野々市市)

■石川県野々市市の主要データ

基礎データ (令和5年1月末現在)	人口：54,097人 世帯数：25,181世帯
民生・児童委員 主任児童委員	定数：89人／委嘱者数：88人 定数：10人／委嘱者数：10人

(活用事例)



①定例会資料のペーパーレス化

地域ICTプラットフォームサービスアプリ「結ネット」を活用し、各委員等に定例会開催案内通知や資料のデータを一斉送信。会議等への出欠確認にも活用。

②オンライン会議の実施

「ZOOM」を活用し、野々市市民児協主催の会議や研修会等をオンライン開催。(動画は社協ホストPCに保存しており、欠席者等の後日・随時閲覧も可能。)

③情報共有・緊急時の連絡

「LINE」を活用し、委員間の定期的な会議や、事務局から各委員に向けた緊急時の連絡など、必要な情報の一斉送信による周知・情報共有。

■取組(活動)のきっかけ、経緯

民生・児童委員の担い手不足改善に向けて、仕事をしながら委員活動をする人が参加しやすい環境づくりやペーパーレス化を推進するために「Web委員会」を設置。また、委員活動の負担軽減の観点から、金沢工業大学と連携し、タブレット端末の導入とICT活用の検討を開始。

■取組(活動)概要

市内全ての民生・児童委員と事務局員にタブレット端末とWi-Fiルーターを配布するとともに、金沢工業大学の学生のサポートにより、ICTの活用にも慣れた民生・児童委員に対して、端末利用説明会を開催。

タブレット端末等の購入経費は、野々市市からの補助金とコロナの影響により中止となった研修会経費を充当。通信費は、協議会活動費から捻出。

■取組(活動)の主催団体

野々市市民生委員児童委員協議会

■連携・協力機関等

野々市市、野々市市社会福祉協議会、金沢工業大学

■民生委員・児童委員の役割、関わり

民生・児童委員活動におけるタブレット端末の積極的な活用

■取組(活動)のポイント、留意点

端末利用説明会は「みんな初心者だからわからなくて当たり前」という雰囲気で開催し、金沢工業大学の支援を得ながら丁寧な研修を行った。また、「Web委員会」内に操作説明等の問い合わせ窓口を継続して設置しており、随時の支援体制を整備している。

■取組(活動)による効果

民生・児童委員の情報収集と共有、意見交換の迅速化が図られ、負担軽減に限らない活動全般への波及効果が期待できる。
また、就労しながら民生・児童委員活動を行うための環境が整備されることから、担い手不足解消の一助となる。

■今後の展望・課題

定例会や研修会動画の蓄積により、一斉改選により新たに民生・児童委員として委嘱された初任者に対する研修を充実させていく。
また、本民児協は金沢工業大学と共同で活動記録のオンライン化を進めている。

班体制による活動 — 東京都の事例 —

近隣の委員同士がチームとなり、 地域と向き合いながら、課題解決につなげる

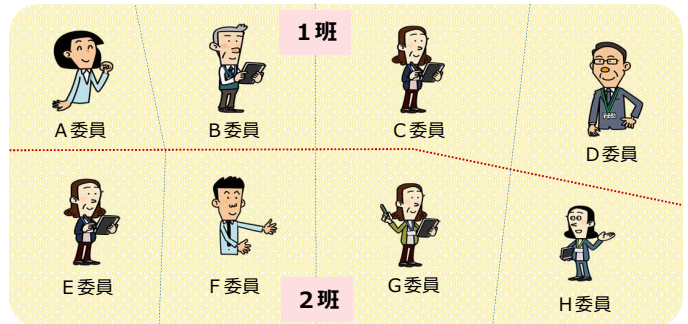
民生委員児童委員協議会（民児協）には、経験年数や性別の違いをはじめ仕事や介護など様々な事情を抱えた委員が所属している。委員活動の多様化・複雑化等により各委員の負担感が高まるなか、その解消に向け委員同士の支え合いを仕組みとして捉え直すのが班の考え方。班体制は、近隣地区の委員がチームを組んで情報や経験、小地域の課題を共有しながら活動している。

住民の中には顔見知りの委員には相談しにくいと考える人もおり、また、支援が必要なときに担当地区の委員が不在ということもある。他の地区の委員も対応できる体制を整えておくことは、住民にとっての利便性が高まる上、支えてくれる人が複数いるという安心感にもつながる。各々の経験を班で共有し、より良い支援をチーム内で検討し合うことにより支援の質の向上も図られている。

班活動は、委員同士が支え合い、委員相互の経験や知識に学ぶ活動であり、例えば、新任委員が先輩職員と一緒に活動することで、不安や戸惑いが軽減されるとともに人材育成の視点が民児協に根付くほか、委員同士の絆を深めるような効果もある。

※東京都及び東京都民生委員児童委員連合会の作成資料等をもとに厚生労働省において作成

班の編成イメージ



※道路や地形、住宅特性、町会・自治会や学校、地域包括支援センター等の圏域に配慮しつつ近隣の委員同士4～6人の班を組みます。男女のバランスや経験差、担当世帯数等に配慮した班編成が望ましいとされている。

葛飾区の事例

班体制導入当初から、民児協の定例会で個別ケースの検討が行われており、各班の直近のケースの様子や感想・気付きなどを共有している。実際にかかわった委員が気付かない問題や対応方法のアドバイスが他の委員から寄せられ、適切な支援に結び付いたことも少なくない。また、新任民生委員が調査等で初めて住民宅を訪問する時、同じ班の先輩委員が同行することで、新任委員は心強くなり、安心して活動ができるようになる。

班体制による民生委員活動が地域の様々な関係機関に浸透していくことで、情報共有や個別支援への協力も円滑に行われるようになっていく。

民生委員・児童委員インターンシップ

大学生を対象にした 民生委員・児童委員インターンシップを実施

神戸市では、令和4年7月から9月にかけて、民生委員・児童委員インターンシップを実施。神戸女子大学と神戸女子短期大学の52名の学生が参加し、グループに分かれて市内各地域の様々な民生委員活動を体験。

○目的

市、神戸市民生委員児童委員協議会、神戸女子大学・神戸女子短期大学の三者が協働して、学生の体験型インターンシップを実施。民生委員・児童委員が様々な地域課題に地域で取り組んでいる現場を学生が体験することで、今後の大学での学びにつなげ、若い世代の方々に活動を知ってもらい、また、学生から民生委員・児童委員活動を知ってもらうための提案を受けることで、今後の民児協活動に活かすことを目的とした。

○活動内容

民生委員・児童委員活動に同行し、地域福祉の実態・課題・活動の魅力を学ぶこととし、具体的には、事前研修の受講後に、高齢者見守り活動への同行、地区民児協の定例会への参加、高齢者を対象とした給食会や喫茶、子どもを対象とした学習会や子ども食堂への参加等を実施。

※神戸市、神戸女子大学の作成資料等をもとに厚生労働省において作成

— 神戸市の事例 —



民生委員・児童委員インターンシップ活動の様子

須磨区（子ども食堂準備）



灘区（ふれあい喫茶）



垂水区（高齢者見守り）



西区（和太鼓クラブ）



インターンシップ活動・事後報告会



多文化共生のまちづくり ー大阪市生野区民児協の事例ー

生野区民生委員児童委員協議会による多文化共生に向けた取り組み


大阪市生野区は、大阪市内で外国籍住民の比率が最も高く、住民の5人に1人が外国籍で韓国・朝鮮籍の住民をはじめ、約60か国の国から集まった方々が暮らしている。民生委員には、在日外国籍住民等が文化や生活環境の違いから地域社会に溶け込めず孤立した生活を強いられることで様々な相談があり、その都度、関係行政機関と連携し、解決に努めている。

民生委員による外国籍住民の方々への支援として、各委員の担当地域に住む多くの外国籍住民に直接会って、区の広報誌や「やさしい日本語」等のチラシの配布をはじめ、外国人の子どもが日本の学校に入る時の手続きや、防災情報・生活情報などを多言語で表示したチラシ等を活用して案内するなどの取組を行っている。

(参考) 大阪市による多文化共生に向けた取り組みの例


生野区のコミュニティづくり事業 「やさしい日本語から、つながろう」

- やさしい日本語を活用して住民同士のつながりの輪を広げることを目指す取組。
- 取組に賛同・協力する個人には缶バッジ、協力店にはステッカーを配布し、やさしい日本語の活用および認知度の向上、やさしい日本語を用いる交流イベントの開催等の事業を実施。



多文化交流お助けガイド「何でも聞いてや！」

- 大阪に住む外国人の声や、話すときに役立つ知識、コミュニケーションツールを掲載。
- ガイドブックは、町会長、民生委員・児童委員の地域に外国人一家が引っ越してきたことをきっかけに、町会長と民生委員・児童委員が外国人への接し方や文化の違いを学んでいくストーリーとなっている。



※大阪市、全国民生委員児童委員連合会の作成資料等をもとに厚生労働省において作成

拡充 災害ボランティアセンター等機能強化事業（仮称） （旧：災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業）

社会・援護局地域福祉課
（内線2219）

令和5年度当初予算案 1.9億円（1.8億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

近年、自然災害が頻発化・大規模化する中、社会的脆弱性を抱えている方々は、被災したことで課題がより深刻化・長期化する傾向がある。また、災害発生を契機に、それまで支援が必要でなかった人が困難に陥ったり、困りごとを抱えるなど、要支援者は更に増大する。

一方、被災地における福祉施設や相談機関などの既存の支援力は災害のため大幅に減退する中、大規模災害時には被災地外から被災者支援にかけつける福祉関係職員や関係団体、ボランティア等が非常に重要であり、こうした多岐にわたる関係者を調整する機能が求められる。

そのためには、広域をカバーする都道府県社協の役割が重要であることから、これまで市町村災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる支援を中心に実施していた「災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業」を拡充し、都道府県社協における調整機能の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

平時から社会的脆弱性を抱えた人々に寄り添い、支援を行うことができるよう、従来の、災害ボランティアセンター設置・運営研修や災害ボランティアセンターの立ち上げ支援等に加え、都道府県社協において平時から行う、多様な関係機関・企業等との関係づくり、市町村域の災害時ケアプラン策定支援等の取組への支援を通じ、都道府県社協の調整機能の強化を行う。

現状

- 事業内容** 【（実施主体）都道府県社協・市町村社協、（補助率）1/2】
 （都道府県社協） ・ 市町村社協への災害VC研修・指導 ・ 被災市町村災害VC立ち上げ支援
 （市町村社協） ・ 災害VC設置運営にかかる実地訓練等の実施
- 国庫補助基準** ① 都道府県社協に対して都道府県が補助を行う場合 1都道府県 5,000千円
 ② 市町村社協に対して市町村が補助を行う場合 人口規模に応じ 500～5,000千円



令和5年度～

- 事業内容** 【（実施主体）都道府県社協・市町村社協、（補助率）1/2】
 （都道府県社協） ・ 市町村社協への災害VC研修・指導 ・ 被災市町村災害VC立ち上げ支援
 上記に加え、県内の自治体、社団法人やNPO法人を始めとした多様な関係機関・企業等との関係づくり、市町村域の災害時ケアプラン策定支援等、平時から、都道府県社協の調整機能を強化する取組を行う場合、一定の加算を行う（※）
 （市町村社協） ・ 災害VC設置運営にかかる実地訓練等の実施
- 国庫補助基準** ① 都道府県社協に対して都道府県が補助を行う場合 1都道府県 5,000千円+400千円（※）
 ② 市町村社協に対して市町村が補助を行う場合 人口規模に応じ 500～5,000千円



生活困窮者支援等のための地域づくり事業

令和4年度予算：594億円の内数 令和5年度予算（案）：545億円の内数

- 住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、従来の属性ごとの支援体制では「制度の狭間」のニーズへの対応が困難になっている。また、人と人との関係性や「つながり」が希薄化する中、孤独・孤立の問題が一層深刻化している。
- このような状況を踏まえて、地域におけるつながりの中で、住民の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、①課題を抱える者の早期発見や地域のニーズの把握、②住民主体の活動支援・情報発信等、③世代や属性を問わず住民同士が関わることができる居場所づくり、④多様な担い手が連携する仕組みづくりの取組を進めることで、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉を推進する。

【事業内容】

- ①地域住民のニーズ・生活課題の把握
- ②住民主体の活動支援・情報発信等
- ③地域コミュニティを形成する「居場所づくり」
- ④行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開

【実施主体】

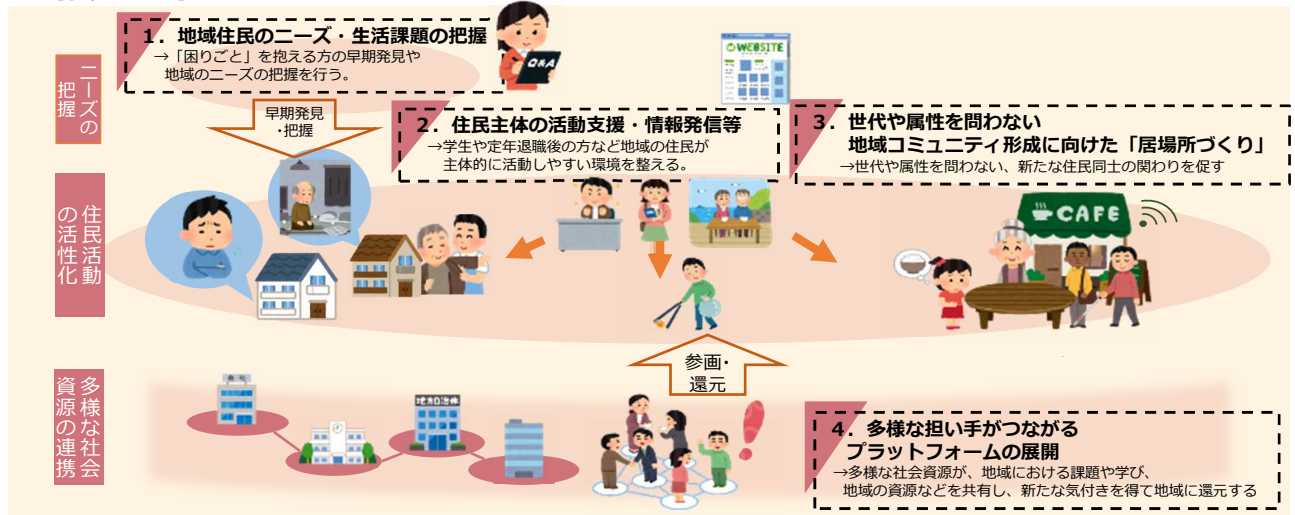
市町村(管内市町村の取組を総合的に調整する場合は都道府県可)

【補助率】

1/2

【事業イメージ】

※地域の実情に応じて、1つまたは複数の事業を実施する



6 地方改善事業等関連

地方改善事業の推進(施設整備費・事業費)

1. 地方改善施設整備費

令和5年度予算案(令和4年度予算額)
443,152千円(443,152千円)

- 生活環境等の安定向上を図る必要のある地域住民の生活環境等を改善させるため、隣保館等の共同施設を整備することにより、生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図る。
- また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)を踏まえ、隣保館の耐災害性強化対策(耐震化対策、ブロック塀等対策)の更なる促進を図る。

【事業内容等】

- ① 隣保館整備事業
(実施主体):市町村 (補助率):国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 又は 国1/2、政令市・中核市1/2
- ② 共同作業場整備、下水排水路整備、地区道路・橋梁整備、墓地移転整備事業
(実施主体):市町村 (補助率):国1/2、市町村1/2

2. 地方改善事業費

令和5年度予算案(令和4年度予算額)
3,618,528千円(3,618,528千円)

- 生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域住民の社会的、経済的、文化的改善向上のため、隣保館や生活館の運営を支援することにより、生活上の課題や様々な人権課題の速やかな解決を図る。

【事業内容等】

- ① 隣保館運営事業
(実施主体):市町村 (補助率):国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 又は 国1/2、政令市・中核市1/2
- ② 生活館運営事業
(実施主体):市町村 (補助率):国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 又は 国1/2、政令市・中核市1/2

アイヌ施策の推進

生活館の運営等

生活館の運営に対する支援

- 生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業をはじめ、社会福祉等に関する事業を総合的に実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民交流の場として、重要な役割を担っている。生活館の運営に要する費用について「地方改善事業費補助金」において支援を実施している。
- ※ 生活館の整備に要する費用については、令和元年度より「アイヌ政策推進交付金」により助成

地域住民の生活環境等の改善整備

- 生活環境の改善を要する地域への共同施設等の整備について支援を実施している。

事業名	事業の概要
○ 地方改善施設整備費補助金	地域住民の生活環境等の改善を図るため市町村が設置する共同施設の整備等を行う。
地区道路・橋梁整備事業	地域住民の生活の改善を図るため、市町村道の拡幅改良又は新設を行う。
共同作業場整備事業	職住分離による生活環境の改善を図るとともに付随的に住民の経済向上対策の一環として就労の場を提供することを目的として共同作業場及び大型共同作業場の設置を行う。
し尿以外の生活排水及び雨水の排水路整備事業	日常生活において家庭から排出される雑排水の処理を主として行うための排水路の整備を行う。
墓地移転整備事業	墓地の散在、過密化等により生活環境が著しく阻害されている場合、当該墓地の移転及び納骨堂の整備を行う。

アイヌの人々のための生活相談

国事業

生活相談充実事業(アイヌの人々のための電話相談事業)

- 北海道内に限らず存在するアイヌの人々からの生活上の悩みなどの電話相談に対応し、孤独感の解消を図るとともに、必要に応じ、地方公共団体、人権関係諸団体及びアイヌ関係団体等へ紹介等を行う。
- 当該事業の実施に当たっては、以下の要件を満たす専任の電話相談員を配置するとともに、事業を円滑かつ効果的に実施するため、国及び地方公共団体の人権担当部局との連携を図るためのネットワークを備えている団体へ委託する。
 - ① アイヌ文化・歴史、生活、人権などに精通していること。
 - ② アイヌの人々からの相談実績があること。
 - ③ 社会福祉、人権課題等に精通し適切な対応を行えること。

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 概要

1. 基本的な考え方

- 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。
- このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。
- このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

2. 重点的に取り組む対策・事業規模

- 対策数：123対策
- 追加的に必要となる事業規模：おおむね15兆円程度を目途

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[78対策]	おおむね12.3兆円程度
(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]	
(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]	
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]	おおむね2.7兆円程度
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]	おおむね0.2兆円程度
(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]	
(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]	
合 計	おおむね15兆円程度

3. 対策の期間

- 事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 対策例

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策[78対策]

(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]

- ・流域治水対策（河川、下水道、砂防、海岸、農業水利施設の整備、水田の貯留機能向上、国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速）（国土交通省、農林水産省、財務省）
- ・港湾における津波対策、地震時等に著しく危険な密集市街地対策、災害に強い市街地形成に関する対策（国土交通省）
- ・防災重点農業用ため池の防災・減災対策、山地災害危険地区等における治山対策、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策（農林水産省）
- ・医療施設の耐災害性強化対策、社会福祉施設等の耐災害性強化対策（厚生労働省）
- ・警察における災害対策に必要な資機材に関する対策、警察施設の耐災害性等に関する対策（警察庁）
- ・大規模災害等緊急消防援助隊充実強化対策、地域防災力の中核を担う消防団に関する対策（総務省） 等

(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]

- ・高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策、市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策（国土交通省）
- ・送電網の整備・強化対策、SS等の災害対応能力強化対策（経済産業省）
- ・水道施設（浄水場等）の耐災害性強化対策、上水道管路の耐震化対策（厚生労働省） 等

2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]

- ・河川管理施設・道路・港湾・鉄道・空港の老朽化対策、老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策（国土交通省）
- ・農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策（農林水産省）
- ・公立小中学校施設の老朽化対策、国立大学施設等の老朽化・防災機能強化対策（文部科学省） 等

3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]

(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]

- ・連携型インフラデータプラットフォームの構築等、インフラ維持管理に関する対策（内閣府）
- ・無人化施工技術の安全性・生産性向上対策、ITを活用した道路管理体制の強化対策（国土交通省） 等

(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]

- ・スーパーコンピュータを活用した防災・減災対策、高精度予測情報等を通じた気候変動対策（文部科学省）
- ・線状降水帯の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策、河川、砂防、海岸分野における防災情報等の高度化対策（国土交通省） 等

和歌山県地域福祉推進計画（改訂版） 2020（令和2）年度～2024（令和6）年度（抜粋）

第7章 市町村地域福祉計画の策定支援

1 計画策定の基本的留意事項

（7）地域資源の活用

- 包括支援体制を整備していくためには、その「拠点となる場所」、そして「核となる人材」が必要であり、これらの地域資源を活かして、人が集まる機会を創意工夫して作っていくことが大切です。
- 拠点の要件は、住民がいつでも気軽に立ち寄れ、集まることができることであり、それにより情報共有や関係者間の連携が強化されます。

拠点としては、公民館、集会所、社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、保育所、隣保館、児童館等）、学校の空き教室、空き店舗等、市町村内のあらゆる資源を再評価し、活用していくことが大切です。

例えば、隣保館については、1997（平成9）年の国の通知により、同和問題の解決という本来の目的を踏まえた上で、第二種社会福祉事業を行う施設として位置付けられました。2002（平成14）年には、地域社会の全体の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う施設とする趣旨の国の通知があり、その役割は拡大しています。今後は、高齢者の介護予防や生きがいづくり事業はもちろんのこと、地域の実情にあった多様な事業展開を実施するとともに、生活困窮者自立相談支援機関との連携等により、相談機能を強化し、地域福祉の推進の拠点として活用されることが望まれています。

このように制度改正等により、施設運営の目的や実施事業等が拡大、変化している中で、地域福祉計画の策定に当たっても、地域資源を見直し、その活用を図っていくという視点が必要となります。

第4期大阪府地域福祉支援計画※（中間見直し版） ※2019年度～2023年度（抜粋）

《第4期計画における具体的取組》

（市町村における包括的な支援体制の構築）

- ▼ 市町村の高齢・障がい・児童・生活困窮などの福祉関係部署をはじめ、住まいや教育、就労、保健センターなどの関係部署や市町村社協や社会福祉法人、隣保館（※）などの関係機関が連携し、包括的な支援体制が構築・拡充されるよう、市町村訪問による助言、先進事例や最新情報の提供などを通じて、市町村を支援します。

《第4期計画における具体的取組》

（生活困窮者への支援）

- ▼ 自立相談支援事業については、地域社会からの孤立などにより支援につながっていなかった生活困窮者を早期に発見し、適切な支援につなげるため、CSW、地域包括支援センター（※）や隣保館（※）など既存の相談事業などと密接に連携し、相談機能のネットワーク化を促進します。

また、第4期大阪府地域福祉支援計画（中間見直し版）で「隣保館」について以下のように解説している。

- ・地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う社会福祉法に基づく隣保事業を実施。
- ・「地域共生社会」の実現に向けた市町村における体制整備において、地域福祉の推進を担うことのできる機能を有している関係機関の一つ。

7 消費生活協同組合関連

7. 消費生活協同組合(生協)の概要について

生協とは

○ 消費生活協同組合は、組合員が出資し、組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、組合員が利用する非営利の協同組織である(根拠:消費生活協同組合法(昭和23年))。

基本的原則

- ・一定の地域又は職域による人と人との結合(相互扶助組織)
- ・組合員の生活の文化的経済的改善向上
- ・加入・脱退の自由
- ・組合員の議決権・選挙権の平等
- ・組合員への最大奉仕、非営利
- ・員外利用の原則禁止
- ・政治的中立
(特定の政党のために利用してはならない。)

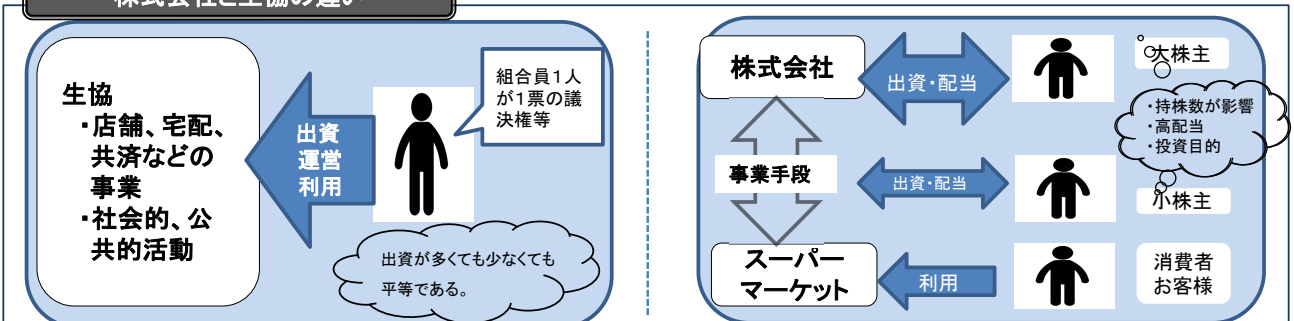
組織・運営



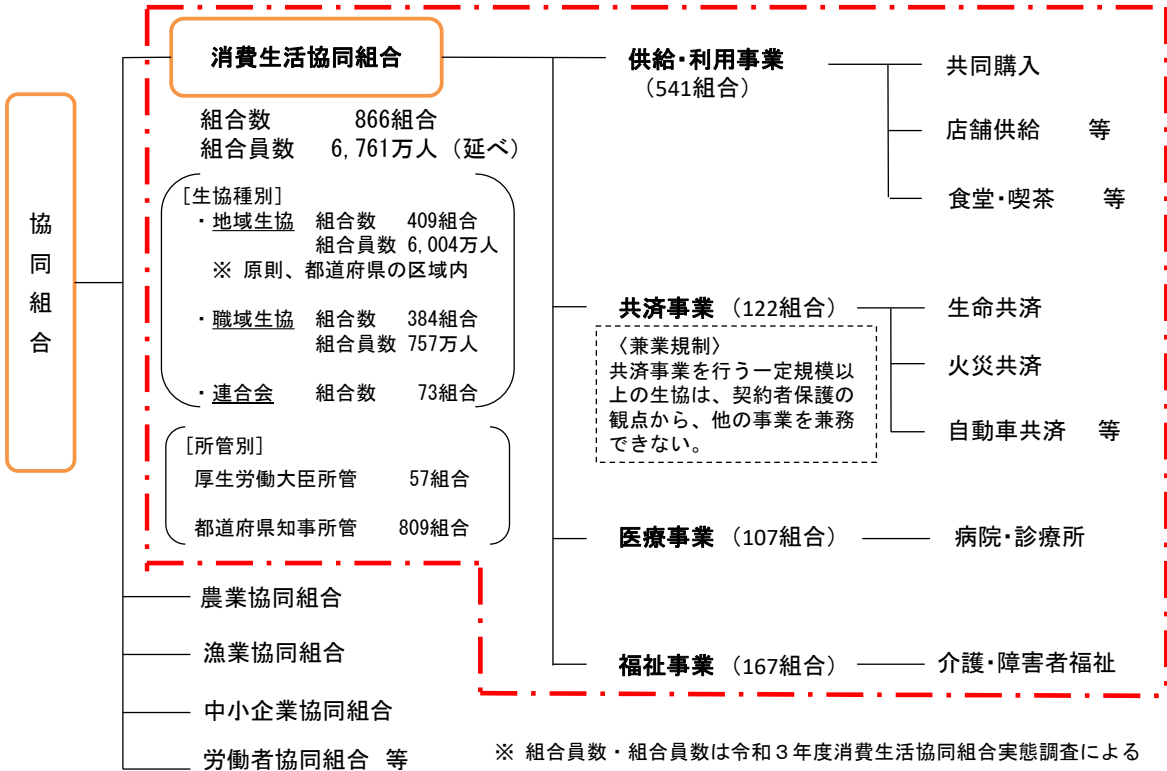
出資

組合員は出資1口以上を有しなければならない。

株式会社と生協の違い



事業の種類と現状



消費生活協同組合法施行規則の改正（主なもの：令和3年度施行）

1. 改正内容

行政庁の許可を得て員外利用させることが認められる事業を列挙した、消費生活協同組合法施行規則第11条第1項第1号に、下記の通り「ト」を新設。

（組合員以外の者に事業を利用させることのできる場合）

第11条 法第12条第4項第3号に規定する厚生労働省令で定める事業は次の各号に掲げる事業とし、同号に規定する厚生労働省令で定めるところにより利用させる場合は当該事業の区分に応じ、当該各号に定める場合（組合員による利用分量と組合員以外の者による利用分量とを区別することができる場合に限る。）とする。

一 物品を供給する事業 次に掲げる場合

イ 学校その他の教育文化施設又は病院、保育所その他の医療施設若しくは社会福祉施設を設置する者が当該施設の利用者に対し必要な便宜を供与する場合において、当該設置する者に対し当該便宜の供与に必要な物品を供給する場合

ロ 職域による組合が、職務その他これに準ずる理由により当該職域を訪問した者に対し物品を供給する場合

ハ 他の組合に物品を供給する場合

ニ 組合の存する地域の交流を目的とする催しを実施する場合

ホ 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域以外で避難者に対し、必要と認められる期間物品を供給する場合

ヘ 組合が注文に応じて物品を自宅その他の場所に配送する方法により事業を利用することを希望する者に対し、一月以内の期間を定めて、試行的に当該物品を供給する場合

新設

ト 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第4条に規定する地域住民等（注）により構成された地域の課題の解決を図る取組を行う組織が、貧困その他の事由により生活を営む上で困難を有する者に対し必要な便宜を供与する場合において、当該組織に対し当該便宜の供与に必要な物品を供給する場合

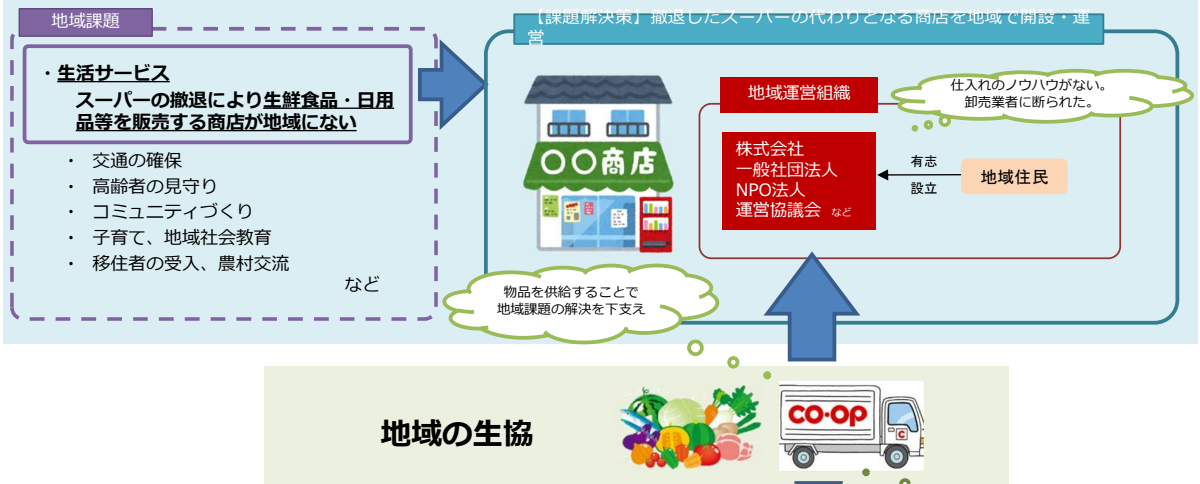
（注）地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者

2. 公布・施行期日

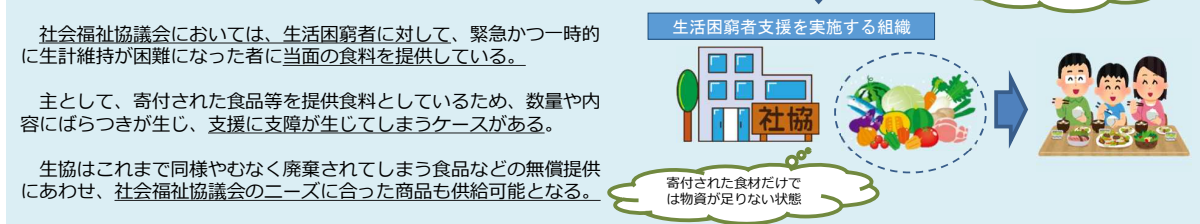
令和3年3月5日公布、同年4月1日施行

今般の改正により可能となる生協の取組の具体例

具体例 ① 地域が運営する店舗に対する物品供給



具体例 ② 生活困窮者の食糧支援等を実施する組織に対する物品供給



地域の課題解決を図る取組を行う組織に対し物品供給をしている事例

多世代共生施設の店舗へ商品を供給し、コミュニティの再形成を目指す 生活協同組合コープみえ（三重県）

実施地域の概要【桑名市】

総人口 139,754人
世帯数 60,868世帯
組合員数 15,658人
※2022年6月現在

- 三重県桑名市に、桑名市社会福祉協議会が運営する多世代共生施設「らいむの丘」(※)が2022年4月に開設。
- コープみえは、桑名市社会福祉協議会と連携協定を締結し、この施設内にある店舗「らいむショップ」に対し、三重県より員外利用の許可を受けて、生協の商品の供給を行っており、地域の方などが商品を購入できることが特徴。
- 併設する店舗や公園、交流施設を地域住民に活用頂くことを通じて、コミュニティの再形成を目指している。

※…養護老人ホーム、児童発達支援事業所、母子生活支援施設、生活介護事業所、保育園など分野を超えた8つの福祉施設などが一カ所に集まり、福祉サービスを一体化させた施設。誰もが支え、支えられる新たなコミュニティを構築するための拠点として設立。

特徴的な活動の紹介

■コミュニティの再形成

らいむの丘がある松ノ木地区は、約1,500世帯(約4,500人)の住宅地でありながら、人と人、人と地域のつながりが希薄化し、住民の孤立が進行。一店舗への来訪をきっかけに、らいむの丘が地域住民の集う拠点となることを目指す。

■施設入所者や利用者のくらしを支えるお買いもの

敷地内の施設や事業所の利用者については、通常の買い物に困難を抱えている。→らいむショップは、買い物困難者が生活用品を購入する店舗であり、そこへ商品を供給することでくらしを支える。

それぞれのペースでゆっくり買い物ができるよう、スロージを実施。

■施設周辺の高齢化への対応

同地区の高齢化率は30%を超え、2025年には周辺の高齢化率は40%近くになる見込み。→現在も、店舗利用者の約半分が地域の方。3~5年後の高齢者・単身者の買い物の不自由さに対応していく。

■店舗でのフードドライブの実施

- ・店舗内にボックスを設置し、利用者に家庭で余っている食品の寄付を呼びかける。
- ・集まった食品は組合員が仕分け、支援が必要な方へ社協から配布する。

施設の運営委員会において、安心・安全といったイメージのある生協の商品を置いてほしいとの声あり。

↑員外利用許可を受けて商品を供給している旨を店舗内に掲示。

■供給の仕組み・・・宅配の仕組みを利用し、週に2回、店舗に商品を供給。品揃えについては、ドライ食品と日用品が中心。

行政や他の組合、医療・福祉事業者等との連携等

- ・店舗への供給方法を検討するにあたって、コープみえ内の各部局(桑名センター、宅配事業部、店舗事業部、仲間づくり・共済部、組織活動推進部)が横断的に連携し、検討チームを発足。
- ・員外利用の許可申請にあたっては、県担当者と綿密な打ち合わせを重ね、スピード感を持って手続きを進めた。
- ・実施にあたって、桑名市社協と「地域共生社会の実現に関する連携協定」を締結。らいむショップに関するこのほか、生活困窮者自立支援、子育て支援、高齢者支援、障がい者支援に関することでも連携・協力。

課題や今後の取り組み

- 課題**
- ・らいむショップの損益改善と安定した運営
 - ・供給方法の改善(宅配の仕組みなど、品切れの際にすぐ補充できないなど)
 - ・利用者の声に応える品揃えの検討(日配品や冷蔵・冷凍品など)
- 今後の取り組み**
- ・らいむの丘全体として、コミュニティの再形成に向けて、人が集う仕掛けづくりを進める
 - ・らいむショップに隣接する「ヴィレッジセンター(交流館)」を活用して、学習会やサロンを開催し、地域の住民の居場所となることを目指す。

8 令和5年度予算案（地域福祉課）の概要

令和5年度予算案の概要（地域福祉課） [1/3]

事 項	令 和 4 年 度 額	令 和 5 年 度 案	差 引 増 ▲ 減 額	備 考
1 地域共生社会の実現に向けた対応				
(1) 重層的支援体制整備事業の実施 ・包括的相談支援事業 ・地域づくり事業 ・多機関協働事業等	147.3億円 57.6億円 27.0億円	213.2億円 81.7億円 27.5億円	65.9億円 24.1億円 0.5億円	※子ども家庭局、社会・援護局(社会)、障害保健福祉部、老健局において計上した合計額
(2) 重層的支援体制の整備に向けた支援等 ・重層的支援体制整備事業への移行準備事業 ・重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業 ・重層的支援体制構築推進人材養成事業	27.6億円 1.3億円 0.2億円	27.6億円 1.4億円 0.3億円	0 0.1億円 0.1億円	
2 生活困窮者自立支援制度の推進				
<必須事業> ・自立相談支援事業 ・住居確保給付金 ・被保護者就労支援事業【保護課所管】 ・被保護者健康管理支援事業【保護課所管】	生活困窮者自立支援制度に係る負担金・補助金等 594億円の内数	生活困窮者自立支援制度に係る負担金・補助金等 545億円の内数		※「生活困窮者自立支援制度に係る負担金・補助金等」は、保護課計上分を含んだ金額。
<任意事業> ・就労準備・家計相談支援事業 ・一時生活支援事業 ・子どもの学習・生活支援事業 ・被保護者就労準備支援等事業【保護課所管】 等				
(参考)令和4年度第二次補正予算 ・自立相談支援機関等の機能強化 59.0億円の内数(※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金) ・生活困窮者等支援民間団体活動助成事業 5.2億円 (※独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業として実施) ・居住生活支援加速化事業 1.0億円 (※生活困窮者就労準備支援等事業として実施)				

令和5年度予算案の概要（地域福祉課） [2/3]

事 項	令 和 4 年 度 額	令 和 5 年 度 案	差 引 増 ▲ 減 額	備 考
<委託費> ・生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業 0.7億円 ・自治体・支援員向けコンサルティング事業 0.6億円 ・農業分野との連携強化モデル事業 1.0億円 ・居住支援相談窓口の設置 周知支援事業 0.2億円 ・生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業見直しに係る調査研究事業 0 ・緊急小口資金等の特例貸付のコールセンター 0 ・生活困窮者自立支援統計システム(運用・保守) 0.2億円				
3 ひきこもり支援の推進 ・ひきこもり支援推進事業 17.6億円 ・ひきこもり支援実機関支援力向上研修 0.1億円 ・ひきこもりに関する地域社会に向けた普及啓発と情報発信 1.5億円 ・ひきこもり支援従事者支援者支援事業 0				※デジタル庁計上
(参考)令和4年度第二次補正予算 ・ひきこもり支援体制構築加速化事業 59.0億円の内数(※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金)				
4 成年後見制度の利用促進 ・成年後見制度利用促進体制整備推進事業 3.2億円 ・互助福祉司法における権利擁護支援の機能強化事業 0.9億円 ・持続可能な権利擁護支援モデル事業 0.4億円 ・成年後見制度利用促進体制整備研修事業 0.6億円 ・成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業 0.1億円 ・任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業 1.2億円				※国事業(委託費)

令和5年度予算案の概要（地域福祉課） [3/3]

事 項	令 和 4 年 度 額	令 和 5 年 度 案	差 引 増 ▲ 減 額	備 考
5 東日本大震災等被災者への見守り・相談支援及びボランティア活動への支援の推進 ・東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進 ・被災者に対する見守り・相談支援等の推進 ・災害ボランティア活動への支援の推進	被災者支援総合交付金(復興庁所管) 115億円の内数 13.5億円 1.8億円	被災者支援総合交付金(復興庁所管) 102億円の内数 10.4億円 1.9億円	▲3.1億円 0.1億円	
6 地方改善事業の推進等 ・地方改善施設整備費 4.4億円 ・地方改善事業費 36.2億円 ・アイヌの人々のための電話相談事業 0.06億円				※国事業(委託費)
(参考)令和4年度第二次補正予算 ・隣保館の耐災害性強化(耐震化整備・ブロック塀改修) 2.8億円				
7 その他 ・全国社会福祉協議会の活動の推進 2.0億円 ・寄り添い型相談支援事業 7.5億円				